

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学院の設置							
フリガナ設置者		ガッコウホウジン フクオカガクエン 学校法人福岡学園							
フリガナ大学の名称		フクオカカンゴダイガクダイガクイン 福岡看護大学大学院 (Graduate School of Nursing (Master's Degree), Fukuoka Nursing College)							
大学本部の位置		福岡県福岡市早良区田村二丁目15番1号							
大学の目的		福岡看護大学大学院は、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		看護師として高度の専門性が求められる業務に必要な知識・技能・態度等を修得し、研究マインドを持って、主として医療看護を対象とする臨床研究の遂行能力を有する人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称		入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	看護学研究科 〔Graduate School of Nursing〕 看護学専攻 〔Master Course of Nursing〕 計	年 2	人 5	年次人 0	人 10	修士 (看護学) (Master of Science in Nursing)	年 月 第 年次 令和3年4月 第1年次	福岡県福岡市早良区田村二丁目15番1号	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	看護学研究科 看護学専攻修士課程	講義	演習	実験・実習	計	32単位			
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等
	新設分	看護学研究科 看護学専攻（修士課程）	11人 (11)	5人 (5)	- (-)	- (-)	16人 (16)	0 0	5人 (5)
			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		計	11人 (11)	5人 (5)	- (-)	- (-)	16人 (16)	0 0	5人 (5)
	既設分		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
合 計			11人 (11)	5人 (5)	- (-)	- (-)	16人 (16)	0 0	5人 (5)
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事務職員		7人 (7)		2人 (2)		9人 (9)		
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		1 (1)		1 (1)		2 (2)		
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計		8 (8)		3 (3)		11 (11)		

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		福岡歯科大学 (11,047㎡)・福岡 医療短期大学 (3,200㎡)と共用 ()内は設置基 準面積				
	校 舎 敷 地		0㎡		70,453.71 ㎡		1,159.00㎡		71,612.71 ㎡						
	運 動 場 用 地		0㎡		22,403.77 ㎡		0㎡		22,403.77 ㎡						
	小 計		0㎡		92,857.48 ㎡		1,159.00㎡		94,016.48 ㎡						
	そ の 他		0㎡		0㎡		9,503.58㎡		9,503.58㎡						
	合 計		0㎡		92,857.48 ㎡		10,662.58㎡		103,520.06 ㎡						
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		福岡歯科大学 (17,200㎡)・福岡 医療短期大学 (3,450㎡)と共用 ()内は設置基 準面積				
			6,915.33 ㎡ (6,915.33㎡)		7,653.33㎡ (7,653.33㎡)		32,185.64㎡ (32,185.64㎡)		46,754.30㎡ (46,754.30㎡)						
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体			
		4 室		8 室		4 室		1室 (補助職員-人)		0室 (補助職員-人)					
専 任 教 員 研 究 室				新設学部等の名称				室 数							
				看護学研究科看護学専攻				27 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点		学部単位での特定 不能なため、大学 全体の数
	看護学研究科看護学専攻		7,599 [360] (7,599 [360])		39 [6] (39 [6])		4 [4] (4 [4])		380 (380)		6,427 (6,427)		24 (24)		
	計		7,599 [360] (7,599 [360])		39 [6] (39 [6])		4 [4] (4 [4])		380 (380)		6,427 (6,427)		24 (24)		
図書館			面積			閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			大学全体			
			396.37㎡			96			16,640						
体育館			面積			体育館以外のスポーツ施設の概要						福岡歯科大学・福岡 医療短期大学と 共用			
			3,672.00㎡			弓道場			テニスコート他						
経 費 の 見 積 り 及 び 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費につい ては、視聴覚資料 を含む				
		教員1人当り研究費等			188千円	375千円	-	-	-	-					
		共同研究費等			-	-	-	-	-	-					
		図 書 購 入 費		2,737千円	-	-	-	-	-	-					
		設 備 購 入 費		5,336千円	-	-	-	-	-	-					
		学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次						
				900千円	700千円	-	-	-	-						
		学生納付金以外の維持方法の概要				寄付金、補助金収入等									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		福岡看護大学												
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地					
	看護学部看護学科		年	人	年次 人	人	学士(看護 学)	1.12	平成29 年度	福岡県福岡市早良区 田村二丁目15番1号					
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		福岡歯科大学										※令和2年度入学 定員減(△24人)		
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地					
	口腔歯学部口腔歯学科		年	人	年次 人	人	学士(歯学)	0.78	昭和48 年度	福岡県福岡市早良区 田村二丁目15番1号					
既 設 大 学 等 の 状 況	歯学研究科歯学専攻		4	18	-	72	博士(歯学)	0.60	昭和60 年度	福岡県福岡市早良区 田村二丁目15番1号	※令和2年度より 学生募集停止(保 健福祉学科)				
	大 学 の 名 称		福岡医療短期大学												
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地					
既 設 大 学 等 の 状 況	歯科衛生学科		年	人	年次 人	人	短科大学士(歯 科衛生学)	0.74	平成9 年度	福岡県福岡市早良区 田村二丁目15番1号	※令和2年度より 学生募集停止(保 健福祉学科)				
	保健福祉学科		2	-	-	-	短科大学士(介 護福祉学)	-	平成12 年度	福岡県福岡市早良区 田村二丁目15番1号					
	附属施設の概要		該当なし												

教 育 課 程 等 の 概 要															
(看護学研究科看護学専攻)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
科看護 基盤 目盤	健康支援特論	1前	2			○			3	1					オムニバス
	対人関係特論	1後	2			○			3						オムニバス
	小計（2科目）	—	4	0	0	—			6	1	0	0	0	0	—
看護 統 合 科 目	口腔医療看護特論	1通	4			○			2	1				兼1	オムニバス
	看護教育特論	2通	4			○			2						オムニバス
	看護倫理特論	1通		4		○			1					兼1	オムニバス
	看護管理特論	2通		4		○			2						オムニバス
	看護情報特論	1通		4		○				1				兼3	オムニバス
	小計（5科目）	—	8	12	0	—			5	2	0	0	0	兼5	—
看護 領 域 科 目	看護援助特論	1通		4		○			2	1					オムニバス
	成人看護特論	1通		4		○			3	1					オムニバス
	高齢者看護特論	1通		4		○			1						
	精神看護特論	1通		4		○			1						
	母子看護特論	1通		4		○			1	1					オムニバス
	公衆衛生看護特論	1通		4		○			1	1					オムニバス
	看護領域演習	2前	2				○		4	1					共 同
	小計（7科目）	—	2	24	0	—			9	4	0	0	0	0	—
科看護 研 究 目 究	看護研究方法	1前	2			○			1						
	看護特別研究	1通、2通	8				○		10	5					
	小計（2科目）	—	10	0	0	—			10	5	0	0	0	0	—
合計（16科目）		—	24	36	0	—			11	5	0	0	0	兼5	—
学位又は称号		修士（看護学）		学位又は学科の分野				保健衛生学関係（看護学関係）							
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法								授 業 期 間 等							
看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要な単位数として、「看護基盤科目」から必修科目2科目4単位、「看護統合科目」から必修科目2科目8単位、「看護領域科目」から必修科目1科目2単位、「看護研究科目」から必修科目2科目10単位を取得し、「看護統合科目」から選択科目1科目4単位以上、「看護領域科目」から選択科目1科目4単位以上の合計32単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問による最終試験に合格した者に対して「修士（看護学）」の学位を授与する。								1 学年の学期区分				2 期			
								1 学期の授業期間				1 5 週			
								1 時限の授業時間				9 0 分			

別記様式第2号（その3の1）

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 基盤 科目	健康支援特論	生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。 （オムニバス方式／全15回） （8 樗木晶子／5回） 対象者の個々のあり方を尊重し、対象者の様々な要求に的確に応え、最適な生活（well-being）を支えるための医療や看護のあり方について理解を深める。 （6 岡田賢司／4回） 感染症の概念と感染源や感染経路の違い、微生物の感染と疾患発症の区別の必要性、感染症と宿主の免疫・アレルギーとの関係についての理解を深める。 （7 角森輝美／3回） 地域における健康づくりを推進するための健康政策の取組みについて、具体的な事例を取り上げながら考察することにより、生活者の視点に立った健康支援のあり方についての理解を深める。 （15 晴佐久悟／3回） 口腔機能の低下と食欲・体力低下との関係及び器質的口腔ケアと機能的口腔ケアによるオーラルフレイルの予防効果や誤嚥性肺炎をはじめとする口腔内細菌による感染予防について考察する。	オムニバス方式
	対人関係特論	看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。 （オムニバス方式／全15回） （（1）窪田恵子／5回） 看護の対象となる人々や家族との意思疎通や信頼関係を構築するためのコミュニケーションの方法やカウンセリングの技法について理解を深める。 （9 中島富有子／5回） 患者や家族との援助的人間関係の構築に影響を及ぼす対人不安について、先行研究の考察を通して、その実態と改善の方法について理解を深める。 （2 青木久恵／5回） 患者とのコミュニケーションに対する不安が軽減した要因についての考察を通して、援助的人間関係の構築を支援する方法について理解を深める。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 統合 科目	口腔医療看護特論	口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活（well-being）の向上につながることを理解を深める。 （オムニバス方式／全30回） （（1）窪田恵子／7回） 人々の健康の保持、増進、回復にむけた口腔ケアの意義について概説したうえで、口腔ケアを通してwell-beingを追求する看護の役割について考察する。 （15 晴佐久悟／10回） 口腔ケアの定義及び口腔ケアと全身疾患との関連、歯周病と全身疾患との関連について概説したうえで、多職種連携による口腔ケアの必要性について考察する。 （9 中島富子／7回） 精神症状を有する人に対する口腔ケアの意義と実際について理解するとともに、精神疾患を有する人に対する口腔ケアの実践方法について考察する。 （18 内藤徹／6回） 最適な生活（well-being）の向上を目指した口腔ケアの実践・研修・調査・研究などの状況について概説するとともに、近年の口腔ケアに関する研究の特徴や動向について考察する。	オムニバス方式
	看護倫理特論	看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。 （オムニバス方式／全30回） （3 飯野英親／20回） 出生前診断や遺伝医療における倫理的な課題の考察を通して、医療や看護を受ける人の尊厳を守るための医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。 （20 永嶋哲也／10回） 日本看護協会における看護者を対象とした行動指針についての考察を通して、看護職者の法的責任と任務及び看護の職業倫理について理解を深める。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 統 合 科 目	看護管理特論	看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めるとともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。 (オムニバス方式／全30回) (3 飯野英親／20回) 看護管理者に求められる知識体系の一つとしての看護継続教育及び人材活用について概説したうえで、看護継続教育及び院内継続教育システムについて実践的な事例を取り上げながら考察する。 (5 内田荘平／10回) 医療事故防止のためのシステムアプローチとパーソンアプローチの必要性について概説したうえで、不安全行動の要因と医療事故防止にむけた継続教育のあり方や再学習の効果について考察する。	オムニバス方式
	看護教育特論	指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。 (オムニバス方式／全30回) (1 名補充／10回) 看護教育の意義と役割及び看護教育の諸課題について理解を深めるとともに、社会のニーズに沿って変化してきた看護教育と看護学の成り立ちについて考察する。 (2 青木久恵／10回) 看護職員に対する学習方法の支援の改善について、認知心理学的知見を踏まえた分析を行うとともに、認知カウンセリングの実践例から、自立した学習者の育成と指導の方法について考察する。 (3 飯野英親／10回) 新人看護職員に対する医療安全アセスメント力を向上させるためのインシデントレポートを教材として活用した実践事例の考察を通して、医療安全教育についての理解を深める。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 統合 科目	看護情報特論	社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。 (オムニバス方式／全30回) (16 吉田大悟／10回) 糖尿病の発症予測モデルのエビデンスをもとに開発されたICTツールを活用した地域における保健指導とその効果について、具体的な実践例の考察を通して理解を深める。 (17 塚崎恵子／10回) 看護実践や看護管理活動における情報の活用に関する事例の考察を通して、看護情報の実践的・管理的な意義や役割及び看護現場における情報管理と看護活動についての理解を深める。 (19 中島直樹／2回) 医療・看護における情報の意義と看護管理業務支援システムの活用及び医療分野における個人情報の取扱いや院内ネットワークと個人情報のセキュリティ管理について理解を深める (21 山下貴範／8回) 病院情報システム管理とネットワーク管理に関する基本業務及び医療・看護におけるデータベース構築やテキスト解析と診療情報の活用について理解を深める。	オムニバス方式
看護 領域 科目	看護援助特論	看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の過程についての理解を深めるとともに、適切な看護を実践するためのフィジカルアセスメントを基盤とした思考と実践の重要性について理解を深める。 (オムニバス方式／全30回) ((1) 窪田恵子／10回) 症状が起こるメカニズム、病態とケア、観察ポイント、アセスメントの根拠、看護計画の立案、看護ケアについて、呼吸困難と不整脈に関する具体的な事例を取り上げながら考察する。 (2 青木久恵／10回) 胸痛が起こる疾患とメカニズム、主な疾患における胸痛の特徴、疾患別の治療や看護についての考察を通して、看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の過程についての理解を深める。 (13 梶原江美／10回) 系統的に全体をスクリーニングし、アセスメントするシステムレビューの考察を通して、対象者に適切な看護を提供するフィジカルアセスメントを基盤とした看護ケアの重要性の理解を深める。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 領域 科目	成人看護特論	成人各期の成長や発達の課題を考慮し、生活や健康の特徴、疾患や健康問題についての理解を深めるとともに、成人の特徴に基づいた看護の考え方と援助の方法についての理解を深める。 (オムニバス方式／全30回) (8 樗木晶子／8回) 臨床看護に必要な心電図と不整脈の知識について理解を深めるとともに、心疾患患者の治療と症状緩和や再発予防の取り組みについて、看護ケアの観点から考察する。 (4 岩本利恵／8回) 難病を抱える患者の自己超越性の増加に関する先行研究の考察を通して、難病患者の自分らしく生きる力と心の健康の相関関係について理解を深める。 (11 村田節子／7回) ストーマの特徴やケアとストーマ管理の課題及び合併症や緊急手術の際のストーマサイトマーキングと術後管理の考察を通して、がん患者へのケアについて理解を深める。 (12 大城知子／7回) 慢性閉塞性肺疾患の進行による呼吸器機能の低下が身体活動のQOLに及ぼす影響及び疾患に対する認識や知識と気道感染への予防行動との関係について考察する。	オムニバス方式
	高齢者看護特論	高齢者の日常生活の中で多くみられる代表的な障害を取り上げて考察することにより、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や病状の把握の仕方や看護の方法についての理解を深める。具体的には、高齢者の睡眠障害の特徴と高齢者に多く認められる不眠への援助や安眠のためのケアについて考察するとともに、多疾患を有する高齢の虚血性心疾患患者への退院後介入の時期や方法について考察する。	
	精神看護特論	精神に障害のある人の社会参加支援や口腔ケアに関する実践例を取り上げて考察することにより、精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護についての理解を深める。具体的には、精神に障害のある人の社会参加に向けた退院支援や社会生活支援に対する精神科看護師の意欲を高めるための取り組みについて考察するとともに、精神に障害のある患者に実施する口腔ケアの実態と精神科看護師が実施する口腔ケアの質の向上にむけた取り組みについて考察する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 領域 科目	母子看護特論	母性の健康と看護及び新生児に対する看護に関する知識の理解を深めるとともに、健康問題のある小児とその家族に対する看護に関する知識の理解を深める。 (オムニバス方式／全30回) (14 永田華千代／15回) 褥瘡の浮腫に対する下肢及び腰背部マッサージの効果について考察するとともに、新生児に対する円滑な授乳を確立する生理的な要因について考察する。 (3 飯野英親／15回) 出生前診断が両親の意思決定に与える影響と家族アセスメントについて考察するとともに、先天異常や染色体異常などによる健康障害をもつ子どもとその家族への看護支援について考察する。	オムニバス方式
	公衆衛生看護特論	地域における看護活動の展開方法と効果的な支援方法や地域ケアシステムの開発に関する理解を深め、様々な健康レベルへの支援及びQOLの向上を図るための理論と方法についての知識を深める。 (オムニバス方式／全30回) (16 吉田大悟／20回) 地域高齢者における糖代謝レベルと日常生活動作障害リスクの関連について考察するとともに、疾患発症予測システムを活用した糖尿病予防に関する保健指導とその効果について考究する。 また、地域一般住民における認知症発症リスクについて、認知症の危険因子とされる糖尿病・高血圧・喫煙と防御因子とされる食習慣や運動習慣との関連について考察する。 (7 角森輝美／10回) 地域における健康づくりを推進するための健康政策の取組みについて、具体的な事例を取り上げながら考察することにより、生活者の視点に立った健康支援のあり方についての理解を深める。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要 (看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 領域 科目	看護領域演習	臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。 また、講義科目において修得した専門知識の有用性について、模擬的な場面設定による体験型学習により実践的に学修するとともに、模擬学習の結果分析や課題検討を通して、看護実践の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から検証することにより、応用的な実践能力を高める。	共 同
看護 研究 科目	看護研究方法	看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性と倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。 具体的には、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修するとともに、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修する。	
	看護特別研究	研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。具体的には、自己の研究課題の設定にはじまり、研究計画の立案・調査・分析から論文の作成、研究成果の発表へと結び付けていくことにより、基礎的な研究能力の修得を図る。 (1) 窪田恵子) 循環機能障害をもつ人の観察とアセスメント及び循環器系に機能障害をもつ人に対する看護など循環器病の診断と治療について研究指導を行う。 (2 青木久恵) 認知カウンセリング技法を活用した関連図を用いた学習支援法及び学習者の思考過程を支援するチャートを活用した教授法の有用性について研究指導を行う。 (3 飯野英親) 先天異常や染色体異常など遺伝性疾患による健康障害をもつ子どもとその家族がより良い療養生活を送るための看護援助の方法について研究指導を行う。 (4 岩本利恵) 難病を抱える患者における自己超越性が高まる要因及び自己超越性と主観的健康観や主体的幸福感との相関関係について研究指導を行う。 (6 岡田賢司) 病原微生物に関する知識を感染症に対する対応及び感染予防や感染症患者の看護の実際へ応用・発展させることについて研究指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科看護学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
看護 研究 科目	看護特別研究	(7 角森輝美) 地域で生活する人々や働く人々の健康障害の予防から健康づくりや健康生活を支援するための活動計画や実践活動に関する問題について研究指導を行う。 (8 樗木晶子) 心不全患者の身体と認知や精神機能の的確なアセスメント及び心不全増悪因子の評価と症状緩和のための看護ケアについて研究指導を行う。 (9 中島富有子) 精神疾患を有する人の社会参加に向けた精神科看護師の意欲の向上を高めるための方法論及び社会参加支援を促進するリーダー育成の取組みと課題について研究指導を行う。 (10 宮園真美) 高齢者や心疾患患者などの血管機能が低下した対象への温熱刺激による生理的・心理反応と看護への応用について研究指導を行う。 (11 村田節子) がんの治療や症状に対する援助方法及び終末期や緩和ケアなど看護実践に活用するためのがん看護のあり方について研究指導を行う。 (12 大城知子) 感染症の感染過程や感染経路などの感染症の特徴に基づいた感染症患者への対応と感染症患者のための看護ケアについて研究指導を行う。 (13 梶原江美) 多様な健康問題を持つ対象者の身体状況の診査や診査に基づく臨床判断をするためのフィジカルアセスメント技術について研究指導を行う。 (14 永田華千代) 褥瘡にみられる肩こりや下肢浮腫などの不快症状に対する看護介入方法として背部マッサージを用いた看護ケアについて研究指導を行う。 (15 晴佐久悟) 口腔機能の低下と食欲・体力低下との関係及び器質的口腔ケアと機能的口腔ケアによるオーラルフレイル予防効果や誤嚥性肺炎をはじめとする口腔内細菌による感染予防について研究指導を行う。 (16 吉田大悟) 地域一般住民における認知症発症リスクについて、認知症の危険因子とされる糖尿病・高血圧・喫煙と防御因子とされる食習慣や運動習慣との関連について研究指導を行う。	

学校法人福岡学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度

入学
定員編入学
定員収容
定員

令和3年度

入学
定員編入学
定員収容
定員

変更の事由

福岡歯科大学

口腔歯学部

口腔歯学科 96 — 696

計 96 — 696

福岡歯科大学大学院

歯学研究科 18 — 72

計 18 — 72

福岡看護大学

看護学部

看護学科 100 — 400

計 100 — 400

福岡医療短期大学

歯科衛生学科 80 — 240

保健福祉学科 0 — 40

計 80 — 280

→

→

→

→

福岡歯科大学

口腔歯学部

口腔歯学科 96 — 672

計 96 — 672

福岡歯科大学大学院

歯学研究科 18 — 72

計 18 — 72

福岡看護大学

看護学部

看護学科 100 — 400

計 100 — 400

福岡看護大学大学院

看護学研究科

看護学専攻(M) 5 — 10

計 5 — 10

大学院の設置
(認可申請)

福岡医療短期大学

歯科衛生学科 80 — 240

保健福祉学科 0 — 0

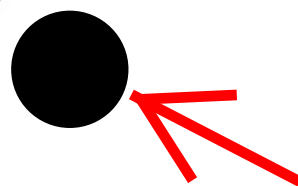
計 80 — 240

都道府県内における 位置関係の図面

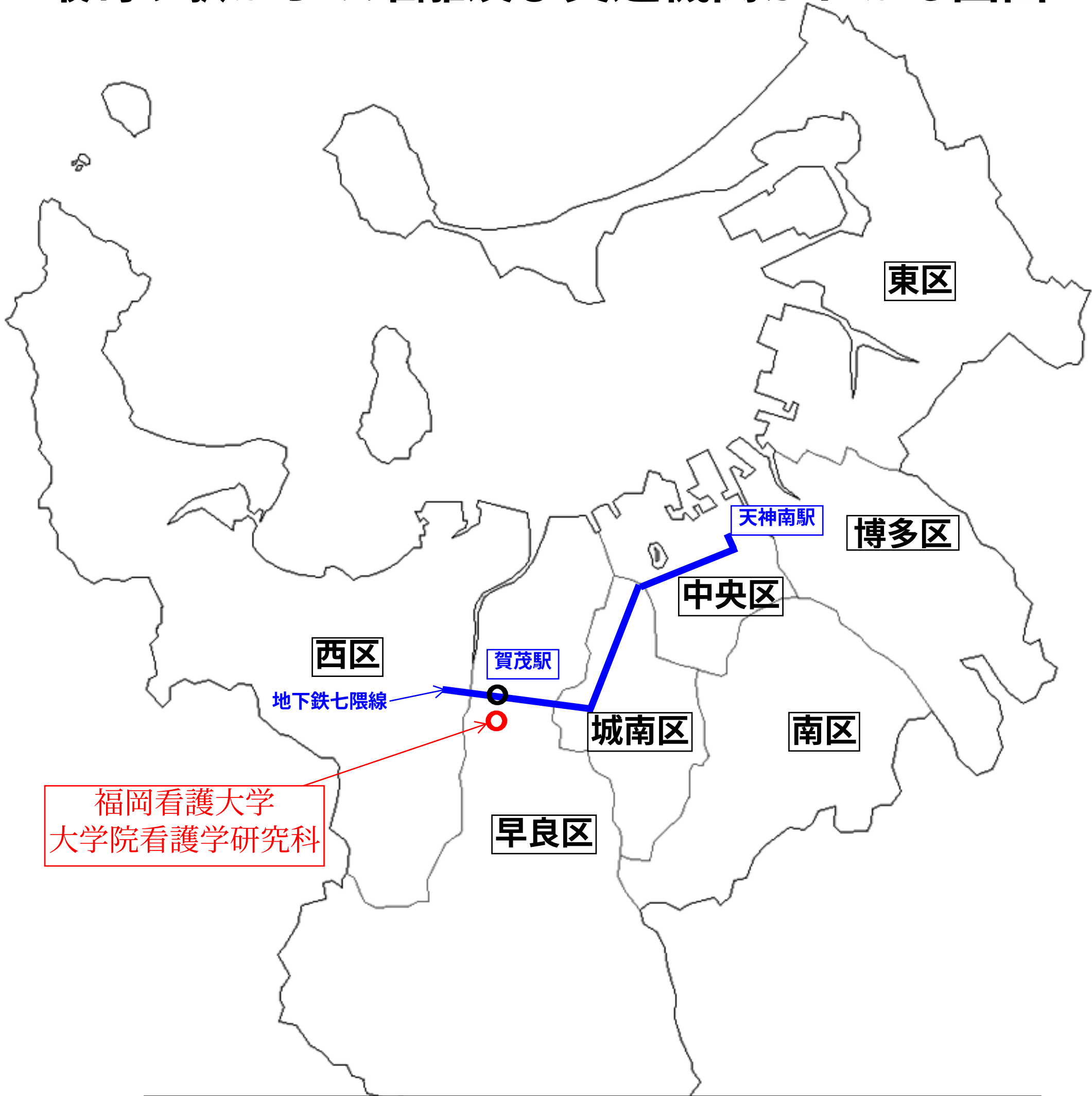
福岡県

福岡市

福岡看護大学
大学院看護学研究科



最寄り駅からの距離及び交通機関がわかる図面



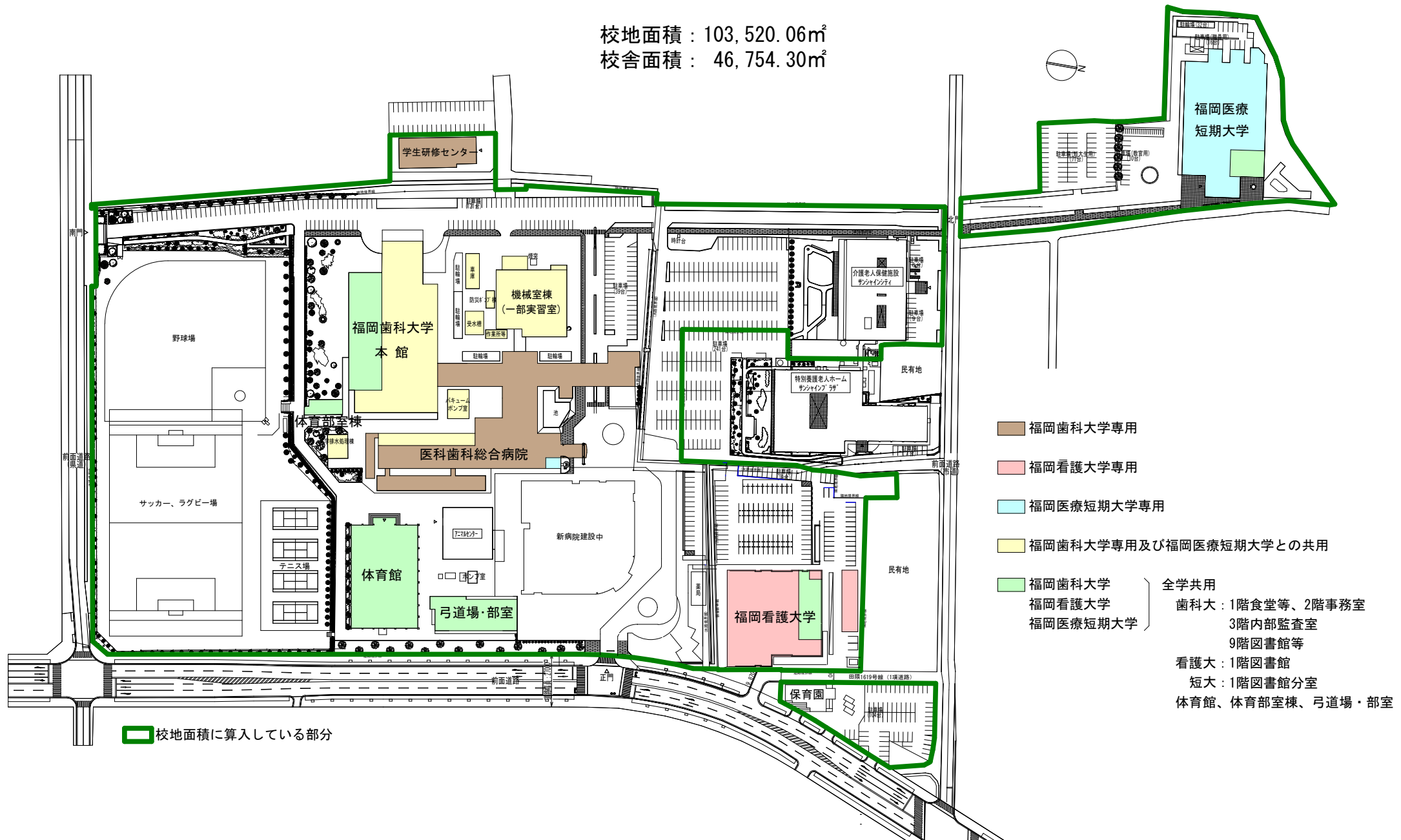
※福岡市の中心地「天神」から福岡看護大学への道のり

- ・天神南駅から福岡市営地下鉄に乗り「賀茂駅」にて下車（乗車時間21分）
- ・賀茂駅下車後、徒歩10分

学校法人 福岡学園 キャンパス配置図

校地面積：103,520.06㎡

校舎面積：46,754.30㎡



福岡看護大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡看護大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院における自己点検・評価については、福岡看護大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

（教育内容等の改善）

第3条 本学大学院における教育内容等の改善については、本学学則第3条の規定を準用する。

（情報の公開）

第4条 本学大学院における情報公開については、本学学則第4条の規定を準用する。

第2章 組織及び修業年限、学年、学期及び休業日

（組織）

第5条 本学大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び学生定員）

第6条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	5人	10人

（人材養成等教育研究上の目的）

第7条 本学大学院の研究科、専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

（1）看護学研究科看護学専攻（修士課程）

医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護教育に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する。

（修業年限）

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（在学年数）

第9条 修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第10条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5年を超えて在学することができない。

2 前項の規定に関わらず、第34条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第10条 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を前期及び後期に分け、その期間は次のとおりとする。ただし、必要により大学長はこれを変更することができる。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、必要により大学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園記念日(学園が特に休業日として指定した場合)

2 春季休業、夏季休業、冬季休業は、そのつど大学長が定める。

3 大学長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第3章 教育課程及び教育方法

(教育課程)

第14条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第16条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、大学長は、認定の上、所定の単位を与える。

2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績の評価)

第17条 成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。なお、「秀、優、良、可、不可」はそれぞれ「S、A、B、C、

D」で表すこともできる。

- 2 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、大学長の定めるGrade Point（グレード・ポイント）が与えられる。

（本学大学院以外の大学院の科目の履修）

第18条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（本学大学院以外の教育施設等における研究指導）

第19条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第20条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本学大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、本学大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第18条第2項の規定により修得した単位と合せて10単位を超えないものとする。

第4章 課程の修了及び学位の授与

（課程の修了）

第21条 本学大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学長が修了を認定する。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

（学位の授与）

第22条 大学長は、前条による修了者に対し、修士（看護学）の学位を授与する。

（学位規程）

第23条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教職員組織

（教員）

第24条 本学大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

（事務組織）

第25条 本学大学院に関する事務は、学部の事務組織がこれにあたる。

（研究科長）

第26条 本学大学院の研究科に研究科長を置く。研究科長は研究科の学務を統督する。

- 2 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第27条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条に規定する教授会として、本学大学院に、福岡看護大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、大学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして大学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学等

(入学時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第29条 修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 大学を卒業した者

2 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

5 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

7 文部科学大臣の指定した者

8 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

9 その他研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第30条 本学大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、選考を行い、大学長が合格者を決定する。

2 前項の選考方法。その他の必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第32条 入学を許可された者は所定の期日までに指定する書類を提出するとともに、所

定の納付金を納入しなければならない。

2 大学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(再入学)

第33条 本学大学院の学生であった者で再入学を希望する者は、その旨大学長に願い出なければならない。

2 前項の再入学を希望する者が、疾病により退学した者であるときは、本学大学院指定の医師（以下「医師」という。）の診断書を添えなければならない。

3 第1項の場合、大学長はこれを許可することができる。

(編入学及び転入学)

第34条 大学長は、本学大学院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(保証人)

第35条 入学を許可された者は、保証人2人を定めて届け出なければならない。保証人のうち1人は、保護者又は近親者とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生の身上に関しいっさいの責任を引き受けるに足る者でなければならない。

3 保証人が欠けたとき、又は保証人が前2項の要件を欠くに至ったとき、その他保証人の住所等の変更があったときは直ちに届け出なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その理由を記載し、大学長の許可を得なければならない。

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により就学することができない者は、大学長の許可を得て休学することができる。

第38条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年に限り延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第9条の在学年数には算入しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、大学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第40条 次の各号にいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て大学長が除籍する。

1 第9条に規定する在学年数を超えると認められる者

2 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者

3 死亡又は3ヶ月以上所在不明の者

4 履修科目登録をせず、連絡のない者

5 授業料の納付を怠り、督促に対しても納付しない者

(留学)

第41条 外国の大学院に留学することを志望する者は、大学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学期間は在学期間を含めることができる。

(再入学)

第42条 退学者及び第40条第4号又は第5号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、大学長が学年の始めに限りそれを許可することがある。

第7章 授業料等納付金、入学金及び入学検定料
(授業料等の金額)

第43条 本学大学院の授業料等納付金は、別表第2のとおりとする。

2 入学金及び入学検定料は、別表第3のとおりとする。

3 授業料等納付金、入学金のほか教育に必要な費用を納入させることがある。

(授業料等納付金の納入方法及び時期)

第44条 授業料その他毎年度納付する学生納付金は、次の2期に分けて分納することができる。

前 期 4月30日（新入生については所定の期日）まで

後 期 10月31日まで

(退学等の場合の授業料等)

第45条 学生が退学し、もしくは除籍された場合にあっては、当該期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第40条第4号及び第5号の理由により除籍された者は、この限りでない。

(入学辞退者の既納の授業料)

第46条 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、入学辞退届を大学長に提出し受理された者に限り、授業料を返還することができる。

(休学生等の授業料)

第47条 休学生及び第41条に規定する留学生の授業料は、休学又は留学の期間が、引き続き6月以上の場合は半額、1年以上の場合は全額を減免する。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第48条 休学した者については、休学した期間の授業料等を免除又は減額することができる。ただし、学期の中途において休学した者は、原則当該期の授業料等を納入しなければならない。

(手数料及び追試験・再試験受験料)

第49条 各種証明書の交付を請求する者又は追試験・再試験を受ける者は、所定の手数料又は受験料を納付しなければならない。

2 手数料等の額は、別表第4のとおりとする。

(授業料等納付金の不還付)

第50条 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取消しを願い出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の延納等)

第51条 正当な事由により学費を延納又は分納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て許可を得なければならない。

第8章 大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び
大学院外国人学生等

(大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び大学院外国人学生)

第52条 大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び大学院外国人学生については、大学学則の規定を準用する。この場合において必要な事項は、研究

科委員会が定める。

(特別研究学生)

第53条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本学大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることがある。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、研究科委員会が定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本学大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、研究科委員会が定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 学生で特に学業優秀な者又は著しい善行のあった者その他、他の学生の模範とするに足る者がいたときは、大学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第56条 本学大学院の規則等に違反し又は本学の学生として本分に反する行為があったときは、大学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくして出席が常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きは、福岡看護大学学生懲戒手続規則を準用する。

第10章 雑則

(学則の改廃)

第57条 本学則の改廃は、研究科委員会並びに大学長の承認を得て、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第30条から第32条までの規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。

2 第6条の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	第1年次	第2年次	収容定員
2021(令和3)年度	5人	—	5人
2022(令和4)年度	5人	5人	10人

別表第 1

科目区分	授業科目	単位数	必修・選択	履修方法及び卒業要件
看護基盤科目	健康支援特論	2	必修	看護基盤科目から 4 単位 (必修 2 科目、4 単位)
	対人関係特論	2	必修	
看護統合科目	口腔医療看護特論	4	必修	看護統合科目から 12 単位以上 (必修 2 科目、8 単位含む)
	看護教育特論	4	必修	
	看護倫理特論	4	選択	
	看護管理特論	4	選択	
	看護情報特論	4	選択	
看護領域科目	看護援助特論	4	選択	看護領域科目は専攻する特論を 1 科目 4 単位選択、合計 6 単位以上 (必修 1 科目、2 単位含む)
	成人看護特論	4	選択	
	高齢者看護特論	4	選択	
	精神看護特論	4	選択	
	母子看護特論	4	選択	
	公衆衛生看護特論	4	選択	
	看護領域演習	2	必修	
看護研究科目	看護研究方法	2	必修	看護研究科目は 10 単位以上 (必修 2 科目、10 単位)
	看護特別研究	8	必修	

〔修了要件〕

修了要件については、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位として、「看護特別研究」8 単位を含む 32 単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格すること。

別表第 2

授業料等納付金

区分 \ 費目	授業料	教育充実資金	計（年額）
看護学研究科	600,000円	100,000円	700,000円

別表第 3

入学金及び入学検定料

区分 \ 費目	入学金	入学検定料
本学卒業生	100,000円	35,000円
他大学等卒業生	200,000円	35,000円

別表第 4

区 分			金 額
証明書 交付 手数料	成績証明書・修了(見込)証明書 在学証明書・その他証明書	1 枚につき	500円
	学 生 証 再 交 付	1 枚につき	1,500円
	臨 時 学 生 証	1 枚につき	500円
追 試 験 受 験 料		1 科目につき	2,000円
再 試 験 受 験 料		1 科目につき	2,000円

福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規程は、福岡看護大学大学院学則第27条の規定により、福岡看護大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、福岡看護大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の者をもって組織する。

- （1）大学長
- （2）研究科長
- （3）研究科指導教授
- （4）その他研究科長が指名した者

2 前項（4）の委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集及び議長）

第3条 研究科長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員がその職務を行う。
- 3 研究科長は、構成員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 前項の招集にあつては、原則として付議事項を明示して行うものとする。

（議案の提出）

第4条 研究科委員会への議案の提出は、研究科長が行う。

（会議の成立）

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、本学学位規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定による会議及び定足数については、特定の事項について別段の定めをすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、研究科委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

（専門委員会の設置）

第7条 大学長は、研究科委員会での審議の円滑化を図るため、審議事項の調査等に当たる専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、大学長が定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福岡看護大学大学院
看護学研究科看護学専攻
設置の趣旨等を記載した書類

学校法人 福岡学園

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
1	1) 福岡看護大学の沿革と教育	1
	(1) 福岡看護大学の沿革	1
	(2) 福岡看護大学看護学部の特徴	1
2	福岡看護大学大学院看護学研究科を設置する理由・必要性	3
3	看護学専攻を設置する理由	5
	1) 社会的な背景	5
	2) 大学院教育の方向性	5
	3) 福岡県内の看護系大学院の設置状況	6
	4) 本学の学部学生・卒業生に対する高等教育の機会提供	7
	5) 福岡県看護協会からの要望	7
	6) 医療現場等からの要望を示す調査結果	8
4	受験対象者等へのアンケート調査	8
	1) 福岡看護大学の在学生に対する調査結果	9
	2) 医療機関等に勤務している看護職者等に対する調査結果	9
5	教育研究上の理念・目的	9
	1) 看護学研究科の教育上の目的	9
	2) 看護学専攻において養成する人材	10
6	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	12
7	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	12
8	教育課程の編成の考え方及び特徴	13
	1) 教育課程の編成・実施の基本方針	13
	2) 学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針の考え方	13
	3) 教育課程編成の内容	14
	(1) 看護基盤科目	14
	(2) 看護統合科目	14
	(3) 看護領域科目	14
	(4) 看護研究科目	14
	4) 教育課程編成の特徴	15
	(1) 全大学院生が共通して修得する科目	15
	(2) 目指す人材像（キャリアパス）に応じて修得する科目	16
	(3) 福岡看護大学看護学部以外からの入学者に対する特別措置	18
9	教員組織の編成の考え方及び特徴	19
10	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	20
	1) 教育方法	20
	2) 履修指導	21
	3) 研究指導	21

4) 研究指導スケジュール	22
5) 学位論文審査体制	22
6) 研究倫理審査体制	23
7) 修了要件	23
1 1 施設、設備等の整備計画	24
1) 校地、運動場の整備計画	24
2) 校舎等施設の整備計画	24
3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	25
(1) 図書館施設の整備計画、規模	25
(2) 図書の整備計画	26
1 2 基礎となる学部との関係	26
1 3 入学者選抜の概要	27
1) 入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）	27
2) 入学者選抜の実施方法	27
(1) 一般入試	27
(2) 社会人入試	28
3) 出願前相談	28
4) 入学者選抜の判定方針	28
5) 試験科目及び選抜方法	29
1 4 管理運営	29
1 5 自己点検・評価	29
1) 実施方法	29
2) 実施体制	30
3) 公表及び評価項目	30
1 6 情報の公開	30
1) 実施方法	30
2) 実施項目	31
3) 公開内容	31
1 7 管理運営に必要な教職員への研修等（SD研修）	32
1) 実施体制	32
2) 実施内容	33
1 8 教育内容等の改善のための組織的な研修等	33
1) 実施体制	33
2) 実施内容	33

学校法人福岡学園 福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

【設置構想中】

（令和3年4月開設予定）

1 設置の趣旨及び必要性

1) 福岡看護大学の沿革と教育

（1） 福岡看護大学の沿革

福岡看護大学の母体である学校法人福岡学園は、1972年に学校法人寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可を受け、1973年に福岡歯科大学を開学、福岡歯科大学附属病院を開院したことに始まる。1997年に歯科衛生士や介護福祉士を育成する福岡医療短期大学を開学し医療人を養成してきた。

学校法人福岡学園は、地域の医療センターとしての福岡歯科大学医科歯科総合病院をはじめとし、2002年に開設した介護老人保健施設、2011年に開設した口腔医療センターを有する、地域住民への健康支援を担う保健・医療・福祉の総合学園である。

2011年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、口腔の健康が、より質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることが示される中、学校法人福岡学園は、旧来より「歯学から口腔医学へ」をモットーに、口腔を臓器の一つとして、全身との関連を重視する「口腔医学」の理念に基づき、口腔の健康を通じて全身の健康に貢献できる高度専門職業人の育成を実践し、国民の健康の保持、増進、回復および福祉の向上に取り組んできた。

このような状況を踏まえ、長年にわたり育成してきた歯科医師、歯科衛生士、介護福祉士らとともに高齢社会における包括的な健康支援活動のパートナーとなり得る看護専門職を養成する福岡看護大学を2017年に開学した。

福岡看護大学は、建学の精神「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」ことを掲げ、学部教育を開始し、2021年3月には1期生が卒業する予定である。

（2） 福岡看護大学看護学部の教育の特色

福岡看護大学の学部教育では、「対象者の個別性に応じた最適な生活（well-being）に向けた看護を提供できる能力」、「看護専門職として他職種との協調・協働するために必要な能力」、「高齢者や家族に対して適切なケアを提供し、必要なサービスを他職種につなげることができる能力」、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の4つの能力を備えた実践的な看護専門職の育成を目指してきた。

近年、誤嚥性肺炎、歯周病と糖尿病、心筋梗塞、咀嚼機能低下と認知症、サルコペ

ニアやフレイルから引き起こされる高齢者の QOL の低下など、口腔と全身疾患との関係性についてのエビデンスが明らかになってきたことで、口腔を通して健康レベルを向上させる認識が浸透してきた。こうした背景を受けて、福岡看護大学は、ディプロマ・ポリシーの 1 つに「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」を掲げ、対象者の口腔健康を目指し、口腔の機能（咀嚼、嚥下、構音、呼吸）と身体機能への影響を考えながらアセスメントし、生活の中で必要なケアを提供できるよう教育する点に特色を有している。

看護は人間の健康に焦点をあて、対象者とその生活環境に働きかけて、その人にとってのよりよい健康状態を獲得・維持できるように援助することを専門性とする。対象者との援助的コミュニケーションを基本に、対象者の健康課題を認識し、必要な看護を計画的に実施・評価する点、また、対象者に合った援助方法を選択しながら看護を提供する点において専門性が発揮される。

口腔ケアは、直接的・実質的に口腔の衛生状態を改善するだけではなく、食行動の活性化にもつながり、さらに消化管から栄養素を取り込む能力や咀嚼嚥下といった筋力、脳の活性化へとつながるケアであり、口腔機能が維持できることによって人々の健康度が異なってくる。口腔の清潔を保とうとするその人自身の意欲や、生活者としての活力、健康度をアセスメントしながら援助する取り組みが看護の力であり、口腔を通した全身の健康支援を目指す看護実践へとつながる。

例えば、病院での看護実践を例にとると、手術後は全身状態をアセスメントしながら、口腔の清潔度を高めて口腔細菌数を減らすことが呼吸器感染のリスクを低減することになるという認識のもと、対象者の意識レベルと口腔内の状態をアセスメントし、いかなる療養生活の状態であっても、対象者の状況に合わせた口腔ケアを提供できる点に看護の専門性を有している。

また、地域、在宅・訪問看護を例にとると、地域でのヘルスプロモーションが推進され、自助・互助を基盤とした住み慣れた地域での生活を目指そうとする社会において、看護職は訪問先の対象者の口腔健康を支援する直接的な口腔ケアに留まらず、地域の子どもに対する口腔健康に関する予防教育を行い、口腔の問題を抱える住民を歯科医師や保健師等の多職種とつなぐことを通して看護の専門性を発揮する。

そのため、学部教育では手術後や化学療法時といった特定の診療場面における口腔ケアに焦点を当てた教育、口腔健康に関する支援を目指した教育、口腔ケアの多職種連携の重要性等の教育に重点を置きつつ、個人の口腔ケアから全身の健康、個人の健康から家族の健康、家族の健康から地域全体の健康を高める活動に看護の専門性を見出し、こうした看護活動が地域の人々の健康寿命の延伸、さらには地域包括ケアシステムの実現に資することにつながるといった包括的な概念を理解させる看護教育にも重点を置いている。

2 福岡看護大学大学院看護学研究科を設置する理由・必要性

現代社会では、社会環境の急速な変化や学術研究の著しい進展に伴い、企業・社会からの要請や生涯教育社会での進学需要を踏まえて、専門分野における教育研究の方向性を見極めるとともに、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した大学院教育の研究体制の整備や教育研究内容の充実が求められている。

特に、現代社会の今日的諸課題に対する解決手法は複雑化しており、国際的な競争が激化している。経済界からは、競争的グローバル社会で企業活動を発展させるために、即戦力となる実務者教育に重点をおいた大学教育が求められている。こうした実社会からの大学教育に対する要請を踏まえ、基礎、基本を重視する学部教育は、高度な専門知識の応用と総合化を目指した大学院教育との連携が重要とされている。

一方、我が国の医療を取り巻く状況は大きく変化しており、医療技術等の高度化・多様化に伴い、医療系大学院には優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成機能が強化されている。医療のIT化に伴って医療系の知識基盤が拡大するなか、現在の高度化・多様化された医療現場に対応できる人材を育成するには、学部教育に加え、修士課程2年間の教育は重要と考えられる。さらに、医療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められている。2017年4月に設置した福岡看護大学が2020年度末で完成年度を迎えるにあたり、このような社会的な要請を踏まえた大学院を設置することとした。

本学部教育においては、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の修得をディプロマ・ポリシーの1つに掲げている。その理由は、人々の口腔健康の実現が疾病のリスク低減につながるため健康寿命の延伸に貢献することとなり、ひいてはその人らしい最適な生活（well-being）へとつながると考えているからである。

このディプロマ・ポリシーを達成させるため、学部教員は口腔医療や口腔ケア関連の教育研究の研鑽に努めてきた。まず、福岡看護大学の開学前年度から、看護学・口腔医学連携研究委員会を発足させ、開学後は学内共同研究費の措置で研究活動を推進し、その活動から看護学での現状と課題を明らかにしながら教育研究への応用・展開を推進してきた。研究においては、医療職種によって口腔ケアの捉え方や定義が異なり、医療現場では口腔清潔のケアに重点がおかれ、摂食嚥下機能に関するケアニーズはあるが、その対応にまで至っていないこと等が明らかになった。また、教員の教育力の向上を目指し、FD研修を通して全看護分野が重層的に口腔ケア教育を提供できるように学修を重ねている。こうした教育研究活動を通して、口腔に対する看護実践・教育的課題を見出して対応し、研究と教育の成果として積み上げてきた。

研究成果は、開学後3年間で、文部科学省の科学研究費において、口腔アセスメント、口腔ケアの看護実践能力の教育モデル構築、オーラルフレイルの改善、口腔とQOL(well-being)の関連性に関する研究等の研究課題で9件採択されたことに示されており、その研究結果は国内外の学会誌・学術集会で報告してきた。大学院教育では、

これらの研究成果を教育に生かしていく計画である。

教育成果は、学部各分野・各学年において、全身と口腔の機能（摂食、咀嚼、嚥下、消化、構音、味覚等）のアセスメントと多職種連携による健康管理の実践に関する教育を充実させ、講義・演習・実習を通して系統的に教授している中に現れている。例えば、学部学生は、臨地実習において患者を全人的にみる視点の一つとして口腔アセスメントを実施し、栄養・発語等の看護に生かすことができている。また、教育に関する研究成果として、初学年から適切な口腔ケア教育を実施すれば、第2学年では口腔アセスメントの知識、技術、意欲が向上するという教育効果を明らかにした。

さらに、これまでの研究と教育を通して、旧来の口腔ケアに関する課題を見出してきた。1つは、医療現場で求められている口腔と全身疾患に関するエビデンスをもとにした看護実践が十分になされていない実践的課題である。2つ目は、口腔ケアの修得に必要な教育内容の充実化・順序性・一貫性についての議論が十分になされておらず、教員間の口腔ケアに関する認識が多様なため、看護技術教育の構造化が求められるという教育的課題である。これらの課題を解決するための教育支援の一つとして、福岡看護大学は、教員の総力を挙げて、口腔ケアを網羅的に学習できる教科書「看護で教える最新の口腔ケア―授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！―」を上梓した。本書を利用して口腔に対する基礎的な看護実践力を修得させる教育体制を整えてきた。

2019年10月には、学校法人福岡学園に「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学口腔医学研究センター」が開設された。同センターは、口腔の健康は全身の健康を守るという口腔医学のコンセプトに基づいた共通目標を掲げて、3大学の教員が5つのプラットフォームに分かれて、先駆的研究から分野相互の連携研究に取り組んでいる。口腔に関する臨床看護研究に関しては、横断的な研究組織体制が構築されている。大学院生においても、プロジェクトの研究過程や研究成果報告を見聞する機会があり、自らの看護研究を発展させる研究環境として整っている。

本大学院看護学研究科は、学部教育の口腔ケアに関する特色を生かし、口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、研究活動を遂行する能力の修得を目指す教育を提供する。学部で教育した特定の診療場面における口腔ケア、口腔健康に関する教育的支援、口腔ケアでの多職種連携、個人の口腔ケアから全身の健康へ、ひいては地域社会の住民の健康へとつなぐ看護活動を展開するためには、学部教育よりもさらに高度な看護実践力を修得した人材が必要である。よって、本学の大学院修士課程では全学生に対して、口腔から全身への健康支援の看護活動を展開して現場を牽引することができる人材育成を目指した教育を提供する。

本大学院看護学研究科は、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を基盤とし、2つの人材モデルを目指した教育を準備している。

（資料1）※人材育成に向けた教育課程の全体像

人材像の1つは、対象者の well-being を目指した看護実践の開発・改善に取り組み、管理に関する基礎学習を修めて、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材像である。人材像の2つ目は、臨床や看護基礎教育課程の教育現場において看護教育の指導者を目指す人材像である。この人材養成を目的として看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

3 看護学専攻を設置する理由

1) 社会的な背景

昨今、医療看護の現場においては、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、在宅医療の推進、看護教育水準の向上などから、これらに対応した新たな看護実践・看護継続教育のあり方や医療社会に対応できる看護職の養成が課題となっており、看護職者にはこれまで以上に、患者の生活の質の向上のための専門性の高い看護判断や看護技術、高い倫理性を有することが求められている。

特に、看護学分野においては、その教育研究水準の質的向上と相俟って、医療・福祉等の現場で様々な課題に対する判断力・問題解決能力を修得するために、高度な学修需要への対応が求められている。看護学分野の教育研究の水準を高めるとともに、今日的課題に柔軟に対応できる幅広い視野と基礎的な研究能力に加えて、高度の専門性を有した看護職養成の役割を重視した学部教育と大学院教育を通じた教育活動の構築が求められている。

このような社会的要請を踏まえて、福岡看護大学は、看護学分野に関する教育研究を通して、地域医療における多様なニーズに対応できる看護の専門性と基礎的な実践力を向上させ、地域社会の保健・医療・福祉の向上へ貢献すべく、教育研究活動の推進に努めている。

2) 大学院教育の方向性

「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の最終報告によると、「看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者、学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す」こととされている。

また、同報告書の「大学院における看護系人材養成の現状」の「教員の充実にかかる課題」では、「看護系大学が急激に増えたことによる教員の不足傾向や、博士課程に在学しながら教育にたずさわる教員が他分野と比較して多い等の現状もある中、高度専門職業人養成だけではなく、研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題である」とされている。

(資料2) ※大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

同報告書の人材養成の方向性を踏まえ、本大学院看護学研究科では、看護実践に関する諸課題、口腔から全身への健康支援をより深く学修した上で、看護実践に関する事象を学術的に調査研究し、看護実践の開発・改善に活かすことのできる指導的な看護職者と、研究の成果を看護教育の実践・充実に活かしながら教育面で指導的な役割を果たす看護職者を育成する大学院教育を準備している。

3) 福岡県内の看護系大学院の設置状況

福岡県内の看護系大学は、平成31年4月現在、国立大学は、九州大学医学部保健学科の1大学で入学定員は68人、公立大学は、福岡県立大学看護学部看護学科の1大学で入学定員は90人、私立大学は、福岡看護大学看護学部看護学科、久留米大学医学部看護学科、産業医科大学産業保健学部看護学科、純真学園大学保健医療学部看護学科、西南女学院大学保健福祉学部看護学科、聖マリア学院大学看護学部看護学科、日本赤十字九州国際看護大学看護学部看護学科、福岡大学医学部看護学科、福岡女学院看護大学看護学部看護学科、国際医療福祉大学福岡看護学部看護学科、帝京大学福岡医療技術学部看護学科の11大学で、入学定員の合計は1,070人となっている。

そのうち大学院修士課程を有しているのは、国立大学は、九州大学大学院医学系学府保健学専攻で入学定員は20人（ただし、検査技術科学と医用量子線科学での入学定員を含む）、公立大学は、福岡県立大学大学院看護学研究科で、入学定員は12人（ただし、修士論文（研究）コース、専門看護師コース、助産実践形成コース5人を含めた入学定員）、私立大学では、久留米大学大学院医学研究科看護学専攻15人（修士論文（アカデミック）コース7人と専門職養成コース8人）、産業医科大学大学院医学研究科看護学専攻5人（すべて修士論文コース）、聖マリア学院大学大学院看護学研究科12人（ただし、修士論文（研究）コースと専門看護師コースの合計定員数）、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科10人（ただし、保健コース、修士論文（看護）コース、専門看護師コース、助産教育コースの合計定員数）、福岡大学大学院医学研究科看護学専攻6人（ただし、修士論文コースと高度実践看護師コースの合計定員数）、純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻6人（すべて修士論文コース）、帝京大学大学院保健学研究科看護学専攻5人（すべて修士論文コース）の合計は10大学院で91人である。ただし、国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科に関しては、圏域を超えた複数キャンパスでの大学院定員数の提示であり、福岡キャンパスにおける入学定員が定まっていないため、合計人数91人には含めていない。

（資料3）近隣の看護系大学院＜修士（博士前期）課程＞の状況

一方、福岡県の看護職（保健師・助産師・看護師）の就業者数は約78,000人で、主に福岡県内461の病院と4,654の一般診療所に在職している。

（資料4）※平成28年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況

（資料5）※福岡県平成28年医療統計・医療施設調査

臨床現場において看護の質的向上を目指すためには、看護職の中で研究能力を有し教育的な役割を担えるリーダー的看護者の活躍と、継続的な人材輩出が望まれる。現場を牽引する人材の育成のためには、看護系大学院修士課程において高度な教育内容が修得できる教育環境の拡充が必要であり、本学修士課程はその一翼を担うことに貢献できる。

また、本学大学院修士課程 1 学年の入学者数は 5 名を考えている。この入学者数は、本学の教員体制と大学院における教育体制を考慮して、大学院教育の質を保証できる人数と判断した。

さらに、福岡看護大学大学院看護学研究科は、「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学口腔医学研究センター」に代表されるように、学校法人全体として口腔医療に対する教育・研究を推進させる環境が整っている。そうした環境下で、看護の基本的研究能力が修得でき、あらゆる対象者の口腔の健康支援、口腔に対する看護実践の質の向上を目指すことができる修士課程を有する大学院はない。本学の特色ある教育は、我が国の健康日本 21 等で展開される歯科口腔保健の推進や臨床における口腔機能管理実践の推進にも寄与でき、広く保健・医療・福祉の進展に貢献できる人材を育成できる。

4) 本学の学部学生・卒業生に対する高等教育の機会提供

福岡看護大学は、令和 3 年 3 月に 1 期生が学士（看護学）を取得して卒業することとなるが、その後も約 100 名の卒業生を輩出していく。学部学生は、大学院で看護学を深く学修することに対して強い関心を示しており、その高い意欲と熱意に応えることは大学の責務と考える。また、福岡看護大学の「看護学の進展に寄与する」という建学の精神を踏まえ、大学院で看護学のさらなる探究ができる学習環境の提供は、本学に求められる使命であると考えます。

5) 福岡県看護協会からの要望

公益社団法人福岡県看護協会は、福岡県下の看護職約 78,000 人の、卒後継続教育やキャリア開発の中心的役割を担っている組織である。福岡県看護協会より、福岡看護大学の経営母体である学校法人福岡学園と福岡看護大学に対して、修士課程設置の要望書が提出された。福岡県の地域包括ケアシステムを推進する中で、看護協会の継続教育はジェネラリストを育成する教育体系に再構築されている過程であり、高度で専門的な看護職の育成は大学院等の高等教育機関に委ねるように考えている。また医療において、看護職が他職種連携の中核的役割を担うためには、基本的な研究能力を備えた看護職の人材が不可欠であることが述べられている。本福岡学園の教育的特徴である、口腔の健康を通じて全身の健康に貢献できる医療人の育成に対しても非常に高い期待を有する点も述べられ、福岡看護大学大学院看護学研究科の設置に対

する要望がなされている状況である。

(資料6) ※福岡県看護協会からの要望書

6) 医療現場等からの要望を示す調査結果

福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関や関係団体などからの人材需要について検証するために、看護学部の実習生の受入実績がある医療機関(23施設)をはじめ、福岡県内の関係団体や教育機関など(29施設)計52施設を対象に、本学が設置を計画している修士課程の必要性、修了生を採用する意向についてアンケート調査を実施した。

① 看護分野の大学院教育の必要性及び看護学研究科の設置の必要性

調査の結果、大学院で看護分野の教育を修めた人材については、回答件数40件の約87.5%にあたる35件が「必要性を感じる」と回答しており、また、福岡看護大学大学院の看護学研究科の新設については、回答件数40件の約65.0%にあたる26件が「必要性を感じる」と回答している。

(資料7-1) ※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書から抜粋(人材需要、新設の必要性)

② 福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用

福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用については、回答件数40件の約27.5%にあたる11件が「採用したい」と回答しているとともに、回答件数40件の約32.5%にあたる13件が「採用を検討したい」と回答しており、福岡看護大学大学院の看護学研究科を修了した者に対する積極的な採用意向を示している。

(資料7-2) ※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書から抜粋(修了生の採用)

福岡看護大学の看護学部の臨地実習の受入れ実績がある病院をはじめとする福岡県内の医療機関等に限定した調査結果においても、看護学研究科で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえることから、修了後の進路については十分な見通しがあるものと考えられる。

以上のように、看護系大学院における人材養成の方向性や地域における看護系大学院の設置状況、福岡県看護協会からの要望、地域の主たる医療機関等からの大学院教育と人材に対する要請などを踏まえて、学部教育で展開している看護学教育を基礎とし、看護の専門性を一層向上させていくことを目指して、看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

4 受験対象者等へのアンケート調査

福岡看護大学看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画を策定するにあたり、学生確保の見通しを計量的な数値から検証することを目的として、福岡看護大学の看護

学部看護学科に在籍している学生330人、及び福岡県内の病院をはじめとする医療機関等に勤務している看護職者等830人を対象として、看護学研究科看護学専攻修士課程への受験意向や進学意向等に関するアンケート調査を実施した。

1) 福岡看護大学の在学生に対する調査結果

令和元年10月時点で、福岡看護大学に在学中の1～3年生の全学生330人に対して、大学院設置に関する意向調査を実施した。看護学研究科看護学専攻修士課程の開設初年度に受験対象となる3年生(104人)においては、「受験先の一つとして考える」と回答した者のうち、本学の修士課程に合格した場合「進学を希望する」と回答した者は5人、「併願先の結果によって進学を希望する」と回答した者は5人となっている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程の開設2年目に受験対象となる2年生(103人)においては、本学の修士課程を「受験したいと思う」又は「受験先の一つとして考える」と回答した者のうち、合格した場合「進学を希望する」と回答した者は17人となっている。同様に、1年生(108人)においては、本学の修士課程を「受験したいと思う」又は「受験先の一つとして考える」と回答した者のうち、合格した場合「進学を希望する」と回答した者は11人となっている。今般、看護系学部の在学生を対象とした進学意向に関する調査は、福岡看護大学の看護学部看護学科に在籍している者に限定した調査としたが、設置圏域の看護系大学院の設置状況からみた場合、他大学の学部卒業予定者の受験も想定されることから、学部卒業予定者の確保については十分に見込めるものと考えられる。

2) 医療機関等に勤務している看護職者等に対する調査結果

福岡県内の病院をはじめとする医療機関等に勤務している看護職者等(830人)に対する看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合の進学意向に関する調査結果では、568/830人から回答を得た(回収率68.4%)。看護学研究科看護学専攻修士課程の「受験を希望する」と回答した者のうち、合格した場合「進学を希望する」と回答した者は15人、「受験先の一つとして考える」と回答した者のうち、合格した場合「進学を希望する」と回答した者は36人となっている。

(資料8) ※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書から抜粋(進学希望)

このような、福岡県内の病院をはじめとする医療機関等に勤務している看護職者等に限定した調査においても、看護学研究科看護学専攻修士課程への高い進学意向がうかがえることから、有職者の確保についても十分な見通しがあると考えられる。

5 教育研究上の理念・目的

1) 看護学研究科の教育上の目的

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日 中央教育審議会）では、「大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される」としている。

また、「医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について」（医療系ワーキンググループ報告書）では、「現在における医療系大学院は、研究者のみならず、高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している」、「今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、または、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である」としている。

今般、設置を計画している看護学研究科では、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日 中央教育審議会）の趣旨を踏まえて、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とし、「優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成」を主たる目的として、「看護師として高度の専門性が求められる業務に必要な知識・技能・態度等を修得させるほか、研究マインドを持ち、主として医療看護を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させる」ための教育内容とする。

（資料9）※新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－
答申

本大学院看護学研究科では、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的とし、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」こととする。

2) 看護学専攻において養成する人材

本学修士課程では、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力、研究能力を基盤とした上で、①看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材、ま

たは、②臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材を養成する。

(資料1) ※人材育成に向けた教育課程の全体像

① 看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材

看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開発・改善に活かすことのできる実践的な役割を果たす人材を養成する。

修了後は、病院や診療所などの医療機関や老人福祉施設をはじめとする社会福祉施設等において、各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わり、リーダー的役割を担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。こうした役割を通して、看護の専門性をさらに追及・発展させることを期待する。

② 臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材

医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材を養成する。

修了後は、病院や診療所などの医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育を推進する継続教育担当の看護者、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導者として活躍することが想定されるとともに、看護専門学校等の教育機関において看護教育に携わることが想定される。こうした役割を通して、看護の専門性をさらに追及・発展させることを期待する。

こうした養成する人材の目的を踏まえ、看護学研究科看護学専攻修士課程では、大学院生に学位を授与するに当たり大学院生が修了までに身に付けるべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定めることとする。

- 1 口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。
- 2 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。
- 3 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。
- 4 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。

6 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を養成する」こととしている。

今般の設置計画では、看護学研究科看護学専攻修士課程として設置することとしているが、今後、さらに学術的に進展させ、博士課程における教育研究体制を目指している。

7 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的として、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備え、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。」こととしている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究対象とする中心的な学問分野を「看護学分野」として、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、研究課題を設定し研究活動を展開する能力を身に付けることにより、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を養成する」こととしている。

このような、看護学研究科看護学専攻修士課程における教育研究上の目的や養成する人材及び研究対象とする中心的な学問分野などについて、社会や受験生などに容易に認識できる名称として、研究科名称を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」、学位名称を「修士（看護学）」とすることとし、英訳名称については、国際的な通用性を踏まえたうえで、研究科の英訳名称を「Graduate School of Nursing」、専攻の英訳名称を「Division of Nursing」、学位の英訳名称を「Master of Nursing」とすることとした。

研究科名称	看護学研究科 (Graduate School of Nursing, (Master's Degree))
専攻名称	看護学専攻 (Division of Nursing)
学位名称	修士（看護学） (Master of Nursing)

8 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 教育課程の編成・実施の基本方針

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。本制度を踏まえたうえで、看護学研究科看護学専攻修士課程における人材養成の目的や到達目標を達成するための体系的な教育課程の編成とすることを基本方針とする。

その上で、大学院設置基準第三条第一項の修士課程の目的に定められた「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」を踏まえ、本研究科では、共通する基盤能力として、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を備え、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材、または、臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材を育成する。そうした人材に求められる、高度な看護専門的知識と能力の修得に向けた教育課程を編成し、学位授与の方針に示した内容を達成するために必要となる授業科目を開設する。

また、学生が学士課程における学修を基礎とし、看護学に関する視野の拡大を図り、自主的に研究課題を追究して看護の専門研究を深化させ、高度で専門的な職業に必要とされる能力を養うことができるように、学生一人ひとりの教育ニーズ、キャリア開発ニーズに即した履修指導と学修指導を行うことが本研究科の教育課程の編成・実施の基本方針である。

2) 学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針の考え方

修士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との一体性と整合性に留意し、修了までに大学院生が身に付けるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定めることとする。

- 1 対象者の well-being を目指した適切な健康支援のあり方と高度なコミュニケーション技法を活用した応用的な看護実践能力を養成するために「看護基盤科目」を配置する。

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの1、3に対応する。

- 2 エビデンスに基づく口腔ケアを提案・推進する看護実践能力を基盤とし、高い倫理観、看護管理、看護教育など、看護活動に関する専門的な能力を養成するために「看護統合科目」を配置する。

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの1、2に対応する。

- 3 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、科学的な思考のもと、質の高い看護ケアを創設する能力を養成するために「看護領域科

目」を配置する。

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの2、3に対応する。

- 4 看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や研究倫理、研究課題を探究し、研究計画を遂行する能力や批判力、論理性、表現力を養成するために「看護研究科目」を配置する。

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの4に対応する。

3) 教育課程編成の内容

教育課程編成の全体像を以下に示す。教育課程は、履修の順序に配慮し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った体系的な編成とする観点から、「看護基盤科目」、「看護統合科目」、「看護領域科目」、「看護研究科目」の科目群を設ける。

(1) 看護基盤科目

「看護基盤科目」は、口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の基盤となる健康支援や看護援助のあり方及び適切な人間関係や信頼関係の形成に必要となる実践能力を身に付けることを目的とした科目として「健康支援特論」2単位と「対人関係特論」2単位を必修科目として配置する。

(2) 看護統合科目

「看護統合科目」は、本学の教育の特徴と看護教育について深く学修するために「口腔医療看護特論」4単位、「看護教育特論」4単位を必修科目として配置する。人間の生命や人権を尊重した倫理観、実践現場における看護管理など、看護活動に関する専門的な知識を高めるための科目として、「看護倫理特論」4単位、「看護管理特論」4単位、「看護情報特論」4単位を選択科目として配置する。

(3) 看護領域科目

「看護領域科目」は、様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対し、批判的検討ができ、質の高い看護ケアを創設する能力を高めるための科目として、「看護援助特論」4単位、「成人看護特論」4単位、「高齢者看護特論」4単位、「精神看護特論」4単位、「母子看護特論」4単位、「公衆衛生看護特論」4単位を選択科目として配置したうえで、「看護領域演習」2単位を必修科目として配置する。

(4) 看護研究科目

「看護研究科目」は、看護職者が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護職者として高度な看護実践を展開するために必要となる研究活動に関する知識と能力を高めるための科目として、「看護研究方法」2単位、「看護特別研究」8単位の2科目10単位を必修科目として配置する。

(資料1) ※人材育成に向けた教育課程の全体像

4) 教育課程編成の特色

(1) 全大学院生が共通して修得する科目

口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の深い理解と看護実践の質の向上に資する研究能力が全学生に共通する能力となる。この2つの能力を修得するための科目をそれぞれ配置した。

①口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の深い理解を図る科目

看護実践の基盤となる健康支援のあり方及び適切な人間関係や信頼関係の形成に必要な実践能力を身に付けることを目的とした科目として「看護基盤科目」2科目の必修科目、「健康支援特論」と「対人関係特論」を配置した。これらの必修科目は、口腔を起点とした全身の健康支援の基盤となる科目であり、必修科目を積み上げた先に、選択科目を配置する。

「健康支援特論」では、生活の質を高め、最適な生活 (well-being) を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。

「対人関係特論」では、看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。

次に、「看護統合科目」の「口腔医療看護特論」では、口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活 (well-being) の向上につながることを理解を深める。また、口腔医療の多職種連携における看護職の役割、オーラルフレイル予防と摂食機能障害の改善を目指した看護実践活動、精神的な健康問題を有する人に対する口腔ケア方法論、口腔健康とQOLの関連性、口腔ケア研究とその臨床看護への応用に関する考察についての理解を深める。「看護教育特論」では、指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。

そして、「看護領域科目」の「看護領域演習」で、臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。また、講義科目において修得した専門知識の有用性について、模擬的な場面設定による体験型学習により実践的に学修するとともに、模擬学習の結果分析や課題検討を通して、看護実践の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から検証することにより、応用的な実践能力を高める。

こうした、一連の科目の修得を通して、臨床看護実践力を基盤としながら、口腔に対する看護実践力の醸成を図る。

②研究能力の醸成を図る科目

研究能力の醸成を図るために、「看護研究科目」の中に、2科目「看護研究方法」と「看護特別研究」を配置する。看護職者が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護職者として高度な看護実践を展開するために必要となる研究活動に関する知識と能力を高めるための科目として、「看護研究方法」2単位、「看護特別研究」8単位の計10単位を必修科目として配置する。

「看護研究方法」では、看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。

「看護特別研究」では、研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。具体的には、自己の研究課題の設定にはじまり、研究計画の立案・調査・分析から論文の作成、研究成果の発表へと結び付けていくことにより、基礎的な研究能力の修得を図る。

(2) 目指す人材像（キャリアパス）に応じて修得する科目

目指す人材像（キャリアパス）に応じて選択科目の中から科目を履修する。そのため、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者としての能力を醸成する科目、または、臨床や学校等での看護教育で指導的役割に資する能力を醸成する科目を、「看護統合科目」と「看護領域科目」に選択科目として配置する。目指す人材像に応じて選択科目の履修パターンは複数考えられるが、以下に2つの履修パターンの例（モデルAとモデルB）を示す。

① 看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指すための科目例と醸成する能力

（資料11）※目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力
（モデルA）

看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す大学院生は、必修科目の他に、「看護統合科目」の「看護倫理特論」、「看護管理特論」（いずれも4単位：選択）を選択する。「看護倫理特論」では、看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。「看護管理特論」では、看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めると

ともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。また、専門とする看護領域科目として「看護援助特論」を選択した場合は、看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の過程についての理解を深めるとともに、適切な看護を実践するためのフィジカルアセスメントを基盤とした思考と実践の重要性について理解を深める。「看護領域演習」では、臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。これらの選択科目によって、指導的役割や看護管理者を目指す大学院生が、看護活動を正しく評価し、現場の看護活動の改善を牽引しながら看護実践の質を向上させる能力を修得する。

② 臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指すための科目例と醸成する能力

(資料 1 1) ※目指す人材像 (キャリアパス) に応じた科目と修得する能力 (モデル B)

臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指す大学院生は、必修科目の他に、「看護統合科目」の「看護情報特論」、「看護管理特論」、「看護倫理特論」の選択科目の中から、いずれか2つを選択する。「看護情報特論」では、社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。また、専門とする看護領域科目として「高齢者看護特論」を選択した場合は、高齢者の日常生活の中で多くみられる代表的な障害を取り上げて考察することにより、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や病状の把握の仕方や看護の方法についての理解を深める。「看護領域演習」では、臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。

これらの選択科目によって、臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担うことを目指す大学院生が、看護教育の深い理解を基盤に専門とする看護領域に関する教育的能力を高め、看護教育の質を向上させる能力を修得する。

(資料 1 0) ※カリキュラム・ポリシーと各科目の関係

(資料 1 2) ※ディプロマ・ポリシーと各科目の関係

(資料 1 3) ※学年別の教育課程表

(3) 福岡看護大学看護学部以外からの入学者に対する特別措置

修士課程では、口腔から全身への健康支援に資する専門的な知識や能力を一層深化させる。

本大学の看護学部では、口腔ケアに関する看護教育については、学部教育のディプロマ・ポリシー「対象者に応じた口腔の援助技術を修得し、QOL 向上に向けた口腔を起点とした全身の健康支援のあり方を探求できる」に基づき、「健康と食生活」(講義) 1 単位、「日常生活援助論」(演習：食事援助と口腔ケアの 2 ユニット) 3 単位、「病態疾病論Ⅳ」(口腔関連疾患のユニット) 1 単位、「口腔健康科学論」(演習) 1 単位、「公衆衛生学」(歯科保健事業のユニット) 1 単位、「口腔機能援助論」(演習) 1 単位、合計 8 単位と、それ以外に各看護分野での口腔援助関連の演習内容を含め、重層的に学修して卒業している。

しかし、他大学を卒業した大学院生は、在籍していた看護師養成課程で、本学の卒業生ほど口腔に対する援助技術の理解・基礎的实践力に対する学習を積んでいないことが予想される。

よって、他大学を卒業した大学院生に対しては、以下の 3 つの特別措置で、口腔に対する援助技術の理解・基礎的实践力の向上を図りながら、大学院教育を進めていく。

①入学前教育として、口腔健康、口腔機能、口腔関連疾病に関する基礎知識と、基本的な口腔看護援助技術、大学院生が希望する看護分野に特有な口腔援助技術について、約 10 時間分の集中的教育を準備する。この入学前教育を受講するにあたっては、担当する主研究指導教員と話し合って決定する。

②口腔関連の医療知識と口腔に対する援助技術の理解を深めるために、大学院生の希望に応じて本大学看護学部の以下の科目への部分的な聴講を認める。事前に、自らの専門分野の実践に生かせる科目、またはユニットを選択できるよう、大学院生と主研究指導教員、副研究指導教員が履修登録期間までに協議して聴講する科目を決める。

聴講を認める科目は、「健康と食生活」、「日常生活援助論演習」、「病態疾病論Ⅳ(歯科疾患、口腔外科疾患、小児期歯科口腔疾患、耳鼻咽喉科疾患)」、「口腔健康科学論(演習)」、「口腔機能援助論(演習)」、「健康回復支援論演習」、「高齢者看護論演習」、「在宅看護論演習」、「在宅高齢者ケア」、「母性看護論演習」、「小児看護論演習」、「精神看護論演習」、「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」とする。

③各大学院生を担当する主研究指導教員、副研究指導教員が、1 年前期に、その分野での特徴的な口腔の援助技術に関する補講を行う。

他大学を卒業した大学院生に対しては、上記の 3 つの措置をもって、修士課程で教授する口腔から全身への健康支援に資する専門的な知識や能力の養成を図る教育において、不利益が生じないように配慮する。

9 教員組織の編成の考え方及び特色

看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野を研究対象とする中心的な学問分野として、看護学分野に関する高度な専門的知識と能力の修得に向けた教育課程の編成としていることから、専任教員の配置計画については、教育課程の編成の方針に基づき、専任教員16人（教授11人、准教授5人）を配置することとしている。

また、「看護特別研究」には、看護学分野における博士号等の学位や研究業績に加えて、大学や大学院における豊富な教育経験や指導実績を有する専任の教授10人、准教授5人を配置することとしており、専任教員の年齢構成については、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないように配慮することから、40歳～49歳3人、50歳～59歳6人、60歳～64歳3人、65歳～69歳4人、を配置することとしている。

なお、看護学専攻修士課程では、博士号等の学位保持者で専門領域における教育実績や研究業績、実務経験などと担当予定の授業科目の適合性について十分に検討し、大学院担当教員の業務量を配慮して、教授1人、准教授1人を新規に採用することとしている。

また、開設時に定年年齢を超えた教員4人及び完成年度までに定年に達する教員1人を配置する計画としているが、定年に達した者の任用については、本法人が定める「学校法人福岡学園就業規程」において規定されているとともに、「福岡看護大学大学院の設置に伴う定年年齢の特例規則（案）」を設けていることから、専任教員の配置計画における支障はないものと考えている。

（資料14）※学校法人福岡学園就業規程（案）

（資料15）※学校法人福岡学園 福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置に伴う定年年齢の特例規則（案）

また、教育研究の継続性を踏まえ、教員組織の将来構想については以下のように考える。

完成年度で定年年齢の特例規則に定めた年齢以上に達する教員もいるが、本研究科では設置基準で求められる有資格者の数を常に満たすことを前提に、各領域において研究指導の資格を有する者1名以上の教員が配置されるように教員組織計画を考える。

教員の確保対策の方策は、本学に務める次世代の教員の育成、または、外部からの新規人材の採用である。次世代の教員を育成するために、研究指導の資格を有する教員との共同研究、学内・外の競争的研究助成や科学研究費補助金を使った研究を推進し、研究業績と教育実績の蓄積を進めると共に、昇格するに足る教育・研究者としての資質・能力の醸成を図る。

本学部で掲げている口腔を起点とした全身の健康支援に資するための教育の推進を図りながら、教員はその教育能力・研究能力の一層の向上を目指して学術的に発展させるよう研鑽を重ね、さらに、口腔を起点とした全身の健康支援を実現していく研究

者養成の大学として発展させることができる組織づくりを目指している。

10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1) 教育方法

看護学研究科看護学専攻修士課程の授業の方法は、知識の獲得と理解を目的とする授業科目は、講義による授業形態とする。また、看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究する授業科目は、演習による授業形態とする。各看護援助に関する授業科目においては、講義と演習を連動させた授業方法を導入することとしている。

授業ごとの学生数については、看護学研究科看護学専攻修士課程の入学定員を5名としていることから、いずれの授業科目においても少人数を原則とする。研究指導を行う「看護特別研究」においては、個別指導を中心とする授業運営を行うこととする。

修了時における学生の学修の質を確保する観点から、予め学生に対して授業における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、授業の計画等をシラバスにより明示するとともに、成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うこととする。あわせて、大学院生にはティーチングアシスタント（TA）への参加を促し、学部教育における教授法や教材作成の学修、教育面でのリーダーシップの育成などを図る機会を提供する。学部学生にとっても、大学院生のいる学習環境は自己の将来像を全体的に描くことができ、大学院生と相互に教育効果の増大が期待できる。

（資料16）※福岡看護大学大学院ティーチング・アシスタント規程（案）

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画では、大学院設置基準第14条による教育方法の特例は適用しないが、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、社会人等も受け入れることから、以下の配慮を行う。

① 修業年限への配慮

修業年限は、原則として2年とするが、3年あるいは4年の間に履修することを可能とする「長期履修に関する規則」の整備による長期履修制度を導入する。

（資料17）※福岡看護大学大学院長期履修学生規則（案）

② 学費負担への配慮

長期履修制度を利用した場合、学費についても3年又は4年の在籍期間に応じて分割納入することを認めることにより、大学院生の年間の学費負担を抑制することができ、就業しながらでも修学できるよう配慮する。

③ 履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導は、専任教員が対象学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態を考慮し、土曜日開講や一部の夜間開講の措置で個別の対応を図る。

欠席した学生への支援体制については、やむを得ない事由により授業を欠席した学生が過度の不利益を被らないよう補習学習の機会を提供し、補講への出席や課題の提

出等、状況に応じた代替措置をとる。

④ 授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて柔軟に対応する。土曜日開講、一部の夜間開講、夏季休業期間等を利用した集中講義を開講するなど、社会人学生に履修上の不利益が生じないように便宜を図る。現在、基礎となる学部の授業科目の開講時間帯は、1時限目（8:50～10:20）から5時限目（16:10～17:40）としているが、必要に応じて、6時限目（17:50～19:20）と7時限目（19:30～21:00）の開講時間帯に補講を設けることによって充実を図ることとする。

⑤ 学部と大学院を兼任する看護教員の負担についての配慮

教員の負担については、可能な限り、昼間に大学院の授業科目が開講される場合は学部の授業科目と同日の開講とすることにより、学部と大学院双方の教育研究活動の時間の確保をし易くする。大学院の授業科目が6時限目、7時限目に開講される場合は、時差出勤することで負担の軽減を図ることとする。本研究科と看護学部の教育・研究に支障が出ないよう各教員の担当科目数、単位数を考慮し、委員会等の運営業務の負担を調整して過度な負担とならないようにする。

⑥ その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況を踏まえたうえで、十分に配慮した運営を行う。

2) 履修指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、授業科目履修、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って修士の学位授与へと導いていくための教育のプロセス管理を重視し、組織的な履修指導体制の整備を図る。

具体的には、入学時のオリエンテーションと前期開講前の履修ガイダンスに加えて、主研究指導教員と副研究指導教員による継続的な個別履修指導を行うとともに、体系的な科目履修を可能とするための典型的な履修モデルの提示による履修指導を行うこととする。

（資料18）※履修モデルA～D

3) 研究指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究指導のための授業科目として、「看護特別研究」を配置し、複数の研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整え、大学院生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文を作成できるように、研究指導を行う。

具体的には、入学の際に提出させる「研究計画の概要」に基づき、関連専門分野の研究指導教員による個別の履修相談を行ったうえで、研究科委員会において各大学院

生の主研究指導教員と副研究指導教員を決定するとともに、研究指導教員は、大学院生の関心領域や問題意識を確認しながら、それぞれの研究計画の指導にあたる。

また、研究の進捗状況を確認するため、2年次前期に中間発表を課すことで、複数の研究指導教員や大学院生との議論を通して、研究の水準を高めるとともに、最終学年末には、作成した修士論文について、複数の研究指導教員による論文審査及び学位論文発表会と最終試験を課す。

4) 研究指導スケジュール

研究指導スケジュールについては、入学前の対応として、ホームページや大学院案内において、研究課題や研究指導に関する情報提供を行うとともに、募集要項においては受験前に自己の研究課題等に関する事前相談を行うよう促すこととし、研究指導教員が相談にあたる。

主研究指導教員については、大学院生の希望を尊重するとともに、入学前の事前相談から入学後のガイダンス及び個別の履修相談を経て提出された研究計画の概要に基づき、研究科委員会において決定する。

1年前期では、研究計画の概要に関連する論文の検索から文献のクリティック指導、文献レビューの作成指導を行い研究計画の概要に関してまとめる。

1年後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化にむけた指導及び研究計画書の作成指導を経て、1年後期終了時に研究計画書と倫理審査申請書を提出する。

2年前期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間発表会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正について助言を行う。

2年後期では、研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察させるとともに、修士論文の提出にむけた論文作成についての指導を行う。

修士論文の審査は、審査委員として主査1名と副査2名以上を選定し、修士論文審査、最終試験（口頭試問）、学位論文発表会を経て、合格者に対して学位を授与する。

（資料19）※特別研究実施要領（案）

5) 学位論文審査体制

学位論文の審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は、学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託する。

審査委員の選定は、大学長が研究科委員会の意見を聴き、当該論文を指導した教員を除く教員のうちから主査1名と副査2名を選任し、主査については、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究指導教員に務めさせる。

なお、審査委員の選定に際しては、学位論文提出者の専門分野以外の研究指導教員

が副査として加わり、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制の構築がなされるよう配慮する。

審査委員は、修士の学位請求論文審査および最終試験（口頭試問）を行う。最終試験（口頭試問）については、提出された学位論文及び論文要旨と学位論文審査申請書に基づき、研究の成果が十分に認められるものであることを確認するため、当該申請者から研究の内容やそれらに関連する事項等について、直接説明を求める口頭試問として行う。

学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

（資料 2 0）※福岡看護大学学位規程（案）

（資料 2 1）※福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則（案）

（資料 2 2）※福岡看護大学大学院修士論文審査基準（案）

（資料 2 3）※修士論文審査結果等報告書（案）

6) 研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、「学校法人福岡学園倫理審査委員会規則」に基づき、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究等においては、科学的な合理性や倫理的な妥当性についての審査を行うこととする。

（資料 2 4）※学校法人福岡学園倫理審査委員会規則

学長は、研究倫理審査申請書を受理したときは、倫理審査委員会に審査を付託し、倫理審査委員会は、当該規則の対象となる事項について、倫理的・社会的観点から審査を行うとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行うこととする。

倫理審査委員会は、当該規則に反する事態が生じた場合には、学長に対して当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究などに関して必要な意見を述べることであり、委員長は、審査結果について学長に報告する。

学長は、倫理審査委員会の審査結果を参考に研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に研究倫理申請研究判定通知書を交付する。

7) 修了要件

看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要な単位数として、「看護基盤科目」から必修科目 2 科目 4 単位、「看護統合科目」から必修科目 2 科目 8 単位、「看護領域科目」から必修科目 1 科目 2 単位、「看護研究科目」から必修科目 2 科目 10 単位を取得し、「看護統合科目」から選択科目 1 科目 4 単位以上、「看護領域科目」から選択科目 1 科目 4 単位以上の合計 32 単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問による最終試験に合格した者に対して「修士（看護学）」の学位を

授与する。

(資料 20) ※福岡看護大学学位規程 (案)

1.1 施設、設備等の整備計画

本学では、開学当初より、教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んでおり、大学院の教育研究のために必要な校地及び校舎等は十分に整備されており、今後、設置する看護学研究科看護学専攻修士課程については、既設の看護学部看護学科を基礎とする設置計画であることから、既存の校地、校舎等を有効的に活用することとしている。

1) 校地、運動場の整備計画

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置を計画している本学のキャンパスは、福岡県福岡市早良区田村に位置し、現在、校地面積約 103,520 m²を有していることから、学生の休息その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、約 22,404 m²の面積を確保しており、運動用の設備としては、野球場、ラグビー場兼サッカー場、テニスコート 4 面、弓道場を備えているとともに、学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空地についても十分に確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

2) 校舎等施設の整備計画

既設の看護学部看護学科では、教育環境の充実と学生生活の利便性を高めることから、2020年3月末に学部校舎の増改築が完了し、学生ロッカー室、売店を移設させて、実習室 4 を 1 室 (209.16 m²、収容人数約 60 人) と学習室 1 室 (57.41 m²、収容人数約 20 人) を新設した。本学の校舎等施設は、延べ床面積約 7,322 m²で、講義室、研究室等を含めた施設の利用計画については、講義室 4 室、実習室 4 室、セミナー室 8 室、学習室 1 室 (旧売店を改修)、図書館のグループ学習室 4 室、情報処理実習室 1 室、教員研究室 27 室、助教室 1 室、助手室 1 室、共同研究室 1 室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、学部長室、会議室、事務室、キャリア支援室、保健管理センター室、学生相談室 2 室、売店などを整備していることから校舎等施設の利用計画における教育研究上の支障はないものと考えている。今後においても教育研究環境のさらなる充実にむけた継続的整備に努めることとしている。

看護学研究科看護学専攻修士課程は、基礎となる看護学部看護学科を設置しているキャンパスに設置することから、既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、修士課程の設置に伴い、収容定員 10 人分の大学院生共同研究室 1 室を設ける

とともに、大学院生研究室の設備として、書棚付き個別デスク 10 台、パソコン 2 台、ロッカー 10 名分、ミーティングテーブル 1 台を配備し、大学院生の研究環境の整備を図ることとしている。

(資料 2 5) ※大学院生の研究室 (図面) (案)

なお、大学院生同士の情報交換やコミュニケーションのためのスペースについては、既に図書館に設置しているグループ学習室 4 室を利用する。また、修士課程の 1 年生が主として使用する講義室は、2020 年 3 月に既設の売店を移設して改修した学習室 1 室を、修士課程の 2 年生が主として使用する講義室はセミナー室 C (23 m²、収容人数 12 人)、演習科目は主として実習室 4 を利用することとする。

(資料 2 6) ※改修図面等及び新校舎図面等

(資料 2 7) ※新設学習室及び図書館グループ学習室図面

専任教員の研究室の整備計画については、教員組織として計画している看護学研究科看護学専攻修士課程の専任教員 16 人のうち 14 人分は、既に整備されていることから、新規に採用する専任教員 2 人分の研究室を整備することとしている。

以上の施設、設備計画により、新設大学院の看護学研究科として必要十分な教育水準を確保し、大学院教育を展開することが可能である。

3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書館施設の整備計画、規模

福岡看護大学情報図書館は、床面積 396 m² に 16,640 冊収容の書架を設置し、96 席の閲覧席のほか、パソコン席 3 席、グループ学習室 4 室、ブラウジングコーナーが整備されている。館内に備え付けられたパソコン 4 台は、視聴覚資料の視聴、契約オンラインジャーナル・データベースの閲覧または論文作成等が可能である。グループ学習室は、自学・授業利用またはグループワークにも利用できる。

開館時間は、平日 9 時から 20 時まで、土曜日 9 時から 12 時 30 分までとしている。

また、同敷地内には、福岡歯科大学情報図書館、福岡短期大学情報図書館分室があり、学生証での相互利用が可能である。福岡歯科大学情報図書館には歯科学関係の図書 135,683 冊 (内 和書 68,704 冊、洋書 66,979 冊) を、福岡短期大学情報図書館分室には歯科衛生学及び保健福祉学関係の図書 11,930 冊 (内 和書 11,389 冊、洋書 541 冊) を備えている。

図書館の管理運営システムは株式会社ブレインテック社製の「情報館」を導入しており、このシステムにより、福岡看護大学情報図書館、福岡歯科大学情報図書館及び福岡医療短期大学情報図書館分室は、学内 LAN で常時接続されることから、資料等を横断的に検索することが可能になるとともに、国立情報学研究所の所蔵目録の検索や

他の大学図書館等との文献複写や相互貸借等のサービスも可能で、図書館機能の充実を図っている。

(2) 図書の整備計画

平成31年3月末現在の図書等の整備状況は、以下のとおりである。

本学の図書館では、平成30年に看護系医療データベースであるCINAHL with full text (「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約5,500タイトル収録)、メディカルオンライン(和雑誌約1,400タイトル収録)を整備しており、多くの国内外の文献をフルテキストで閲覧することが可能となっている。その他に、令和2年3月末現在、学術雑誌39種類(うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)を整備していることに加えて、教育デジタルコンテンツとして看護系図書を中心に電子書籍(Maruzen e-book library)30タイトルを整備しており、医中誌Web等のデータベースについては、併設している福岡歯科大学との相互利用が可能となっている。

(資料28) ※図書館所蔵文献データベース、電子書籍及び学術雑誌一覧

なお、電子書籍を含むこれらのデジタルコンテンツは無線LAN、リモートアクセスの設備により、学生自身のiPad等の端末を用いて学内外での利用がきるサービスを導入しており、図書館機能の充実を図っている。

本研究科の設置にあたり、大学院のカリキュラムや本学の特色等を考慮し、これまで福岡歯科大学・福岡医療短期大学において整備してきた口腔医学分野の専門書を有効に共用するとともに、開設の前年度から完成年度までに、本学看護学部で受入れた看護系図書に加え、看護管理・看護教育などの周辺領域や研究・発表関連書、また本学の教育に有益と思われる書籍及び洋書を重点に、図書495冊(内和書451冊、洋書44冊)、視聴覚資料20点(内電子13点)を計画的に購入する予定である。

(資料29) ※大学院設置に係る図書等資料(案)

1.2 基礎となる学部との関係

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を基盤とし、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材、または、臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材を養成する。

学部教育との専門性と接続性を踏まえつつ、人材養成の目的の達成に向けて、個別学問分野を深める専門性が過度に重視されることのないように留意したうえで、学部教育段階で修得した看護実践の基盤となる基本的な看護理論や看護技術に関する知識と能力の修得を前提として、看護学分野に関する高度な知識や能力の修得が可能となるように配慮し、教育研究領域を絞り込んだものとしている。

看護学研究科看護学専攻修士課程の教育研究の柱となる科目群を、「看護基盤科目」

「看護統合科目」「看護領域科目」「看護研究科目」の4科目群とする。教育研究の柱となる大学院の4科目群と学部分野とのつながりについては、「資料30 基礎となる学部との関係図」のとおりとする。

(資料30) ※基礎となる学部との関係図

1.3 入学者選抜の概要

看護学研究科看護学専攻修士課程では、今後、ますます複雑化かつ多様化する医療を取り巻く問題や課題の解決に対応しうる専門知識や応用能力などを併せ持つ、高度な専門性を備えた人材の養成を目指すことから、以下のアドミッション・ポリシーにより入学者選抜を行うこととする。

1) 入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）

看護学研究科看護学専攻修士課程では、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、学部段階で看護学分野に関する基礎的、基本的な知識や能力を修得した者を受入れることとしており、入学受入れの対象者としては、本学の看護学部看護学科を卒業した者及び他大学で看護学分野の教育を修めた者とするとともに、既に医療現場等において看護実践に携わる職業人を対象とし、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに対応する。

看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材の目的及び教育課程の編成の考え方を踏まえて、次のとおり、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定する。

- 1 看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している。
- 2 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。
- 3 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。
- 4 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

2) 入学者選抜の実施方法

入学者選抜の実施方法としては、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材の目的や入学者の受入方針を踏まえたうえで、一般入試及び社会人入試により選抜することとし、募集人員は、一般入試及び社会人入試を合わせて5人としている。

入学者選抜の前期および後期の定員数については、前期3名、後期2名を原則として学生募集を行うこととするが、当該年度における各入試区分の志願状況や入試結果に応じて柔軟な受入を行うこととし、社会人入試は実施する。

(1) 一般入試

実施時期：前期 9月上旬（令和3年度は設置認可後の11月下旬を予定）

後期 12月中旬

一般入試の実施方法は、研究計画書に基づく書面審査に加えて、学力試験として英語、看護専門分野に関する小論文を課すとともに、面接試験を実施する。

(2) 社会人入試

実施時期：前期 9月上旬（令和3年度は設置認可後の11月下旬を予定）

後期 12月中旬

社会人入試の実施方法は、成績証明書及び研究計画書に基づく書面審査に加えて、小論文と面接試験により実施する。

なお、社会人入試の受験資格については、医療機関等において3年以上の勤務経験を有する者を対象とする。

3) 出願前相談

出願前相談に対応するために、募集要項と入学案内パンフレットに特別研究の研究指導教員を明示する。研究指導教員の研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等の情報は、福岡看護大学ホームページで公開する。

修士課程の募集要項には、全受験者は、出願前に専攻しようとする研究指導教員と事前相談を行うことを明記する。受験者は、以下の内容を相談する。

- ① 受験者が希望する研究テーマと研究指導教員の研究分野との適合性
- ② 修了後の希望する進路
- ③ 受験者が希望する就業年数

受験者の希望、実務経験、関連資格取得状況を尊重しつつ助言を与え、十分な検討の上、出願書類上で希望する研究指導教員を申告させる。

4) 入学者選抜の判定方針

看護学研究科看護学専攻修士課程における入学者の受入方針に対する判定については、次のとおり行うこととする。

- 1 「看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、面接試験により判定する。
- 2 「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、成績証明書、英語筆記試験、面接試験により判定する。
- 3 「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、面接試験、小論文により判定する。
- 4 「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについては、面接試験、小論文により判定する。

5) 試験科目及び選抜方法

選抜については、前述のアドミッション・ポリシーに基づき、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を行う。

ア) 一般入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、英語力を評価するための学力試験、および研究計画書を重視して判定する。

イ) 社会人入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、および成績証明書と研究計画書を重視して判定する。

1.4 管理運営

看護学研究科の管理運営については、運営において一定の独立性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みとすることから、福岡看護大学大学院学則第27条に基づき、「福岡看護大学大学院研究科委員会（以下、研究科委員会）」を設置することとし、「看護学研究科委員会運営規則」を制定する。

（資料2-1）※福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則(案)

「研究科委員会」は、研究科長及び大学院担当の教授6人を委員として構成し、定例的に月1回開催することとし、(1) 学生の入学及び課程修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) その他、教育研究に関する重要な事項で大学長が定める事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

1.5 自己点検・評価

1) 実施方法

大学教育における教育の理念や目標に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検、評価することにより、現状を正確に把握、認識するとともに、その達成状況を評価し、評価結果に基づく改善の推進を図ることを目的として、自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価の実施は、自らの教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置付け、評価を行う仕組みと役割を明確にしたうえで、評価項目ごとに、自己点検・評価委員会によって行う。

特に、教育活動と研究活動を中心として、大学の組織的な教育評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から実施するとともに、教育研究活動の水準向上の目標を定め、その達成状況を評価し、評価の結果を改革に結び付けるPDCAシステムとして実施する。

(資料3 1) ※福岡看護大学自己点検・評価委員会規則(案)

2) 実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本とし、自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価委員会を設置することとし、構成員は、学長を最高責任者として、研究科長、学部長、学生部長、情報図書館長、部門長、事務局担当職員とし、学長の統括のもとに、組織的な自己点検・評価を実施する。

本学では、自主性と自律性のもとに、継続性と改革性、客観性の観点から、自己点検・評価を実施することができる評価体制の整備を目指すとともに、課題認識のもとに、中期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となるシステムの構築を目指すこととしている。

3) 公表及び評価項目

自己点検・評価の結果については、積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくとともに、これらの効果を一層確かなものとするために、自己点検・評価の結果について外部検証を行うこととする。

なお、大学院及び研究科における自己点検・評価の項目については、自己点検・評価の基本方針を踏まえたうえで、以下の視点を重視した設定としている。

- 1 研究科の目的・教育目標
- 2 教育課程
- 3 研究科組織
- 4 教育内容・方法
- 5 教育研究活動
- 6 学生支援
- 7 研究科運営
- 8 地域・社会活動
- 9 情報発信
- 10 自己点検・評価

1 6 情報の公開

1) 実施方法

福岡看護大学では、大学設置基準及び学校教育法の改正による「教育研究活動等に関する情報公表」の義務化を受けて、大学の運営や教育研究等の諸事業について、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営

を実現し、教育研究活動の質的向上を図ることを目的として情報公表に努めている。

看護学研究科においても同様に、ステークホルダーが適切に必要な情報を得られるよう配慮し、研究科等における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について情報を公開していくこととする。

看護学研究科の教育情報の公開は、インターネットを利用し広く周知を図ることとしており、ホームページのアドレスは、

「https://www.fdcnet.ac.jp/ncol/about/release_top」で、大学のトップページからの検索方法は、「トップ>>大学紹介>>情報公開」により閲覧することができるよう準備する。

(資料32) ※学校法人福岡学園情報公開規程

2) 実施項目

福岡看護大学では、次の教育研究活動等の状況についての情報を公開している。

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること。
- 2 教育研究上の基本組織に関すること。
- 3 教員組織、教員の数、各教員が有する学位、業績に関すること。
- 4 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数、進学及び就職等の状況に関すること。
- 5 教育課程の方針、授業シラバス、学年暦等に関すること。
- 6 学位授与の方針に関すること。
- 7 校地、校舎等の施設、設備、教育研究環境に関すること。
- 8 授業料、入学料等、大学が徴収する費用に関すること。
- 9 学生の修学支援、進路選択、心身の健康等に係る支援に関すること。
- 10 その他の関連する情報
 - ・学則等各種規程
 - ・設置計画履行状況等報告書
 - ・自己点検・評価報告書
 - ・認証評価の結果

3) 公開内容

教育研究活動等の状況についての情報公開に際しては、以下の点に留意したうえでを行っている。

- 1 大学の教育研究上の目的に関する情報については、学部及び研究科ごとに、それぞれ定めた目的を公開する。
- 2 教育研究上の基本組織に関する情報については、学部及び研究科の名称を明ら

かにする。

- 3 教員組織に関する情報については、組織内の役割分担等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを明らかにする。
- 4 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することとし、法令上必要な専任教員数を確保していること等を明らかにする。
- 5 各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意したうえで公表する。
- 6 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数、進学及び就職等の状況に関する情報については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。
- 7 教育課程の方針、授業シラバス、学年暦等に関する情報については、教育課程の体系性を明らかにするとともに、年間の授業計画については年間授業計画の概要を活用する。
- 8 学位授与の方針に関する情報については、必修科目、選択科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにする。
- 9 校地、校舎等の施設、設備、教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにする。
- 10 授業料、入学料等、大学が徴収する費用に関する情報については、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにする。
- 11 学生の修学支援、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報については、障害者支援等、大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする。

1.7 管理運営に必要な教職員への研修等（SD研修）

1) 実施体制

福岡看護大学における管理運営に必要な教職員への研修等の取組みについては、学校法人全体を対象とする「学校法人福岡学園就業規程第36条」を制定し、事務職員のみならず、教員及び技術職員を含めて、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的とした、知識・技能の修得及び能力・資質の向上のための活動（SD活動）を推進することとしている。

SD活動の実施については、事務職員に対する研修等は、法人本部総務課が中心となっており、教員に対する研修等は、FD委員会が中心となっており、FD委員会が

主催する研修等については、事務職員も積極的に参加する。

(資料14) ※学校法人福岡学園就業規程(案)

2) 実施内容

具体的なSD活動については、以下に掲げる項目により行う。

- 1 大学等の管理運営、教育研究支援に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質の向上を図るための研修に関すること
- 2 建学の精神(3つのポリシーを含む)に照らした大学等の取組の自己点検・評価と内部質保証及び大学等の改革に資する研修に関すること
- 3 職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること
- 4 学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること
- 5 職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること
- 6 大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること
- 7 その他SD活動として必要と認める事項

なお、研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と大学が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別し、さらに、これら学内外の研修会を次のとおり区分して実施する。

- 1 階層別 新任職員、中堅職員、指導的職員など、経験や役職(職階)に応じて必要な知識を得るための研修会等
- 2 目的別 特定の知識・技能を修得するための研修会等
- 3 業務別 業務ごとの質的向上や改善等に役立つための研修会等
- 4 個別 職員個々が自主的に自己啓発、スキルアップ等を図るための研修会等

18 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1) 実施体制

教育内容等の教育全体の質の改善を目指す組織的な研修等については、「看護学研究科教育向上推進委員会規程」を制定するとともに、当該委員会規程に基づき、看護学研究科の専任教員及び事務職員で構成される「看護学研究科教育向上推進委員会」を設置し、授業方法の開発と改善を図るための計画の立案、実施の推進を図る。

(資料33) ※福岡看護大学看護学研究科教育向上推進委員会規程(案)

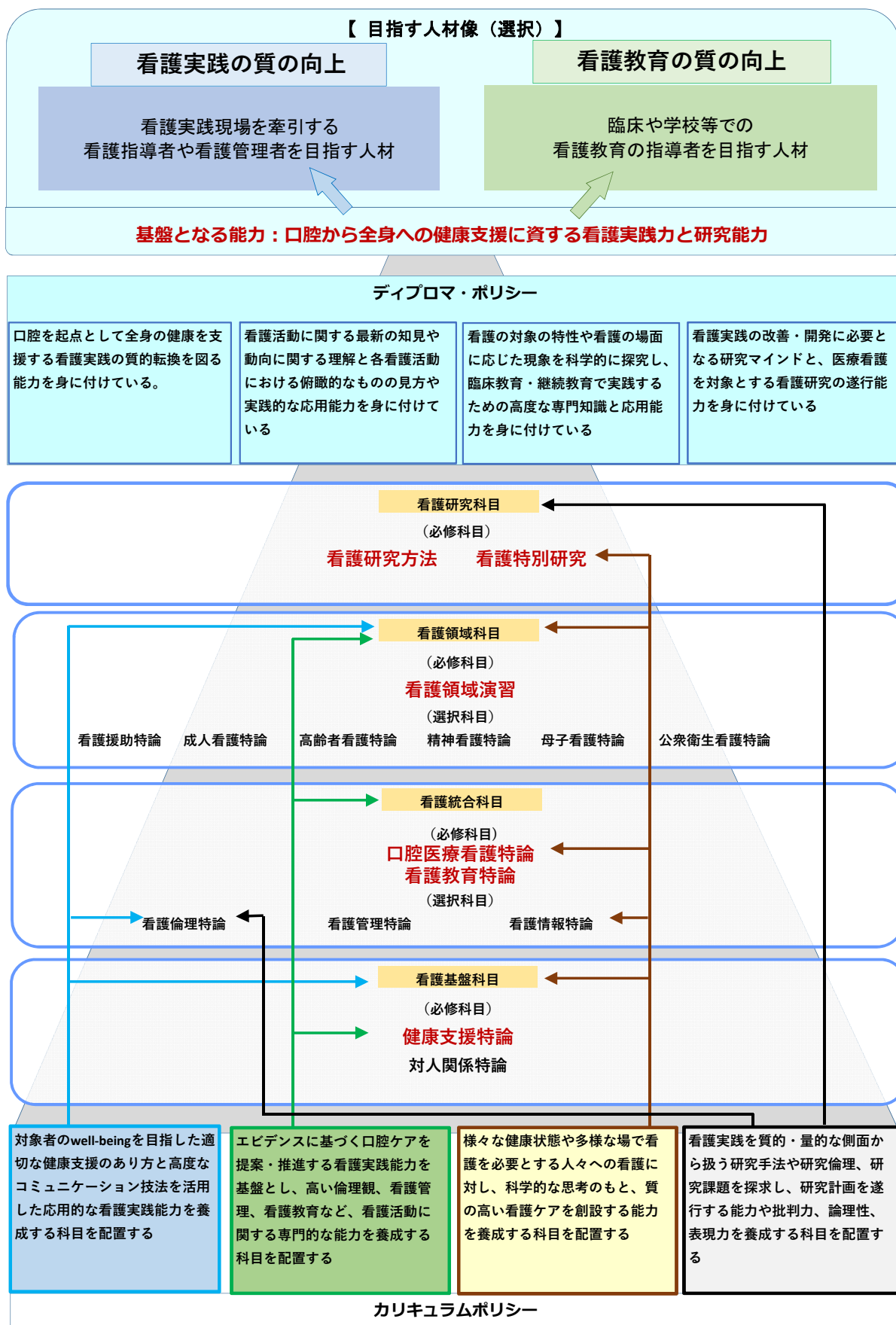
2) 実施内容

教育内容等の改善の組織的な研修等の実施内容については、以下に掲げる項目によ

る取り組みを行う。

- 1 シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する研修会を開催し規則を整備するとともに、個別教員に対する記載指導を実施する。
- 2 教員と大学院生による授業アンケート調査を実施するとともに、評価結果に基づき、各教員が授業の内容や方法、研究指導の改善に役立てるための研修会を実施する。
- 3 授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などの接続関係について教員の相互理解を図るための研修会を実施する。
- 4 授業科目ごとの教育目標を効果的に達成するためのオリジナルの教科書や教材を開発するための研修会を実施する。
- 5 他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観を実施する。
- 6 授業技術や教材開発に関する定期的な研究会と研究成果の発表会を開催するとともに、授業公開の一環として報告書を作成する。

人材育成に向けた教育課程の全体像



大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会
最終報告

平成 23 年 3 月 11 日

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 大学における看護学教育の現状認識	2
(1) 学士課程における看護系人材養成の現状	2
(2) 大学院における看護系人材養成の現状	4
(3) 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正	6
2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方	7
(1) 学士課程における看護系人材養成の基本方針	7
(2) 大学院における看護系人材養成の基本方針	9
(3) 保健師及び助産師教育の充実方策について	9
3. 大学における看護学教育の質保証について	11
1) 学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標の策定	11
(1) 看護実践能力の定義と卒業時到達目標	13
(2) 看護実践能力の育成について	14
2) 学位課程における教育の質保証について	15
3) 修士課程等において保健師・助産師養成を行う場合の質保証について	16
4. 今後の検討課題	17
1) 教育の充実に向けた課題	17
2) 看護学教育の質保証の推進	19
添付資料 1 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標	21
添付資料 2 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標－教育内容と学習成果－	29
参考資料	43

はじめに

大学における看護系人材の養成は、昭和 27 年の看護系大学の誕生から、常に社会の医療・看護ニーズに対応できる質の高い保健師、助産師、看護師（以下「看護師等」という。）、そして看護学の研究者、教育者を確実かつ効果的に養成することを目標としてきた。

看護系大学においては、教員が看護の質の向上を目指して連綿と教育に関する研究を積み重ねながら、看護師等の基礎となる教育内容を 4 年間の学士課程の中で体系的に教授¹（以下、看護師等に共通する看護学の基礎とそれぞれの免許取得に必要となる教育内容を効率的に教授するための体系化したカリキュラムを「看護学基礎カリキュラム」という。）し、質の高い看護系人材の供給に大きく貢献してきた。

平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行等を契機とした看護系大学の急激な増加（平成 3 年度 11 校、平成 22 年度現在 188 校）は、質の高い看護系人材の供給を増大させ、昨年 3 月に発表された看護師国家試験合格者に占める学士課程修了者の割合は初めて 2 割を超えるに至っている。

一方で、近年、高齢化社会の到来や医療の高度化、実習における侵襲を伴う看護行為の制約等、社会や保健医療を取り巻く環境の変化と学生の多様化に伴って、臨地実習の在り方の見直しや教育内容の工夫の必要性等の課題が指摘されている。

このような背景のもと、本検討会は、これからの大学における看護系人材養成の在り方について、改めて検討することを目的に設置された。

本検討会における審議事項は次の三つである。

第一に、学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方

第二に、新たな看護学教育とその質の保証の在り方

第三に、大学院における高度専門職業人養成の在り方

これらのうち、学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の今後の在り方については、第一次報告（平成 21 年 8 月）の中で、一定の指針を示した。

1 平成 16 年の看護学教育の在り方に関する検討会報告「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」においては、学士課程における看護学教育の基本として、看護職に必要な能力を明確にし、その育成を確実に行うこととしている。

最終報告では、第一次報告に加えて、新たな看護学教育とその質保証の在り方、さらには、大学院における看護系人材養成の在り方について検討した結果を踏まえ、今後の大学における看護系人材養成の在り方について提言する。

1. 大学における看護学教育の現状認識

(1) 学士課程における看護系人材養成の現状

<国家試験受験資格取得にかかる教育>

看護師等の国家試験受験資格を取得するために必要な教育内容は、文部科学省・厚生労働省令「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）において規定されている。厚生労働大臣が指定する専修学校等の看護師養成所においては3年間の看護師養成の後、それに積み上げる形で保健師・助産師それぞれを養成している。平成9年以降、4年間での看護師・保健師の統合カリキュラム²実施校もある。

一方、大学では、4年間の学士課程教育³の中で保健師と看護師、そして、大学によっては助産師の養成も行ってきた。

<学士課程における看護系人材養成の特徴>

大学がこうした教育を実施してきたのは、看護師等が人々の生活が営まれるあらゆる場で、あらゆる利用者に対し、責任を持って看護ケアを実施していく能力を有する必要があるという認識に基づいていたからである。

このような看護師等の養成には、指定規則による特定の職種に関する専門的な知識・技術の教育に留まらず、批判的思考力や創造性の涵養、研究能力の育成が求められる。大学

2 平成9年に指定規則において制度化されたいわゆる統合カリキュラムは、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。以下同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教育する課程をいう。

3 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）における、「今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」との指摘を踏まえ、学部段階の教育を「学士課程教育」として位置付けている。

においては、医学、心理学、社会学、哲学等の学際的な知識を基盤とする独自の学問領域として「看護学」の発展を目指し、この「看護学」を基盤として、看護師、保健師、また、助産師養成に特化した教育内容（これ以下、看護師養成、保健師養成、助産師養成に特化した教育を本報告書ではそれぞれ「看護師教育」、「保健師教育」、「助産師教育」という。）も併せて体系的に教授してきた。

その成果として大学は、看護学基礎カリキュラムの中で、幅広い専門知識と研究能力を備えた看護の実践者、研究者、教育者を養成し、医療・看護の発展に様々な貢献をしてきた。

＜学士力の確保に向けた課題＞

他方、社会の変化に伴い、看護系大学に限らず、大学教育は様々な課題に直面している。

大学・短期大学への志願者総数に対する入学者総数の割合（収容力）は92%に達しており、社会ではいわゆる大学全入時代⁴が到来したと言われている。こうした中で、大学教育全体の大きな課題として、目的意識の希薄化、学習意欲の低下等が進行しており、多様な学生への対応と併せて学士課程で学生が身に付けるべき学習成果を明確化していくことが求められている。これを受けて、平成20年12月には中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、各専攻分野を通じて培う学習成果の参考指針（学士力）⁵が示された。

看護系大学においても、こうした指針が作成されていることの背景も踏まえ、当該大学の学生の実態に即した学習成果の具体的な達成水準等を主体的に考えていくことが求められている。

4 大学の入学受入規模が、入学志願者数とほぼ一致し、大学教育への需要が概ね充足された状態をいう。

5 この参考指針は、個々の大学における学位授与の方針等の策定のための参考となることを意図したものであり、もとより、その適用を国が各大学に強制することを求める趣旨ではない（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月）参照）。

＜看護実践能力の養成における課題＞

専門分野に関しては、平成 16 年 3 月の文部科学省検討会の報告⁶において、今後、すべての看護師等には、主体的に考え行動することができ、保健、医療、福祉等のあらゆる場において看護ケアを提供できる能力を、生涯を通じて獲得していくことが求められている。また、患者・家族にとって最適な医療を効率的に提供するため、チーム医療の調整役として、これまで以上に高度なコミュニケーション能力も要請されている。

このような実践能力への期待に対して、実際には、医療の高度化や入院患者の高齢化、患者の安全の確保や権利意識の向上、在院日数の短縮等に伴い入院患者に占める重症患者の割合の増加、地域における看護の対象の複雑化（精神保健上の問題や児童虐待等）、さらには大学の急増に伴う実習施設確保の困難等により、臨地実習における実施内容が制限される傾向が生じ、卒業時の看護実践能力の強化が課題になっている。

加えて、実践能力の基盤となる医療人としての職業倫理と、国家資格を得るに足る職業アイデンティティの醸成も課題とされている。

看護師等にはこれまで以上に高い能力が求められ、学習環境も大きく変化する中、看護学基礎カリキュラムの在り方、そして、臨地実習の在り方等の検討も必要になっているなど、学士課程における看護系人材養成の在り方について全体的な見直しが求められている。

（２）大学院における看護系人材養成の現状

＜大学院の急増と教育の実質化に向けた課題＞

平成 4 年以降大学が急増したことを受けて、看護系大学院も平成 8 年より急激に増加している。（平成 8 年度 修士課程数 8、博士課程数 5、平成 22 年度 修士課程等数 127、博士課程数 61）

⁶ 「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標（看護学教育の在り方に関する検討会報告）」（平成 16 年 3 月 26 日）

大学院で養成が期待される人材としては、教育者、研究者、高度専門職業人⁷、そして、知識基盤社会を支える、高度で知的な素養のある人材の養成が挙げられる⁸。大学院は研究機関であるのみならず、教育機関としての役割も重要であることから、コースワークの整備をはじめとする大学院教育の実質化が課題となっている。

＜高度専門職業人養成にかかる課題＞

中央教育審議会大学分科会大学院部会医療系ワーキンググループの調査では、ほとんどの医療系大学院が、人材養成目的に「研究者、高度専門職業人」養成を掲げていること、及び、医療系大学院全体で、学生の専門資格志向が増えていることや、研究を志向する学生が減少していることが報告された⁹。看護系大学院でも、専門看護師¹⁰を養成する課程が平成 22 年現在 60 大学となるなど、多様な高度専門職業人養成に取り組む大学は増加傾向にある。

医療の高度化等を背景に、学士課程等では困難な高度専門職業人の養成を修士課程等に期待する声も大きいが、既存の課程においては高度専門職業人として具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、大学院教育の質という観点から課題も指摘されている。

また、修士課程で助産師養成を行っている課程では、職業に固有の能力と同時に、修士課程を修了した人材として共通に求められる資質・能力も育成するために、修得単位数が平均 54 単位と過密であることが学生と教員の負担となっているとの指摘がある。

＜教員の充実にかかる課題＞

⁷ 高度専門職業人とは、「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。（出典：中央教育審議会大学分科会大学院部会「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について 中間まとめ」平成 22 年 10 月 29 日）

⁸ 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成 17 年 9 月 5 日）p9

⁹ 中央教育審議会大学分科会大学院部会 「大学院教育の実質化の検証を踏まえたさらなる改善について 中間まとめ」（平成 22 年 10 月 29 日）

¹⁰ 専門看護師とは、日本看護系大学協議会が認定した大学院にて教育を受け、日本看護協会が実施する専門看護師認定審査に合格した者である。平成 22 年 12 月現在 451 名が認定されている。

夜間土日開講や長期履修制度、e-learning を活用して履修の機会を確保する取組が広く浸透し、社会人の学習環境は充実してきたが、そうした取組に伴う教員の負担は増大し、教育体制の充実が課題となっている。

看護系大学が急激に増えたことによる教員の不足傾向や、博士課程に在学しながら教育にたずさわる教員が他分野と比較して多い等の現状もある中、高度専門職業人養成だけではなく、研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題である。

こうした認識に基づき、本検討会の審議事項の第三、「大学院における高度専門職業人養成の在り方」については、論点を高度専門職業人養成に限定せず、議論を進めた。

（３）保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正

平成 21 年 7 月に公布された保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の提案趣旨は、「急激な少子高齢化の進行による医療ニーズの増大と多様化、療養の場の多様化等の変化に的確に対応することが求められる中、地域医療を守り、国民に良質な医療、看護を提供していくために、看護師等の看護職員の資質及び能力の一層の向上や、看護職を一層魅力ある専門職とすることを通じた看護職員の確保が求められていること」であった。

こうした趣旨に基づき、保健師、助産師の国家試験受験資格に必要とされる修業年限が 6 か月以上から 1 年以上に延長され、看護師国家試験受験資格を有する者として、「大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者」が追加された。また、新人看護職員に対する臨床研修実施の努力義務が、病院等に課された。

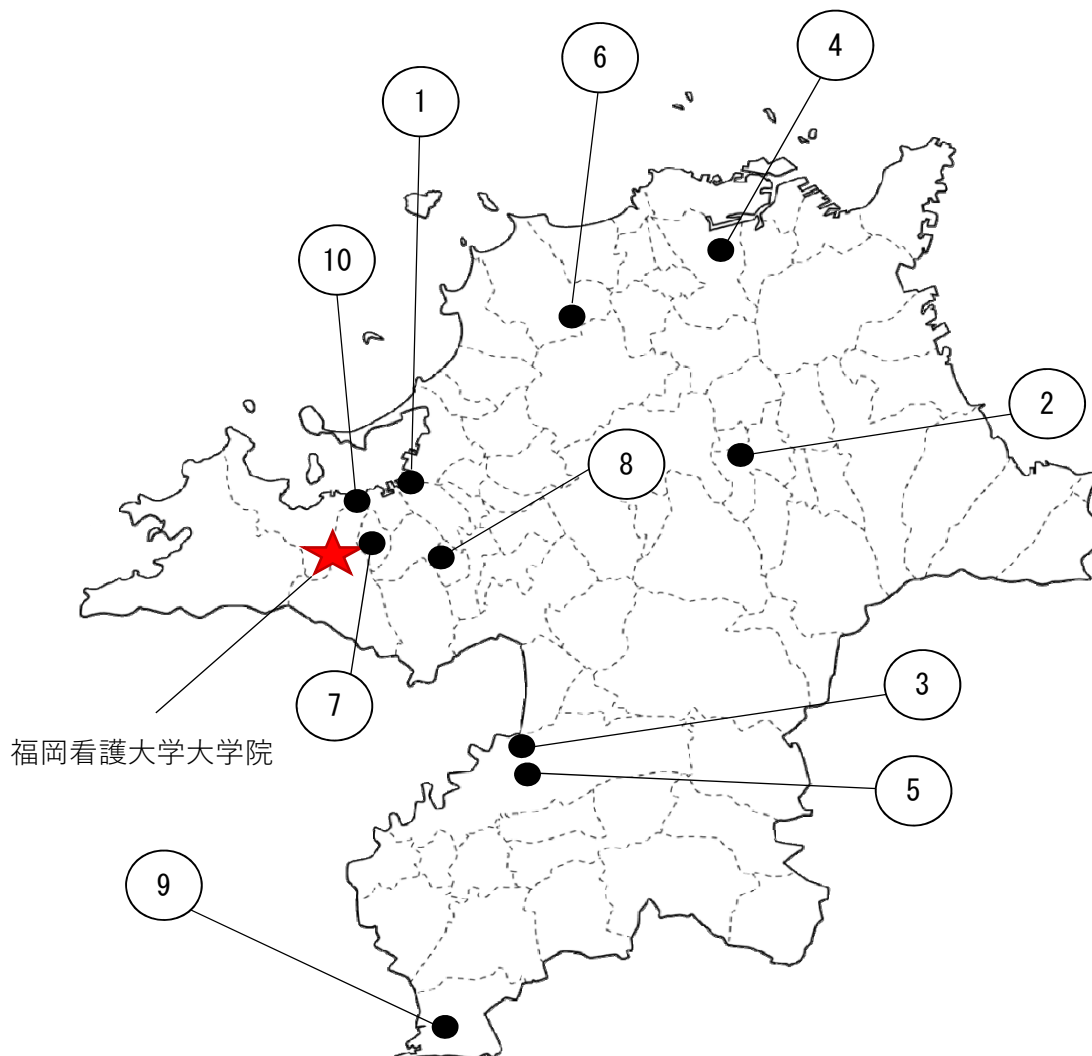
これらの法改正に続き、保健師・助産師の指定規則に定める教育内容の見直しが厚生労働省の検討会で行われた。文部科学省においても、厚生労働省の検討内容を大学・短期大学に適用する際の課題等について検討を行い、平成 23 年 1 月、指定規則が改正された。

この改正により、保健師の教育内容の一部が「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へ

変更され、保健師及び助産師の国家試験受験資格取得に必要な単位数が従来の 23 単位から 28 単位に増加した。これに伴い、能力の強化や職業アイデンティティの育成が要請されるなど、資格取得にかかる教育のさらなる充実が求められることとなった。

2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方 （以降 省略）

近隣の看護系大学院＜修士（博士前期）課程＞の状況



福岡県内近隣看護系大学大学院の修士課程設置の状況

No.	区分	大学院名	修士課程 入学定員	備考
1	国立	九州大学大学院	20	検査技術科学と医用量子線科学を含む
2	公立	福岡県立大学大学院	12	修士論文(研究)・専門看護師コース・助産実践 形成コース含む
3	私立	久留米大学大学院	15	修士論文コース(7人)・専門職養成コース(8人)
4	私立	産業医科大学大学院	5	全て修士論文コース
5	私立	聖マリア学院大学大学院	12	修士論文コース・専門看護師コースの合計
6	私立	日本赤十字九州国際看護大学大学院	10	保健コース・修士論文(看護)コース・専門看護 師コース・助産教育コースの合計
7	私立	福岡大学大学院	6	修士論文コース・高度実践看護師コースの合計
8	私立	純真学園大学大学院	6	全て修士論文コース
9	私立	帝京大学大学院	5	全て修士論文コース
10	私立	国際医療福祉大学大学院	-	圏域を超えた複数キャンパスの定員のため福岡 キャンパスの入学定員が定まっていない
★	本学	福岡看護大学大学院		



平成 29 年 7 月 13 日

照会先

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室 長 佐藤 恵治

衛生統計第一係

(代 表 番 号) 03(5253)1111 (内線 7511)

(直 通 番 号) 03(3595)2919

平成 28 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況

目 次

	頁
衛生行政報告例の概要	1
結果の概要	2
1 就業保健師・助産師・看護師・准看護師	2
(1) 就業保健師等の年次推移	2
(2) 就業場所別にみた就業保健師等	3
(3) 雇用形態別にみた就業保健師等	4
(4) 年齢階級別にみた就業保健師等	4
(5) 都道府県別にみた人口 10 万対就業保健師等数	5
2 就業歯科衛生士・歯科技工士及び歯科技工所	7
(1) 就業歯科衛生士・歯科技工士及び歯科技工所数の年次推移	7
(2) 就業場所別にみた就業歯科衛生士・歯科技工士	7
(3) 年齢階級別にみた就業歯科衛生士・歯科技工士	7
3 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師及び施術所	8
(1) 就業あん摩マッサージ指圧師等数の年次推移	8
(2) あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所等数の年次推移	8
統計表一覧	9
参考 1 就業保健師・助産師・看護師・准看護師の年齢階級別年次推移	15
参考 2 人口 10 万対比率の算出に用いた人口	17

本概況に掲載しているものは、衛生行政報告例の年度報・隔年報のうち、隔年報の主な項目についてまとめたものである。

平成28年衛生行政報告例（就業医療関係者）の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>)

統計表 1 就業保健師・助産師・看護師・准看護師数，実人員－常勤換算数，都道府県別

(単位：人)

平成 28 年末現在

	保 健 師		助 産 師		看 護 師		准看護師	
	実人員	常勤換算数	実人員	常勤換算数	実人員	常勤換算数	実人員	常勤換算数
全 国	51 280	47 805.1	35 774	32 488.5	1 149 397	1 056 749.0	323 111	282 604.1
北 海 道	3 118	2 918.5	1 671	1 552.0	61 624	57 214.1	18 021	16 130.4
青 森	636	598.0	326	311.2	12 789	12 267.9	5 262	4 918.6
岩 手	715	646.3	389	356.7	13 391	12 640.4	3 115	2 831.2
宮 城	1 107	1 020.9	752	666.6	19 138	18 028.5	5 839	5 269.7
秋 田	569	552.6	342	334.1	10 922	10 348.1	3 303	3 031.7
山 形	581	543.3	342	333.9	11 324	10 719.2	2 873	2 586.9
福 島	1 012	980.5	492	459.0	16 311	15 548.6	6 965	6 419.5
茨 城	1 123	1 055.1	626	575.6	19 958	18 400.9	7 432	6 682.0
栃 木	881	840.8	506	468.6	15 427	14 283.2	6 164	5 480.7
群 馬	945	876.1	499	459.6	17 979	16 502.8	7 564	6 592.1
埼 玉	2 067	1 901.2	1 573	1 396.1	46 416	41 658.4	14 435	12 179.0
千 葉	2 014	1 771.0	1 419	1 239.2	41 999	37 832.2	10 327	8 914.4
東 京	3 762	3 511.7	3 792	3 526.7	104 744	98 039.0	13 476	11 803.5
神 奈 川	2 149	1 924.6	2 322	2 034.2	62 794	56 212.2	8 958	7 395.1
新 潟	1 183	1 124.2	818	778.1	21 938	20 522.6	6 060	5 310.7
富 山	620	576.2	404	373.1	12 272	11 358.6	3 306	2 895.9
石 川	554	531.3	329	303.8	14 140	13 183.2	3 282	2 874.0
福 井	549	524.5	242	221.8	8 497	7 857.0	2 953	2 614.6
山 梨	609	572.8	242	217.1	7 756	7 129.9	2 193	1 911.1
長 野	1 600	1 448.2	839	738.9	21 476	19 522.9	5 103	4 377.9
岐 阜	982	868.8	624	539.8	16 860	15 170.7	6 166	5 214.3
静 岡	1 626	1 501.6	952	844.2	31 000	28 065.3	6 522	5 612.9
愛 知	2 553	2 295.3	2 225	1 976.4	58 387	52 516.3	14 373	12 073.4
三 重	688	643.7	410	368.9	15 703	13 919.8	5 061	4 158.4
滋 賀	650	609.2	478	411.1	13 348	11 804.1	1 828	1 441.0
京 都	1 145	1 067.4	942	827.2	26 649	23 782.9	5 604	4 486.4
大 阪	2 367	2 237.7	2 829	2 557.1	73 457	64 757.7	18 293	15 024.4
兵 庫	1 679	1 527.8	1 446	1 299.1	50 916	45 834.5	11 016	9 029.2
奈 良	510	480.8	355	314.3	12 073	10 903.6	2 269	1 824.9
和 歌 山	480	461.3	266	249.6	10 225	9 310.2	3 366	2 782.4
鳥 取	327	314.6	216	199.7	6 752	6 353.2	2 285	2 068.7
島 根	503	479.8	323	302.4	8 332	7 745.2	3 078	2 681.1
岡 山	974	927.9	517	467.4	22 563	20 947.3	4 828	4 229.0
広 島	1 184	1 123.3	654	612.8	29 317	26 880.6	11 749	10 051.0
山 口	756	710.1	438	405.0	16 207	15 034.5	6 799	6 054.7
徳 島	404	392.1	260	245.8	8 726	8 174.3	3 690	3 308.8
香 川	539	508.3	270	248.8	11 000	10 289.4	4 139	3 678.0
愛 媛	682	659.0	323	292.7	16 151	15 123.5	5 599	4 976.7
高 知	530	514.7	184	172.3	10 159	9 733.5	3 662	3 344.3
福 岡	1 772	1 667.0	1 364	1 229.8	56 955	53 798.9	17 967	16 227.8
佐 賀	487	464.4	221	205.3	10 579	9 978.9	4 755	4 253.3
長 崎	725	673.8	414	386.2	17 285	16 298.2	7 350	6 674.4
熊 本	929	895.0	454	425.8	22 075	20 916.7	9 996	9 286.7
大 分	687	667.1	355	333.1	14 096	13 218.2	5 865	5 312.4
宮 崎	638	611.6	297	275.9	13 492	12 807.6	6 501	6 014.8
鹿 児 島	915	865.0	598	541.4	21 463	20 167.4	9 574	8 756.3
沖 縄	754	720.0	434	410.1	14 732	13 946.8	4 145	3 819.8

計 78,058

平成28年調査結果の概要

1 医療施設調査

(1) 施設数

ア 病院

平成28年10月1日現在の本県の病院数は461施設である。

施設数について全国、九州各県と比較すると、人口10万対施設数は、全国の6.7施設に対し、本県は9.0施設となっており、全国では第14位、九州では第7位である。

また、病院の種類では、一般病院が400施設で全病院の86.8%を占めており、精神科病院は61施設となっている。

療養病床を有する病院は223施設で全病院の48.4%を占めている。

イ 一般診療所

平成28年10月1日現在の本県の一般診療所数は4,654施設である。

施設数について全国、九州各県と比較すると、人口10万対施設数は全国の80.0施設に対し、本県は91.2施設であり、全国で第9位、九州では長崎県に次いで第2位となっている。

ウ 歯科診療所

平成28年10月1日現在の本県の歯科診療所数は3,095施設である。

施設数について全国、九州各県と比較すると、人口10万対施設数は全国の54.3施設に対し、本県は60.6施設となっており、九州で第1位、全国では東京都(78.2施設)、大阪府(62.9施設)に次いで第3位である。

(2) 病床数

ア 病院

平成28年10月1日現在の本県における病院の病床数は85,886床で、前年に比べ93床減少した。

人口10万対の病床数について全国、九州各県と比較すると、全国の1,229.8床に対し、本県は1,682.7床となっており、全国で第11位、九州では第7位である。

療養病床については、21,395床であり、前年に比べて137床増加しており、全病床の24.9%となっている。

イ 一般診療所

平成28年10月1日現在の本県における一般診療所の病床数は7,853床で、前年に比べ191床減少した。

人口10万対の病床数について、全国、九州各県と比較すると、全国の81.5床に対し、本県は153.9床となっており、全国で第13位、九州では第7位である。

2 病院報告

(1) 1日平均在院・外来患者数

平成28年の病院における1日平均在院患者数は71,830人で、前年の72,212人に比べ382人、0.53%減少し、1日平均外来患者数は56,713人で、前年の57,434人に比べ721人、1.26%減少している。

(2) 1日平均新入院・退院患者数

平成28年の病院における1日平均新入院患者数は2,063人で、前年の2,030人に比べ33人、1.63%増加している。

1日平均退院患者数は2,063人で、前年の2,034人に比べ29人、1.43%増加している。

(3) 病床利用率

平成28年の病院における病床利用率は83.7%で、前年の84.0%に比べ0.3ポイント減少している。

(4) 平均在院日数

平成28年の病院における平均在院日数は34.8日で、前年の35.5日に比べ0.7日短くなっている。

医療施設数（都道府県別）

平成28(2016)年10月1日現在

	施設数						人口10万対施設数					
	病 院			一般診療所		歯 科 診療所	病 院			一般診療所		歯 科 診療所
		精神科病院 (再掲)	一般病院 (再掲)		有床 (再掲)			精神科病院 (再掲)	一般病院 (再掲)		有床 (再掲)	
全 国	8 442	1 062	7 380	101 529	7 629	68 940	6.7	0.8	5.8	80.0	6	54.3
北 海 道	562	69	493	3 380	437	2 968	10.5	1.3	9.2	63.2	8.2	55.5
青 森	96	16	80	884	157	548	7.4	1.2	6.2	68.4	12.1	42.4
岩 手	93	15	78	898	113	592	7.3	1.2	6.2	70.8	8.9	46.7
宮 城	139	26	113	1 662	138	1 069	6.0	1.1	4.8	71.3	5.9	45.9
秋 田	69	16	53	809	63	445	6.8	1.6	5.2	80.1	6.2	44.1
山 形	68	13	55	934	62	486	6.1	1.2	4.9	83.9	5.6	43.7
福 島	128	23	105	1 370	116	863	6.7	1.2	5.5	72.1	6.1	45.4
茨 城	178	20	158	1 713	139	1 402	6.1	0.7	5.4	59.0	4.8	48.3
栃 木	107	18	89	1 429	119	984	5.4	0.9	4.5	72.7	6.1	50.1
群 馬	129	13	116	1 561	96	977	6.6	0.7	5.9	79.4	4.9	49.7
埼 玉	342	49	293	4 225	223	3 546	4.7	0.7	4.0	58.0	3.1	48.6
千 葉	286	34	252	3 778	195	3 256	4.6	0.5	4.0	60.6	3.1	52.2
東 京	651	50	601	13 184	389	10 658	4.8	0.4	4.4	96.8	2.9	78.2
神 奈 川	341	47	294	6 711	229	4 989	3.7	0.5	3.2	73.4	2.5	54.6
新 潟	131	20	111	1 688	53	1 168	5.7	0.9	4.9	73.8	2.3	51.1
富 山	106	19	87	758	47	453	10.0	1.8	8.2	71.4	4.4	42.7
石 川	95	13	82	872	67	481	8.3	1.1	7.1	75.8	5.8	41.8
福 井	68	10	58	581	73	292	8.7	1.3	7.4	74.3	9.3	37.3
山 梨	60	8	52	698	42	441	7.2	1.0	6.3	84.1	5.1	53.1
長 野	130	15	115	1 570	82	1 022	6.2	0.7	5.5	75.2	3.9	48.9
岐 阜	102	12	90	1 589	142	960	5.0	0.6	4.5	78.6	7	47.5
静 岡	181	31	150	2 711	215	1 783	4.9	0.8	4.1	73.5	5.8	48.3
愛 知	323	38	285	5 298	351	3 707	4.3	0.5	3.8	70.6	4.7	49.4
三 重	100	13	87	1 523	96	850	5.5	0.7	4.8	84.2	5.3	47.0
滋 賀	57	7	50	1 062	42	558	4.0	0.5	3.5	75.2	3	39.5
京 都	170	11	159	2 471	97	1 313	6.5	0.4	6.1	94.9	3.7	50.4
大 阪	523	40	483	8 387	256	5 553	5.9	0.5	5.5	95.0	2.9	62.9
兵 庫	350	32	318	5 033	228	3 011	6.3	0.6	5.8	91.2	4.1	54.5
奈 良	77	4	73	1 208	44	689	5.7	0.3	5.4	89.1	3.2	50.8
和 歌 山	83	8	75	1 056	75	547	8.7	0.8	7.9	110.7	7.9	57.3
鳥 取	44	5	39	503	41	257	7.7	0.9	6.8	88.2	7.2	45.1
島 根	51	8	43	725	43	273	7.4	1.2	6.2	105.1	6.2	39.6
岡 山	164	17	147	1 661	159	1 000	8.6	0.9	7.7	86.7	8.3	52.2
広 島	244	31	213	2 572	211	1 566	8.6	1.1	7.5	90.7	7.4	55.2
山 口	147	28	119	1 283	131	679	10.5	2.0	8.5	92.0	9.4	48.7
徳 島	112	15	97	746	123	431	14.9	2.0	12.9	99.5	16.4	57.5
香 川	90	10	80	830	107	478	9.3	1.0	8.2	85.4	11	49.2
愛 媛	141	14	127	1 252	187	685	10.3	1.0	9.2	91.1	13.6	49.8
高 知	130	11	119	565	83	370	18.0	1.5	16.5	78.4	11.5	51.3
福 岡	461	61	400	4 654	558	3 095	9.0	1.2	7.8	91.2	10.9	60.6
佐 賀	107	14	93	691	162	421	12.9	1.7	11.2	83.5	19.6	50.8
長 崎	151	28	123	1 389	264	739	11.0	2.0	9.0	101.6	19.3	54.1
熊 本	212	38	174	1 454	325	851	12.0	2.1	9.8	82.0	18.3	48.0
大 分	157	25	132	964	251	541	13.5	2.2	11.4	83.1	21.6	46.6
宮 崎	140	17	123	891	165	508	12.8	1.6	11.2	81.3	15.1	46.4
鹿 児 島	252	37	215	1 410	345	820	15.4	2.3	13.1	86.1	21.1	50.1
沖 縄	94	13	81	896	88	615	6.5	0.9	5.6	62.3	6.1	42.7

福岡看護大学大学院看護学研究科（修士課程）設置に係る要望書

我が国では、医療の高度化、保健・衛生・福祉の充実などにより平均寿命が延伸した一方で、出生数は減少し、少子高齢化が進展しています。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には人口に占める高齢者の割合は 3 割を超え、その後も更に高齢化が進展すると見込まれています。

多くの高齢者は、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。この希望に応えるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援といった一連のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められています。

地域包括ケアシステムは、多くの職種と関係機関が連携してチームで医療やケアを提供する仕組みです。必然的に患者の最も近くにおいて患者の状態を把握している看護職は、職種間をつなぎ、円滑で効率的な協働を促す中核的な役割を担うことが期待されています。

このような認識に基づき福岡県看護協会では、2016 年から「地域包括ケアシステムの構築と推進」を重点事業に掲げ在宅医療を担う訪問看護師の養成研修等を実施するとともに、地域で行われる地域包括ケア会議に多くの会員を委員として派遣し、看護職としての役割を果たすべく取り組んでいます。

同時に、教育研修のあり方として、高度で専門的な看護職を育成する教育は大学院等の高等教育機関に委ね、広く病院や施設等で働く看護職の継続教育を充実させる方針の下、教育研修体系の見直しを進めています。

2017 年に開学した福岡看護大学は、「口腔医学」を取り入れた新しい「看護学」を学ぶ場として創設され、2021 年 3 月に 1 期生が卒業する予定です。経営主体である学校法人福岡学園は、口腔の健康を通じて全身の健康に貢献できる高度専門職業人として歯科医師を長年にわたり育成してこられました。歯科医師とともに高齢社会における包括的な健康支援活動のパートナーとなり得る看護専門職が誕生することは、看護の質の向上に大きく貢献するものと期待しています。

さらに、これから病院や地域において看護職が、医療技術の高度化に対応して質の高い看護を提供するとともに他職種連携の中核的な役割を担っていくためには、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる人材の育成が必要です。このためには、大学教育の学部課程教育にとどまらず、優れた研究能力等を備えた医療系人材を養成するための大学院教育が不可欠です。

つきましては、2021 年 3 月に卒業する福岡看護大学の 1 期生が途切れることなく大学院教育を受けることができるよう早急に福岡看護大学大学院看護学研究科（修士課程）を設置されるよう強く要望します。

2019 年 10 月 7 日

学校法人 福岡学園

理事長 水田 祥 代 様

福岡看護大学

学 長 窪 田 恵 子 様

公益社団法人 福岡県看護協会

会 長 大 和 日 美 子 様



看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

＜人材需要全般に関する質問事項＞

2. 大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性について質問したところ、回答件数 40 件の約 87.50%にあたる 35 件が「必要性を感じる」と回答していることから、大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性の高さがうかがえる。

問 2 大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性

No.	カテゴリ	件数／件	全体／%
1	必要性を感じる	35	87.50
2	必要性を感じない	3	7.50
3	わからない	1	2.50
	未回答・不明	1	2.50
	合計	40	100.00

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

3. 看護学研究科の新設の必要性

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、福岡看護大学大学院の看護研究科の新設について質問したところ、回答件数 40 件の約 65.00%にあたる 26 件が「必要性を感じる」と回答しており、福岡看護大学大学院の看護研究科の必要性の高さがうかがえる。

問 3 看護学研究科の新設の必要性

No.	カテゴリ	件数／件	全体／%
1	必要性を感じる	26	65.00
2	必要性を感じない	3	7.50
3	わからない	10	25.00
	未回答・不明	1	2.50
	合計	40	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科で学んだ修了生の採用

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用について質問したところ、回答件数 40 件の約 27.50%にあたる 11 件が「採用したい」と回答しており、回答件数 40 件の約 32.50%にあたる 13 件が「採用を検討したい」と回答していることから、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえる。

このような福岡県を中心に所在する一部の医療機関や教育機関等に限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生への積極的な採用意向が示されていることから、修了後の進路においては十分な見通しがあると考えられる。

問 4 看護学研究科で学んだ修了生の採用

No.	カテゴリ	件数／件	全体／%
1	採用したい	11	27.50
2	採用を検討したい	13	32.50
3	採用は考えない	3	7.50
4	わからない	9	22.50
5	その他	4	10.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	40	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（受験希望×進学希望）

福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」又は「受験先の一つとして考える」と回答した福岡看護大学の在学生のうち、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答した在学生は 33 人となっている。

また、学年別では、1 年生 11 人、2 年生 17 人、3 年生 5 人が、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答している。

このような福岡看護大学の看護学部の子に限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学希望が示されていることから、学生確保においては十分な見通しがあると考えられる。

問 3 × 問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（全体）

No.	カテゴリー	件数／人
1*1	受験を希望する×進学を希望する	12
2*1	受験先の一つとして考える×進学を希望する	21
	合計	33

問 3 × 問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（学年別）

No.	カテゴリー	件数／人
—	1 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	11
—	2 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	17
—	3 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	5
	合計	33

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（受験希望×進学希望）

福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」又は「受験先の一つとして考える」と回答した有職者のうち、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答した有職者は51人となっている。

このような福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に勤務している一部の有職者に限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学希望が示されていることから、学生確保においては十分な見通しがあると考えられる。

問3×問4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（全体）

No.	カテゴリ	件数／人
1*1	受験を希望する×進学を希望する	15
2*1	受験先の一つとして考える×進学を希望する	36
	合計	51

新時代の大学院教育

－ 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて －

答申

平成17年 9 月 5 日

中央教育審議会

目 次

はじめに	1
序 章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗 ^{ちよく} 状況	
1 大学院を取り巻く社会状況の展望	3
2 これまでの大学院改革の進捗状況	3
第 1 章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて	
第 1 節 基本的な考え方について	6
1 大学院教育の実質化 ―教育の課程の組織的展開の強化―	6
2 国際的な通用性、信頼性の向上 ―大学院教育の質の確保―	8
第 2 節 基本的な考え方を支える諸条件について	9
1 大学院に求められる人材養成機能	9
2 博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化	11
3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備	17
4 知識基盤社会にふさわしい大学院教育の規模の確保	19
第 2 章 新時代の大学院教育の展開方策	
1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策	20
（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立	20
①コースワークの充実・強化	20
②円滑な博士の学位授与の促進	28
③教員の教育・研究指導能力の向上のための方策	32
（2）産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化	35

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大……………	38
①学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策……………	38
②若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策……………	41
2 国際的な通用性, 信頼性の向上 (大学院教育の質の確保) のための方策・	45
(1) 大学院評価の確立による質の確保……………	45
(2) 国際社会における貢献と競争……………	50
①大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調……………	50
②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援……………	52
第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会的環境の醸成	
1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策……………	54
2 大学院教育の改革を推進するための社会的環境の醸成……………	55
別紙 大学院教育振興プラットフォーム (仮称) のイメージ (案) ……………	58
用語に関する参考資料……………	61
別添 学問分野別ワーキング・グループ報告書……………	67
●人社系ワーキング・グループ報告書	
●理工農系ワーキング・グループ報告書	
●医療系ワーキング・グループ報告書	
附属資料……………	95

※ 本文中の点線で囲んだ部分については, 学問分野別ワーキング・グループの報告書内容を記述したものである。

はじめに

昭和62年に設置された旧大学審議会は、「大学等における教育研究の高度化，個性化及び活性化等のための具体的方策について」の調査審議を行う中で，大学院制度の弾力化，学位制度の見直し，大学院の評価，大学院の量的整備等，大学院の抱える様々な課題について幅広く検討を行い，累次の答申等を行ってきた。それらを受け，これまで，我が国の大学院の質的・量的整備が図られてきた。特に，平成10年には，「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が答申され，①大学院研究科の制度上の位置付けの明確化を図るなどの組織編制の在り方，②高度専門職業人養成の役割をより重視した大学院の課程の目的・役割の明確化，③高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程の設置促進，④卓越した教育研究拠点としての大学院の形成・支援など最近の大学院改革の基礎となる提言がなされている。

本審議会においては，平成13年4月の文部科学大臣からの「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問を受けて，平成14年8月に「大学院における高度専門職業人養成について」及び「法科大学院の設置基準等について」答申を行い，これを踏まえ，平成15年4月から専門職大学院（専門職学位課程）制度が創設された。次いで，本審議会は，平成17年1月「我が国の高等教育の将来像」を答申し，大学院も含めた今後の高等教育の在るべき姿や方向性についての全体像を示した。一方，科学技術・学術審議会の「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた平成17年4月の中間取りまとめの中で，科学技術創造立国の実現のためには，優れた科学技術人材を養成・確保することが不可欠であり，その観点から大学院教育の改革が重要課題の一つであるとの指摘がなされている。

「知識基盤社会」への移行のための大学院の基盤強化については，これまで制度の整備や量的な充実に重点が置かれてきたが，今後は国際的な水準での教育研究機能のさらなる強化を図っていく必要がある。このため，大学院における人材養成機能の強化と世界トップレベルの競争力を有する教育研究拠点の形成を進め，修士・博士課程における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図っていくことが極めて重要である。

現在，国境を越えて高度かつ多様な知的活動が展開され，教育研究上の相互協力，世界的貢献などが求められている。また，人材・技術等の知的資産を巡る国際競争が激化している。このような現状を踏まえると，本審議会は，世界のあらゆる分野で活躍し得る高い能力を持った人材や国際的な場でリーダーシップを発揮することができる人材を養成することが重要であり，高度な人材養成機能を持つ大学院がその役割，機能を積極的に果たし，そのために教育の実質化に本格的に取り組むことが必要と考え，この点に焦点を当てつつ，平成15年12月から大学分科会大学院部会

において鋭意審議検討を重ねてきた。

これまでの審議の過程において、産業界等の有識者からのヒアリングなどを経て、平成16年8月に「大学院部会における審議経過の概要」を取りまとめて公表し、その後、さらに学問分野別のワーキング・グループを設置するなどして審議検討を継続し、平成17年6月に中間報告を取りまとめた。この中間報告について、大学関係者はもとより広く国民一般の意見等を踏まえつつ、更に審議を重ね、ここに本審議会としての答申を示すものである。

なお、高度専門職業人の養成については、従来から社会の要請に適切にこたえるための様々な大学院教育の改革が重ねられるとともに、先に述べたとおり、最近では、高度専門職業人養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院制度が創設された。専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考ええる。その際には、学士、修士、博士のそれぞれに係る課程の在り方や相互関係、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方の再整理等も視野に入れつつ、検討が進められていくことが望まれる。

本答申を踏まえ、国、大学、産業界等の関係者が、現状の大学院が抱える課題に真摯に向き合うとともに、大学院教育改革に積極的に取り組んでいくことを期待したい。

序章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗^{ちよく}状況

1 大学院を取り巻く社会状況の展望

「大学改革」は、いまだ道半ばである。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。この「知識基盤社会」においては、個人の人格形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上においても、大学とりわけ大学院は極めて重要な役割を果たし、国際競争が激化する今後の社会では、各国の大学院システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。

また、真の科学技術創造立国の実現に向けて、我が国が国際競争力を維持・向上させていくためには、科学技術や学術活動の基盤となる人材を大学院においていかに養成し、確保していくかが重要な課題となっている。

一方、国際的な状況は、国境を越えた高等教育の提供や「知識基盤社会」化を念頭に置いた大学改革が進行中であり、こうした面からも、我が国の大学院教育の国際的な通用性が本格的に問われようとしている。

このような内外の状況を踏まえて、我が国の大学院が国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開していけるか否かを国家社会の行く末を左右する重要な課題ととらえ、その観点から大学院の人材養成機能の強化に取り組んでいくことが急務である。

政策展開に当たっては、平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の方向性を基本としつつ、現在、総合科学技術会議や各省の関係審議会等において「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた様々な検討が行われる中で、優れた科学技術人材の養成・確保等が重要な議題の一つとなっている点を踏まえることが重要である。

2 これまでの大学院改革の進捗状況

大学院における教育研究機能については、これまで、旧大学審議会や本審議会の累次の答申等を踏まえ、大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の設置や、入学資格、修業年限等の制度の弾力化のほか、教育研究機能の強化を図るための様々な支援策が講じられてきた。その結果、質的・量的充実が図られ、基本的には「知識基盤社会」への移行のための基盤強化に一定の成果をあげてきたと言える。

しかしながら、各大学院の目的と教育体制の関係が不明確な傾向があり、これと

も関連して、人材養成の目的に沿った教育の組織的展開が弱く、急速な量的拡大に伴う諸課題に対応しきれていない、などの指摘が依然としてなされている。

また、専門職大学院制度の発足等に代表される近年の諸改革の中で、大学院教育とそれ以外の教育との関係についても改めて整理が望まれる等、新たな課題も存在する。

これらを総じて見ると、いまだ、大学院は国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開し、本来期待される人材養成上の役割を十分に果たしているとは言い難い。

《近年の主な大学院改革の進捗状況》

○ 大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の増加

(昭和63年 → 平成17年)

・ 大学院大学

学部を置くことなく大学院のみを置く大学

1 大学 → 14 大学

・ 通信制大学院 (制度創設:平成10年)

印刷教材や放送授業等により通信教育を行う大学院

0 → 18 大学 24 研究科

・ 夜間大学院

社会人の通学上の利便性から、主に夜間において教育を行う大学院

2 大学 2 研究科 → 25 大学 31 研究科

・ 連携大学院 (制度創設:平成元年)

民間の研究所等が参画して大学院教育を展開する大学院

0 → 105 大学 206 研究科 (平成16年)

・ 専門職大学院 (制度創設:平成15年)

法曹、経営学修士 (MBA)、技術経営 (MOT) など特定分野の高度専門職業人養成に特化した大学院

0 → 93 大学 122 専攻

など

○ 大学院学生数の増加

87,476 人 (昭和63年) → 254,483 人 (平成17年)

○ 入学資格や修業年限等の制度の弾力化

・ 学部3年次修了から大学院への入学資格を認める (制度創設:平成元年)

大学の学部3年次を修了後大学院に入学した者 170 人 38 大学 (平成15年)

- ・ 優秀な学生は最短 1 年で修士の学位を取得可能（制度創設：平成元年）

修士課程短期修了者 384人49大学（平成15年）

- ・ 大学院修士課程（専門職学位課程）における長期在学コース等の導入（制度創設：平成11年）

長期在学コース 26大学院31研究科， 短期在学コース 35大学院39研究科（平成16年度）

- ・ 本校の所在地以外の地域で授業や研究指導の一部を行うことが可能（平成 3 年）

サテライト教室 27大学32研究科（平成10年） → 77大学109研究科（平成16年）

など

○ 教育研究機能の強化

- ・ 自己点検・評価システムの導入（制度創設：平成 3 年）

自己点検・評価を実施した大学 583大学（約83%）（平成11～15年）

- ・ 一定規模以上の学生を擁する大学院には大学院専任の教員等を備える（制度創設：平成11年）

大学院所属の教員（助手を含む） 609人（平成元年） → 26,218人（平成16年）

- ・ 研究科以外の教育研究上の基本組織の制度化（制度創設：平成11年）

研究科以外の組織を置く大学 14大学 41教育部等/35研究部等（平成17年）

- ・ 大学院におけるインターンシップ

インターンシップを実施した研究科 28研究科（平成10年） → 99研究科（平成14年）

など

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第1節 基本的な考え方について

大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

- ① 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を図る。
- ② 大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

1 大学院教育の実質化 —教育の課程の組織的展開の強化—

「知識基盤社会」においては、人材養成機能の強化と世界レベルでの教育研究拠点の形成が大学院教育の重要な課題である。とりわけ、各大学院の目的・役割に応じて、従来から弱体と言われている教育の組織的な展開を強化していくことが急務である。

大学院の教育の組織的展開の強化に向けての具体的な課題は、当該大学院の果たすべき役割や個性・特色に応じて多様であるが、例えば、次のような点が挙げられる。

- ・各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的な教育の課程の編成と適切な教育・研究指導の実践
- ・各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施
- ・学修プロセスの管理・指導技術等教員の研究指導能力の^{かん}涵養
- ・量的拡大の進行に対応する教育・研究指導の体制・環境の整備
- ・多様な経験の蓄積に資する学生、教員の流動性の拡大
- ・優秀な学生の進学のための修学支援の充実
- ・大学院の評価システムの確立

- ・学部への過大な依存からの脱却を含めた施設・設備の全学的なマネジメントの充実

大学院教育の実質化に当たっては、各大学院において教育の課程（博士課程・修士課程・専門職学位課程）を編成する基本となる組織である専攻単位で、自らの課程の目的について焦点を明確にすることと、当該課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成・実践し、学位授与へと導くプロセスの管理及び透明化を徹底していくことを基本的な考え方として、今後の大学院教育の改革を進めることが必要である。その際、特に博士課程にあっては、研究者として自立して研究活動を行い得るよう高度の研究能力を身に付けさせる観点から、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実に努める必要がある。

2 国際的な通用性，信頼性の向上 ―大学院教育の質の確保―

今後，経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い，学生や教員等の国際的な流動性が一層高まっていくことが予想されるとともに，我が国の大学院において養成される人材が様々な場面で国際的に活躍することが期待されている。

また，海外分校・拠点の設置，外国の教育研究機関との連携，e-ラーニング（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開など，国際的な大学院間の競争と協調・協力が一層進展している。

さらに，海外の高等教育機関と我が国の機関が連携して，我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などの構想や計画が進められ，国際機関等において，国境を越えて提供される高等教育の質保証について，様々な検討や試みが行われている。

このような状況を踏まえ，今後，我が国の大学院が世界に開かれた大学院としてその役割を十分に果たしていくためには，各大学院の自己改善努力はもとより，大学院評価の早期確立や国際的な高等教育の質保証に関する活動への積極的な参加，さらには，我が国の大学院を世界的な教育研究拠点へと形成していくことを通じ，質の高い大学院教育を提供し，大学院教育の国際的な通用性，信頼性の向上を図っていくことが重要である。

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

1 大学院に求められる人材養成機能

今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される。

今後の大学院に求められる人材養成機能ごとに必要な教育については、おおむね以下の通りと考えられる。各大学院における教育理念、各課程の目的等により、これら一つ又は複数の機能の発揮に必要とされる教育を実施していくことが求められる。

<研究者等の養成に必要な教育>

高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・学生に性急に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、国際的にも高い水準の研究活動に豊富に接する中で、自立して研究活動を行うに足る研究能力を修得させることを目標に、その基礎となる豊かな知的学識を培う教育
- ・比較的長期にわたる海外、企業での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽^{さん}を積む教育
- ・学生同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力、自立力などを磨く教育
- ・高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育

などが重要となる。

＜高度専門職業人の養成に必要な教育＞

理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的な教育
- ・単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせた教育
- ・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
- ・高度な専門職業人として求められる表現能力、交渉能力を磨く教育
- ・実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育

などが重要となる。

＜大学教員の養成に必要な教育＞

研究者等の養成の場合と同様の要素に加え、これまで脆弱^{ぜい}であった教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対する教育方法等の在り方を学ぶ教育を提供することが求められる。このため、例えば、ティーチングアシスタント（TA）等の活動を通じて、授業の実施方法や教材等の作成に関する教育などを実施することが考えられる。

＜知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成に必要な教育＞

多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的な素養のある人材層を確保する観点から、高度な知識・能力を養える体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育
- ・学生の知的な好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、又は学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視して、養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得させる教育

などが重要となる。

以降、省略

カリキュラムポリシーと各科目の関係

区分	科目名	単位数	カリキュラムポリシー			
			1	2	3	4
			を配する。成する。たに「看護基盤科目」	実践能力を養成する。成する。たに「看護基盤科目」	専門的知識を身に付ける。成する。たに「看護基盤科目」	観察力、コミュニケーション能力を身に付ける。成する。たに「看護基盤科目」
看護基盤科目	健康支援特論	2				
	対人関係特論	2				
看護統合科目	口腔医療看護特論	4				
	看護教育特論	4				
	選択)看護倫理特論	4				
	選択)看護管理特論	4				
	選択)看護情報特論	4				
看護領域科目	選択)看護援助特論	4				
	選択)成人看護特論	4				
	選択)高齢者看護特論	4				
	選択)精神看護特論	4				
	選択)母子看護特論	4				
	選択)公衆衛生看護特論	4				
	看護領域演習	2				
看護研究科目	看護研究方法	2				
	看護特別研究	8				

非常に関係する かなり関係する 関係する

目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルA）

【看護実践の質の向上を目指す人材像】

看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開

科目区分	人材像に対応する科目名	配当年次	必修	選択	修得する能力の概要
看護研究科目	看護特別研究	1通 2通	○		研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。
	看護研究方法	1前	○		看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。
看護領域科目	看護領域演習	2前	○		臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。
	看護援助特論	1通		○	看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の過程についての理解を深めるとともに、適切な看護を実践するためのフィジカルアセスメントを基盤とした思考と実践の重要性について理解を深める。
看護統合科目	看護管理特論	2通		○	看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めるとともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。
	看護倫理特論	1通		○	看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。
	看護教育特論	2通	○		指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。
	口腔医療看護特論	1通		○	口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活（well-being）の向上につながることを理解を深める。
看護基盤科目	対人関係特論	1後	○		看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。
	健康支援特論	1前	○		生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。

目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルB）

【看護教育の質の向上を目指す人材像】

臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人を目指し、医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け、看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材

科目区分	人材像に対応する科目名	配当年次	必修	選択	修得する能力の概要
看護研究科目	看護特別研究	1通 2通	○		研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。
	看護研究方法	1前	○		看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。
看護領域科目	看護領域演習	2前	○		臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。
	高齢者看護特論	1通		○	高齢者の日常生活の中で多くみられる代表的な障害を取り上げて考察することにより、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や病状の把握の仕方や看護の方法についての理解を深める。
看護統合科目	看護教育特論	2通	○		指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。
	看護情報特論	1通		○	社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。
	口腔医療看護特論	1通	○		口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活（well-being）の向上につながることを理解を深める。
看護基盤科目	対人関係特論	1後	○		看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。
	健康支援特論	1前	○		生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。

ディプロマポリシーと各科目の関係

区分	科目名	単位数	ディプロマポリシー			
			1	2	3	4
			に 付 け て い る 。 質 的 転 換 を 図 る 能 力 を 支 援 す	口 腔 を 起 点 と し て 全 身 の 健 康 を 支 援 す	身 的 関 看 に な す 護 の 理 解 と 関 連 す る 。 実 践 的 な 応 用 能 力 を 徹	知 識 と 応 用 能 力 を 身 に 付 け て い る 。 専 門
看護基盤科目	健康支援特論	2				
	対人関係特論	2				
看護統合科目	口腔医療看護特論	4				
	看護教育特論	4				
	選択)看護倫理特論	4				
	選択)看護管理特論	4				
	選択)看護情報特論	4				
看護領域科目	選択)看護援助特論	4				
	選択)成人看護特論	4				
	選択)高齢者看護特論	4				
	選択)精神看護特論	4				
	選択)母子看護特論	4				
	選択)公衆衛生看護特論	4				
	看護領域演習	2				
看護研究科目	看護研究方法	2				
	看護特別研究	8				

☒ 非常に関係する ☐ 関係する

学年別の教育課程表 (福岡看護大学看護学研究科看護学専攻)

[illegible]

学校法人福岡学園就業規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、学校法人福岡学園（以下「学園」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、教職員に適用する。ただし、特定の期間を定めて雇用する教職員（特任教員、客員教員、定員外臨床教員、非常勤講師、医員、補助職員、臨時研究補助員、嘱託職員（新卒、無期転換者含む）、臨床研修歯科医）については、別に定める。

（法令との関係）

第3条 教職員の就業に関し、この規程に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（遵守義務）

第4条 学園及び教職員は、それぞれの立場でこの規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

（任命権者）

第5条 教職員の任免その他人事に関する権限は、任命権者がこれを行う。

2 前項の任命権者は理事長とする。

（採用）

第6条 教職員の採用は選考による。

（正規雇用への転換）

第6条の2 勤続1年以上の補助職員及び嘱託職員の者で、学園が必要とし、本人が希望する場合は、正規雇用へ転換させることができる。

2 転換時期は、随時とする。

3 所属長の推薦がある者に対し、面接試験等を実施し、合格した場合について転換することとする。

（教職員の配置）

第7条 教職員の配置は、学園の業務上の必要及び本人の適正等を考慮して行う。

（労働条件の明示）

第8条 教職員の採用に際しては、採用しようとする教職員に対し、この規程を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

（1）給与に関する事項

（2）就業の場所及び従事する業務に関する事項

（3）労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定外労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(5) 退職に関する事項

(試用期間)

第9条 新たに採用された教職員(教員を除く)については、採用された日から6月間は、試用期間とする。

2 試用期間中の教職員は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて学園に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第10条 新たに教職員に採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 身元保証書(保証人は2名とする。)

(3) 個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書(個人番号カード又は通知カードについては提示の場合は原本の提示、送付の場合は写しの送付による。)

(4) その他理事長が必要と認める書類

2 前項第3号により教職員から提供を受けた、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づく個人番号を以下の目的で利用する。

(1) 源泉徴収関連事務等

(2) 扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務

(3) 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務等

(4) 私立学校教職員共済法に関する事務手続等

(5) 国民年金第3号届出事務等

(6) 雇用保険法に関する事務手続等

(7) 労働者災害補償保険法に関する事務手続等

(8) 給与支払報告書作成事務等

(9) 給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成事務等

(10) 特別徴収への切替申請書作成事務等

(11) 退職手当金等受給者別支払調書作成事務等

(12) 退職所得に関する申告書作成事務等

(13) 報酬・料金等の支払調書作成事務

(14) その他、番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供をうけることができる関連事務

3 教職員は、番号法に基づき、学園の個人番号の提供の求め及び本人確認に協力しなければならない。

第2節 人事考課

(人事考課)

第11条 学園は、教職員の勤務成績等について、人事考課を実施する。

2 教職員の人事考課については、別に定める「学校法人福岡学園人事考課規程」による。

第3節 昇任及び降任

(昇任及び降任)

第12条 教職員の昇任及び降任は、人事考課結果等に基づき行う。ただし、教員については、別に定める「福岡歯科大学教員選考規程」、「福岡看護大学教員選考規程」、「福岡医療短期大学教員選考規則」による。

第4節 配置換等

(配置換等)

第13条 教職員に対し、業務上の必要に基づき、配置換、兼務及び出向を命じることがある。

2 教職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒むことができない。

第5節 休職及び復職

(休職)

第14条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 水難、火災、震災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) その他特別の事由により、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間を定める。

(復職)

第16条 休職中の教職員の休職事由が消滅したときは、復職させる。

2 休職の期間が満了したときは、教職員は復職する。ただし、第14条第1項第1号の休職については、当該休職の更新及び当該休職からの復職は、医師の診断結果に基づき、学園の産業医又は学園が指定する医師の判断により行うものとする。

3 復職する場合、休職以前と異なる職務に就かせることがある。

(休職中の身分及び給与)

第17条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の教職員の給与については、別に定める「学校法人福岡学園給与規程」（以下「給与規程」という。）による。

第6節 退職

(退職)

第18条 教職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、教職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学園から承認されたとき
- (2) 任期を付して雇用された教職員について、任期が満了したとき
- (3) 休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないとき
- (4) 第20条に定める定年に達したとき
- (5) 死亡したとき

(依願退職)

第19条 教職員は、依願退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

(定年)

第20条 教職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育職の職にある者 65歳
- (2) 管理職の職にある者 63歳
- (3) その他の職にある者 60歳

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後に到来する最初の3月31日とする。

(再雇用)

第21条 第18条第4号の規定により退職した教職員（教員を除く）については、別に定める「学校法人福岡学園定年再雇用規程」により再雇用することができる。

第7節 解雇

(解雇)

第22条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (2) 勤務実績が著しく不良な場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の運営上のやむを得ない事情、又は天災地変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

2 教職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合

3 前2項の規定により解雇する場合は、30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4 前項の規定は、試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は行政官庁の認定を受けた場合は、適用しない。

(解雇制限)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、前条第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）はこの限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 別に定める産前産後の期間及びその後30日間

第3章 給与

(給与)

第24条 教職員の給与については、別に定める「給与規程」による。

第4章 服務規律

(職務専念義務)

第25条 教職員は、学園の公共的使命を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。

(忠実義務)

第26条 教職員は、忠実に職務を遂行し、学園の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職場規律)

第27条 教職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

2 上司は、その指揮命令下にある教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第28条 教職員は、学園の名誉若しくは信用を失墜させ、又は教職員全体の名誉を毀損させるような行為をしてはならない。

2 教職員は、学園内で喫煙をしてはならない。

(教職員の倫理)

第29条 教職員は、学園の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、その職務に係る倫理を保持しなければならない。

(秘密の遵守)

第30条 教職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 教職員は、保持する個人情報及び特定個人情報を正当な理由なく開示又は業務上の目的以外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(文書の配布及び集会等)

第31条 教職員は許可なく、学園内で文書又は図画を配布又は掲示してはならない。

2 教職員は許可なく、学園内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(兼業の制限)

第32条 教職員は、あらかじめ理事長の許可を得なければ兼業してはならない。

(ハラスメントに関する措置)

第33条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」による。

第5章 勤務時間、休暇等

(勤務時間、休暇等)

第34条 教職員の勤務時間及び休暇等については、別に定める「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」による。

(育児・介護休業等)

第35条 教職員は、一定の年齢の子の養育を必要とする場合、及びその家族で傷病その他の事情により介護を要する者がいる場合には、別に定める「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」により、育児休業・介護休業等を受けることができる。

第6章 研修

(研修)

第36条 教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、絶えず自己啓発に努めなければならない。

2 学園は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教職員は、業務に支障のない限り、学園の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第37条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、理事長が表彰する。

(1) 学園の発展に多大の貢献をした者

(2) 永年勤続し、勤務成績が良好な者

(3) 災害防止又は災害等に際して特に功労のあった者

(4) その他特に表彰の価値があると認められる者

2 表彰は、賞状を授与してこれを行う。この場合賞品又は賞金を付することがある。

(懲戒)

第38条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うことがある。

(1) 就業規程等に違反した場合

(2) 経歴を偽り不正手段により採用された場合

(3) 素行不良により、学園に不名誉な行為をした場合

(4) 正当な理由なく無断欠勤した場合

(5) 故意に個人番号を漏えいさせた場合

(6) その他、前各号に準ずる行為があった場合

2 懲戒処分を行う場合は、理事長がその都度、懲戒委員会を設置して行うものとする。

(懲戒の種類)

第39条 懲戒の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 戒 告：訓戒のうえ始末書を提出させる。

(2) 減 給：始末書を提出させ、減給は、1回につき、平均賃金の半日分、月間総額で、当月支給額の10分の1以内に相当する額を給与から減ずる。

(3) 停 職：3月以内の期間職務を停止し、その期間の給与を支給しない。

(4) 諭旨解雇：諭旨して退職させる。

(5) 免 職：労基法の定めに従い、予告期間を設けずに即時解雇する。

(処分決定までの処置)

第40条 第38条第1項の各号に該当した場合、懲戒処分が確定するまでの期間内において就業を禁止することがある。

(訓告等)

第41条 第39条に規定する懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意、注意を行う。訓告、厳重注意、注意については、別に定める「学校法人福岡学園訓告等に関する規則」による。

(損害賠償)

第42条 教職員が故意又は重大な過失により学園に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全及び衛生

(協力義務)

第43条 教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、学園が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生管理)

第44条 学園は、教職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置を講じる。

(非常災害時の措置)

第45条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の処置をとるとともに、直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。その他非常災害時の措置については、別に定める「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」による。

(健康診断)

第46条 教職員は、学園が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

(就業禁止)

第47条 教職員又は教職員の同居人若しくは近隣の者が、他人に伝染のおそれのある疾病に罹り、又はその疑いがある場合には、当該教職員の就業を禁止することがある。

2 教職員は、自己、同居人又は近隣の者が他人に伝染するおそれのある疾病に罹り、又

はその疑いがある場合には、直ちに上司に届け出て、その命令に従わなければならない。

（母性健康管理の措置）

第48条 女子教職員は、学園に申し出て、妊産婦のための母性健康管理の措置の適用を受けることができる。

2 母性健康管理の措置に関する内容、申出手続等必要な事項については、別に定める「学校法人福岡学園母性健康管理の措置に関する規則」による。

第9章 出張

（出張）

第49条 業務上必要がある場合は、教職員に出張を命ずることがある。

2 出張中は、通常の勤務時間勤務したものとみなす。

3 出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

4 出張手続きについては、別に定める「学校法人福岡学園出張手続きに関する細則」による。

（旅費）

第50条 前条に定める出張に要する旅費については、別に定める「学校法人福岡学園教職員旅費規程」による。

第10章 福利・厚生

（教職員の療養）

第51条 教職員が、療養のため本学病院を利用する場合については、別に定める「学校法人福岡学園役職・教職員及び学生等に対する診療料金補助規程」による。

第11章 災害補償

（災害補償）

第52条 教職員の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害の補償については、労基法及び労災法の定めるところによる。

第12章 退職金

（退職金）

第53条 教職員の退職金については、別に定める「学校法人福岡学園退職金規程」による。

第13章 その他

（その他）

第54条 この規程の施行に関し、必要な事項及びこの規程において別に定めることとされている事項（規程で定めるものを除く。）については、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年10月17日から施行し、昭和47年8月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和61年4月18日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成4年4月18日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年6月18日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成16年11月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成17年1月25日から施行し、平成17年1月25日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年10月16日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成19年11月20日から施行し、平成19年11月20日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成22年6月15日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成23年7月19日から施行し、平成23年6月7日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成24年11月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 学校法人福岡学園教職員定年規程は、これを廃止する。

附 則

この改正規程は、平成27年9月29日から施行し、平成27年9月29日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年2月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年3月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年3月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

学校法人福岡学園 福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）
設置に伴う定年年齢の特例規則（案）

（目的）

第1条 本規則は、福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（以下、「大学院」という。）を設置するために、学校法人福岡学園就業規程（以下「就業規程」という。）に定める定年年齢の特例について定める。

（適用）

第2条 本規則は、大学院設置に伴い認可申請を必要とする教員に適用する。

（採用）

第3条 大学院設置に際して、教育、研究の継続性を担保するため、開設年度から完成年度までに教授として採用された教員は、就業規程第20条第1項第1号にかかわらず、定年年齢を70歳とする。ただし、完成年度までに70歳を超える教授の定年は、完成年度末とする。

2 定年年齢65歳を超える准教授又は講師の採用は、採用期間を1年間とし、完成年度まで採用期間を更新することができる。

3 大学院を担当する教員は、看護学部における教育も兼務する。

（給与）

第4条 当該教員の給与は、勤務条件、勤務内容により、理事長が決定する。

（規程等の準用）

第5条 学校法人福岡学園が定める規程等のうち、就業規程第20条第1項第1号を除き準用する。

（その他）

第6条 この規則によることができない場合、またはこの規則に規定することが著しく不相当と認められる場合には、理事長が別段の取扱いをすることができる。

（改正）

第7条 本規則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

（廃止）

第8条 本規則は、大学院の完成年度をもって廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡看護大学大学院ティーチング・アシスタント規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡看護大学大学院（以下「本大学院」という。）の大学院生に教育的配慮を行いながら、教育補助業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 このティーチング・アシスタント制度は、主研究指導教員の指導助言のもと、大学院生に福岡看護大学看護学部（以下「学部」という。）の演習、実習、実験等の教育補助業務に従事させ、教育者として研鑽を積む機会を提供しながら、学部及び本大学院の教育の質向上を目的とするものである。

（資格・採用）

第3条 本大学院に在籍する大学院生で、看護学の探究に熱意を持ち、教育補助業務を遂行する能力と適性を有するものを、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

（業務内容）

第4条 TAは、学部学生に対する演習、実習、実験等の授業に係る教育補助業務に従事するものとし、シラバス作成、試験問題の作成、成績評価その他本学の教員が自らの職責で行うべき業務、本学における教育とは無関係な業務及び契約上の労働時間を超えて行わざるを得ない業務を行わせてはならない。

（任期及び労働時間の制限等）

第5条 TAの任期は、1年以内とする。ただし、改めて採用することを妨げない。

2 TAの労働時間は、1月あたり40時間、1年あたり200時間を超えないものとする。

（申請手続き）

第6条 TAを必要とする科目担当教員（申請者）は、TAに従事予定である大学院生の主研究指導教員と相談の上、別紙様式1の実施計画書により、研究科長に申請する。

（承認）

第7条 研究科長は、実施計画書の申請を受けたときは、期間、業務内容等総合的に審査し、学長の承認を得るものとする。

（報告）

第8条 実施計画書に基づき、TAに従事した者は、毎月所定の日までに別紙様式2のティーチング・アシスタント勤務時間報告書を科目担当教員に提出する。科目担当教員は、提出された勤務時間報告書を確認のうえ押印し、主研究指導教員に提出し決裁を得なければならない。

（手当）

第9条 TAに採用された学生に対しては、手当を支給する。

2 手当の額は、1時間あたり1,200円とする。

3 支給する給料の額は、月間の業務時間数を合算し、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算するものとする。

4 支給方法は9月、12月及び3月にT Aの指定する銀行口座振込みとする。
(解任)

第10条 次の各号の一に該当するときは、大学長がT Aの任を解く。

- (1) T Aが第2条に規定する業務を遂行しなかったとき
- (2) T Aが学則に違反する行為をしたとき
- (3) T Aが休学又は退学したとき
- (4) その他本制度の適用に対して不都合が生じたとき
- (その他)

第11条 この規程に定めるものの他ティーチング・アシスタント制度の実施に関して必要な事項は、研究科委員会において定めるものとする。

(所管課)

第12条 T Aに関する事務は、教務課が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ティーチング・アシスタント (TA) 実施計画書

年 月 日

担当授業科目 (学部の授業)	授業科目名		担当教員							
			印							
			印							
			印							
採用 (予定) の 大学院生	学生番号	氏名								
		印								
勤務内容										
TA以外で 学内にて 他の職種に 採用されているか	☐ 採用されている ・ 勤務部署 : ・ 職名 : ・ 勤務時間等 : 週 日 勤務 (曜日) ・ 勤務時間帯 : : ~ :									
	☐ 採用されていない									
総勤務時間数	時間									
勤務日 (予定)	月	日	曜日	勤務時間	時間数	月	日	曜日	勤務時間	時間数
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
				: ~ :					: ~ :	
						合 計		時間		

学籍番号

氏名

[illegible]

担当教員

印

福岡看護大学大学院長期履修学生規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡看護大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第10条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本条第2項に定める研究科の専攻が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）及び本条第2項に定める研究科の専攻に所属する学生（以下「在學生」という。）で次の各号の一に該当し、本大学院学則第8条に定める標準修業年限内での修学が困難なものとする。ただし、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者（いわゆる修了延期者）及び入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者を除く。

- （1）職業を有し、就業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）で、著しく学習時間の制約を受けるもの
- （2）家事、育児、長期介護等により、著しく学習時間の制約を受ける者
- （3）その他やむをえない事情を有すると学長が認めた者

2 長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科・専攻は、看護学研究科看護学専攻の修士課程とする。

（長期履修期間及び在学年限）

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）長期履修学生として認められた入学予定者の長期履修期間は、修士課程にあつては4年以内とする。
- （2）長期履修学生として認められた在学生の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

2 在学年限は、修士課程においては4年を超えることはできない。

（申請手続）

第4条 長期履修学生となることを希望する入学予定者は、所定の期日までに、在學生においては、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、長期履修学生申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1）第2条第1項第1号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類
- （2）第2条第1項第2号又は第3号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類
- （3）その他当該研究科長が必要と認める書類

（許可）

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（様式第2号）により通知する。

(授業料等)

第6条 長期履修学生の授業料等は、本大学院学則第40条第1項に定める額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。

(分納の期間)

第7条 長期履修者は、学費2ヶ年分を分納することができる。

2 分納の期間は、3年または4年とする。

3 前項の期間は、申出により2年または3年に短縮することができる。

(分納の額)

第8条 分納の額は別表1のとおりとする。

(分割納入)

第9条 前条の分納額は、次の2期に分けて分割納入することができる。

前期 4月30日(新入生については所定の期日)まで

後期 10月31日まで

(履修計画)

第10条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

(履修登録単位数の制限)

第11条 本大学院は、各年次の修得単位の上限を設けることができる。

(長期履修期間の変更)

第12条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする適用年度開始の1ヶ月前までに、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、修了予定年度での延長の申出はできず、また、標準修業年限より短縮することはできない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、1年単位で、課程在学中1回限りとする。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第13条 長期履修学生が本大学院学則、若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、長期履修の許可を取り消すことができる。学生の本分に反する行為のあった時も同様とする。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて、大学長が決定する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、大学長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

3 年分納の場合

期間 \ 費目	授 業 料	教育充実資金	計
1 年目	400,000 円	66,000 円	466,000 円
2 年目	400,000 円	67,000 円	467,000 円
3 年目	400,000 円	67,000 円	467,000 円
計	1,200,000 円	200,000 円	1,400,000 円

4 年分納の場合

期間 \ 費目	授 業 料	教育充実資金	計
1 年目	300,000 円	50,000 円	350,000 円
2 年目	300,000 円	50,000 円	350,000 円
3 年目	300,000 円	50,000 円	350,000 円
4 年目	300,000 円	50,000 円	350,000 円
計	1,200,000 円	200,000 円	1,400,000 円

様式第1号

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

福岡看護大学長 殿

看護学研究科 看護学専攻

受験番号 _____

ふりがな
氏 名 _____ (印)

下記のとおり長期履修を希望いたします。

記

入学年（学年）		年度入学（ 学年）
長期履修 申請期間		年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
現 住 所		〒 電話番号
勤 務 先	名 称（職業）	
	所 在 地	〒 電話番号
指導教員の所見		署名 _____

(注)裏面の申請理由及び履修計画も記入してください。

(裏面)

申請理由

該当するものに○をつけ、詳細を記入して下さい。

- ① 職業を有している者
- ② 家事、育児、長期介護等の特別の事情のある者
- ③ その他やむを得ない事情を有する者

詳細：

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no other markings or text on the page.

様式第2号

長期履修許可書

看護学研究科 看護学専攻

受験番号

氏 名

上記の者は、学則第10条の規定により、下記のとおり長期履修することを許可します。

記

1. 許可履修期間 :

2. 修了予定 : 年 月

年 月 日

福岡看護大学長

印

様式第3号

長期履修期間変更申請書

年 月 日

福岡看護大学長 様

看護学研究科看護学専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名 _____

履修モデル A～D

□履修モデルA

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者としての能力を育成することを目指すモデルである。

修了後の進路としては、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2					4
看護統合科目	口腔医療看護特論			4	看護教育特論			4	16
	看護倫理特論			4	看護管理特論			4	
看護領域科目	看護援助特論			4					6
					看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究							8	
合計単位数		4		14		2		16	36

必修

□履修モデルB

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人材を育成することを目指すモデル。

修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2					4
看護統合科目	口腔医療看護特論			4					12
	看護情報特論			4	看護教育特論			4	
看護領域科目	高齢者看護特論			4					6
					看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究							8	
合計単位数		4		14		2		12	32

必修

長期履修モデル

□履修モデルC

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者としての能力を育成することを目指すモデルである。

修了後の進路としては、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		3年前期		3年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2									4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4		看護教育特論		4						16
	看護倫理特論		4		看護管理特論		4						
看護領域科目					看護援助特論		4						6
									看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2											10
	看護特別研究										8		
合計単位数		4		10				12		2		8	36

必修

□履修モデルD

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人材を育成することを目指すモデル。

修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		3年前期		3年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2									4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4										12
	看護情報特論		4		看護教育特論		4						
看護領域科目					高齢者看護特論		4						6
									看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2											10
	看護特別研究										8		
合計単位数		4		10				8		2		8	32

必修

特別研究実施要領（案）

特別研究は次のようなスケジュールで行うこととする。

1. 研究指導教員の決定（1年次4月）
 - 1）学生は、入学時に研究科委員会へ希望する研究課題及び主研究指導教員を申請する。
 - 2）研究科委員会は、主研究指導教員を決定し学生へ通知する。
2. 研究課題の決定（1年次5月～8月）

学生は、研究課題（仮題）を決定し、研究科委員会に報告する。
3. 研究計画書の作成（1年次9月～1年次1月）

決定した研究課題について研究計画書を作成する。
4. 研究倫理審査申請・承認（1年次学年末まで）

研究倫理審査に必要な書類一式を作成し、本学園の倫理審査委員会へ申請を行い、承認後、研究を開始する。
5. 中間発表会（2年次6月）

公開の中間発表会を開催し、研究の途中経過の発表を行う。
6. 修士論文の作成（2年次7月～12月）

中間発表会の助言を受け、修士論文の作成を行う。
7. 修士論文の最終試験（2年次1月）
 - 1）学生は、最終試験のための修士論文、論文要旨及び学位論文審査申請書を研究科委員会へ指定する期日までに提出する。
 - 2）学生は、論文内容および専門領域に関する最終試験（口頭試問）への準備を十分に行い、審査を受ける。
8. 学位論文発表会（2年次2月）

学生は、公開の学位論文発表会で、最終試験を受け修正した論文を基に発表を行う。
9. 最終修士論文の提出及び合否判定（2年次2月）
 - 1）学位論文発表会で指摘された事項を修正した修士論文を提出する。
 - 2）提出された修士論文は研究科委員会によって最終審査され、合否が判定される。

特別研究のスケジュール

学 年	時期	学 生	研究指導教員	研究科委員会
1 年	4 月	・研究課題・主研究指導教員を研究科委員会へ申請	・ガイダンス	・担当学生の研究課題、研究指導教員を決定し学生へ通知
	5 月 ～8月	・研究課題の決定	・研究計画書作成の指導	・必要に応じ助言
	9 月 ～1月	・研究計画書の作成		
	1 年次学年末までに研究倫理審査を申請→承認後、研究の実施			
2 年	4月～5月	・中間発表会に向けての準備	・中間発表会に向けた助言指導	・主査1名、副査2名以上を決定し、学生へ通知する。
	6 月	中間発表会		
	7月～12月	・論文の作成	・主査・副査から指摘された問題点の解決方法について指導する。	
	1 月	・最終試験のための修士論文、論文要旨及び学位論文審査申請書を提出 ・最終試験（口頭試問）への準備	・最終試験に向けた助言指導	
		最終試験		
		・主査、副査の指導を受けて論文を完成させる。	・最終試験の結果を研究科委員会に報告	
	2 月	学位論文発表会		
		・学生は、完成させた論文を所定の期日（2月上旬）までに提出する。	・主査、副査は発表内容について指導する。	・研究科委員会は主査及び副査による論文の審査並びに最終試験の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により修士課程の修了について可否を判定する。
3 月		・修士課程の修了および学位授与		・修得単位、学位授与の可否の承認。

福岡看護大学学位規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定により福岡看護大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 看護学部看護学科 学士（看護学）
- (2) 看護学研究科 修士課程 修士（看護学）

(学位授与の要件)

第3条 本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して学士（看護学）の学位を授与する。

2 本学大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に対して修士（看護学）の学位を授与する。

(学位授与の申請)

第4条 第3条第2項の規定により、学位授与の申請をする者は、別に定める学位申請書に学位論文、付属書類及び別に定める学位審査料を添えて、研究科長を経て大学長に提出しなければならない。

2 前項により、学位授与の申請をする者は、学位論文の題目についてあらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

3 一旦受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返戻しない。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 前条第1項の規程により学位授与の申請があったとき、大学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会に付託する。

(審査委員の選任)

第6条 前条により、審査を付託された学位論文のうち、第3条第2項に該当するものについて、大学長が研究科委員会の意見を聴き、当該論文を指導した教員を除く教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選任するものとする。

2 大学長が必要と認めた場合は、研究科委員会の意見を聴き、研究科委員会以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

(審査期間)

第7条 第3条第2項に該当する者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

(学位論文発表会)

第8条 第3条第2項により、学位論文を提出した者に、当該専攻は、学位論文発表会を開催し申請者にその論文内容の報告を求める。

(学位論文審査及び最終試験等)

第9条 審査委員は、修士の学位請求論文審査および最終試験を行う。最終試験は、学位請求論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭試問の方法によって行う。ただし、必要に応じて筆記試験を行うことができる。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認が終了したときは、その結果を所定の書式により、指定された期日までに研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会（海外出張中及び休職の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 研究科委員会は、必要に応じ、第6条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(学位記の授与)

第12条 大学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

2 第3条第1項により、本学を卒業した者に学位記を授与する。

3 前項の学位記は卒業証書を兼ねる。

(学位の使用)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、福岡看護大学と付記する。

(学位の取消)

第14条 学士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第15条 修士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(学位論文の保存)

第16条 修士の学位論文審査を終了した学位論文は、製本のうえ、本学図書館に保存する。

(記録の保存)

第17条 本学は、修士の学位授与に関する審査及び学位論文題目、その他必要な事項を記録した学位授与原簿を作成し保存する。

(書類の様式等)

第18条 学位記の様式は様式第1号から様式第2号のとおりとする。

2 学位論文の申請等に関する様式については、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第

号

大学印

本籍(都道府県名)

卒業証書・学位記

氏

名

年

月

日生

本学看護学部看護学科所定の課程
を修めて本学を卒業したことを認め
学士(看護学)の学位を授与する

年

月

日

福岡看護大学長

氏

名

学長印

修第

号

福岡看護大学長

氏

名

学長印

大学印

本籍(都道府県名)

氏

名

年

月

日生

学位記

本学大学院看護学研究科看護学専攻の
修士課程において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格したので
修士(看護学)の学位を授与する

年 月 日

福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規程は、福岡看護大学大学院学則第27条の規定により、福岡看護大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、福岡看護大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の者をもって組織する。

- （1）大学長
- （2）研究科長
- （3）研究科指導教授
- （4）その他研究科長が指名した者

2 前項（4）の委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集及び議長）

第3条 研究科長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員がその職務を行う。
- 3 研究科長は、構成員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 前項の招集にあつては、原則として付議事項を明示して行うものとする。

（議案の提出）

第4条 研究科委員会への議案の提出は、研究科長が行う。

（会議の成立）

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、本学学位規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定による会議及び定足数については、特定の事項について別段の定めをすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、研究科委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

（専門委員会の設置）

第7条 大学長は、研究科委員会での審議の円滑化を図るため、審議事項の調査等に当たる専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、大学長が定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福岡看護大学大学院修士論文審査基準（案）

修士論文の指導及び評価や審査にあたっては、以下の基準を基に行うこととする。

1. 研究は看護学上の意義を有するか。
2. 研究課題に対して問題意識、研究背景、研究目的が明確か。
3. 論文の構成および内容に研究課題が十分に盛り込まれているか。
4. 研究内容に対して研究方法が適切であるか。
5. 研究は倫理性が十分に確保されているか。
6. 結果の解釈は適切で、結果と考察の整合性があるか。
7. 論文の主旨の展開は十分であるか。
8. 論文には文献が十分に活用されているか。
9. 発表（説明）の内容は、研究の内容を十分に伝えているか。

様式第 号

修士論文審査結果等報告書（案）

年 月 日

福岡看護大学大学院
研究科委員会委員長 殿

審査委員会（主査）	㊟
（副査）	㊟
（副査）	㊟

本論文の内容について厳正な審査及び最終試験を行った結果，次のとおり判定したので報告します。

修士論文審査会日時	年 月 日
論文提出者氏名	
論 文 題 目	
(修士論文審査結果の要旨)	
(最終試験結果の要旨)	
修士論文審査及び最終試験の結果	☐ 合 格 ☐ 不合格

学校法人福岡学園倫理審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人福岡学園（以下「学園」という。）において行う人を対象とする医学系研究（ただし、治験審査委員会及び臨床倫理委員会の審査対象となる研究等を除く。）について必要な事項を定める。

(委員会の設置と任務)

第2条 理事長の諮問に応じ、ヘルシンキ宣言及び我が国における個人情報の保護に関する諸法令に基づき、前条の研究等の目的、計画及び実施並びに公表について主としてその倫理的妥当性を検討するため、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学園に所属する教職員が行う研究等に関し、実施計画の内容等について審査し、理事長に対して文書により意見を述べるものとする。

3 委員会は、進行中または終了後の研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(委員会の留意事項)

第3条 委員会は、前条の設置目的にかんがみ、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 研究対象者の人権の保護

(2) 研究対象者に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究対象者の予測される不利益及び危険性並びに医学上の貢献

(4) その他研究等を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号 平成26年12月22日公布）に適合させるため委員会が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者5名（うち福岡看護大学及び福岡医療短期大学から各1名）

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者2名

(3) 一般の立場から意見を述べることができる者1名

(4) 学園の教職員以外の者3名

(5) その他理事長が必要と認めた者

2 委員は、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項に掲げる委員は理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号、第2号及び第3号の委員各1名以上、第4号の委員は2名以上（委員の代理又は委任は認めない。）並びに男女両性の出席がなければ、議決することができない。

2 委員長は必要と認めたときは、委員会の議を経て専門委員を委嘱し、委員会において説明を求め、又は意見を聴くことができる。

3 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、審査を尽くしても全員合意とならない場合に限り、出席委員の大多数（4分の3以上）の合意により判定することができる。なお、申請者（共同研究者を含む。）である委員は、会議に出席して説明し又は意見を述べることができるが、審議及び判定に加わることはできない。

4 前項の判定は、次の区分による。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(迅速審査手続き)

第8条 委員会は、委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査手続きを定めることができる。

2 委員長は、審査が次の各号のいずれかに該当するときは、迅速審査手続きに委ねることができる。

(1) 他の研究機関と共同で実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

3 指名された委員は、審査の対象となる研究が、関係指針及び本規則に規定するものに照らして、迅速審査では困難と判断した場合には、改めて委員会における審査を求めることができる。

4 迅速審査の結果について、審査を行った委員は、その結果を委員長に報告し、委員長は、その報告を受けて審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会の審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査を行わなければならない。

(議事録)

第9条 委員長は、委員会の開催日時、場所、審査状況及び判定結果について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、委員長及び委員長の指名する委員2名が署名押印し、保存しなければならない。

(申請手続き及び審査結果の通知)

第10条 審査を受けようとする研究者は、倫理審査申請書(別紙様式第1)に研究計画書等を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、委員会の意見を尊重し、審査終了後速やかにその判定結果を審査結果通知書(別紙様式第2)により申請者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第11条 申請者は、前条第2項の規定に基づき通知された判定結果に関して異議のあるときは、同通知の交付のあった日から30日以内に、理事長に対して、根拠となる資料を添えて異議の内容を記載した文書を提出することができる。

2 理事長は、研究者から異議申立てがあった場合は、委員会に諮問し、審査を行うものとする。

(研究の中間報告、計画変更)

第12条 理事長が必要と認めたときは、研究等の中間報告を求めることができる。

2 研究者が研究計画を変更しようとするときは、計画変更審査申請書(別紙様式第3)を理事長に提出しなければならない。

(研究の終了又は中止の報告)

第13条 研究者は研究等を終了し、又は中止したときは、理事長に終了中止報告書(別紙様式第4)を提出しなければならない。

(有害事象の報告及び実施報告)

第14条 申請者は、重篤な有害事象及び不具合等が生じた場合、直ちに理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象等を委員会等に報告し、その意見を聴き、当該臨床研究機関内における必要な措置を講じなければならない。

3 申請者は、研究の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況について、理事長に毎年一回、報告しなければならない。

(専門委員会の設置)

第15条 委員会に次に掲げる専門委員会を置く。申請する研究の分野が専門委員会に該当する場合は、専門委員会の倫理細則に従わなければならない。

(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会

(守秘義務)

第16条 委員会委員及びその事務に従事する者は、その業務上知ることのできた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第17条 委員会委員及びその事務に従事する者は、審査に必要な知識を習得するため

の教育・研修を受けなければならない。また、その後も適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

（事務の担当）

第18条 委員会の事務は、総務課において担当する。

（施行細則）

第19条 この規則を施行するため必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成9年2月3日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成17年1月25日から施行し、平成17年1月25日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成17年9月8日から施行し、平成17年9月8日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成21年4月13日から施行し、平成21年4月13日から適用する。

附 則

1 この改正規則は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
ただし、現在実施中の研究については、なお従前の例による。

2 「福岡歯科大学・福岡医療短期大学疫学研究倫理審査専門委員会細則」は、平成27年3月31日をもって、これを廃止する。ただし、現在実施中の研究については、なお従前の例による。

附 則

この改正規則は、平成28年2月9日から施行し、平成28年2月9日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年9月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第 1

令和 年 月 日

倫 理 審 査 申 請 書

福岡学園 理事長 殿

申請者 氏 名 印

教 授 氏 名 印

下記研究を行いたいのでご許可下さるよう学校法人福岡学園倫理審査委員会規則第10条第1項の規定により、研究計画を添えて申請します。

記

研究課題 _____

- 1 使用薬品名又はコード名等
- 2 研究計画（別紙）
- 3 注意事項

4 研究期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

令和 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

殿

福岡学園

理事長 印

令和 年 月 日付貴殿から申請のあった下記研究については、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

記

1 研究課題 _____

(許可番号 第 号)

2 審査結果 (○印)

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

3 理由

様式第 3

令和 年 月 日

計 画 変 更 審 査 申 請 書

福岡学園 理事長 殿

申請者 氏 名 印

先に、ご許可いただいた下記の研究について実施計画を変更したいので、ご許可下さるよう学校法人福岡学園倫理審査委員会規則第11条第2項の規定により申請します。

記

研究課題（許可番号 第 号）

1 実施計画変更理由

2 変更計画（別紙）

令和 年 月 日

終 了 中 止 報 告 書

福岡学園 理事長 殿

氏 名 印

かねて実施中の下記研究を終了中止したので報告します。

記

研究課題（許可番号 第 号）

承認欄

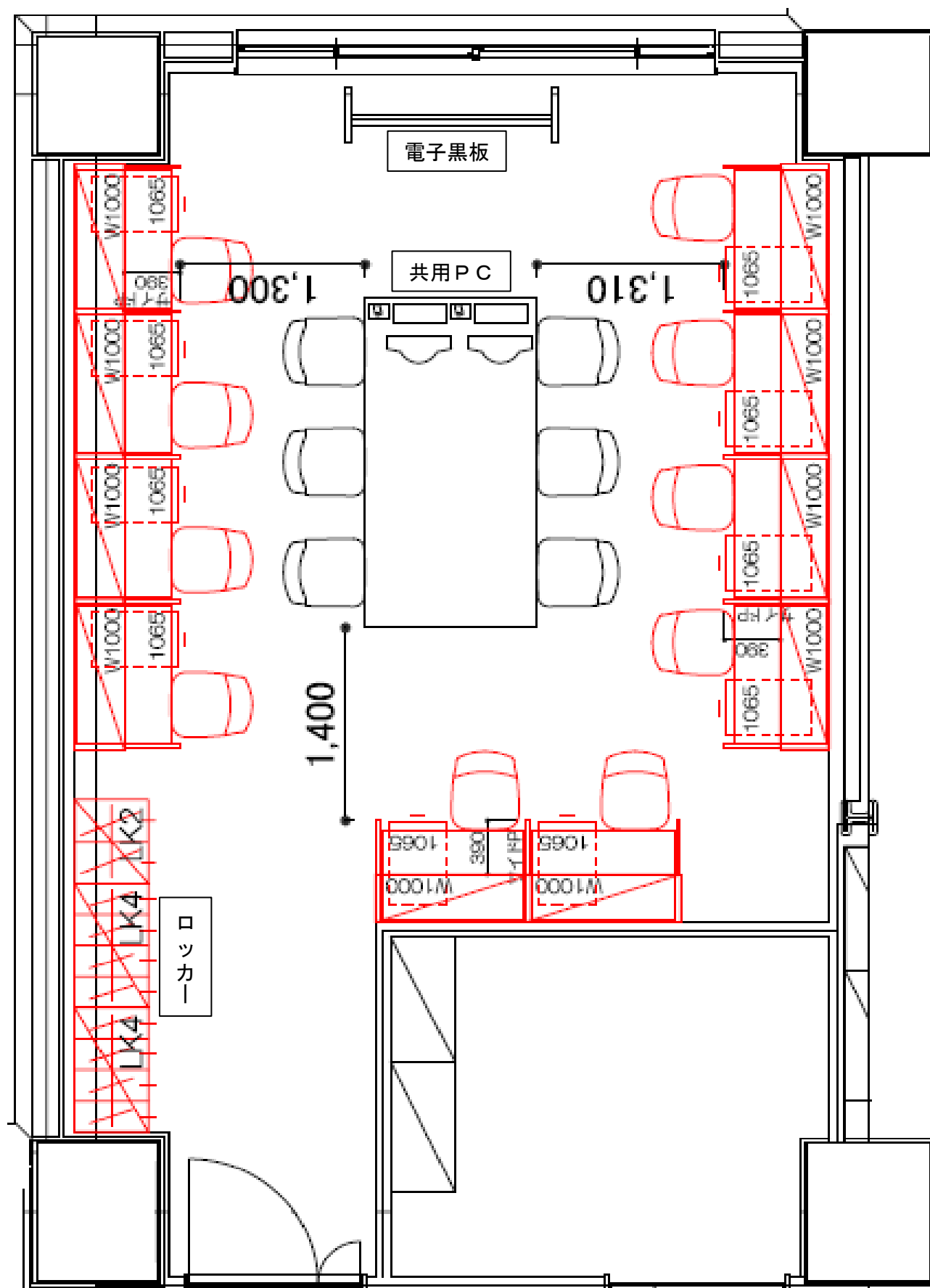
令和 年 月 日

福岡学園理事長 印

（注）

- 1 「終了中止」箇所中の不要文字を消すこと。
- 2 中止の場合は、理由を明記すること。

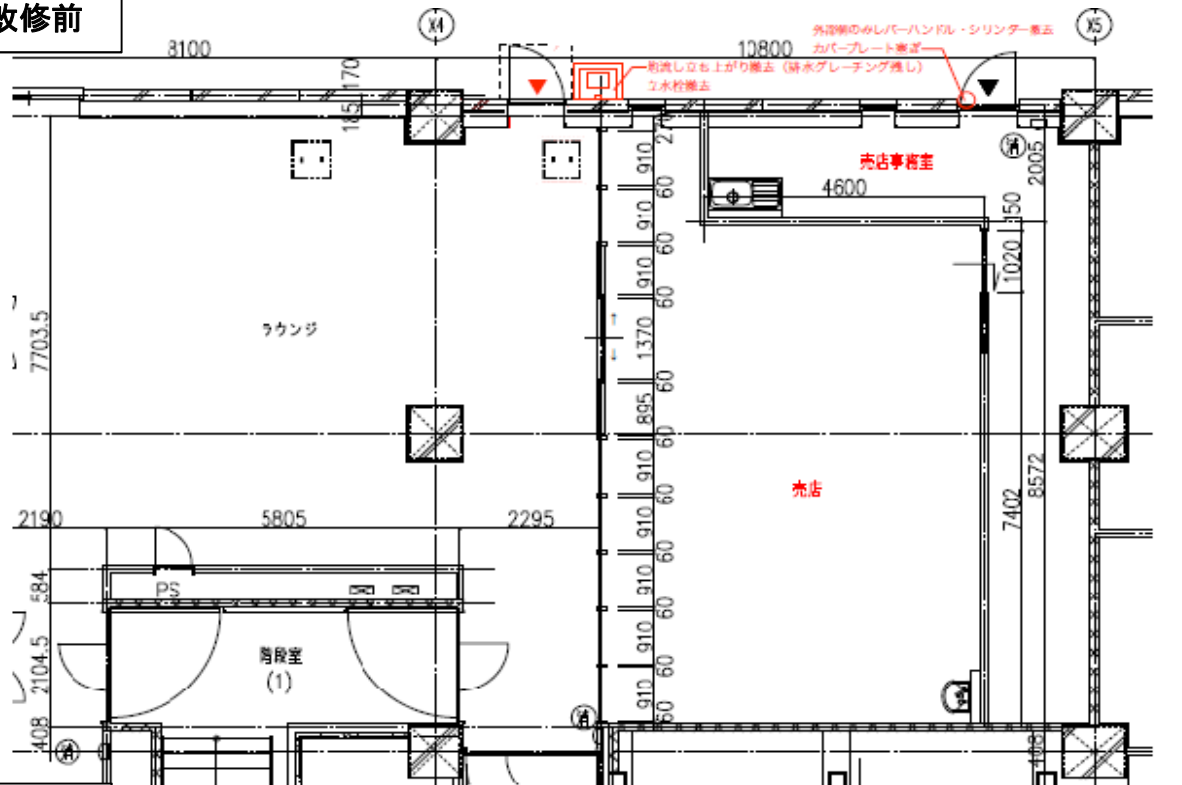
大学院生の研究室(図面) (案)



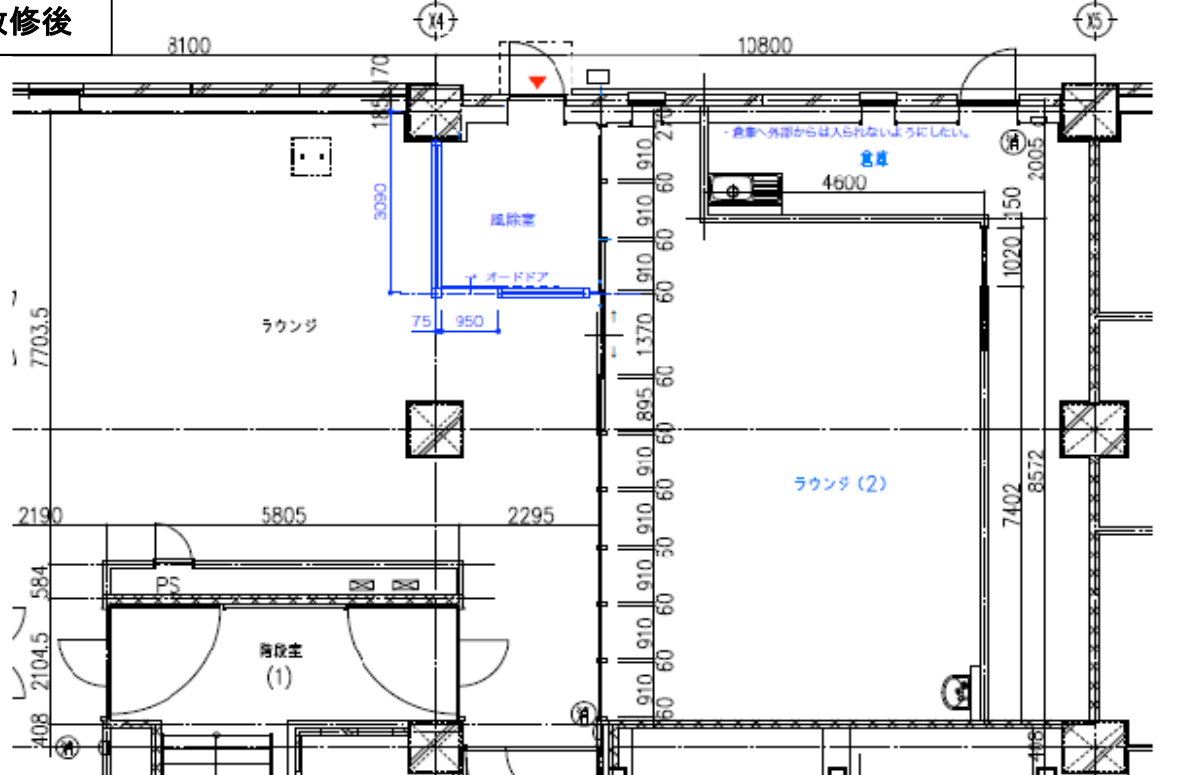
改修図面等及び新校舎図面等

売店を移設し学生ラウンジへ改修（自習スペースの確保）

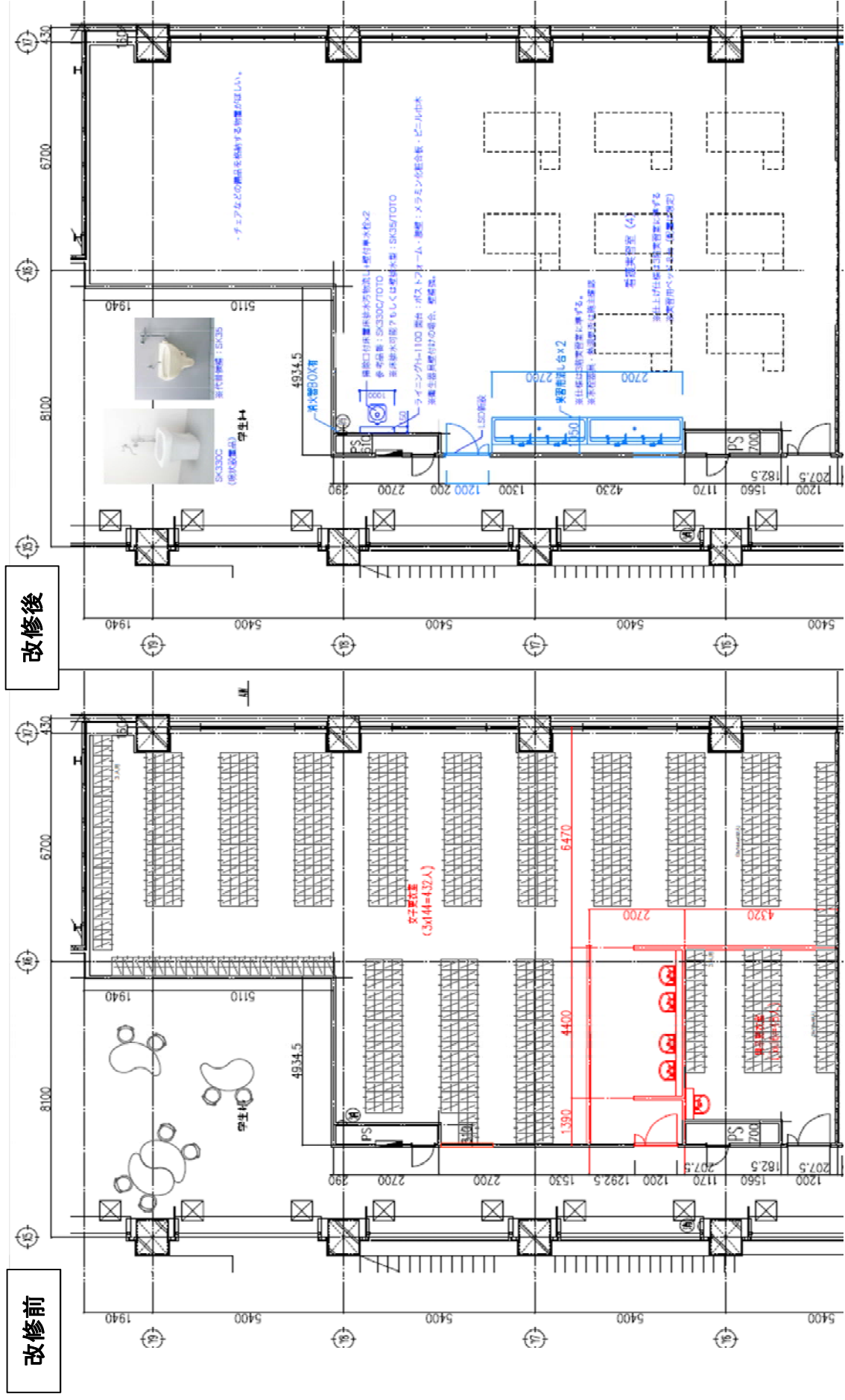
改修前



改修後



更衣室を実習室へ改修し（自習スペースの確保）



新設学習室及び図書館グループ学習室図面

2020年3月末に売店を別棟に移設し、2020年4月から学習室等多目的に利用



凡例
□ 歯科大学専用
■ 看護大学専用
□ 短大専用
■ 全学共通
■ 歯科大学・短大共用

※大学院生の授業については、学部授業と調整しながら、講義室、実習室等を有効利用する。

図書館所蔵文献データベース、電子書籍及び学術雑誌一覧

1. データベース一覧

No.	データベースタイトル	出版社	備考
1	Cinahl with full text	EBSCO	洋雑誌 約5,500タイトル収録 「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」な どを含む看護分野のデータベース。 雑誌以外にも訴訟事例・医薬品デー タ・調査測定手段なども閲覧可能
2	医中誌WEB	医学中央雑 誌刊行会	和雑誌 約7,500タイトル収録 国内発行の医歯薬・看護学及び関連 分野 約1,400万件の論文が検索可能な 国内医学論文情報WEB検索サービス 福岡歯科大学と相互利用
3	メディカルオンライン	メテオ	和雑誌 約1,400タイトル収録 日本国内の学会・出版社発行の雑誌 に掲載された医歯薬学、看護学、医 療技術、栄養学、衛生・保健などの 医学文献を検索、ダウンロード可能
4	PubMed		医学文献データベースMEDLINEを中 心とした世界中の医学文献を検索可 能
5	The Cochrane Library	コクラン共 同計画	ヘルスケアの効果に関して信頼のお けるエビデンスを検索できるデータ ベースを集めたもの。症例のみでは なくけがの予防、代替医療、症状を 緩和する自然療法など、多岐に渡る トピックスが閲覧可能 福岡歯科大学と相互利用

2. 学術洋雑誌

No.	学術雑誌タイトル（洋雑誌）	発行頻度	出版社
1	Amerian Journal of Nursing（Print+Online）	12numbers	Lippincott Williams & Wilkins
2	International Nursing Review（Print+Online）	4numbers	Wiley
3	Journal of Clinical Nursing（Print）	24numbers	Wiley
4	Journal of Nursing Care Quality（Print+Online）	4numbers	Lippincott Williams & Wilkins
5	Nursing Research（Print+Online）	6numbers	Lippincott Williams & Wilkins
6	Research in Nursing and Health（Print）	10numbers	Wiley

3. 電子書籍

No.	電子書籍タイトル	出版社名
1	写真でわかる介護職のための医療的ケア	インターメディカ
2	よくわかる!口腔ケア	メヂカルフレンド社
3	看護学大辞典 第6版	メヂカルフレンド社
4	基礎看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
5	老年看護技術 第3版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
6	精神看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
7	在宅看護技術 第3版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
8	成人看護技術 一急性・クリティカルケア看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
9	成人看護技術 一慢性看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
10	成人看護技術 一リハビリテーション看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
11	成人看護技術 一がん・ターミナルケア一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
12	小児看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
13	母性看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
14	看護学生のための臨床検査 第2版 (看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社
15	看護学生のためのバイタルサイン 第2版 (看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社
16	症状別アセスメント ーナースが症状をマネジメントする!ー	メヂカルフレンド社
17	最新医学大辞典 第3版	医歯薬出版
18	看護技術プラクティス ー医療安全と感染管理をふまえた一第3版	学研メディカル秀潤社
19	新解剖学 新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
20	新病理学 新装版 第5版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
21	多職種協働ケアで必要とされる共通言語の基礎知識	日本医事新報社
22	新衛生・公衆衛生学 新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
23	新発生学 改訂第4版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
24	新薬理学 フルカラー新装版 改訂第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
25	新微生物学 (Qシリーズ)	日本医事新報社
26	新組織学 フルカラー新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
27	新生理学 フルカラー新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
28	エキスパートの臨床知による検査値ハンドブック 第2版	総合医学社
29	看護現場ですぐに役立つファシリテーションの秘訣	総合医学社
30	バイタルサインからの臨床診断 ー豊富な症例演習で、病態を見抜く力がつく!ー改訂版	羊土社

4. 学術和雑誌

No.	学術雑誌タイトル（和雑誌）	発行頻度	出版社
1	ブレインナーシング	月刊	メディカ出版
2	クリニカルスタディ	月刊	メヂカルフレンド社
3	コミュニティケア	月刊	日本看護協会出版会
4	エキスパートナース	月刊	照林社
5	がん看護	隔月刊	南江堂
6	月刊ナーシング	月刊	学研メディカル秀潤社
7	ハートナーシング	月刊	メディカ出版
8	保健師ジャーナル	月刊	医学書院
9	訪問看護と介護	月刊	医学書院
10	ICNR (Intensive Care Nursing Review)	季刊	学研メディカル秀潤社
11	インфекションコントロール	月刊	メディカ出版
12	看護	月刊	日本看護協会出版会
13	看護技術	月刊	メヂカルフレンド社
14	看護実践の科学	月刊	看護の科学社
15	看護展望	月刊	メヂカルフレンド社
16	緩和ケア	隔月刊	青海社
17	厚生指標	月刊	厚生統計協会
18	看護管理	月刊	医学書院
19	看護教育	月刊	医学書院
20	看護研究	隔月刊	医学書院
21	公衆衛生	月刊	医学書院
22	ナーシング・キャンパス	月刊	学研メディカル秀潤社
23	プチナース	月刊	照林社
24	ペリネイタルケア	月刊	メディカ出版
25	臨床老年看護	隔月刊	日総研出版
26	老年看護学	年2回	ワールドプランニング
27	消化器ナーシング	月刊	メディカ出版
28	小児看護	月刊	へるす出版
29	整形外科看護	月刊	メディカ出版
30	精神科看護	月刊	精神看護出版
31	精神看護	隔月刊	医学書院
32	糖尿病ケア	月刊	メディカ出版
33	YORi-SOUがんナーシング	隔月刊	メディカ出版

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
情報のちから～情報×看護で情報社会・少子超高齢社会の課題に挑む～(シリーズ実学の森)	東京情報大学「情報のちから」編集委員会	東京農業大学出版会	2018/6/1	1	1,353
対人援助における臨床心理学入門	吉川 悟	ミネルヴァ書房	2014/6/30	1	2,164
臨床心理学～「生きる意味」の確立と心理支援～	久留 一郎/餅原 尚子	八千代出版	2019/5/1	1	2,345
事例研究の考え方と戦略～心理臨床実践の省察的アプローチ～	山本 力	創元社	2018/9/12	1	1,984
面接技術としての心理アセスメント～臨床実践の根幹として～	津川 律子	金剛出版	2018/8/6	1	2,706
プロカウンセラーが教えるはじめての傾聴術	古宮 昇	ナツメ社	2012/12/1	1	1,262
臨床ナラティブアプローチ	森岡 正芳	ミネルヴァ書房	2015/3/20	1	2,706
クライシス・カウンセリング	メンタルレスキュー協会	金剛出版	2018/4/28	1	2,525
よくわかる!短期療法ガイドブック 新版	若島 孔文/長谷川 啓三	金剛出版	2018/8/1	1	2,345
カウンセリング心理学(キーワードコレクション)	市村 彰英	新曜社	2019/5/24	1	2,164
SNSカウンセリング・ハンドブック	杉原 保史/宮田 智基	誠信書房	2019/6/10	1	2,345
プロが教える共感的カウンセリングの面接術	古宮 昇	誠信書房	2019/6/15	1	2,435
高齢者のマインドフルネス認知療法～うつ、緩和ケア、介護者のストレス低減など～	黒川 由紀子/フォー ク阿部まり子	誠信書房	2018/4/25	1	2,706
60のケースから学ぶ認知行動療法	坂野 雄二	北大路書房	2012/12/20	1	2,886
発達障害児と保護者を支える心理アセスメント～「その子のための支援」をめざして～	古田 直樹	ミネルヴァ書房	2018/4/30	1	1,984
はじめてのプレイセラピー～効果的な支援のための基礎と技法～	大野木 嗣子	誠信書房	2019/5/25	1	2,525
はじめてふれる人間関係の心理学(ライブラリ心の世界を学ぶ 6)	榎本 博明	サイエンス社	2018/2/1	1	2,074
対人関係の心理学	ダイアナ・ドゥワイアー/小野 隆信/社田 徑子	大学教育出版	2017/2/15	1	1,443
人間関係ハンドブック	小山 望/早坂 三郎	福村出版	2017/3/5	1	3,157
楽しく学んで実践できる対人コミュニケーションの心理学	水國 照充/青木 智子/木附 千晶	北樹出版	2018/4/30	1	1,533
案に動ける福祉用具の使い方～多職種協働による環境整備～ 第2版	樋口 由美	日本看護協会出版会	2019/4/10	1	2,345
高齢者医療と介護看護～住まいと地域ケア～	小磯 明	御茶の水書房	2016/7/8	1	6,133
わかる・できる・使える訪問看護のためのICT～ケアの質向上/業務の効率化/多職種連携を実現する～	全国訪問看護事業協会	日本看護協会出版会	2019/2/10	1	1,713
看護小規模多機能型居宅介護開設ガイドブック～医療ニーズの高い人を支える地域密着型サービスのはじめ方～	全国訪問看護事業協会	中央法規出版	2017/4/25	1	2,525
看護のための『教育学』～教育心理をふまえた患者教育指導実践の手引き～(シリーズ・看護・介護・福祉のための「教育学」1)	守本 とも子	あいり出版	2015/12/25	1	1,713
看護のための教育学	中井 俊樹/小林 忠資/寺田 佳孝	医学書院	2015/11/26	1	1,984
これからの医療コミュニケーションへ向けて	石崎 雅人/野呂 幾久子	篠原出版新社	2013/7/1	1	2,886
からだの病気のこころのケア～チーム医療に活かす心理職の専門性～	鈴木 伸一	北大路書房	2016/4/11	1	2,706
患者・家族に寄り添うアドバンス・ケア・プランニング～医療・介護・福祉・地域みんなで支える意思決定のための実践ガイド～	角田 ますみ	メヂカルフレンド社	2019/6/1	1	3,066
医療倫理学のABC 第4版	服部 健司/伊東 隆雄	メヂカルフレンド社	2018/12/1	1	2,615
患者・家族の意思決定、現場の判断を支える“やさしい”臨床倫理フレームワーク～困ったとき、現場で役立つ3つの視点～(医療安全BOOKS 7)	兼児 敏浩	メディカ出版	2018/6/13	1	2,255
図解見えない体～病者の体に触れ、皮膚を通してケアするための解剖学・生理学入門～	菱沼 典子	ライフサポート社	2018/9/28	1	1,804
多職種で取り組む食支援～急性期から看取りまで～	古屋 聡	南山堂	2017/9/27	1	2,435
はじめての老化学・病理学～人間科学のためのライフサイエンス入門～	千葉 卓哉	コロナ社	2016/4/22	1	1,984
医療・福祉介護者も知っておきたい食と薬の相互作用 改訂第2版	山本 勝彦/白井 直洋/山中 克己	幸書房	2018/10/1	1	2,435
臨床病態生理学(看護師特定行為研修共通科目テキストブック)	福島 統	メディカルレビュー社	2018/7/30	1	3,157
実践者の語りで理解する「生活を支える看護」～患者・家族の「生活」を思い描けますか?～(C.C.MOOK)	生活を支える看護師の会	日本看護協会出版会	2019/2/10	1	2,074

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
なるほどなっとく!病理学～病態形成の基本的な仕組み～ 改訂2版	小林 正伸	南山堂	2019/2/14	1	1,984
看護微生物学 第4版	今西 二郎/市村 宏	医歯薬出版	2019/3/1	1	1,984
抗菌薬が効かなくなる～AMR(薬剤耐性)との闘いに人類は勝てるのか?～	Sally C.Davies	丸善出版	2018/4/25	1	1,713
猛威をふるう「ウイルス・感染症」にどう立ち向かうのか(MINERVA Excellent Series 2)		ミネルヴァ書房	2018/2/28	1	1,623
休み時間の免疫学～1テーマ10分～ 第3版(休み時間シリーズ)	齋藤 紀先	講談社	2018/2/10	1	1,804
生命科学の未来～がん免疫治療と獲得免疫～	本庶 佑	藤原書店	2018/12/5	1	1,984
感染症と生体防御 改訂版(放送大学教材)	田城 孝雄/北村 聖	放送大学教育振興会	2018/3/1	1	2,525
保健医療福祉のための臨床推論～チーム医療・チームケアのための実学～	北島 政樹	朝倉書店	2016/4/15	1	2,886
看護学生と考える教育学～「生きる意味」の援助のために～	古川 雄嗣	ナカニシヤ出版	2016/3/15	1	2,706
看護で使う計算がすらすら解けるようになる!～豊富な問題を解くことで看護に必要な計算が身につく!～	南雲 秀子	ナツメ社	2019/5/20	1	1,353
これからの看護学概論	橋本和子(看護学)	ふくろう出版	2013/9/10	1	2,525
疾病の成り立ちと医療の方向性～看護学生のための人間科学～第2版(Subnote for Lecture)	金森 昌彦	ふくろう出版	2018/2/1	1	992
看護実践の質を改善するためのEBPガイドブック～アウトカムを向上させ現場を変えていくために～	松岡 千代/深堀 浩樹/酒井 郁子	ミネルヴァ書房	2018/5/10	1	5,863
国際化と看護～日本と世界で実践するグローバルな看護をめざして～	岩澤 和子	メディカ出版	2018/11/1	1	2,164
看護現場学への招待～エキスパートナースは現場で育つ～ 第2版	陣田 泰子	医学書院	2019/2/15	1	1,804
精神看護のナラティブとその思想～臨床での語りをどう受け止め、実践と研究にどうつなげるのか～	松澤 和正	遠見書房	2018/12/1	1	1,984
解剖と疾患と看護がつながる!～ゼッタイ聞きたいさわ先生の人気講座～ 第2版	さわ研究所講師陣	医歯薬出版	2015/8/1	1	1,443
看護栄養学 第4版	尾岸 恵三子/正木 治恵	医歯薬出版	2018/3/31	1	2,345
できるナースと言われるために3年目までに知っておきたい100のこと		学研メディカル秀潤社	2018/7/26	1	2,345
よくわかるナースのための医師指示の根拠	佐藤 憲明	学研メディカル秀潤社	2018/6/27	1	2,345
ヘンダーソンからの贈り物～響き合い 拡がる看護をめざして～	川嶋 みどり	看護の科学社	2018/10/1	1	1,353
養護教諭のための看護学 4訂版	藤井 寿美子/山口 昭子/佐藤 紀久榮/沢女 智津江	大修館書店	2018/11/12	1	2,164
病気の成り立ちを知る(基本を学ぶ看護シリーズ 3)	草間 朋子/青山 洋右/松本 純夫/穴沢 小百合	東京化学同人	2018/9/7	1	2,796
看護師でいられて本当に幸せ～「患者」になって再確認!～	中島 美津子	日本看護協会出版会	2018/8/20	1	1,262
看護白書<平成30年版> 地域包括ケア時代の看護管理者の役割	日本看護協会	日本看護協会出版会	2018/11/1	1	2,886
がんサバイバーシップ～がんとともに生きる人びとへの看護ケア～ 第2版	近藤 まゆみ/久保 五月	医歯薬出版	2019/2/1	1	3,427
基礎から学ぶ遺伝看護学～「継承性」と「多様性」の看護学～	中込 さと子	羊土社	2019/2/1	1	2,164
ケアリングプラクティス～マーガレットニューマン拡張する意識としての健康の理論と看護実践・研究・教育の革新～	キャロル ビカード/ドロシー ジョーンズ/遠藤 恵美子/遠藤 恵美子	すぴか書房	2013/4/1	1	4,059
ヒューマンケアと看護学	清水 裕子	ナカニシヤ出版	2013/12/1	1	2,525
看護的思考の探究～「医療の不確実性」とプラグマティズム～(シリーズ臨床的思考)	吉浜 文洋	ゆみる出版	2018/11/1	1	2,706
看護の地図帖～ナースを護り導く看護理論・看護学入門～	高橋 照子	ライフサポート社	2018/9/1	1	2,525
看護学生が身につけたい論理的に書く・読むスキル	福澤 一吉	医学書院	2018/10/9	1	1,984
移行理論と看護～実践、研究、教育～	アフアフ・イブラヒム・メレイス/片田 範子	学研メディカル秀潤社	2019/2/13	1	1,984
7つの「看護の知」～7人の看護師さんの体験談からすくいあげられた～	山中 恵利子	晃洋書房	2018/10/20	1	1,262
すぐ役立つ患者を守る臨床スキル～バイタルチェックと急変予測・対応技術の疑問解決～	石松 伸一/藤野 智子/道又 元裕/後藤 順一	学研メディカル秀潤社	2019/6/20	1	2,164
看護師のための般若心経～看護道と生き方のヒントがいっぱい～(看護師のしごととくらしを豊かにする 1)	名取 芳彦	日本医療企画	2017/8/25	1	1,353
看護師のための論語～成長し続ける力が身につく孔子の教え～(看護師のしごととくらしを豊かにする 5)	佐久 協	日本医療企画	2018/3/1	1	1,353

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
看護論～25年後の追記を添えて～	ヴァージニア・ヘンダーソン/湯根 ます/小玉 香津子	日本看護協会出版会	2017/10/10	1	1,623
対話をめぐる現象学～看護の経験を意味づける～	宮子 あずさ	日本看護協会出版会	2018/10/20	1	1,533
ナースのためのアンガーマネジメント～怒りに支配されない自分をつくる7つの視点～	田辺 有理子	メヂカルフレンド社	2018/7/17	1	1,623
看護におけるコミュニケーション・パラダイムの転換～ケアとしてのコミュニケーション～	深谷 安子/北村 隆憲	関東学院大学出版会	2018/4/30	1	1,804
看護を学ぶ人のための心理学～ヒューマン・ケアを科学する～	遠藤 公久	弘文堂	2019/2/19	1	2,164
看護・チーム支援に活かすカウンセリング～対人援助,多職種連携に必要なコミュニケーション技術～	岩崎 久志	晃洋書房	2014/10/1	1	2,164
会話分析でわかる看護師のコミュニケーション技術	川野 雅資	中央法規出版	2018/8/31	1	2,164
看護師のためのアドラー心理学～人間関係を変える、心に勇気のひとしづく～(看護師のしごととくらしを豊かにする 2)	岩井 俊恵/長谷 静香	日本医療企画	2017/10/1	1	1,353
看護師のためのアンガーマネジメント～「怒り」の感情を上手にコントロールする技術～(看護師のしごととくらしを豊かにする 8)	光前 麻由美	日本医療企画	2018/11/1	1	1,353
看護師のための語彙力・対話力～あなたの印象と評価を変える知っておきたい「言葉のマナー」～(看護師のしごととくらしを豊かにする 9)	吉田 裕子	日本医療企画	2018/12/19	1	1,353
これからの看護倫理学	橋本 和子	ふくろう出版	2014/3/1	1	2,164
現場でできる「看護倫理」教育・実践マニュアル～チームの倫理的感受性がぐんと上がる!～	照沼 則子/武井 テル	メディカ出版	2015/2/27	1	2,525
看護倫理ガイドライン	日本看護理論学会臨床倫理ガイドライン検討委員会	看護の科学社	2018/1/1	1	1,262
教育・事例検討・研究に役立つ看護倫理実践事例46	清水 哲郎	日総研出版	2014/6/1	1	4,059
看護師の倫理調整力～専門看護師の実践に学ぶ～	長瀬 雅子	日本看護協会出版会	2018/5/1	1	1,443
看護者の基本的責務～定義・概念/基本法/倫理～<2019年版>	手島 恵	日本看護協会出版会	2019/1/20	1	992
看護倫理を考える言葉	小西 恵美子	日本看護協会出版会	2018/12/3	1	1,443
看護学のための多変量解析入門	中山 和弘	医学書院	2017/12/12	1	3,788
おしえて先生!看護のための統計処理	石村 友二郎/石村 光賢郎/鹿原 幸恵/江藤 千里	東京図書	2018/4/6	1	2,255
看護師のための統計入門～統計的センスで看護業務の見方が変わる～(看護師のしごととくらしを豊かにする 10)	安川 文朗	日本医療企画	2018/12/14	1	1,353
看護管理のベースとなる統計データの読み方入門～地域包括ケア時代のニーズを読む!～	森山 幹夫	日本看護協会出版会	2015/11/1	1	2,345
看護師のための明治文学～漱石の時代の介抱・看病・看護～(看護師のしごととくらしを豊かにする 6)	米沢 慧	日本医療企画	2018/10/11	1	1,353
言葉の持つ力「看護者に期待されるもの」シリーズ 1)	山下 文子/橋本 和子/荒井 葉子/他	ふくろう出版	2019/5/1	1	1,623
遺伝/ゲノム看護	有森 直子/溝口 満子	医歯薬出版	2018/2/28	1	2,886
日野原先生から看護をこころざす人に贈る35のメッセージ	徳永 恵子	日本看護協会出版会	2019/4/1	1	1,082
看護師のためのこれならわかる!伝わるレポート・論文の書き方	福富 馨	ナツメ社	2018/6/14	1	1,713
看護教員必携資料集 第3版	田村 やよひ	メヂカルフレンド社	2018/8/27	1	5,772
地域完結型看護をめざした看護教育～地域包括ケア時代の実習指導～	牛久保 美津子	メヂカルフレンド社	2019/6/1	1	2,706
看護研究 第3版(ナース・グラフィカ)	川村 佐和子	メディカ出版	2018/1/1	1	2,164
変化に強い能動的な組織へと導くアクティブラーニング活用術～「できるスタッフ」が育つ!～	永井 則子	メディカ出版	2018/2/26	1	2,525
ナースのための反省的实践～教育と臨床をむすぶ学びのコア～	メラニー・ジャスパー/中田 康夫/光成 研一郎/山崎 麻由美	ゆみる出版	2014/5/1	1	2,164
アクティブラーニングの活用(看護教育実践シリーズ 4)	小林 忠資/鈴木 玲子	医学書院	2018/8/24	1	2,164
アクティブラーニングをこえた看護教育を実現する～与えられた学びから意志ある学びへ～	鈴木 敏恵	医学書院	2016/7/30	1	3,247
グループワークその達人への道	三浦 真琴	医学書院	2018/8/24	1	2,164
シミュレーション教育の効果を高めるファシリテーターSkills & Tips	内藤 知佐子/伊藤 和史	医学書院	2017/3/11	1	2,345
トライ!看護にTBL～チーム基盤型学習の基礎のキソ～	五十嵐 ゆかり/飯田 真理子/新福 洋子	医学書院	2016/1/18	1	1,984
はじめてでも迷わない!看護のためのケーススタディ	古橋 洋子	医学書院	2019/2/12	1	1,804

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
異端の看護教育～中西睦子が語る～	中西 睦子/松澤 和正	医学書院	2015/7/9	1	1,984
活動性を高める授業づくり～協同学習のすすめ～	安永 悟	医学書院	2012/2/1	1	2,164
看護を教える人のための経験型実習教育ワークブック	小野 美穂	医学書院	2018/4/23	1	2,435
看護学教育における授業展開～質の高い講義・演習・実習の実現に向けて～	舟島 なをみ	医学書院	2013/1/1	1	2,886
看護学生のための科学的作文レッスン～論文・レポートが変わる!～	倉茂 好匡	医学書院	2019/4/8	1	1,713
看護学生の主体性を育む協同学習	緒方 巧	医学書院	2016/4/25	1	2,345
看護教育のためのパフォーマンス評価～ルーブリック作成からカリキュラム設計へ～	糸賀 暢子/元田 貴子/西岡 加名恵	医学書院	2017/8/3	1	2,435
看護教育へようこそ	池西 静江/石束 佳子	医学書院	2015/4/1	1	2,525
看護教育学 第6版	杉森 みどり/舟島 なをみ	医学書院	2016/4/23	1	4,329
看護教育学研究～発見・創造・証明の過程～ 第3版	舟島 なをみ	医学書院	2018/8/24	1	3,788
看護教員に伝えたい学校管理・運営の知恵と工夫	江川 万千代/鮫島 陽子/小川 恵美	医学書院	2015/7/22	1	2,525
計画・実施・評価を循環させる授業設計～看護教育における講義・演習・実習のつくり方～	野崎 真奈美/水戸 優子/渡辺 かづみ	医学書院	2015/12/24	1	2,345
研究指導方法論～看護基礎・卒後・継続教育への適用～	舟島 なをみ	医学書院	2015/10/22	1	3,337
実習指導を通して伝える看護～看護師を育てる人たちへ～	吉田 みつ子	医学書院	2018/5/5	1	2,074
授業設計と教育評価(看護教育実践シリーズ 2)	中井 俊樹	医学書院	2018/3/5	1	2,164
授業方法の基礎(看護教育実践シリーズ 3)	中井 俊樹	医学書院	2017/8/8	1	2,164
看護現場の研究法～悩めるナースのための研究ガイド～	粟生田 友子/石川 ふみよ	医歯薬出版	2018/10/1	1	2,525
看護研究のためのNVivo入門	古川 亮子	新曜社	2019/5/15	1	4,690
看護教育学～看護を学ぶ自分と向き合う～ 改訂第2版(NURSING)	グレッグ美鈴/池西 悦子	南江堂	2018/3/2	1	2,255
看護シミュレーション教育基本テキスト～設計・実践・評価のプロセス～	織井 優貴子	日総研出版	2016/7/1	1	2,504
看護学実習に役立つルーブリック作成法と実用例	北川 明	日総研出版	2018/8/21	1	2,338
看護を未来につなぐライフストーリーズ	第36回日本看護科学学会 学術集会企画委員	日本看護協会出版会	2018/12/5	1	1,984
看護基礎教育におけるシミュレーション教育の導入～基本的な考え方と事例～	阿部 幸恵	日本看護協会出版会	2018/10/1	1	2,164
看護師のための文章ノート	井部 俊子	日本看護協会出版会	2018/4/25	1	992
多文化社会の看護と保健医療～グローバル化する看護・保健のための人材育成～	カレン・ホランド/クリスティン・ホグ/ 日本赤十字九州国際看護大学国際 看護研究会	福村出版	2015/1/15	1	2,886
ケア専門職養成教育の研究～看護・介護・保育・福祉 分断から連携へ～	青木 紀	明石書店	2017/3/31	1	3,427
ユマニチュードと看護	伊東 美緒	医学書院	2019/2/22	1	1,804
ベッドサイドを科学する～看護に生かす物理学～ 完全版 改訂第3版	平田 雅子	学研メディカル秀潤社	2018/11/29	1	2,525
実習の“想定外”を乗り切るなほど看護技術	齊藤 茂子	メヂカルフレンド社	2019/6/1	1	1,984
演習を通して伝えたい看護援助の基礎のキソ	川口 孝泰/佐藤 政枝/小西 美和子	医学書院	2013/4/1	1	2,525
感染管理の実践(ナース・プロフェッション・シリーズ) 9p,182p 2012	内田 美保	医歯薬出版	2012/6/1	1	3,427
看護ケアの根拠と技術～学ぶ・活かす・共有する～ 第3版	村中 陽子/玉木 ミヨ子/川西 千恵美	医歯薬出版	2019/1/1	1	2,706
人体の構造からわかる看護技術のエッセンス～看護の視点で学ぶ解剖学ワークブック付き～	三木 明德	医歯薬出版	2019/1/1	1	2,886
キャリア初期看護師の職業的アイデンティティの形成プロセス～看護実践の経験の意味づけから～	中納 美智保	風間書房	2018/1/10	1	5,412
院内感染予防必携ハンドブック 第2版(Primary Nurse Series)	洪 愛子	中央法規出版	2013/2/10	1	1,804
電子カルテの看護記録導入・運用+改善ガイド～導入したから分かる!成功の秘訣失敗の理由～	柏木 公一/瀬戸 僚馬/医療情報 ケアプロセス研究会	日総研出版	2017/7/1	1	3,427
フィジカルアセスメント(看護師特定行為研修共通科目テキストブック)	武田 裕子	メディカルレビュー社	2019/4/1	1	3,157

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
アセスメントに自信がつく臨床推論入門～看護の臨床判断能力を高める推論トレーニング～	小澤 知子	メディカ出版	2019/6/25	1	2,255
ヘルスアセスメント 第5版(ナースング・グラフィカ)	習田 明裕	メディカ出版	2018/1/1	1	2,886
アセスメントに強くなる看護診断～事例でわかる 中範囲理論でわかる 監査の視点でわかる～	黒田 裕子	医歯薬出版	2018/10/31	1	2,345
看護の現場ですぐに役立つフィジカルアセスメントのキホン～患者さんの状態を見分ける力が身につく!～(ナースのためのスキルアップノート)	横山 美樹/足立 容子/片桐 郁代	秀和システム	2018/12/11	1	1,262
臨床で役立つ看護アセスメントスケール&ツール～絶対に必要な約180項目を収載～	池松 裕子	照林社	2018/4/20	1	1,262
看護過程・看護診断のわかりやすい教え方	滝島 紀子	日総研出版	2019/3/1	1	2,255
看護過程の展開と指導～よくある“つまずき”を事例で読み解く!～	長家 智子	日総研出版	2014/6/1	1	2,504
看護に活かす基準・指針・ガイドライン集<2018>	日本看護協会	日本看護協会出版会	2018/10/1	1	3,157
ヘンダーソン看護論と看護実践への応用	金子 道子	照林社	2019/3/5	1	4,329
日常性の再構築をはかるクリティカルケア看護～基礎から臨床応用まで～	深谷 智恵子	中央法規出版	2019/6/22	1	4,329
重症患者のアセスメントとベストプラクティス	道又 元裕	日総研出版	2019/6/20	1	2,706
パーソン・センタードな視点から進める急性期病院で治療を受ける認知症高齢者のケア～入院時から退院後の地域連携まで～	桑原 弓枝/吉村 浩美	日本看護協会出版会	2013/12/1	1	2,345
急性期病院で実現した身体抑制のない看護～金沢大学附属病院で続く挑戦～	小藤 幹恵	日本看護協会出版会	2018/6/20	1	2,525
セルフケア看護～基礎から実践まで学べる～	本庄 恵子/野月 千春/本館 教子	ライフサポート社	2015/2/1	1	2,074
セルフケア支援ガイド～多職種協働で理念を実践に活かすための～	本庄 恵子/古川 祐子/セルフケア研究会	ライフサポート社	2018/2/1	1	2,074
行動変容をうながす看護～患者の生きがいを支えるEASEプログラム～	岡 美智代	医学書院	2018/8/6	1	2,255
地域包括ケア時代の看看連携実践事例集～多施設・多職種との連携をつくる!～	ナースングビジネス編集室	メディカ出版	2016/6/29	1	2,525
看護の現場ですぐに役立つ地域包括ケアのキホン～患者さんの地域での「安心」をサポートする!～(ナースのためのスキルアップノート)	荒神 裕之/坂井 暢子/雑賀 智也	秀和システム	2018/10/27	1	1,353
ナースのための退院支援・調整～院内チームと地域連携のシステムづくり～ 第2版改題版	全国訪問看護事業協会	日本看護協会出版会	2017/6/1	1	2,345
エンドオブライフケア看護学～基礎と実践～	小笠原 知枝	ヌーヴェルヒロカワ	2018/12/1	1	3,247
病院からはじまる在宅看取りケア～地域包括ケアシステムのなかで病院・在宅・施設をつなぐ～	福井 小紀子	メヂカルフレンド社	2018/6/1	1	3,337
事例で理解する最新緩和ケア～ELNEC-J指導者が紹介する学習が生かされた事例集～	梅田 恵/田村 恵子/川村 三希子	看護の科学社	2015/6/1	1	1,984
緩和ケア～尊厳ある生と死,大切な生活をつなぐ技と心～ 改訂第2版(NURSING)	梅田 恵/射場 典子	南江堂	2017/12/22	1	2,164
看護実践にいかすエンド・オブ・ライフケア 第2版	長江 弘子	日本看護協会出版会	2018/6/20	1	2,255
Textbook妊娠と糖尿病のケア学～基礎知識・ケアの実際・チーム医療～	福井 トシ子	メディカ出版	2012/10/5	1	2,886
実践力を養う母性看護技術	大井 伸子/江幡 芳枝/小原 ルリ子	ふくろう出版	2018/6/1	1	2,345
マタニティ診断にもとづく母性看護過程の授業設計		医学書院	2014/5/31	1	2,886
母性・小児実習ぜんぶガイド～基礎知識 アセスメント 異常・疾患 技術～(プチナース)	古川 亮子/市江 和子	照林社	2018/9/28	1	1,262
現代の母性看護～概論～	大林 陽子	名古屋大学出版会	2018/2/9	1	2,435
小児のための看護マネジメント(小児看護ベストプラクティス)	及川 郁子/山元 恵子	中山書店	2013/12/1	1	3,157
がん薬物療法の看護～すぐに学びたいケアのアレコレ～	佐々木 治一郎/益田 典幸	ヴァンメディカル	2018/10/1	1	2,525
ナースのためのやさしくわかるがん化学療法のケア 第2版	坪井 正博/渡邊 眞理/坪井 香	ナツメ社	2018/11/12	1	2,255
疾病・臨床病態概論(看護師特定行為研修共通科目テキストブック)	高村 昭輝	メディカルレビュー社	2018/7/30	1	3,157
がん化学療法の薬・抗がん剤・ホルモン剤・分子標的薬・免疫チェックポイント阻害薬・支持療法薬～はや調ベノート<2019・2020年版>	古瀬 純司	メディカ出版	2019/1/24	1	3,608
パーキンソン病の看護と日常生活支援～在宅看護・地域医療にかかわる全スタッフ必携!～	紙屋 克子/丸本 浩平/パーキンソン病看護研究会	メディカ出版	2019/3/15	1	4,059
最新知識と事例がいっぱいリウマチケア入門～リウマチ治療はここまで変わった!～	三浦 靖史	メディカ出版	2017/4/12	1	2,886
新人ナースのための目で見えるペースメーカー・ICD・CRTの治療とケア～最新のデバイス治療がサクッとわかる!～	森島 逸郎	メディカ出版	2017/12/25	1	1,804

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
がん患者へのシームレスな療養支援(がん看護実践ガイド)	日本がん看護学会	医学書院	2015/3/2	1	2,706
分子標的治療薬とケア(がん看護実践ガイド)	日本がん看護学会	医学書院	2016/10/24	1	3,427
看護に役立つ口腔ケアテクニック～基本手技から困ったときの工夫まで～ 第2版	晴山 婦美子/塚本 敦美/坂本 まゆみ	医歯薬出版	2019/6/1	1	2,435
糖尿病を併せ持つ患者へのチームアプローチ	数間 恵子	看護の科学社	2016/9/1	1	2,255
看護の現場ですぐに役立つストーマケアのキホン～患者さんの心と体のケア技術が身に付く!～	梶西 ミチコ	秀和システム	2018/4/27	1	1,353
看護の現場ですぐに役立つフットケアの基本スキル～患者さんを安心させる糖尿病フットケア技術!～	中澤 真弥	秀和システム	2019/1/26	1	1,353
看護の現場ですぐに役立つ胃ろうケアのキホン～患者さんのQOLに配慮したケアが身に付く!～	西山 順博	秀和システム	2018/7/3	1	1,443
看護の現場ですぐに役立つ消化器看護のキホン～患者さんの思いをつなげてケアに生かす方法を学ぶ!～	中澤 真弥	秀和システム	2019/5/29	1	1,443
看護の現場ですぐに役立つ摂食嚥下ケアのキホン～患者さんの意欲と健康を支えるケアが身に付く!～	齊藤 雅史/松田 直美	秀和システム	2018/9/29	1	1,353
看護の現場ですぐに役立つ透析ケアのキホン～患者さんの生活を支えるケア技術が身に付く!～	植木 博子	秀和システム	2018/6/22	1	1,262
看護の現場ですぐに役立つ排泄ケアのキホン～患者さんの排泄を手助けする方法を学ぶ!～	中澤 真弥	秀和システム	2018/7/20	1	1,353
ナースが書いた看護に活かせるPCIノート	鈴木 まどか/小西 宏和	照林社	2019/3/20	1	1,804
痛み、しびれがづらい患者さんへの看護～チームで取り組む脳神経外科、整形外科の実践～	井須 豊彦/金 景成	照林社	2013/4/1	1	2,525
ナースのための摂食・嚥下障害ガイドブック 新版	藤島 一郎/藤森 まり子/北條 京子	中央法規出版	2013/10/1	1	3,066
事例でわかるアルコール依存症の人と家族への看護ケア～多様化する患者の理解と関係構築～	韭澤 博一	中央法規出版	2018/12/29	1	2,886
初心者も活用できるがん医療・がん看護～集学的治療・全人的ケアをめざして～ 改訂2版	阿蘇品 スミ子/齊田 菜穂子	南山堂	2013/3/6	1	2,615
看護師のための脳の解剖生理超入門	西村 卓士	日総研出版	2016/7/31	1	2,435
しびれている身体で生きる(シリーズ看護の知)	坂井 志織	日本看護協会出版会	2019/6/20	1	2,706
ナースのための糖尿病透析予防支援ガイド	日本糖尿病教育・看護学会	日本看護協会出版会	2015/7/20	1	2,255
PSYCHOMS～精神科電子アウトカム管理システムの開発～	谷岡 哲也/大坂 京子/安原 由子/川村 亜以	ふくろう出版	2012/10/1	1	2,147
精神科ならではのファーストエイド～搬送時サマリー事例付～	中村 創/三上 剛人	医学書院	2018/6/20	1	2,164
精神疾患の摂食嚥下障害ケア	高橋 清美/戸原 玄	医歯薬出版	2014/9/1	1	2,525
新しいチーム医療～看護とインタープロフェッショナル・ワーク入門～改訂版	田村 由美	看護の科学社	2018/6/1	1	2,255
認知行動療法を用いた精神看護実習ガイド～基本から講義・実習、施設・地域をつなぐ～	齋藤 嘉宏	看護の科学社	2019/7/1	1	2,164
カンフォータブル・ケアで変わる認知症看護	南 敦司	精神看護出版	2018/9/28	1	1,804
メンタルステータスイグゼミネーション～他科に誇れる精神科看護の専門技術～<2>	武藤 教志	精神看護出版	2018/6/30	1	3,608
精神科看護事例検討ファシリテーション入門	日本精神科看護協会/末安 民生/西池 絵衣子	中山書店	2019/6/27	1	2,255
精神看護キーワード～多職種間で理解を共有するために知っておきたい119用語～	川野 雅資	日本看護協会出版会	2017/5/31	1	2,706
看護の現場ですぐに役立つ婦人科ケアのキホン～患者さんを不安にさせない技術が身に付く!～	岡田 宏子	秀和システム	2018/5/29	1	1,353
これからの高齢者看護学～考える力・臨床力が身につく～	島内 節/内田 陽子	ミネルヴァ書房	2018/4/30	1	3,157
カラー写真で学ぶ高齢者の看護技術 第2版	大塚 真理子	医歯薬出版	2018/10/31	1	2,164
認知症看護～認知症の人の「困りごと」に寄り添い、尊厳あるケアを目指して～(ナースング・プロフェッション・シリーズ)	石川 容子/上野 優美/梅原 里美/四垂 美保/島橋 誠	医歯薬出版	2019/3/1	1	2,525
看護にいかす認知症の人のコミュニケーション～現場で使える理論とアプローチ～	飯干 紀代子	中央法規出版	2019/6/1	1	1,984
高齢者のエンドオブライフ・ケア実践ガイドブック<2> 死を見据えたケア管理技術	湯浅 美千代	中央法規出版	2016/7/27	1	2,525
高齢者のせん妄ケアQ&A～急性期から施設・在宅ケアまで～	亀井 智子	中央法規出版	2013/4/1	1	1,804
図でわかるエビデンスに基づく高齢者の看護ケア 第2版	金原 京子	中央法規出版	2019/6/13	1	2,706
認知症高齢者のチーム医療と看護～グッドプラクティスのために～	日本老年看護学会	中央法規出版	2017/6/23	1	2,164

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
エンド・オブ・ライフを見据えた“高齢者看護のキホン”100～看護管理者と創る超高齢社会に求められる看護とは～	戸谷 幸佳	日本看護協会出版会	2015/8/20	1	1,894
高齢者看護の実践能力を育てる～高齢者ケア施設の看護をベースにして～	坪井 桂子	日本看護協会出版会	2018/10/30	1	1,623
認知症ケアの手引き～多職種チームで取り組む～	鈴木 みずえ	日本看護協会出版会	2017/3/1	1	1,984
看護職者のための政策過程入門～制度を変えると看護が変わる!～第2版	見藤 隆子/石田 昌宏/大串 正樹 /北浦 暁子/伊勢田 曉子	日本看護協会出版会	2017/5/31	1	1,713
看護必要度データから始まる臨床看護マネジメント～医療機関における患者評価と体制整備～	嶋森 好子/筒井 孝子	サイオ出版	2018/9/20	1	2,074
すぐに使える看護管理者の実務マップ(NEW MEDICAL MANAGEMENT)	葛田 一雄	ぱる出版	2018/3/1	1	2,706
プロフェッショナルナースのMBA～看護・福祉のマネジメント～(New Medical Management)	武藤 正樹	ぱる出版	2013/7/1	1	2,255
看護師長のコーチング・スキル～困ったスタッフが変わる!～(NEW MEDICAL MANAGEMENT)	濱川 博招/島川 久美子	ぱる出版	2018/10/31	1	2,255
事例で学ぶ実践!看護現場のリーダーシップ～チームの力を引き出すリーダーをめざす～	大島 敏子	へるす出版	2016/10/1	1	2,164
3ステップで成果を上げる!チームビルディング超入門～看護管理者がリードする～	襄 英洙/鈴木 裕介	メディカ出版	2016/3/1	1	2,525
はじめての看護マネジメント超おたすけBOOK～花まる師長への第一歩～	ナーシングビジネス編集室	メディカ出版	2014/1/1	1	2,345
看護補助者“大活躍”ガイド～ナースの負担減のカギは業務移譲にあり～	永井 則子	メディカ出版	2017/2/27	1	2,525
看護のためのポジティブ・マネジメント～主体性を高めチームを活性化する!～ 第2版	手島 恵	医学書院	2018/11/30	1	2,345
できるリーダーが必ず実践している看護管理ポイントブック	太田 加世	学研メディカル秀潤社	2017/8/17	1	2,164
医療安全～多職種でつくる患者安全をめざして～(NURSING)	山内 豊明/荒井 有美	南江堂	2015/3/1	1	2,255
看護管理学～自律し協働する専門職の看護マネジメントスキル～改訂第2版(NURSING)	手島 恵/藤本 幸三	南江堂	2018/3/23	1	2,255
スタッフの思考・行動が変わり看護現場がひとつになる3カ月プログラム～師長・主任が協働して革新!～	白石 邦明	日総研出版	2013/4/1	1	2,834
看護マネジャー意思決定フレームワーク～医療MBA入門～	佐藤 美香子	日総研出版	2018/4/1	1	3,157
看護管理実践計画書標準テキスト～サード・セカンド・ファースト認定看護管理者教育課程統合演習対応!～	佐藤 美香子	日総研出版	2016/4/28	1	2,976
管理職のための組織管理<看護感理>バイブル～やる気と勇気が湧いてくる!～	中島 美津子	日総研出版	2019/6/14	1	3,066
今どきナースの困った言動対応のベストアンサー～発達障害?さとり世代?メンタル不調?～	谷原 弘之	日総研出版	2018/9/1	1	2,074
師長の役割・場面別看護管理実践35～壁を越える!自信が持てる!～	杉本 明子/北原 和子/佐藤 美子 /廣原 恵子/阿部 春美	日総研出版	2014/12/1	1	2,976
主任・中堅看護師課題解決フレームワーク～真の問題を見つけ、対策を導く!～	佐藤 美香子	日総研出版	2017/4/1	1	2,706
誰もが活きる!職場チームの作り方～加納流活性術～	加納 佳代子	日総研出版	2015/7/1	1	2,255
看護師のためのドラッカー入門～最高の成果を生み出すマネジメント～(看護師のしごととくらしを豊かにする 3)	牛越 博文	日本医療企画	2018/3/1	1	1,353
チームの連携力を高めるカンファレンスの進め方 第2版	篠田 道子	日本看護協会出版会	2015/6/30	1	2,164
看護管理と医療安全 改訂版(放送大学教材)	大島 弓子/飯島 佐知子	放送大学教育振興会	2018/3/1	1	2,886
ひとを育てる秘訣	渋谷 美香	医学書院	2013/7/1	1	1,443
看護にいかすインストラクショナルデザイン～効果的・効率的・魅力的な研修企画を目指して～	浅香 えみ子	医学書院	2016/12/31	1	2,525
現象学でよみとく専門看護師のコンピテンシー	村上 靖彦	医学書院	2019/5/27	1	3,157
看護管理者のためのコーチング実践ガイド～臨床を動かすリーダーシップ～	坪田 康佑	医歯薬出版	2013/8/1	1	2,886
「看護の概念化」による人材育成～ストレスマネジメントからキャリア開発へ～	頭山 悦子	看護の科学社	2015/2/1	1	2,345
部署内の教育・研修の進め方～看護現場のOJT事例～	佐藤 ひとみ/良村 貞子/矢野 理香 /北海道大学病院看護部	日総研出版	2017/10/1	1	2,976
看護師のための松陰流人材育成術～吉田松陰が松下村塾で教えたこと～(看護師のしごととくらしを豊かにする 4)	長谷川 勤	日本医療企画	2018/3/1	1	1,353
ナースが元気になる人事管理～WLB成功メソッド18～	竹中 君夫	日本看護協会出版会	2018/8/1	1	1,804
看護職としての社会人基礎力の育て方～専門性の発揮を支える3つの能力・12の能力要素～ 第2版	箕浦 とき子/高橋 恵	日本看護協会出版会	2018/6/26	1	2,706
「家に帰りたい」「家で最期まで」をかなえる～看護の意味をさがして～	藤田 愛	医学書院	2018/12/25	1	2,074

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
固定チームナーシング～責任と継続性のある看護のために～ 第3版	西元 勝子/杉野 元子	医学書院	2012/10/1	1	2,164
固定チームナーシング入門～一斉導入に取り組んだIMSグループの挑戦～ 新訂	西元 勝子	看護の科学社	2013/9/1	1	2,074
固定チームナーシング用語集 改訂版	西元 勝子	看護の科学社	2016/4/1	1	1,082
特定行為実践(看護師特定行為研修共通科目テキストブック)	北村 聖/宮本 千津子/大西 淳子	メディカルレビュー社	2019/6/1	1	3,157
地域保健福祉活動のための地域看護アセスメントガイド～地区活動ならびに施策化のアセスメント・活動計画・評価計画の立案～ 第2版	佐伯 和子	医歯薬出版	2018/10/31	1	2,345
コミュニティケア～地域ケア・在宅ケアに携わる人のための～ 多職種連携の“要”となる!地域包括ケアシステムの構築に「看護」はどの関わるか		日本看護協会出版会	2018/6/1	1	1,443
コミュニティナース～まちを元気にする“おせっかい”焼きの看護師～	矢田 明子	木楽舎	2019/2/9	1	1,353
訪問看護おもてなし接遇マナーハンドブック	訪問看護おもてなし接遇マナーハンドブック製作委員会	ラゲーナ出版	2019/4/1	1	1,082
「生きる」「暮らす」を支える地域包括ケア～エンドオブライフ・ケアを実現するためのケアマネジメント～	後藤 真澄	みらい	2018/8/6	1	1,804
在宅無限大～訪問看護師がみた生と死～(シリーズケアをひらく)	村上 靖彦	医学書院	2018/12/25	1	1,804
生活と医療を統合する継続看護マネジメント 第2版	長江 弘子	医歯薬出版	2018/7/31	1	2,345
在宅看護の実習ガイド～教員・訪問看護師・学生すべてが活用できる～(C.C.MOOK)	川村 佐和子	日本看護協会出版会	2017/3/30	1	2,164
現場で使える訪問看護便利帖	介護と医療研究会/河村 雅明/山岡 栄里	翔泳社	2016/6/2	1	1,984
健康教室保健指導社内会議で使えるプレゼンテーションデザイン術～注目の教授理論インストラクショナルデザインで聞き手が変わる!～	都竹 茂樹	メディカ出版	2017/4/11	1	2,886
心不全ケア教本 第2版	眞茅 みゆき	メディカル・サイエンス・インターナショナル	2019/6/28	1	4,149
ナースの精神医学 改訂5版	上島 国利/渡辺 雅幸/榊 恵子	中外医学社	2019/1/1	1	4,690
うつ・せん妄・認知症の人へのアプローチ～3Dサポートチームの事例にみる～	横浜市立みなと赤十字病院3Dサポートチーム	サイオ出版	2015/9/28	1	2,706
子どもが元気になる在宅ケア	梶原 厚子	南山堂	2017/6/23	1	4,149
がん免疫療法の誕生～科学者25人の物語～	ニール キヤナヴァン/河本 宏/三枝 小夜子	メディカル・サイエンス・インターナショナル	2018/11/30	1	2,255
みんなで取り組む排尿管理～チームづくりから実践指導事例まで～	鈴木 基文/青木 芳隆	日本医療企画	2018/10/1	1	2,525
障害のある人たちの口腔のケア	栗木 みゆき/玄 景華	クリエイツかもがわ	2014/1/1	1	1,262
はじめよう在宅歯科医療～在宅療養を支える“かかりつけ歯科医の役割”と“地域包括ケア”～	細野 純/富田 かをり	デンタルダイヤモンド社	2015/3/1	1	4,329
5疾病の口腔ケア～チーム医療による全身疾患対応型口腔ケアのすすめ～	藤本 篤士/武井 典子/片倉 朗/大野 友久/糸田 昌隆/杉山 勝/吉江 弘正/小林 芳友	医歯薬出版	2013/3/20	1	3,608
デンタルスタッフの口腔衛生学・歯科衛生統計	泉福 英信	医歯薬出版	2018/2/1	1	3,157
健康寿命の延伸をめざした口腔機能への気づきと支援～ライフステージごとの機能を守り育てる～	向井 美恵/井上 美津子/安井 利一/廣木 吉信/深井 穂博/植田 耕一郎	医歯薬出版	2014/11/1	1	3,427
新編超高齢社会のための専門的口腔ケア～要介護・有病者・周術期・認知症への対応～	角 保徳/大野 友久/守谷 恵未	医歯薬出版	2017/6/1	1	3,788
多職種協働チーム先制医療での口腔ケアFAQ50	鴨井 久一/菊谷 武/飯田 良平	一世出版	2016/3/1	1	3,157
オーラルヘルスケア事典～お口の健康を守るために～ 第2版	麻賀 多美代	学建書院	2018/3/1	1	2,345
ライフステージを考えた口腔ケア～スペシャルニーズのある人へ～	玄 景華	口腔保健協会	2018/3/1	1	4,059
地域包括ケアと口腔ケア	田村 清美/渋谷 恭之	口腔保健協会	2017/8/1	1	2,255
チームで推進口腔ケア対策～在宅歯科医療の地域実践～	日本歯科医師会/向井 美恵/角町正勝/佐藤 保/恒石 美登里	生活福祉研究機構	2014/5/1	1	1,804
医療職のための公衆衛生・社会医学 第6版	松本 邦愛	テコム/医学評論社	2018/2/21	1	2,886
在日外国人の健康支援と医療通訳～誰一人取り残さないために～	李 節子	杏林書院	2018/9/1	1	2,255
公衆衛生実践キーワード～地域保健活動の今がわかる明日がみえる～	島田 美喜	医学書院	2014/10/31	1	2,525
在宅医療カレッジ～地域共生社会を支える多職種の学び21講～	佐々木 淳	医学書院	2018/12/17	1	1,804
ラーニングシリーズIP保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践<1> IPの基本と原則	藤井 博之	協同医書出版社	2018/4/10	1	1,804
ラーニングシリーズIP保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践<2> 教育現場でIPを実践し学ぶ	矢谷 令子	協同医書出版社	2018/4/10	1	2,525

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
ラーニングシリーズIP保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践<3> はじめてのIP	大嶋 伸雄	協同医書出版社	2018/4/10	1	2,345
ラーニングシリーズIP保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践<4> 臨床現場でIPを実践し学ぶ	藤井 博之	協同医書出版社	2018/4/10	1	2,525
ラーニングシリーズIP保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践<5> 地域における連携・協働事例集	吉浦 輪	協同医書出版社	2018/4/10	1	2,164
次代を担う医療者のための地域医療実践読本	中根 晴幸	幻冬舎メディアコンサルティング	2016/12/1	1	1,353
そこが知りたい!在宅療養Q&A～実践と多職種連携を深めるために～	日本ホスピス・在宅ケア研究会	診断と治療社	2014/7/1	1	2,525
社会ネットワークと健康～「人のつながり」から健康をみる～	トーマス・W.ヴァレンテ/森 亨/安田 雪	東京大学出版会	2018/9/28	1	5,953
地域包括ケアのすすめ～在宅医療推進のための多職種連携の試み～	東京大学高齢社会総合研究機構	東京大学出版会	2014/4/20	1	3,157
NEW予防医学・公衆衛生学 改訂第4版(NANKODO'S ESSENTIAL WELL-ADVANCED SERIES)	小泉 昭夫/馬場園 明/今中 雄一/武林 亨	南江堂	2018/11/22	1	5,682
行動変容を促すヘルス・コミュニケーション～根拠に基づく健康情報の伝え方～	竹中 晃二/上地 広昭	北大路書房	2018/8/30	1	3,247
地域医療と多職種連携	藤井 博之	勁草書房	2019/7/13	1	4,510
医療システムと情報化～情報技術の受容過程に着目して～	中村 努	ナカニシヤ出版	2019/4/30	1	2,886
地域保健の原点を探る～戦後日本の事例から学ぶプライマリヘルスケア～	中村 安秀/石川 信克	杏林書院	2018/7/20	1	2,164
健康行動学～その理論、研究、実践の最新動向～	木原 雅子/加治 正行/木原 正博	メディカル・サイエンス・インターナショナル	2018/7/18	1	4,419
保健医療従事者のためのマルチレベル分析活用ナビ～繰り返しのある実験データ 多施設研究 地域・職域データの扱い方～	藤野 善久/近藤 尚己/竹内 文乃	診断と治療社	2013/9/1	1	3,247
ヘルスリテラシー～健康教育の新しいキーワード～	福田 洋/江口 泰正	大修館書店	2016/6/6	1	1,713
ヘルスリサーチの方法論～研究実践のための基本ガイド～ 改訂版(放送大学大学院教材)	井上 洋士	放送大学教育振興会	2019/3/1	1	3,066
2025年へのカウントダウン～地域医療構想・地域包括ケアはこうなる!～(MEDICAL CARE)	武藤 正樹	医学通信社	2015/9/1	1	2,345
21世紀の健康戦略シリーズ<7> ヘルスリテラシーとは何か?	ドン・ナット・ビーム/イローナ・キックブッシュ/島内 憲夫/大久保 葉穂子/鈴木 美奈子	垣内出版	2017/7/1	1	1,804
これからの保健医療福祉行政論～地域づくりを推進する保健師活動～ 第2版(地域看護学習Guide)	麻原 きよみ	日本看護協会出版会	2014/11/1	1	2,976
看護を学ぶための法と社会保障制度～生活者の健康を主体的に支援するために～	前島 良弘	ふくろう出版	2019/3/1	1	1,623
地域の医療はどう変わるか～日仏比較の視点から～	フィリップ・モッセ/原山 哲/山下 りえ子	藤原書店	2019/1/24	1	2,525
看護師のためのキャリアデザインBOOK～働き方を考えるためのデザインワークブック～(図解でわかりやすいワークブック)	濱田 安岐子	つちや書店	2018/10/31	1	1,668
看護の現場ですぐに役立つ患者接遇のキホン～患者さんとのコミュニケーションスキルが身につく!～	三瓶 舞紀子	秀和システム	2019/1/1	1	1,353
わたしが看護師だったころ～命の聲に耳を傾けた20年～	クリスティー・ワトソン/田中 文	早川書房	2019/3/20	1	2,074
看護師のためのアドラー流子育て・自分育て～あなたが変われば、子ども、家庭も、職場も変わる!～(看護師のしごとと暮らしを豊かにする 11)	長谷 静香	日本医療企画	2018/12/7	1	1,353
看護師のための睡眠実践法～不規則勤務に負けない心と身体のセルフケア～(看護師のしごとと暮らしを豊かにする 7)	田中 智恵子/長田 梨那	日本医療企画	2018/11/1	1	1,353
看護関係統計資料集<平成30年>	日本看護協会出版会	日本看護協会出版会	2019/6/30	1	2,525
医療機能分化和連携～地域と病院と医療連携～	小磯 明	御茶の水書房	2013/4/1	1	6,855
チームステップス日本版医療安全～チームで取り組むヒューマンエラー対策～	東京慈恵会医科大学附属病院医療安全管理部	メジカルビュー社	2012/12/1	1	2,345
医療安全学(看護師特定行為研修共通科目テキストブック)	松村 由美	メディカルレビュー社	2018/7/30	1	3,157
電子カルテ時代のPOS～患者指向の連携医療を推進するために～	渡辺 直/日野原 重明	医学書院	2012/5/1	1	1,804
医療現場のプロジェクトマネジメント～多職種協働チームで最高の成果を!～(SGビジネス双書)	猶本 良夫/永池 京子/能登原 伸二	中央経済社	2014/8/1	1	1,623
ナースのためのヘルスケアMBA	羽田 明浩	創成社	2017/3/20	1	2,345
医療ビジネスとICTシステム～医療を巡る今日的課題～(中央大学企業研究所研究叢書 38)	斎藤 正武/堀内 恵	中央大学出版部	2017/1/25	1	4,239
信念対立説明アプローチ入門～チーム医療・多職種連携の可能性をひらく～	京極 真	中央法規出版	2012/10/1	1	2,345
チーム医療を成功させる10か条～現場に学ぶチームメンバーの心得～	福原 麻希	中山書店	2013/6/25	1	2,706
「チーム医療」とは何か～医療とケアに生かす社会学からのアプローチ～	細田 満和子	日本看護協会出版会	2012/5/1	1	2,164

和書(冊子)

書名	著者	出版社名	発刊日	数量	税込金額
TeamSTEPPSを活用したヒューマンエラー防止策～SBARを中心とした医療安全のコミュニケーションツール～	東京慈恵会医科大学附属病院看護部・医療安全管理部	日本看護協会出版会	2017/9/30	1	2,345
看護管理者のための医療経営学～地域で選ばれる医療機関を目指して～ 第2版(看護管理実践Guide)	尾形 裕也	日本看護協会出版会	2015/8/20	1	2,164
健康行動理論による研究と実践	神馬 征峰	医学書院	2019/6/1	1	3,427
喫煙を科学する～タバコ,がん,免疫の知られざる関係～	竹内 実	北隆館	2019/1/1	1	2,706
国民健康・栄養の現状～平成28年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より～〔平成28年〕		第一出版	2018/11/5	1	3,788
国民の栄養白書<2018年度版>「大包括ケア時代」の在宅を生き抜く地域栄養経営の実践		日本医療企画	2018/11/4	1	3,608
感染制御標準ガイド	小林 寛伊/大久保 恵/林 純/松本 哲哉	じほう	2014/6/1	1	3,066
読んでわかる!疫学入門	ロドルフォ・サラッチ/杉森 裕樹/中山 健夫/小橋 元	大修館書店	2019/4/12	1	1,443
はじめて学ぶやさしい疫学～日本疫学会標準テキスト～ 改訂第3版		南江堂	2018/9/7	1	1,804
基礎から学ぶ医療関連感染対策～標準予防策からサーベイランスまで～ 改訂第3版	坂本 史衣	南江堂	2019/2/7	1	2,525
看護学生のための疫学・保健統計～楽しく学べる!～ 改訂3版	浅野 嘉延	南山堂	2018/8/8	1	2,164
母親のメンタルヘルスサポートハンドブック～気づいて・つないで・支える多職種地域連携～	立花 良之	医歯薬出版	2016/11/30	1	2,525
わが国の母子保健<平成31年>	母子衛生研究会	母子保健事業団	2019/3/31	1	1,623
母子保健の主なる統計<2018>	母子衛生研究会	母子保健事業団	2019/3/28	1	1,623
職場のメンタルヘルスケアと実践～ストレス対処のための運動・栄養・休養～	タニカワ 久美子/中村 好男	講談社	2018/9/11	1	2,345
第三期特定健診・特定保健指導ガイド	津下 一代	南山堂	2018/9/1	1	4,059
心理測定尺度集<1> 人間の内面を探る<自己・個人内過程>	堀 洋道	サイエンス社	2001/6/5	1	2,435
心理測定尺度集<2> 人間と社会のつながりをとらえる<対人関係・価値観>	堀 洋道	サイエンス社	2001/6/25	1	3,247
心理測定尺度集<3> 心の健康をはかる<適応・臨床>	堀 洋道	サイエンス社	2001/8/6	1	3,066
心理測定尺度集<4> 子どもの発達を支える<対人関係・適応>	堀 洋道	サイエンス社	2007/4/22	1	2,886
心理測定尺度集<5> 個人から社会へ<自己・対人関係・価値観> 12p.363p '11 5配	堀 洋道	サイエンス社	2011/3/1	1	2,841
心理測定尺度集<6> 現実社会とかわる<集団・組織・適応> 12p.325p '11 5配	堀 洋道	サイエンス社	2011/3/1	1	2,796
				355	868,201

書名	著編者	出版社	発行年	数量	税込金額
看護学生のための教育学 ―自己の再発見のために―第4版	高谷, 修	金芳堂	2018	1	4,598
チーム医療のためのメディカル英語基本表現100	高木, 久代	講談社	2015	1	5,830
イラストでわかる微生物学超入門 ―病原微生物の感染のしくみ―	齋藤, 光正	南山堂	2018	1	6,050
チーム医療と看護 ―専門性と主体性への問い―増補版	川島, みどり	看護の科学社	2016	1	5,808
いのちをつなぐ ―移りし刻を生きた人とともに―	川島, みどり	看護の科学社	2018	1	8,349
医療禁忌なるほどブック ―メディカルスタッフのための―	富野, 康日己	中外医学社	2018	1	5,324
ナースのためのアドラー流勇気づけ医療コミュニケーション ―メンタルヘルスの専門家・ミレイ先生が人間関係の悩みを解決!―	上谷, 実礼	メディカ出版	2019	1	8,712
医療現場の人間関係につまずき「ナース向いてないかも…」と思う前に試してみたいコミュニケーション術25	山本, 美保	メディカ出版	2019	1	8,712
看護における危機理論・危機介入 ―フィンク/コーン/アグイレラ/ムース/家族の危機モデルから学ぶ―第4版	小島, 操子	金芳堂	2018	1	6,050
看護統計学への招待 改訂4版	緒方, 昭	金芳堂	2013	1	6,776
ナースに必要な問題解決思考と病院データ分析力 ―医療の可視化から始める看護マネジメント―	森脇, 睦子	南山堂	2018	1	7,744
看護教育に活かすルーブリック評価実践ガイド	森田, 敏子	メディカルフレンド社	2018	1	6,292
看護教育に役立つPBL = Problem-based learning in nursing education ―問題解決力を育む授業の展開と工夫―	鈴木, 玲子	メディカルフレンド社	2014	1	9,196
教えることの基本となるもの ―「看護」と「教育」の同形性―	目黒, 悟	メディカルフレンド社	2016	1	4,840
看護教員の醍醐味 ―私のキャリアストーリー―	八木, 美智子	看護の科学社	2018	1	5,445
看護教育を支える視点と展開 ―主体的学習をはぐむ教授法―	神郡, 博	看護の科学社	2018	1	9,438
継続教育と看護の実践知 ―看護医療系職の「高度専門職化」への道: KIERA(学会)活動20年の足跡を辿る― 増補版	クローズ幸子	看護の科学社	2014	1	9,075
質的看護研究の基礎づけ	中木, 高夫	看護の科学社	2018	1	7,986
看護学生のためのよくわかる大学での学び方 第2版	梶谷, 佳子	金芳堂	2018	1	5,808
看護学臨地実習ハンドブック ―基本的考え方とすすめ方―第5版	宮地, 緑	金芳堂	2017	1	8,954
高谷流看護教育方法 ―教える技術がよくわかる―	高谷, 修	金芳堂	2012	1	5,808
情報を地域につないで多職種連携がうまくいく看護記録の活用術 ―退院後の療養の質を高める―	大久保, 清子	メディカ出版	2018	1	10,502
適切で効率的な書き方がわかる看護記録パーフェクトガイド	東京都立病院看護部科長会	学研メディカル秀潤社	2013	1	8,712
臨床事例で学ぶ急性期看護のアセスメント ―地域医療連携時代の系統的・周術期アセスメント: 対象を理解しながら身体を診る・生活を見る―	小澤, 知子	メディカ出版	2018	1	10,890
症状・徴候を看る力! ―アセスメント, 初期対応, 観察とケア―第2版	岡元, 和文	総合医学社	2018	1	8,712
ICU看護パーフェクト = Perfect book of intensive care nursing ―医師の指示の根拠も、今すぐ使えるケアのテクニックも1冊ですべて解決!―	清水, 敬樹	羊土社	2013	1	10,890
熟練看護師のプロの技見せます!慢性看護の患者教育 ―患者の行動変容につながる「看護の教育的関わりモデル」―	河口, てる子	メディカ出版	2018	1	10,527
入退院支援パーフェクトガイド ―看護がつなぐ「在宅ケア移行支援」の実践―	宇都宮, 宏子	メディカ出版	2019	1	10,502
ナースが知りたい心不全のキホン ―病態と治療を説明できる!ケアに活かせる!―	木田, 圭亮	メディカ出版	2019	1	10,164
心を病む人の生活をささえる看護	坂田, 三允	中央法規出版	2018	1	7,744
メンバーシップ&リーダーシップマインド超入門 ―チームに受け入れられるナースになる!: ナビトレ: 人間関係力アップ!―	大島, 敏子	メディカ出版	2015	1	8,131
看護管理に活かすコンピテンシー ―成果につながる「看護管理力」の開発―	武村, 雪絵	メディカルフレンド社	2014	1	6,534
看護現場で使える教育学の理論と技法 ―個別指導や参加型研修に役立つ100のキーワード: 「教え方したい」で若手はのびる―	中井, 俊樹	メディカ出版	2014	1	10,164
看護実践のためのキーポイント 新装版 (看護リーダーシップ [1])	看護の科学社「看護実践の科学」編集部	看護の科学社	2014	1	8,712
こんなときどうする?在宅看護Q&A ―小児から高齢者まで―	山田, 雅子	メディカ出版	2015	1	10,877
健診・健康管理専門職のための新セミナー生活習慣病 第2版	田中, 逸	日本医事新報社	2018	1	8,591
1日でマスターする心不全の基本知識と患者ケア ―5stepで学ぶ最もやさしいテキスト―	佐藤, 直樹	総合医学社	2017	1	6,292

和書(電子)

書名	著編者	出版社	発行年	数量	税込金額
多職種カンファレンスで考える心不全緩和ケア	菅野, 康夫	南山堂	2017	1	8,470
カンファレンスで学ぶ多職種で支える一人暮らしの在宅ケア	森 清	南山堂	2019	1	4,840
在宅医療臨床入門 改訂2版(在宅医療の技とこころ)	和田, 忠志	南山堂	2018	1	5,324
在宅復帰支援 ― 思いのほか自宅に帰れます―	和田, 忠志	南山堂	2018	1	7,260
グローバル・ヘルス・ビジネス ― 世界標準で健康を考える―(埼玉学園大学研究叢書 第16巻)	一戸, 真子	日本経済評論社	2018	1	4,537
在宅医療 ― 多職種連携ハンドブック: “最期まで住み慣れた地域での生活”を支援する―	悠翔会	法研	2016	1	3,993
チーム医療時代のナレッジマネジメント ― 動くチーム・動く組織への挑戦―	陣田, 泰子	看護の科学社	2013	1	7,986
医療コーチングワークブック ― 対話的コミュニケーションのプラットフォーム―	日本摂食嚥下リハビリテーション学会教育委員会	中外医学社	2019	1	10,164
絵でわかる口述信念対立	岡本, 拓也	中外医学社	2018	1	4,791
エイズは終わっていない ― 科学と政治をつなぐ9つの視点―	ピーター・ピオット	慶應義塾大学出版会	2019	1	9,196
乳幼児の健康 第3版	前橋, 明	大学教育出版	2018	1	2,178
ここが知りたい職場のメンタルヘルスケア ― 精神医学の知識&精神医療との連携法―改訂2版	日本産業精神保健学会	南山堂	2016	1	10,890
これからの健康科学 第5版	森下, 玲児	金芳堂	2018	1	6,292
ヘルスコミュニケーション ― 健康行動を習慣化させるための支援―(早稲田大学エウブラクシス叢書 001)	島崎, 崇史	早稲田大学出版部	2016	1	4,065
健康・医療の情報を読み解く ― 健康情報学への招待― 第2版(京大人気講義シリーズ)	中山, 健夫	丸善出版	2014	1	4,840
サクセスフル・エイジング ― 予防医学・健康科学・コミュニティから考えるQOLの向上 = Successful aging―	小熊, 祐子	慶應義塾大学出版会	2014	1	10,841
地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク	二木, 立	勁草書房	2019	1	8,712
地域包括ケアと福祉改革	二木, 立	勁草書房	2017	1	7,623
地域包括ケアと地域医療連携	二木, 立	勁草書房	2015	1	9,680
地域包括ケアを支える ― 医科歯科連携実践マニュアル―	日本リハビリテーション病院・施設協会	三輪書店	2014	1	6,050
地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略 ― integrated careの理論とその応用―	筒井, 孝子	中央法規出版	2014	1	7,260
がん患者の口腔マネジメントテキスト ― 看護師がお口のことで困ったら―	上野, 尚雄	文光堂	2016	1	10,890
65歳からの誤嚥性肺炎のケアと予防 ― 9割の人は持病では死なない!! ―【スマホ・読上付】	大谷, 義夫	法研	2017	1	2,359
対人関係がラクになる! ナースの感情整理術 ― 交流分析で納得、今日からできるコミュニケーションのコツ―	白井, 幸子	メディカ出版	2017	1	9,438
人間関係が楽になる医療・福祉現場のコミュニケーション ― コーチング思考で“人”を理解するための25の事例―	小藺, 真知子	三輪書店	2015	1	4,356
対人コミュニケーション入門 ― 看護のパワーアップにつながる理論と技術―	渡部, 富栄	ライフサポート社	2011	1	6,292
人間関係の理解と心理臨床 ― 家庭・園・学校・施設・職場の問題解決のために―	吉川, 晴美	慶應義塾大学出版会	2017	1	7,502
イヤな気分をパッと手放す「自分思考」のすすめ ― 他人にも感情にも振り回されない方法―【スマホ・読上付】	玉川, 真里	誠文堂新光社	2017	1	3,146
介護予防・地域包括ケアと主体間連携	平岩, 和美	大学教育出版	2017	1	3,388
看護のための法学 ― 自律的・主体的な看護をめざして―第4版(法学シリーズ職場最前線 1)	野崎, 和義	ミネルヴァ書房	2016	1	8,228
看護学生のための疾患別看護過程ナースングプロセス 1 第2版(看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社編集部	メヂカルフレンド社	2017	1	7,986
看護学生のための疾患別看護過程ナースングプロセス 2 第2版(看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社編集部	メヂカルフレンド社	2017	1	7,986
よくわかる看護組織論(やわらかアカデミズム・「わかる」シリーズ)	久保, 真人	ミネルヴァ書房	2017	1	9,680
医事紛争を防げ! 演習で学ぶ医師・看護記録 ― 「模擬カルテ開示」を楽しもう―	嶋崎 明美	金芳堂	2019	1	7,260
看護師の注意義務と責任 ― Q&Aと事例の解説―新版	加藤, 済仁	新日本法規出版	2018	1	5,808
プリセプターナースのリスクマネジメント・book ― 医療事故シミュレーションでスキルアップ!―	日山, 亨	新興医学出版社	2014	1	5,324
看護管理と倫理の考えかた ― 臨床のジレンマ30事例を解決に導く―	鶴若, 麻理	学研メディカル秀潤社	2014	1	9,438

和書(電子)

書名	著編者	出版社	発行年	数量	税込金額
リテンション・マネジメントの実践 ―病院ブランドを高める看護組織のつくり方―	永瀬, 隆之	メヂカルフレンド社	2016	1	7,018
アクティブ・ラーニング時代の看護教育 ―積極性と主体性を育てる授業づくり―	新井, 英靖	ミネルヴァ書房	2017	1	8,228
患者さんの情報収集ガイドブック 第2版	古橋, 洋子	メヂカルフレンド社	2010	1	5,324
診療情報管理パーフェクトガイド ―実践&入門: 資格取得からICDコーディング,統計,DPCデータ活用まで―改訂新版	須貝, 和則	医学通信社	2019	1	3,146
医師のための介護・福祉のイロハ ―主治医意見書のポイント、制度・サービスの基本から意外と知らない多職種連携のあれこれ―	大橋, 博樹	羊土社	2016	1	13,068
地域医療連携・多職種連携 (スーパー総合医)	岡田, 晋吾	中山書店	2015	1	25,289
なんでやねん!根拠がわかる解剖学・生理学要点50	川畑, 龍史	メディカ出版	2018	1	10,502
女性のがんと外見ケア ―治療中でも自分らしく―	分田, 貴子	法研	2018	1	1,573
緩和ケア教育テキスト ―がんと診断された時からの緩和ケアの推進―	田村, 恵子	メディカ出版	2017	1	10,890
ヘルスプロモーション ―健康科学 = Health promotion―	和田, 雅史	聖学院大学出版会	2016	1	4,598
栄養士と看護師,薬剤師のための生活習慣病ケースファイル	富野, 康日己	中外医学社	2016	1	8,518
老衰を診る ―人生100年時代の医療とケア―	今永, 光彦	メディカ出版	2019	1	10,890
認知症ケアのデリバリースーパービジョン ―デンマークにおける導入と展開から―	汲田, 千賀子	中央法規出版	2016	1	8,470
高齢者の望む平穏死を支える医療と看護 ―医療否定でもなく過剰医療でもない、適切な終末期医療がわかる―	長尾, 和宏	メディカ出版	2015	1	6,534
高齢者の糖尿病と栄養 ―合併する疾患ごとの栄養ケア―	福田, 也寸子	フジメディカル出版	2014	1	8,470
イラストでわかる高齢者の生活機能向上支援 ―地域ケアでの実践と手法の活用―	山田, 実	文光堂	2017	1	7,260
訪問看護・介護事業所必携!暴力・ハラスメントの予防と対応 ―スタッフが安心・安全に働くために―	三木, 明子	メディカ出版	2019	1	9,438
看護学生のための精神看護学	東中須, 恵子	大学教育出版	2017	1	3,630
看護研究サポートブック ―ワークシートで研究計画書がラクラク完成!―改訂4版	足立, はるゑ	メディカ出版	2017	1	10,164
看護学生のためのレポート・論文の書き方 ―正しく学ぼう「書く基本」「文章の組み立て」―第6版	高谷, 修	金芳堂	2017	1	4,840
看護師に役立つレポート・論文の書き方 第4版	高谷, 修	金芳堂	2016	1	5,324
ナースのためのレポートの書き方 ―看護のプロが教える「伝わる文章」の作法―	水戸, 美津子	中央法規出版	2014	1	4,840
				96	726,826

洋書(冊子)

Title	版次	著編者	装丁	出版社	発行日	数量	税込金額
Oxford Desk Reference	2nd ed.	Firth, Helen V./Hurst, Jane A.	Hard	Oxford U.P.	2017/9/7	1	13,355
Project Planning and Management: A Guide for Nurses and Interprofessional Teams	3rd ed.	Dearman, Catherine/Roussel, Linda A./Harris, James L.	Paper	Jones & Bartlett Publishers Inc.	2018/9/18	1	13,130
Encyclopedia of Nursing Research	4th ed.	Fitzpatrick, Joyce	Paper	Springer Pub.	2017/8/28	1	32,329
Theoretical Nursing	6th ed.	Meleis, Afaf Ibrahim	Hard	Lippincott Williams & Wilkins	2017/1/6	1	10,588
Critical Thinking and Writing in Nursing	4th ed.	Price, Bob/Harrington, Anne	Paper	Learning Matters	2018/11/28	1	3,812
Succeeding in Literature Reviews and Research Project Plans for Nursing Students	3rd ed.	Whittaker, Andrew/Williamson, G. R.	Paper	Learning Matters	2017/2/23	1	3,812
Big Data-Enabled Nursing		Delaney, Connie W./Weaver, Charlotte A./Warren, Judith J./	Hard	Springer International Pub.	2017/11/10	1	14,204
Clinical Nurse Educator Competencies		Shellenbarger, Teresa	Paper	Lippincott Williams & Wilkins	2018/4/2	1	5,627
Critical Pedagogy in Nursing		Dyson, Sue	Hard	Palgrave Macmillan	2018/2/7	1	15,039
Curriculum Development and Evaluation in Nursing Education	4th ed.	Deboor, Stephanie S./Keating, Sarah B.	Paper	Springer Pub.	2017/12/4	1	14,023
Nurse as Educator	5th ed.	Bastable, Susan B.	Paper	Jones & Bartlett Publishers Inc.	2017/12/13	1	16,526
Simulation Scenarios for Nursing Educators	3rd ed.	Daley, Karen/Campbell, Suzanne	Paper	Springer Pub.	2017/10/28	1	14,023
Key Concepts and Issues in Nursing Ethics		Scott, P. Anne	Hard	Springer International Pub.	2017/4/4	1	4,175
Law and Ethics in Nursing and Healthcare	2nd ed.	Avery, Graham	Paper	Sage Pub.	2016/11/24	1	5,339
Anatomy and Physiology for Nurses	14th ed.	Watson, Roger	Paper	Elsevier	2018/6/12	1	3,812
Essentials of Pathophysiology for Nursing Practice		Cook, Neal/Shepherd, Andrea/Boore, Jennifer	Hard	Sage Pub.	2019/5/28	1	20,986
Microbiology and Infection Prevention and Control for Nursing Students		Ward, Deborah	Paper	Learning Matters	2016/2/26	1	4,194
Communication and Interpersonal Skills in Nursing	4th ed.	Grant, Alec	Paper	Learning Matters	2018/12/24	1	4,194
Communication in Nursing and Healthcare		Gault, Iris/Luthi, Armin/Shapcott, Jean	Paper	Sage Pub.	2016/11/1	1	4,385
Leadership, Management and Team Working in Nursing	3rd ed.	Ellis, Peter	Paper	Learning Matters	2018/11/29	1	4,194
Physical Assessment for Nurses and Healthcare Professionals	3rd ed.	Cox, Carol Lynn	Paper	Wiley-Blackwell	2019/3/15	1	9,298
Understanding Ethics for Nursing Students	2nd ed.	Ellis, Peter	Hard	Learning Matters	2017/7/4	1	11,446
Bates' Nursing Guide to Physical Examination and History Taking	2nd ed./IE.	Hogan-Guigley, Beth/Palm, Mary Louise/Bickley, Lynn S.	Hard	Lippincott Williams & Wilkins	2016/10/13	1	14,088
Chronic Care Nursing		Anderson, Judith/Deravin- Malone, Linda	Paper	Cambridge U.P.	2016/7/1	1	8,963
Inflammatory Bowel Disease Nursing Manual		Sturm, Andreas/White, Lydia	Hard	Springer International Pub.	2019/2/7	1	11,194
Congenital Heart Disease	1st ed. 2019	Flocco, Serena Francesca/Lillo, Angelo/Dellafore, Federica/Goossens, Eva	Hard	Springer International Pub.	2018/12/21	1	7,518
Gastrointestinal Nursing		Ong, Paul/Skittrall, Rachel	Hard	Routledge	2017/11/29	1	20,033
Routledge Handbook of Global Mental Health Nursing		Yearwood, Edima/Hines- Martin, Vicki	Hard	Routledge	2016/9/1	1	36,250
The Nurse's Guide to Mental Health Medicines		Holland, Elizabeth J	Paper	Sage Pub.	2018/4/4	1	4,194
Understanding Mental Health Care		Roberts, Marc	Paper	Sage Pub.	2018/5/1	1	4,767
Essentials of Maternity, Newborn, and Women's Health Nursing	4th ed./IE.	Ricci, Susan	Hard	Lippincott Williams & Wilkins	2016/10/12	1	13,547
Maternity, Newborn, and Women's Health Nursing		O'Meara, Amy	Hard	Lippincott Williams & Wilkins	2018/11/13	1	13,520
Olds' Maternal-Newborn Nursing & Women's Health Across the Lifespan	11th ed.	London, Marcia/Ladewig, Patricia/Davidson, Michele	Hard	Pearson Education (PH USA)	2019/1/7	1	18,106
Physical Assessment of the Newborn: A Comprehensive Approach to the Art of Physical Examination	6th ed.	Honeyfield, Mary Ellen/Tappero, Ellen P.	Paper	Springer Pub.	2018/7/28	1	10,332
Ebersole and Hess' Gerontological Nursing & Healthy Aging	5th ed.	Touhy, Theris A./Jett, Kathleen F	Paper	Mosby	2017/2/21	1	11,506
Niche(tm): Nurses Improving Care for Healthsystem Elders		Fulmer, Terry	Hard	Springer Pub.	2019/5/28	1	11,070
Principle of Nursing in Oncology		Charnay-Sonnek, Francoise/Murphy, Anne E.	Hard	Springer International Pub.	2019/5/27	1	8,353

洋書(冊子)

Title	版次	著編者	装丁	出版社	発行日	数量	税込金額
Adult Palliative Care for Nursing, Health and Social Care		Costello, John	Paper	Sage Pub.	2018/12/4	1	4,767
Legal and Ethical Aspects of Care		Coyle, Nessa/Ferrell, Betty R.	Paper	Oxford U.P., New York	2016/2/2	1	4,863
Advanced Public and Community Health Nursing Practice	2nd ed.	Ervin, Naomi E./Kulbok, Pamela	Paper	Springer Pub.	2018/3/28	1	13,284
Caring for the Vulnerable: Perspectives in Nursing Theory, Practice, and Research	5th ed.	Anderson, Barbara/de Chesnay, Mary	Paper	Jones & Bartlett Publishers Inc.	2019/3/1	1	14,163
Wright & Leahey's Nurses and Families: A Guide to Family Assessment and Intervention	7th ed.	Snell, Diana/Shajani, Zahra	Paper	F.A. Davis Company	2019/5/1	1	7,373
Empowerment of Women for Promoting Health and Quality of Life		Kar, Snehenhu B.	Hard	Oxford U.P., New York	2018/6/15	1	10,325
Quality of Life & Public Health			Hard	Nova Science	2018/11/2	1	21,293

視聴覚資料(DVD)

タイトル	シリーズ名	巻数	出版社	発行年	数量	税込金額
マイクロカウンセリング技法の基礎 -傾聴技法を中心に-	マイクロカウンセリングに基づいた看護のためのコミュニケーション	1	丸善出版	2012	1	31,570
ケーススタディー 1 看護現場における日常的コミュニケーション	マイクロカウンセリングに基づいた看護のためのコミュニケーション	2	丸善出版	2012	1	31,570
ケーススタディー 2 患者中心のチーム連携 -胃がんで入院中の患者とのかかわりをめぐって-	マイクロカウンセリングに基づいた看護のためのコミュニケーション	3	丸善出版	2012	1	31,570
公衆衛生看護活動における健康教育	続・地域看護活動とヘルスプロモーション	1	丸善出版	2013	1	27,060
公衆衛生看護活動における健康相談	続・地域看護活動とヘルスプロモーション	2	丸善出版	2014	1	27,060
公衆衛生看護活動における地区組織活動・自主グループ	続・地域看護活動とヘルスプロモーション	3	丸善出版	2014	1	27,060
公衆衛生看護活動における地域診断	続・地域看護活動とヘルスプロモーション	4	丸善出版	2014	1	27,060
					7	202,950

視聴覚資料(電子)

書名	シリーズ名	巻数	出版社	発行年	数量	税込金額
運動と健康	わたしたちのからだと健康 第3版	1	医学映像教育センター	2018	1	33,880
睡眠と健康	わたしたちのからだと健康 第3版	2	医学映像教育センター	2018	1	33,880
食事と健康	わたしたちのからだと健康 第3版	3	医学映像教育センター	2018	1	33,880
喫煙・飲酒・薬物乱用	わたしたちのからだと健康 第3版	4	医学映像教育センター	2018	1	33,880
感染症とその予防	わたしたちのからだと健康 第3版	5	医学映像教育センター	2019	1	33,880
応急手当	わたしたちのからだと健康 第3版	6	医学映像教育センター	2019	1	33,880
こころとからだの健康	わたしたちのからだと健康 第3版	7	医学映像教育センター	2019	1	33,880
性のしくみ、妊娠・出産	わたしたちのからだと健康 第3版	8	医学映像教育センター	2019	1	33,880
生活習慣病とその予防 ～生涯にわたる健康づくり～	わたしたちのからだと健康 第3版	9	医学映像教育センター	2019	1	33,880
環境・生活と健康 ～健康な生活を送るために～	わたしたちのからだと健康 第3版	10	医学映像教育センター	2020	1	33,880
だいじょうぶ?あなたの情報リテラシー	看護情報学	1	医学映像教育センター	2014	1	33,880
だいじょうぶ?電子カルテの取り扱い	看護情報学	2	医学映像教育センター	2017	1	33,880
だいじょうぶ?あなたのレポート・論文の作り方	看護情報学	3	医学映像教育センター	2018	1	33,880
					13	440,440

基礎となる学部との関係図

養成する人材	
看護学専攻修士課程では、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力、研究能力を基盤とした上で、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材、または、臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材を養成する。	
【看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材】 看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開発・改善に活かすことのできる実践的な役割を果たす人材を養成する。	【臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材】 医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材を養成する。



看護学 研究科 看護学専攻 修士課程	【看護研究科目】		
	看護研究方法		看護特別研究
	【看護基盤科目】	【看護統合科目】	【看護領域科目】
	健康支援特論 対人関係特論	口腔医療看護特論、看護倫理特論 看護管理特論 看護教育特論 看護情報特論	看護領域演習 看護援助特論 成人看護特論 高齢者看護特論 精神看護特論 母子看護特論 公衆衛生看護特論



	【基礎分野】	【専門基礎分野】	【専門分野】	
			統合・実践	基礎・健康支援・地域・在宅
看護学部 看護学科	情報リテラシー 論理的思考法 基礎ゼミナールⅠ 基礎ゼミナールⅡ 英語コミュニケーションⅠ（基礎） 英語コミュニケーションⅡ（応用） 健康と食事 ライフサイクルと成長発達 well-being 自己管理と社会規範 家族関係と生活の営み 社会経済と医療福祉 自己形成と職業倫理 他者理解と人間関係の形成 チームワークとリーダーシップ 統計分析法 地域活動と社会貢献 個人・集団の心理と行動	感染免疫学 病態疾病論 形態機能学（解剖Ⅰ） 形態機能学（解剖Ⅱ） 形態機能学（生理Ⅰ） 形態機能学（生理Ⅱ） 形態機能学演習 薬理学 病態疾病論Ⅰ 病態疾病論Ⅱ 栄養・代謝機能（生化学） 病態疾病論Ⅲ 病態疾病論Ⅳ 感染免疫学 公衆衛生学 保険医療福祉行政論 疫学 保健統計	看護倫理 看護管理 家族看護論 包括的情報システム論 口腔健康科学論 口腔機能援助論 在宅高齢者ケア 看護研究方法論 口腔機能援助論 Well-being care 統合 統合看護学実習 災害看護 国際看護	【基礎看護学】 看護学概論、基礎看護技術論演習、日常生活援助論演習、フィジカルアセスメント演習Ⅰ、基礎看護学実習、フィジカルアセスメント演習Ⅱ、治療援助論演習、看護過程論、well-being care、看護過程実習 【成人看護学】 成人看護学概論、急性期・回復期看護論Ⅰ、急性期・回復期看護論Ⅱ、慢性期・終末期看護論Ⅰ、慢性期・終末期看護論Ⅱ、健康回復支援論演習、急性期・回復期実習、慢性期・終末期実習 【精神看護学】 精神看護学概論、精神看護論、精神看護論演習、精神看護学実習 【高齢者看護学】 高齢者看護学概論、高齢者看護論、高齢者看護論演習、高齢者看護学実習 【在宅看護学】 在宅看護概論、在宅看護論、在宅看護論演習、在宅高齢者看護学実習、訪問看護論実習 【母性看護学】 母性看護学概論、母性看護論、母性看護論演習、母性看護学実習 【小児看護学】 小児看護学概論、小児看護論、小児看護論演習、小児看護学実習 【公衆衛生看護学】 公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論Ⅰ（個人、グループ支援方法）

福岡看護大学自己点検・評価委員会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、福岡看護大学学則第2条第3項及び福岡看護大学大学院学則第2条の規定に基づき、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する組織として、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、大学長を充てる。

3 副委員長は、委員の互選とする。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（1）大学長

（2）研究科長

（3）学部長

（4）学生部長

（5）情報図書館長

（6）部門長

（7）事務局長

（8）総務課長

（9）教務課長

（10）学生・入試課長

（11）その他委員長が必要とする者若干名

5 委員は、大学長が指名する。

6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を定める。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

（審議及び点検・評価事項）

第5条 委員会は、本学における全学的事項についての次の各号に掲げる事項につい

て審議する。

- (1) 点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等に関すること。
- (2) 自己点検・評価報告書、改善報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) 認証評価に関すること。
- (4) その他、点検・評価及び内部質保証に係る重要事項に関すること。

2 委員会は、本学の次に掲げる事項について点検・評価を行う。

- (1) 理念・目的に関すること。
- (2) 内部質保証に関すること。
- (3) 教育研究組織に関すること。
- (4) 教育課程・学習成果に関すること。
- (5) 学生の受け入れに関すること。
- (6) 教員・教員組織に関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 教育研究等環境に関すること。
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (10) 大学運営・財務に関すること。
- (11) その他必要な事項に関すること。

(報告書の公表)

第6条 委員会は、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、理事長に報告し、かつ、公表する。

(結果に基づく対応)

第7条 大学長は、委員会の点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

(部会)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課が処理し、各課の所掌事項については当該事務課が分担する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

学校法人福岡学園情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報開示の実施等を定めることにより、学校法人福岡学園(以下「学園」という。)の保有する情報の積極的な公開を図り、もって学園の社会的責任を果たすことを目的とする。なお、福岡歯科大学医科歯科総合病院における診療情報開示については「福岡歯科大学医科歯科総合病院診療情報開示のためのガイドライン」による。また、福岡歯科大学口腔医療センターにおける診療情報開示については「福岡歯科大学医科歯科総合病院診療情報開示のためのガイドライン」を準用する。

(定義)

第2条 この規程において「学園文書」とは、学園において職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、「学校法人福岡学園文書処理規程」に定める決裁等の文書処理手続の完了したものをいう。

(開示請求)

第3条 学園文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、開示請求書(様式第1号)を開示窓口に提出しなければならない。

2 前項に定める開示窓口は、総務課とする。

(開示請求の補正)

第4条 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

(開示決定等)

第5条 開示(一部開示を含む。以下同じ。)又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)は、理事長が行う。

2 前項の決定をしたときは、開示決定通知書(様式第2号)により、開示請求者に通知する。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う。ただし、第4条の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合、開示請求者に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

(積極的に公開する情報)

第7条 学園は、次に掲げる情報については、不開示の情報とせず学園のホームページ等を通じて広く公開する。

(1) 財務に関し、次に掲げる情報

- ア 事業計画書
- イ 事業報告書
- ウ 財産目録
- エ 貸借対照表
- オ 収支計算書及び収支予算書
- カ 監査報告書

(2) 教育研究活動等の状況に関し、次に掲げる情報

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること。
- イ 教育研究上の基本組織に関すること。

- ウ 教員組織、教員数、教員の学位及び業績に関すること。
- エ 入学者の受入方針及び入学者数、収容定員及び在学生数、卒業者数及び修了者数並びに就職・進路等の状況に関すること。
- オ 授業科目、授業の方法及び内容、年間授業計画に関すること。
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること。
- キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ケ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(不開示情報)

第8条 開示請求に係る学園文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(学園を除く。以下「法人等」という。)に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの、その他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 学園の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関するもの

(4) 学園と国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との事務又は事業に関するもの

(5) その他公にすることにより学園の業務に著しい支障を及ぼすと認められるもの(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 開示請求に係る学園文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該学園文書の全部又は一部を開示することができる。

(開示の実施等)

第10条 学園文書の開示は、開示請求者に対し、閲覧又は写しの交付(電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は交付)により行うものとする。ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等によっては、他の適切な方法により行うことができる。

2 学園文書の開示は、総務課において行うものとする。ただし、学園文書を移動すると汚損の危険性がある場合や、その他特に必要と認める場合は、当該所管部署において開示することができる。

3 開示請求者が、開示に係る学園文書の郵送を希望するときは、これを郵送すること

ができる。この場合において、郵送料は、開示請求者の負担とする。

(開示費用等)

第11条 開示請求者は、開示請求1回につき300円の事務手数料及び開示の実施に伴う実費相当額を納めなければならない。

2 前項の実費相当額は、開示決定通知書で通知する。

(異議の申立て)

第12条 開示決定等に対し異議の申立てがあったときは、理事長は、情報開示審議委員会(以下「審議委員会」という。)に諮問しなければならない。

2 審議委員会は、次に掲げる者をもって構成し、当該異議の申立てに対する審議を行う。

(1) 理事長が指名した常務理事

(2) 事務局長

(3) 総務課長

(4) 所管部署の所属長

(5) 理事長が指名する学外の有識者 2人以内

3 審議委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 審議委員会は、異議申立てに対する審議の結果を理事長に答申しなければならない。

5 理事長は前項の答申を受け、当該異議の申立人に対し、その結果を通知しなければならない。

6 審議委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報の適正管理)

第13条 所管部署の所属長は、法人文書の漏洩、滅失、毀損又は改ざんの防止その他学園文書の安全管理のために、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 所管部署の所属長は、所管の学園文書を、その利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行し、平成27年6月16日から適用する。

令和 年 月 日

開示請求書

学校法人 福岡学園 理事長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒

TEL ()

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

学校法人福岡学園情報公開規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり文書の開示を請求します。

記

1 請求する文書の名称等

(請求する文書が特定できるよう、文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付して下さい。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	(1)現金書留郵便による納付 (2)開示請求者等が来学して現金による納付 (3)学園指定の銀行口座への振込による納付	(領収印欄)

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

令和 年 月 日

開示決定通知書

様

(開示請求者)

学校法人 福岡学園
理事長 印

令和 年 月 日付け申請書で請求のありました学園文書開示請求について、学校法人福岡学園情報公開規程第 5 条第 2 項に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する学園文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由
- 3 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等

学園文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料額（実費）
		_____円

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

福岡看護大学看護学研究科教育向上推進委員会規程（案）

（目的）

第1条 福岡看護大学大学院に、教育内容等の改善のための組織的な計画の立案と実施の推進を図るために、教育向上推進委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 本委員会は、次に掲げる者で構成する。

（1）研究科長

（2）専任教員の中から学長が指名した者 若干名

（3）事務職員の中から学長が指名した者 若干名

2 本委員会に、委員長を置き、研究科長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の参加を求めることができる。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

（職務）

第4条 本委員会は、次に掲げる職務を行う。

（1）教育内容や研究指導等の改善に関する調査・評価等の企画及び実施

（2）教育内容や研究指導等の改善に関する研究・研修会の企画及び実施

（3）授業方法や技術と教材の開発に関する研究・研修会の企画及び実施

（4）授業方法や技術と教材の開発に関する発表会の開催と報告書の作成

（5）その他、教育内容や研究指導等の改善に関する学長からの諮問事項

（開催）

第5条 本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

（事務）

第6条 本委員会に関する事務は、教務課が担当する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

福岡看護大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡看護大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院における自己点検・評価については、福岡看護大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

（教育内容等の改善）

第3条 本学大学院における教育内容等の改善については、本学学則第3条の規定を準用する。

（情報の公開）

第4条 本学大学院における情報公開については、本学学則第4条の規定を準用する。

第2章 組織及び修業年限、学年、学期及び休業日

（組織）

第5条 本学大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び学生定員）

第6条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	5人	10人

（人材養成等教育研究上の目的）

第7条 本学大学院の研究科、専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

（1）看護学研究科看護学専攻（修士課程）

医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護教育に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する。

（修業年限）

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（在学年数）

第9条 修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第10条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5年を超えて在学することができない。

2 前項の規定に関わらず、第34条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第10条 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を前期及び後期に分け、その期間は次のとおりとする。ただし、必要により大学長はこれを変更することができる。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、必要により大学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園記念日(学園が特に休業日として指定した場合)

2 春季休業、夏季休業、冬季休業は、そのつど大学長が定める。

3 大学長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第3章 教育課程及び教育方法

(教育課程)

第14条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第16条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、大学長は、認定の上、所定の単位を与える。

2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績の評価)

第17条 成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。なお、「秀、優、良、可、不可」はそれぞれ「S、A、B、C、

D」で表すこともできる。

- 2 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、大学長の定めるGrade Point（グレード・ポイント）が与えられる。

（本学大学院以外の大学院の科目の履修）

第18条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（本学大学院以外の教育施設等における研究指導）

第19条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第20条 大学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本学大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、本学大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第18条第2項の規定により修得した単位と合せて10単位を超えないものとする。

第4章 課程の修了及び学位の授与

（課程の修了）

第21条 本学大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学長が修了を認定する。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

（学位の授与）

第22条 大学長は、前条による修了者に対し、修士（看護学）の学位を授与する。

（学位規程）

第23条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教職員組織

（教員）

第24条 本学大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

（事務組織）

第25条 本学大学院に関する事務は、学部の事務組織がこれにあたる。

（研究科長）

第26条 本学大学院の研究科に研究科長を置く。研究科長は研究科の学務を統督する。

- 2 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第27条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条に規定する教授会として、本学大学院に、福岡看護大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、大学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして大学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学等

(入学時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第29条 修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 大学を卒業した者

2 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

5 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

7 文部科学大臣の指定した者

8 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

9 その他研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第30条 本学大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、選考を行い、大学長が合格者を決定する。

2 前項の選考方法。その他の必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第32条 入学を許可された者は所定の期日までに指定する書類を提出するとともに、所

定の納付金を納入しなければならない。

2 大学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(再入学)

第33条 本学大学院の学生であった者で再入学を希望する者は、その旨大学長に願い出なければならない。

2 前項の再入学を希望する者が、疾病により退学した者であるときは、本学大学院指定の医師（以下「医師」という。）の診断書を添えなければならない。

3 第1項の場合、大学長はこれを許可することができる。

(編入学及び転入学)

第34条 大学長は、本学大学院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(保証人)

第35条 入学を許可された者は、保証人2人を定めて届け出なければならない。保証人のうち1人は、保護者又は近親者とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生の身上に関しいっさいの責任を引き受けるに足る者でなければならない。

3 保証人が欠けたとき、又は保証人が前2項の要件を欠くに至ったとき、その他保証人の住所等の変更があったときは直ちに届け出なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その理由を記載し、大学長の許可を得なければならない。

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により就学することができない者は、大学長の許可を得て休学することができる。

第38条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年に限り延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第9条の在学年数には算入しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、大学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第40条 次の各号にいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て大学長が除籍する。

1 第9条に規定する在学年数を超えると認められる者

2 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者

3 死亡又は3ヶ月以上所在不明の者

4 履修科目登録をせず、連絡のない者

5 授業料の納付を怠り、督促に対しても納付しない者

(留学)

第41条 外国の大学院に留学することを志望する者は、大学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学期間は在学期間を含めることができる。

(再入学)

第42条 退学者及び第40条第4号又は第5号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、大学長が学年の始めに限りそれを許可することがある。

第7章 授業料等納付金、入学金及び入学検定料
(授業料等の金額)

第43条 本学大学院の授業料等納付金は、別表第2のとおりとする。

2 入学金及び入学検定料は、別表第3のとおりとする。

3 授業料等納付金、入学金のほか教育に必要な費用を納入させることがある。

(授業料等納付金の納入方法及び時期)

第44条 授業料その他毎年度納付する学生納付金は、次の2期に分けて分納することができる。

前 期 4月30日（新入生については所定の期日）まで

後 期 10月31日まで

(退学等の場合の授業料等)

第45条 学生が退学し、もしくは除籍された場合にあっては、当該期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第40条第4号及び第5号の理由により除籍された者は、この限りでない。

(入学辞退者の既納の授業料)

第46条 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、入学辞退届を大学長に提出し受理された者に限り、授業料を返還することができる。

(休学生等の授業料)

第47条 休学生及び第41条に規定する留学生の授業料は、休学又は留学の期間が、引き続き6月以上の場合は半額、1年以上の場合は全額を減免する。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第48条 休学した者については、休学した期間の授業料等を免除又は減額することができる。ただし、学期の中途において休学した者は、原則当該期の授業料等を納入しなければならない。

(手数料及び追試験・再試験受験料)

第49条 各種証明書の交付を請求する者又は追試験・再試験を受ける者は、所定の手数料又は受験料を納付しなければならない。

2 手数料等の額は、別表第4のとおりとする。

(授業料等納付金の不還付)

第50条 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取消しを願い出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の延納等)

第51条 正当な事由により学費を延納又は分納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て許可を得なければならない。

第8章 大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び
大学院外国人学生等

(大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び大学院外国人学生)

第52条 大学院研究生、大学院聴講生、大学院科目等履修生、委託生及び大学院外国人学生については、大学学則の規定を準用する。この場合において必要な事項は、研究

科委員会が定める。

(特別研究学生)

第53条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本学大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることがある。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、研究科委員会が定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本学大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、研究科委員会が定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 学生で特に学業優秀な者又は著しい善行のあった者その他、他の学生の模範とするに足る者がいたときは、大学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第56条 本学大学院の規則等に違反し又は本学の学生として本分に反する行為があったときは、大学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくして出席が常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きは、福岡看護大学学生懲戒手続規則を準用する。

第10章 雑則

(学則の改廃)

第57条 本学則の改廃は、研究科委員会並びに大学長の承認を得て、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第30条から第32条までの規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。

2 第6条の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	第1年次	第2年次	収容定員
2021(令和3)年度	5人	—	5人
2022(令和4)年度	5人	5人	10人

別表第 1

科目区分	授業科目	単位数	必修・選択	履修方法及び卒業要件
看護基盤科目	健康支援特論	2	必修	看護基盤科目から 4 単位 (必修 2 科目、4 単位)
	対人関係特論	2	必修	
看護統合科目	口腔医療看護特論	4	必修	看護統合科目から 12 単位以上 (必修 2 科目、8 単位含む)
	看護教育特論	4	必修	
	看護倫理特論	4	選択	
	看護管理特論	4	選択	
	看護情報特論	4	選択	
看護領域科目	看護援助特論	4	選択	看護領域科目は専攻する特論を 1 科目 4 単位選択、合計 6 単位以上 (必修 1 科目、2 単位含む)
	成人看護特論	4	選択	
	高齢者看護特論	4	選択	
	精神看護特論	4	選択	
	母子看護特論	4	選択	
	公衆衛生看護特論	4	選択	
	看護領域演習	2	必修	
看護研究科目	看護研究方法	2	必修	看護研究科目は 10 単位以上 (必修 2 科目、10 単位)
	看護特別研究	8	必修	

〔修了要件〕

修了要件については、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位として、「看護特別研究」8 単位を含む 32 単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受けて、修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問による試験に合格すること。

別表第 2

授業料等納付金

区分 \ 費目	授業料	教育充実資金	計（年額）
看護学研究科	600,000円	100,000円	700,000円

別表第 3

入学金及び入学検定料

区分 \ 費目	入学金	入学検定料
本学卒業生	100,000円	35,000円
他大学等卒業生	200,000円	35,000円

別表第 4

区 分			金 額
証 明 書 交 付 手 数 料	成績証明書・修了(見込)証明書 在学証明書・その他証明書	1 枚につき	500円
	学 生 証 再 交 付	1 枚につき	1,500円
	臨 時 学 生 証	1 枚につき	500円
追 試 験 受 験 料		1 科目につき	2,000円
再 試 験 受 験 料		1 科目につき	2,000円

福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規程は、福岡看護大学大学院学則第27条の規定により、福岡看護大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、福岡看護大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の者をもって組織する。

- （1）大学長
- （2）研究科長
- （3）研究科指導教授
- （4）その他研究科長が指名した者

2 前項（4）の委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集及び議長）

第3条 研究科長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員がその職務を行う。
- 3 研究科長は、構成員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 前項の招集にあつては、原則として付議事項を明示して行うものとする。

（議案の提出）

第4条 研究科委員会への議案の提出は、研究科長が行う。

（会議の成立）

第5条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、本学学位規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定による会議及び定足数については、特定の事項について別段の定めをすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、研究科委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

（専門委員会の設置）

第7条 大学長は、研究科委員会での審議の円滑化を図るため、審議事項の調査等に当たる専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、大学長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第3号（その1）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
(1)	教授 (学長)	クボタ ケイコ 窪田 恵子 ＜令和3年4月＞		博士 (芸術工学)		福岡看護大学 学長 (平29. 4)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

別記様式第3号(その2の1)

教 員 の 氏 名 等											
(看護学研究科 看護学専攻)											
調書 番号	専任等 区 分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)
(1)	専	教授 (学長)	クボタケイコ 窪田 恵子 ＜令和3年4月＞		博士 (芸術工学)		対人関係特論 ※ 口腔医療看護特論 ※ 看護援助特論 ※ 看護特別研究	1後 1通 1通 1通、2通	0.7 1.0 1.4 8.0	1 1 1 1	福岡看護大学 学長 (平29.4)
2	専	教授	アオキ ヒサエ 青木 久恵 ＜令和3年4月＞		博士 (心理学)		対人関係特論 ※ 看護教育特論 ※ 看護援助特論 ※ 看護領域演習 看護特別研究	1後 2通 1通 2前 1通、2通	0.6 1.3 1.3 2.0 8.0	1 1 1 1 1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
3	専	教授	イノ ヒデチカ 飯野 英親 ＜令和3年4月＞		修士 (経済学)		看護倫理特論 ※ 看護管理特論 ※ 看護教育特論 ※ 母子看護特論 ※ 看護研究方法 看護特別研究	1通 2通 2通 1通 1前 1通、2通	2.6 2.6 1.3 2.0 2.0 8.0	1 1 1 1 1 1	福岡看護大学 学部長 (平29.4)
4	専	教授	イワモト リエ 岩本 利恵 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		成人看護特論 ※ 看護領域演習 看護特別研究	1通 2前 1通、2通	1.1 2.0 8.0	1 1 1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
5	専	教授	ウチタ' ソウヘイ 内田 莊平 ＜令和3年4月＞		修士 (人間科学)		看護管理特論 ※	2通	1.4	1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
6	専	教授	オカタ' ケンジ 岡田 賢司 ＜令和3年4月＞		医学博士		健康支援特論 ※ 看護特別研究	1前 1通、2通	0.5 8.0	1 1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
7	専	教授	カケモリ レミ 角森 輝美 ＜令和3年4月＞		博士 (社会福祉学)		健康支援特論 ※ 公衆衛生看護特論 ※ 看護特別研究	1前 1通 1通、2通	0.4 1.4 8.0	1 1 1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
8	専	教授 (研究科長)	チシャキ アキコ 樗木 晶子 ＜令和3年4月＞		医学博士		健康支援特論 ※ 成人看護特論 ※ 看護特別研究	1前 1通 1通、2通	0.7 1.1 8.0	1 1 1	福岡歯科大学 客員教授 (令和2年4月)
9	専	教授	ナカシマ フユコ 中島 富有子 ＜令和3年4月＞		博士 (臨床心理学)		対人関係特論 ※ 口腔医療看護特論 ※ 精神看護特論 看護領域演習 看護特別研究	1後 1通 1通 2前 1通、2通	0.7 0.9 4.0 2.0 8.0	1 1 1 1 1	福岡看護大学 教授 (平29.4)
10	専	教授	ミヤヅノ(シノハラ)ミ 宮園(篠原) 真美 ＜令和3年4月＞		博士 (芸術工学)		高齢者看護特論 看護領域演習 看護特別研究	1通 2前 1通、2通	4.0 2.0 8.0	1 1 1	福岡看護大学 教授 (平30.4)

【10月修正】

調査 番号	専任等 区 分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)
11	専	教授	ムラタ セツコ 村田 節子 ＜令和3年4月＞		修士 (経営学) ※		成人看護特論 ※ 看護特別研究	1通 1通、2通	0.9 8.0	1 1	福岡看護大学 教授 (平30.4)
12	専	准教授	オシロ トモコ 大城 知子 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		成人看護特論 ※ 看護特別研究	1通 1通、2通	0.9 8.0	1 1	福岡看護大学 准教授 (平30.4)
13	専	准教授	カシワラ エミ 梶原 江美 ＜令和3年4月＞		修士 (看護学)		看護援助特論 ※ 看護特別研究	1通 1通、2通	1.3 8.0	1 1	福岡看護大学 准教授 (平29.4)
14	専	准教授	ナカタ ハナチヨ 永田 華千代 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		母子看護特論 ※ 看護領域演習 看護特別研究	1通 2前 1通、2通	2.0 2.0 8.0	1 1 1	福岡看護大学 准教授 (平30.4)
15	専	准教授	ハレサキ サトル 晴佐久 悟 ＜令和3年4月＞		博士 (歯学)		健康支援特論 ※ 口腔医療看護特論 ※ 看護特別研究	1前 1通 1通、2通	0.4 1.3 8.0	1 1 1	福岡看護大学 准教授 (平29.4)
16	専	准教授	ヨシダ ダイゴ 吉田 大悟 ＜令和3年4月＞		博士 (医学)		看護情報特論 ※ 公衆衛生看護特論 ※ 看護特別研究	1通 1通 1通、2通	1.4 2.6 8.0	1 1 1	九州大学大学院 医学研究院 助教 (平28.10)
17	兼任	講師	ツカサキ ケイコ 塚崎 恵子 ＜令和3年4月＞		修士 (保健医療学 分野 看護管 理・教育領 域)		看護情報特論 ※	1通	1.3	1	福岡県看護 連盟会長 (平30.4)
18	兼任	講師	ナイウ トオル 内藤 徹 ＜令和3年4月＞		博士 (歯学)		口腔医療看護特論 ※	1通	0.8	1	福岡歯科大学 口腔歯学部 教 授 (平16.8)
19	兼任	講師	ナカシマ ナオキ 中島 直樹 ＜令和3年4月＞		医学博士		看護情報特論 ※	1通	0.3	1	九州大学病院 メディカル・イン フOrmेशन センター 教授 (平14.4)
20	兼任	講師	ナガシマ テツヤ 永嶋 哲也 ＜令和3年4月＞		博士 (文学)		看護倫理特論 ※	1通	1.4	1	福岡歯科大学 口腔歯学部 教 授 (平19.9)
21	兼任	講師	ヤマシタカカリ 山下 貴範 ＜令和3年4月＞		博士 (情報科学)		看護情報特論 ※	1通	1.0	1	九州大学病院 メディカル・イン フOrmेशन センター 助教 (平30.4)
	専任 補充						看護教育特論 ※	2通	1.4	1	

別記様式第3号（その3）

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	4人	人	4人	人	8人	
	修 士	人	人	人	1人	2人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	1人	1人	人	人	4人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	2人	5人	1人	4人	人	12人	
	修 士	人	人	1人	1人	2人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

審査意見への対応を記載した書類（８月）

（目次）福岡看護大学大学院 看護学研究科 看護学専攻

1. ＜設置の趣旨・必要性に関する説明が不十分＞

「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得を目指す」教育という特色が示されているが、口腔の位置付けや看護との関連性が不明確であり、かつ看護の専門性が不十分である。また、本学の特色として掲げている「地域包括ケア」が口腔をどのように関連するかも不明確であるため、設置の趣旨・必要性を整理の上、本学の特色を改めて説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. ＜卒業後の進路が不明確＞

本研究科修了後、どのような進路を想定しているか不明確であるため、養成する人材像を踏まえ、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・ 8

3. ＜入学者選抜に関する説明が不十分＞

入学者選抜について、前期及び後期の定員や社会人入試の有無や合否判定の方針が不明確であるため、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、入学者選抜について改めて明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・ 10

4. ＜学生確保の見通しの説明が不十分＞

本学の在学者や福岡県内の医療機関等に勤務している看護職者等を対象に入学意向調査を実施し、その結果をもって学生確保の見通しを説明しているが、福岡県には競合となる大学院（修士課程）が多く、口腔を起点とした看護学という特色で、長期的に学生を確保できるか懸念があるため、客観的根拠に基づき、競合校を踏まえた学生確保の見通しについて、改めて明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・ 12

5. ＜人材需要の説明が不十分＞

人材需要については、医療機関等に対してアンケート調査を行っているが、同アンケート内では看護実践や看護継続教育の質の向上に貢献できる人材等の需要の質問をしており、本学が特色として示す「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得した」人材の需要が不明確である。客観的根拠に基づき、改めて説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・ 14

6. ＜社会人等への配慮に関する説明が不十分＞

社会人等の学生に対する配慮として「集中講義」を実施する旨説明があるが、社会人学生になじまないため、欠席した学生への支援体制を説明するとともに、必要に応じて夜間開講を実施するなど社会人等への配慮を充実すること。また、教員の負担についても併せて説明すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・ 16

7. ＜養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確＞

養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確であるため、以下について明確に説明すること。(是正事項)・・・18

- (1) 養成する人材像として「看護指導者を目指す人材」と掲げているが、関連する科目と考えられる「看護教育特論」が選択科目であるなど、養成する人材像と教育課程の関連が不明確であるため、明確に説明すること。
- (2) ディプロマ・ポリシー1に「口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。」と掲げており、教育課程において関連する科目と考えられる「口腔医療看護特論」が必修科目ではあるが、口腔から看護学への発展についてをどのように学修するか不明確であるため、明確に説明するとともに、必要に応じて教育課程を見直すこと。

8. ＜授業内容の説明が不十分＞

教育課程全般において、大学院レベルの内容が不足している。例えば、「対人関係特論」など、実用性のみに重きを置いた内容を実施するなど、本来、学部で学修する内容の科目が散見されるため、シラバスを網羅的に確認した上で、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めるなど授業内容を適切に見直すこと。(是正事項)・・・23

9. ＜学位論文の指導及び審査体制に関する説明が不十分＞

学位論文の指導及び審査体制に関する以下について、修正すること。(是正事項)・・・27

- (1) 学位論文に係る審査体制について、どのような教員が主査を務めるかなど不明確であるため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。
- (2) 最終試験（口頭試問）に関する説明が不十分であるため、明確に説明すること。
- (3) 「看護特別研究」のシラバスに記載のある評価方法が「研究計画書、提出された研究論文、口頭試問、発表におけるプレゼンテーション、質疑応答により総合的に評価する。」と不明確であるため、修正すること。

10. ＜図書が不十分＞

図書の整備計画において、学術雑誌は39種類(うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)と説明があるが、大学院の教育研究において不十分であり、かつ詳細が不明であるため、改善を図るとともに、詳細を明確に説明すること。(改善事項)・・・30

11. ＜施設の使用計画が不明確＞

大学院生共同研究室の整備計画の説明があるが、図面を見ると42.04㎡と手狭であり、かつどのような用途か不明確であるため、他の講義室、研究室等を含めた施設の利用計画を明確にした上で、学生に不利益が生じないことを説明すること。(改善事項)・・・32

1. <設置の趣旨・必要性に関する説明が不十分>

「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得を目指す」教育という特色が示されているが、口腔の位置付けや看護との関連性が不明確であり、かつ看護の専門性が不十分である。また、本学の特色として掲げている「地域包括ケア」が口腔をどのように関連するかも不明確であるため、設置の趣旨・必要性を整理の上、本学の特色を改めて説明すること。

(対応)

設置の趣旨の「1-1) (2) 福岡看護大学看護学部の教育の特色」と「2 福岡看護大学大学院看護学研究科を設置する理由・必要性」を整理し、口腔の位置づけと看護との関連性、看護の専門性について、また、地域包括ケア社会において口腔の健康を守る看護活動との関連について、明確になるよう説明した。合わせて、設置の趣旨・必要性を整理し、本学の特色を改めて説明した。

(説明)

「福岡看護大学看護学部の教育の特色」では、福岡看護大学はディプロマ・ポリシーの1つに「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」を掲げ、対象者の口腔健康を目指し、口腔の機能（咀嚼、嚥下、構音、呼吸）について、全身体機能への影響を考えながらアセスメントし、生活の中で必要なケアを提供できるよう教育する点に特色をもつことを説明した。

また、看護との関連性、看護の専門性については以下のように説明した。

看護は人間の健康に焦点をあて、対象者とその生活環境に働きかけて、その人にとってのよりよい健康状態を獲得・維持できるように援助することを専門性とする。対象者との援助的コミュニケーションを基本に、対象者の健康課題を認識し、必要な看護を計画的に実施・評価する点、また、対象者に合った援助方法を選択しながら看護を提供する点において専門性が発揮される。

口腔ケアは、直接的・実質的に口腔の衛生状態を改善するだけではなく、食行動の活性化にもつながり、さらに消化管から栄養素を取り込む能力や咀嚼嚥下といった筋力、脳の活性化へとつながるケアであり、口腔機能が維持できることによって人々の健康度が異なってくる。口腔の清潔を保とうとするその人自身の意欲や、生活者としての活力、健康度をアセスメントしながら援助する取り組みが看護の力であり、口腔を通した全身の健康支援を目指す看護実践へとつながる。

例えば、病院での看護実践を例にとると、手術後は全身状態をアセスメントしながら、口腔の清潔度を高めて口腔細菌数を減らすことが呼吸器感染のリスクを低減することになるという認識のもと、対象者の意識レベルと口腔内の状態をアセスメントし、いかなる療養生活の状態であっても、対象者の状況に合わせた口腔ケアを提供できる点に看護の専門性を有している。

また、地域、在宅・訪問看護を例にとると、地域でのヘルスプロモーションが推進され、自助・互助を基盤とした住み慣れた地域での生活を目指そうとする社会において、看護職は訪問先の対象者の口腔健康を支援する直接的な口腔ケアに留まらず、地域の子どもに対する口腔健康に関する予防教育を行い、口腔の問題を抱える住民を歯科医師や保健師等の多職種とつなぐことを通して看護の専門性を発揮する。

そのため、学部教育では手術後や化学療法時といった特定の診療場面における口腔ケアに焦点を当てた教育、口腔健康に関する支援を目指した教育、口腔ケアの多職種連携の重要性等の教育に重点を置きつつ、個人の口腔ケアから全身の健康、個人の健康から家族の健康、家族の健康から地域全体の健康を高める活動に看護の専門性を見出し、こうした看護活動が地域の人々の健康寿命の延伸、さらには地域包括ケアシステムの実現に資することにつながるといった包括的な概念を理解させる看護教育にも重点を置いている。

こうした一連の看護活動をエビデンスに基づきながら発展させていくには、学部教育よりもさらに高度な看護実践力を修得した人材が必要であり、学部の看護基礎教育では困難であるため、大学院看護学研究科を設置する理由・必要性の一つとして改めて説明した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (1～4 ページ)

新	旧
1 設置の趣旨及び必要性 1) 福岡看護大学の沿革と教育 (2) 福岡看護大学看護学部の教育の特色 福岡看護大学の学部教育では、「対象者の個別性に応じた最適な生活 (well-being) に向けた看護を提供できる能力」、「看護専門職として他職種との協調・協働するために必要な能力」、「高齢者や家族に対して適切なケアを提供し、必要なサービスを他職種につなげることができる能力」、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の4つの能力を備えた実践的な看護専門職の育成を目指してきた。 <u>近年、誤嚥性肺炎、歯周病と糖尿病、心筋梗塞、咀嚼機能低下と認知症、サルコペニアやフレイルから引き起こされる高齢者のQOLの低下など、口腔と全身疾患との関係性についてのエビデンスが明らかになってきたこと</u>で、口腔を通して健康レベルを向上させる認識が浸透してきた。こうした背景を受けて、福岡看護大学は、<u>ディプロマ・ポリシーの1つに「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」</u>を掲げ、対象者の口腔健	1 設置の趣旨及び必要性 1) 福岡看護大学の沿革と教育 (2) 福岡看護大学看護学部の教育の特色 福岡看護大学の学部教育では、「対象者の個別性に応じた最適な生活 (well-being) に向けた看護を提供できる能力」、「看護専門職として他職種との協調・協働するために必要な能力」、「高齢者や家族に対して適切なケアを提供し、必要なサービスを他職種につなげることができる能力」、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の4つの能力を備えた実践的な看護専門職の育成を目指してきた。 <u>近年、高齢者の誤嚥性肺炎、サルコペニアやフレイルから引き起こされるQOLの低下、歯周病と糖尿病、心筋梗塞、咀嚼機能低下と認知症などの、口腔と全身疾患との関係性についてのエビデンスが明らかになってきた。</u>こうした背景を受けて、口腔健康の保持・増進、疾病の予防・早期回復に向け、他職種と協調・協働し、継続的にケアできる看護職を育成する教育と対象者に応じた最適な生活 (well-being) を目指した看護実践力を修得

康を目指し、口腔の機能（咀嚼、嚥下、構音、呼吸）と身体機能への影響を考えながらアセスメントし、生活の中で必要なケアを提供できるよう教育する点に特色を有している。

看護は人間の健康に焦点をあて、対象者とその生活環境に働きかけて、その人にとってのよりよい健康状態を獲得・維持できるように援助することを専門性とする。対象者との援助的コミュニケーションを基本に、対象者の健康課題を認識し、必要な看護を計画的に実施・評価する点、また、対象者に合った援助方法を選択しながら看護を提供する点において専門性が発揮される。

口腔ケアは、直接的・実質的に口腔の衛生状態を改善するだけでなく、食行動の活性化にもつながり、さらに消化管から栄養素を取り込む能力や咀嚼嚥下といった筋力、脳の活性化へとつながるケアであり、口腔機能が維持できることによって人々の健康度が異なってくる。口腔の清潔を保とうとするその人自身の意欲や、生活者としての活力、健康度をアセスメントしながら援助する取り組みが看護の力であり、口腔を通した全身の健康支援を目指す看護実践へとつながる。

例えば、病院での看護実践を例にとると、手術後は全身状態をアセスメントしながら、口腔の清潔度を高めて口腔細菌数を減らすことが呼吸器感染のリスクを低減することになるという認識のもと、対象者の意識レベルと口腔内の状態をアセスメントし、いかなる療養生活の状態であっても、対象者の状況に合わせた口腔ケアを提供できる点に看護の専門性を有している。

また、地域、在宅・訪問看護を例にとると、地域でのヘルスプロモーションが推進され、自助・互助を基盤とした住み慣れた地域での生活を目指そうとする社会において、看護職は訪問先の対象者の口腔健康を支援する直接的な口腔ケアに留まらず、地域の子どもに対する口腔健康に関する予防教育を行い、口腔の問題を抱える住民を歯科医師や保健師等の多職種とつなぐことを通して看護の専門性を発揮する。

させる学部教育を特色としている。

また、我が国が地域包括ケアシステムの実現に向けて地域でのヘルスプロモーションを推進し、自助・互助を基盤とした地域社会を目指そうとする中、口腔を起点とした全身への健康支援は、地域の個人レベルで実施しやすく、健康増進意欲につなげる取り組みとして位置づけられ、その健康支援に介入できる看護師を育成する点が本学学部教育の重要な特色である。

（追加）

<u>そのため、学部教育では手術後や化学療法時といった特定の診療場面における口腔ケアに焦点を当てた教育、口腔健康に関する支援を目指した教育、口腔ケアの多職種連携の重要性等の教育に重点を置きつつ、個人の口腔ケアから全身の健康、個人の健康から家族の健康、家族の健康から地域全体の健康を高める活動に看護の専門性を見出し、こうした看護活動が地域の人々の健康寿命の延伸、さらには地域包括ケアシステムの実現に資することにつながる」といった包括的な概念を理解させる看護教育にも重点を置いている。</u>	
2 福岡看護大学大学院看護学研究科を設置する理由・必要性 (省略) 本学部教育においては、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の修得をディプロマ・ポリシーの1つに掲げている。<u>その理由は、人々の口腔健康の実現が疾病のリスク低減につながるため健康寿命の延伸に貢献することとなり、ひいてはその人らしい最適な生活（well-being）へとつながると考えているからである。</u> このディプロマ・ポリシーを達成させるため、学部教員は口腔医療や口腔ケア関連の教育研究の研鑽に努めてきた。まず、福岡看護大学の開学前年度から、看護学・口腔医学連携研究委員会を発足させ、開学後は学内共同研究費の措置で研究活動を推進し、その活動から看護学での現状と課題を明らかにしながら教育研究への応用・展開を推進してきた。<u>研究においては、医療職種によって口腔ケアの捉え方や定義が異なり、医療現場では口腔清潔のケアに重点がおかれ、摂食嚥下機能に関するケアニーズはあるが、その対応にまで至っていないこと等が明らかになった。また、教員の教育力の向上を目指し、FD研修を通して全看護分野が重層的に口腔ケア教育を提供できるように学修を重ねている。こうした教育研</u>	2 福岡看護大学大学院看護学研究科を設置する理由・必要性 (省略) 本学部教育においては、「口腔を起点とした全身の健康支援を実践できる能力」の修得をディプロマ・ポリシーの1つに掲げている。<u>その理由は、人々の口腔健康の実現が健康寿命の延伸に貢献し、ひいてはその人らしい最適な生活（well-being）へとつながると考えているためである。</u> このディプロマ・ポリシーを達成させるため、学部教員は口腔医療や口腔ケア関連の教育研究の研鑽に努めてきた。まず、福岡看護大学の開学前年度から、看護学・口腔医学連携研究委員会を発足させ、開学後は学内共同研究費の措置で研究活動を推進し、その活動から看護学での現状と課題を明らかにしながら教育研究への応用・展開を推進してきた。 <u>(追加)</u> 教育力の向上を目指し、FD研修を通して全看護分野が重層的に口腔ケア教育を提供できるように学修を重ねている。こうした教育研究活動を通して、口腔に対する看護

究活動を通して、口腔に対する看護実践・教育的課題を見出して対応し、研究と教育の成果として積み上げてきた。

(省略)

本大学院看護学研究科は、学部教育の口腔ケアに関する特色を生かし、口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、研究活動を遂行する能力の修得を目指す教育を提供する。学部で教育した特定の診療場面における口腔ケア、口腔健康に関する教育的支援、口腔ケアでの多職種連携、個人の口腔ケアから全身の健康へ、ひいては地域社会の住民の健康へとつなぐ看護活動を展開するためには、学部教育よりもさらに高度な看護実践力を修得した人材が必要である。よって、本学の大学院修士課程では、全学生に対して口腔から全身への健康支援の看護活動を展開して現場を牽引することができる人材育成を目指した教育を提供する。

(削除)

本大学院看護学研究科は、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を基盤とし、2つの人材モデルを目指した教育を準備している。

(資料1) ※人材育成に向けた教育課程の全体像

人材像の1つは、対象者のwell-beingを目指した看護実践の開発・改善に取り組み、管理に関する基礎学習を修めて、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材像である。人材像の2つ目は、臨床や看護基礎教育課程の教育現場において看護教育の指導者を目指す人材像である。この人材養成を目的として看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

実践・教育的課題を見出して対応し、研究と教育の成果として積み上げてきた。

(省略)

本大学院看護学研究科は、学部教育の口腔ケアに関する特色を生かし、口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得を目指す教育を提供する。

(追加)

学部教育で養成された基礎的な資質・能力の修得を前提として、

本大学院看護学研究科は、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力と研究能力を基盤とし、2つの人材モデルを目指した教育を準備している。

(資料1) ※人材育成に向けた教育課程の全体像

人材像の1つは、対象者のwell-beingを目指した看護実践の開発・改善に取り組み、管理に関する基礎学習を修めて、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材像である。人材像の2つ目は、臨床や看護基礎教育課程の教育現場において看護教育の指導者を目指す人材像である。この人材養成を目的として看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

2. <卒業後の進路が不明確>

本研究科修了後、どのような進路を想定しているか不明確であるため、養成する人材像を踏まえ、明確に説明すること。

(対応)

養成する人材像を踏まえたうえで、本研究科修了後の想定される進路について、明確となるよう説明した。

(説明)

本研究科では、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開発・改善に活かすことのでき、看護実践現場を牽引する役割を果たす人材を養成する。

また、医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成することとしている。

このことから、病院や診療所などの医療機関や老人福祉施設をはじめとする社会福祉施設等において、各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わり、リーダー的役割を担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。

また、病院や診療所などの医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育を推進する継続教育担当の看護者、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導者として活躍することが想定されるとともに、看護専門学校等の教育機関において看護教育に携わることが想定される。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (11ページ)

新	旧
5 教育研究上の理念・目的 (省略)	5 教育研究上の理念・目的 (省略)
2) 看護学専攻において養成する人材 (省略)	2) 看護学専攻において養成する人材 (省略)
①看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材 看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果	①看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指す人材 看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果

を看護実践の開発・改善に活かすことのできる実践的な役割を果たす人材を養成する。 <u>修了後は、病院や診療所などの医療機関や老人福祉施設をはじめとする社会福祉施設等において、各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わり、リーダー的役割を担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。こうした役割を通して、看護の専門性をさらに追及・発展させることを期待する。</u> ②臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材 医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材を養成する。 <u>修了後は、病院や診療所などの医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育を推進する継続教育担当の看護者、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導者として活躍することが想定されるとともに、看護専門学校等の教育機関において看護教育に携わることが想定される。こうした役割を通して、看護の専門性をさらに追及・発展させることを期待する。</u>	を看護実践の開発・改善に活かすことのできる実践的な役割を果たす人材を養成する。<u>修了後は、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。</u> ②臨床や学校等での看護教育の指導者を目指す人材 医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材を養成する。<u>修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定される。</u>

3. <入学者選抜に関する説明が不十分>

入学者選抜について、前期及び後期の定員や社会人入試の有無や合否判定の方針が不明確であるため、アドミSSION・ポリシーとの関連を踏まえ、入学者選抜について改めて明確に説明すること。

(対応)

入学者選抜について、前期及び後期の定員、社会人入試の有無、合否判定の方針を明確にすると共に、アドミSSION・ポリシーとの関連を踏まえて、改めて明確になるよう説明した。

(説明)

入学者選抜における前期及び後期の定員については、前期3名、後期2名とする。社会人入試については、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに対応することから、既に医療現場等において看護実践に携わる職業人を対象とする入学者選抜を実施する。

合否判定の方針については、アドミSSION・ポリシーとの関連を踏まえ、アドミSSION・ポリシーとして掲げている「①看護学分野、口腔医療に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している」ことについては、面接試験によって、本研究科への入学に対する熱意や志望動機、入学後の学習計画や意欲について判定する。「②看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している」ことについては、成績証明書、英語筆記試験、面接試験により、本研究科での学修に必要な基礎学力や専門知識などの学修対応能力について判定する。

また、「③物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」ことについては、面接試験、小論文により、本研究科での学修に必要な論理性や考察力、判断力などの基礎的素養について判定する。「④自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝えることができる」ことについては、面接試験、小論文により、本研究科での学修に必要な思考力や表現力、伝達力などの基礎的素養について判定する。

表1. アドミSSION・ポリシーとの関連を踏まえた入学者選抜における合否判定の方針と判定方法

アドミSSION・ポリシー	合否判定の方針	判定方法
①看護学分野、口腔医療に対する強い興味と関心並びに学習意欲を有している。	本研究科への入学に対する熱意や志望動機、入学後の学習計画や意欲について判定する。	面接試験
②看護学分野の基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有している。	本研究科での学修に必要な基礎学力や専門知識などの学修対応能力について判定する。	成績証明書 英語筆記試験 面接試験
③物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。	本研究科での学修に必要な論理性や考察力、判断力などの基礎的素養について判定する。	面接試験 小論文
④自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝えることができる。	本研究科での学修に必要な思考力や表現力、伝達力などの基礎的素養について判定する。	面接試験 小論文

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (27、29ページ)

新	旧
13 入学者選抜の概要 (省略) 2) 入学者選抜の実施方法 入学者選抜の実施方法としては、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材の目的や入学者の受入方針を踏まえたうえで、一般入試及び社会人入試により選抜することとし、募集人員は、一般入試及び社会人入試を合わせて5人としている。 <u>入学者選抜の前期および後期の定員数については、前期3名、後期2名を原則として学生募集を行うこととするが、当該年度における各入試区分の志願状況や入試結果に応じて柔軟な受入を行うこととし、社会人入試は実施する。</u> (省略) 5) 試験科目及び選抜方法 選抜については、前述のアドミッション・ポリシーに基づき、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を行う。 <u>ア) 一般入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、英語力を評価するための学力試験、および研究計画書を重視して判定する。</u> <u>イ) 社会人入試では、看護学分野の知識、論理的思考力、興味・関心、学習意欲を評価するため看護専門分野に関する小論文と面接試験、および成績証明書と研究計画書を重視して判定する。</u>	13 入学者選抜の概要 (省略) 2) 入学者選抜の実施方法 入学者選抜の実施方法としては、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材の目的や入学者の受入方針を踏まえたうえで、一般入試及び社会人入試により選抜することとし、募集人員は、一般入試及び社会人入試を合わせて5人としている。 <u>(追加)</u> (省略) 5) 試験科目及び選抜方法 選抜については、前述のアドミッション・ポリシーに基づき、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を行う。<u>具体的には、英語、小論文、面接試験（口頭試問を含む）並びに研究計画書や成績証明書等の事前提出書類により総合的に判定する。</u>

4. <学生確保の見通しの説明が不十分>

本学の在学者や福岡県内の医療機関等に勤務している看護職者等を対象に入学意向調査を実施し、その結果をもって学生確保の見通しを説明しているが、福岡県には競合となる大学院（修士課程）が多く、口腔を起点とした看護学という特色で、長期的に学生を確保できるか懸念があるため、客観的根拠に基づき、競合校を踏まえた学生確保の見通しについて、改めて明確に説明すること。

(対応)

口腔を起点とした看護学の特色による学生確保について、客観的根拠に基づき、競合校を踏まえた学生確保の見通しについて、改めて明確になるよう説明した。

(説明)

■福岡看護大学の在学生及び医療機関等に勤務している看護有職者に対する調査結果

本学の在学生や福岡県内の医療機関等に勤務している看護有職者に対する進学需要に関するアンケート調査において配布した「福岡看護大学 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）設置計画の概要」では、本研究科の特色である「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた人材」の養成を明記するとともに、本研究科が位置する福岡地域に設置されている競合となる私立大学の看護系大学院の学費について明記しており、そのうえで、本研究科への受験希望及び合格した場合の進学希望についての質問項目を設定して回答を求めた。（説明資料1）※福岡看護大学看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）設置計画の概要

その結果、本学の在学生においては、本研究科が設置された場合、「受験を希望する」又は「受験先の一つとして考える」と回答した在学生のうち、本研究科に合格した場合、「進学を希望する」と回答した開設初年度に受験対象となる3年生は5人、開設2年目に受験対象となる2年生は17人、開設3年目に受験対象となる1年生は11人となっていることから、長期的な学生確保を見込むことができると考えている。（説明資料2）※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書(抜粋)(在学生対象)

また、福岡県内の医療機関等に勤務している看護有職者においては、本研究科が設置された場合、「受験を希望する」と回答した有職者のうち、本研究科に合格した場合、「進学を希望する」と回答した看護有職者は15人となっており、「受験先の一つとして考える」と回答した有職者のうち、本研究科に合格した場合、「進学を希望する」と回答した有職者は36人となっていることから、十分な学生確保を見込むことができると考えている。（説明資料3）※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書(抜粋)(看護師等対象)

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程を設置する福岡看護大学のキャンパスは、福岡県福岡市中央区の天神南駅から同市西区の橋本駅までを結ぶ福岡市営地下鉄七隈線賀茂駅から徒歩約10分のところに位置しており、福岡市営地下鉄七隈線賀茂駅は、九州最大の繁華街

で福岡市の中心業務地区でもある福岡市中央区の同線天神南駅から約20分でのアクセスが可能であり、福岡地域の医療機関等に勤務する有職者の通学に至便な立地となっており、このことが、有職者の調査結果にも反映されていると考えられ、長期的な学生確保を見込むことができると思われる。（説明資料4）※福岡市内路線図

■競合校の状況 ―設置圏域の看護系大学院の定員充足状況―

本研究科を設置する福岡地域において競合が想定される私立大学の看護系大学院の修士課程は、令和2年3月現在、福岡大学大学院医学研究科看護学専攻、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻、純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻の3大学院で、最近2年間の定員充足の状況をみると、2018年度は定員充足率約121.0%、2019年度は定員充足率約119.0%となっており、福岡地域において競合が想定される私立大学の看護系大学院では、安定した定員充足の状況を維持している。（説明資料5）※福岡地域の私立看護系大学院の修士課程の定員充足状況

本研究科では、「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた人材」の養成を特色とすることで、競合が想定される私立大学の看護系大学院との差別化を図っていることから、学生確保については十分な見通しがあるものと考えられる。

5. <人材需要の説明が不十分>

人材需要については、医療機関等に対してアンケート調査を行っているが、同アンケート内では看護実践や看護継続教育の質の向上に貢献できる人材等の需要の質問をしており、本学が特色として示す「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得した」人材の需要が不明確である。客観的根拠に基づき、改めて説明すること。

(対応)

本研究科が特色として示している「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力を修得した人材」の需要について、客観的根拠に基づき、改めて説明した。

(説明)

■医療機関等に対する調査結果における人材需要

医療機関等に対する人材需要に関するアンケート調査において配布した「福岡看護大学 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称） 設置計画の概要」の説明文では、本研究科の特色である「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた人材」の養成を明記しており、その上で「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた人材」の需要における質問項目として、「福岡看護大学大学院の看護学研究科の新設の必要性」及び「福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用」についての質問項目を設定して、看護部長等に対して調査への回答を求めている。（説明資料1）※福岡看護大学看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）設置計画の概要、（説明資料6）※看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の人材需要に関するアンケート調査

調査の結果、「福岡看護大学大学院の看護学研究科の新設の必要性」については、回答件数40件の約65.0%にあたる26件が「必要性を感じる」と回答しており、「福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用」については、回答件数40件の約27.5%にあたる11件が「採用したい」と回答しているとともに、約32.5%にあたる13件が「採用を検討したい」と回答していることから、「口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた人材」の需要は十分に見込まれるものと考えられる。（説明資料7）※看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

また、福岡看護大学大学院の看護学研究科の教育目的を理解したうえで、本調査対象であった医療機関等の看護部長が回答した「看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対する意見、要望等」に対する自由記述内容として「教育や管理ができる人材が求められています。研究ができる看護実践者が少なくなっているため是非大学院の開設をお願いしたい。」等の意見が得られており、こうした結果からも看護実践力を備えた人材の需要は十分に見込まれるものと考えられる。（説明資料8）※医療機関等の看護部長が回答した自由記述内容（抜粋）

■福岡保健医療計画における人材需要

福岡県が策定した「福岡県保健医療計画（第7次）」における「住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築」の中で、「質の高いがん医療の提供、各種がん治療の副作用や合併症の予防・軽減など、患者の生活の質の維持向上を目指し、医科歯科連携による口腔ケアを、周術期等において進めるなど、多職種連携の推進を図る」とともに、「脳卒中患者が在宅等の生活の場で療養できるよう、歯科との連携により、日常生活動作の改善を図るため口腔ケアを推進する」としている。

また、同保健医療計画における「今後高齢化に伴い増加する疾患等対策」の中では、「近年、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康と深い関係を有することについて広く指摘されている」としており、「口腔機能の低下等による誤嚥性肺炎の発症といった疾患の増加が予想される」として、「高齢化に伴い増加する疾病等を予防する観点から、心身の機能や口腔機能の維持、栄養・食生活、身体活動・運動や歯と口の健康等に関する生活習慣の改善を推進する」としている。（説明資料9）※福岡県保健医療計画（第7次）抜粋

さらに、「福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）」では、歯科口腔保健を担う人材の確保とその育成の必要性を示しており、「歯周病と生活習慣病等の全身疾患との関係等が明確になる中で、総合的に歯科口腔保健を充実していくためには、歯科専門職と医師、看護師、保健師等の職種との連携が必要である」として、多職種連携を支える人材育成として、「生活習慣病予防対策や重症化防止等を図るうえで、口腔機能や歯科疾患に関する知識をもった看護職員の確保とその質の向上は重要である」としている。（説明資料10）※福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）（抜粋）

このような「福岡県保健医療計画（第7次）」や「福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）」などからも、「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力を修得した」人材の需要が認められる。

6. <社会人等への配慮に関する説明が不十分>

社会人等の学生に対する配慮として「集中講義」を実施する旨説明があるが、社会人学生になじまないため、欠席した学生への支援体制を説明するとともに、必要に応じて夜間開講を実施するなど社会人等への配慮を充実すること。また、教員の負担についても併せて説明すること。

(対応)

社会人等の学生に対する配慮として、欠席した学生への支援体制について説明するとともに、社会人等の学生への配慮について充実を図り、教員の負担について説明した。

(説明)

欠席した学生への支援体制については、やむを得ない事由により授業を欠席した学生が過度の不利益を被らないよう補習学習の機会を提供し、補講への出席や課題の提出等、状況に応じた代替措置をとる。

社会人等の学生に対する配慮については、現在、基礎となる学部の授業科目の開講時間帯は、1時限目(8:50～10:20)から5時限目(16:10～17:40)としているが、必要に応じて、6時限目(17:50～19:20)と7時限目(19:30～21:00)の開講時間帯に補講を設けることによって充実を図ることとする。

教員の負担については、可能な限り、昼間に大学院の授業科目が開講される場合は学部の授業科目と同日の開講とすることにより、学部と大学院双方の教育研究活動の時間の確保をし易くする。大学院の授業科目が6時限目、7時限目に開講される場合は、時差出勤することで負担の軽減を図る。合わせて、本研究科と看護学部の教育・研究に支障が出ないよう各教員の担当科目数、単位数を考慮し、委員会等の運営業務の負担を調整して過度な負担とならないようにする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(20～21ページ)

新	旧
10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 1) 教育方法 (省略) ③履修指導及び研究指導の方法 履修指導及び研究指導は、専任教員が対象学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態を考慮し、 <u>土曜日開講や一部の夜間開講の措置で個別の対応を図る。</u> <u>欠席した学生への支援体制については、</u>	10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 1) 教育方法 (省略) ③履修指導及び研究指導の方法 履修指導及び研究指導は、専任教員が対象学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態を考慮した個別の対応を図る。 (追加)

やむを得ない事由により授業を欠席した学生が過度の不利益を被らないよう補習学習の機会を提供し、補講への出席や課題の提出等、状況に応じた代替措置をとる。

④授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて柔軟に対応する。土曜日開講、一部の夜間開講、夏季休業期間等を利用した集中講義を開講するなど、社会人学生に履修上の不利益が生じないように便宜を図る。現在、基礎となる学部の授業科目の開講時間帯は、1時限目（8:50～10:20）から5時限目（16:10～17:40）としているが、必要に応じて、6時限目（17:50～19:20）と7時限目（19:30～21:00）の開講時間帯に補講を設けることによって充実を図ることとする。

⑤学部と大学院を兼任する看護教員の負担についての配慮

教員の負担については、可能な限り、昼間に大学院の授業科目が開講される場合は学部の授業科目と同日の開講とすることにより、学部と大学院双方の教育研究活動の時間の確保をし易くする。大学院の授業科目が6時限目、7時限目に開講される場合は、時差出勤することで負担の軽減を図ることとする。本研究科と看護学部の教育・研究に支障が出ないよう各教員の担当科目数、単位数を考慮し、委員会等の運営業務の負担を調整して過度な負担とならないようにする。

⑥その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況を踏まえたうえで、十分に配慮した運営を行う。

④授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて、夏季休業期間等を利用した集中講義を開講するなど、履修上の便宜を図る。

（追加）

（追加）

⑤その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況を踏まえたうえで、十分に配慮した運営を行う。

7. <養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確>

養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確であるため、以下について明確に説明すること。

- (1) 養成する人材像として「看護指導者を目指す人材」と掲げているが、関連する科目と考えられる「看護教育特論」が選択科目であるなど、養成する人材像と教育課程の関連が不明確であるため、明確に説明すること。

(対応)

養成する人材像として「看護指導者を目指す人材」と掲げていることから、養成する人材像と教育課程の関連が明確となるよう「看護教育特論」を選択科目から必修科目へ変更した。

(説明)

本研究科では、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開発・改善に活かし、看護実践現場を牽引する役割を果たす人材（人材像モデルA）と看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力および看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材（人材像モデルB）を養成することとしており、当該養成する人材像を踏まえた2つの履修モデルを示している。（説明資料11）※履修モデルA～D

「看護教育特論」については、看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める教育内容としていることから、当初は後者（人材像モデルB）を養成するために履修モデルBにおいて履修を推奨する選択科目として配置した。

しかしながら、「養成する人材像と教育課程の関連が不明確である」との審査意見を踏まえて再検討した結果、当該科目は本研究科で養成する人材像モデルに共通して必要となる教育内容であると判断し、養成する人材像と教育課程の関連が明確となるよう「看護教育特論」を選択科目から必修科目へ変更することとした。なお、看護教育特論は、両方の人材像モデルに必要な教育内容を包含しているため、必修科目への配置変更によって教育内容に変更は生じていない。今回の看護教育特論のシラバスの変更点は、是正事項8「授業内容の説明が不十分」の意見を受けて、大学院レベルの授業内容となるようにシラバスを網羅的に見直した結果に基づく修正のみに留めており、その変更点については是正事項8で説明することとした。（説明資料12）※人材育成に向けた教育課程の全体像、（説明資料13）※カリキュラムポリシーと各科目の関係、（説明資料14）※目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力、（説明資料15）※ディプロマポリシーと各科目の関係、（説明資料16）※学年別の教育課程表

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14、15、17、23ページ)

新	旧
8 教育課程の編成の考え方及び特色 3) 教育課程編成の内容 (省略) (2) 看護統合科目 「看護統合科目」は、本学の教育の特徴と看護教育について深く学修するために「口腔医療看護特論」4単位、「看護教育特論」4単位を必修科目として配置する。人間の生命や人権を尊重した倫理観、<u>実践現場における看護管理など</u>、看護活動に関する専門的な知識を高めるための科目として、「看護倫理特論」4単位、「看護管理特論」4単位、「看護情報特論」4単位を<u>選択科目として配置する。</u> 4) 教育課程編成の特色 (1) 全大学院生が共通して修得する科目 (省略) ①口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の深い理解を図る科目 (省略) 次に、「看護統合科目」の「口腔医療看護特論」では、口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活 (well-being) の向上につながることを理解を深める。<u>また、口腔医療の多職種連携における看護職の役割、オーラルフレイル予防と摂食機能障害の改善を目指した看護実践活動、精神</u>	8 教育課程の編成の考え方及び特色 3) 教育課程編成の内容 (省略) (2) 看護統合科目 「看護統合科目」は、<u>本学の教育の特徴を深く学修するために「口腔医療看護特論」4単位を必修科目として配置する。人間の生命や人権を尊重した倫理観、実践現場における看護管理や看護教育など</u>、看護活動に関する専門的な知識を高めるための科目として、「看護倫理特論」4単位、「看護管理特論」4単位、「看護教育特論」4単位、「看護情報特論」4単位を<u>選択科目として配置する。</u> 4) 教育課程編成の特色 (1) 全大学院生が共通して修得する科目 (省略) ①口腔を起点とした全身の健康支援に向けた看護実践の深い理解を図る科目 (省略) 次に、「看護統合科目」の「口腔医療看護特論」では、口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活 (well-being) の向上につながることを理解を深める。 <u>(追加)</u>

的な健康問題を有する人に対する口腔ケア方法論、口腔健康とQOLの関連性、口腔ケア研究とその臨床看護への応用に関する考察についての理解を深める。「看護教育特論」では、指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。

(2) 目指す人材像（キャリアパス）に応じて修得する科目

(省略)

②臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指すための科目例と醸成する能力（資料11）※目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルB）

臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指す大学院生は、必修科目の他に、「看護統合科目」の「看護情報特論」、「看護管理特論」、「看護倫理特論」の選択科目の中から、いずれか2つを選択する。「看護情報特論」では、社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。

(削除)

(2) 目指す人材像（キャリアパス）に応じて修得する科目

(省略)

②臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指すための科目例と醸成する能力（資料11）※目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルB）

臨床や学校等での看護教育で指導的役割を担う看護師を目指す大学院生は、必修科目の他に、「看護統合科目」の「看護情報特論」、「看護教育特論」（いずれも4単位：選択）を選択する。「看護情報特論」では、社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。「看護教育特論」では、指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。

10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 7) 修了要件 看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位数として、「看護基盤科目」から必修科目2科目4単位、「看護統合科目」から必修科目<u>2科目8単位</u>、「看護領域科目」から必修科目1科目2単位、「看護研究科目」から必修科目2科目10単位を取得し、「看護統合科目」から選択科目<u>1科目4単位</u>以上、「看護領域科目」から選択科目1科目4単位以上の合計32単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問による最終試験に合格した者に対して「修士（看護学）」の学位を授与する。	10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 7) 修了要件 看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要なとなる単位数として、「看護基盤科目」から必修科目2科目4単位、「看護統合科目」から必修科目<u>1科目4単位</u>、「看護領域科目」から必修科目1科目2単位、「看護研究科目」から必修科目2科目10単位を取得し、「看護統合科目」から選択科目<u>2科目8単位</u>以上、「看護領域科目」から選択科目1科目4単位以上の合計32単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問による最終試験に合格した者に対して「修士（看護学）」の学位を授与する。

7. <養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確>

養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確であるため、以下について明確に説明すること。

- (2) ディプロマ・ポリシー1に「口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。」と掲げており、教育課程において関連する科目と考えられる「口腔医療看護特論」が必修科目ではあるが、口腔から看護学への発展についてをどのように学修するか不明確であるため、明確に説明するとともに、必要に応じて教育課程を見直すこと。

(対応)

ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連について明確にすることから、「口腔医療看護特論」を受けて、口腔から看護学への発展についてどのように学修するかについて明確になるように説明した。

(説明)

ディプロマ・ポリシーに掲げている「口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付ける」ための関連する科目として配置している「口腔医療看護特論」では、口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法について理解を深める。

この「口腔医療看護特論」の教育内容を受けて、口腔から看護学へ発展させる科目としては、「看護領域科目」に「看護領域演習」を必修科目として配置しており、「看護領域演習」では、各看護領域における口腔アセスメントを含むシミュレーション、文献等を用いながら、口腔ケアにおける看護実践や看護教育の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から理解を深めることとしている。(説明資料17) ※「看護領域演習」新旧のシラバス

「口腔医療看護特論」を発展させる演習科目として、「看護領域演習」の到達目標を2つにまとめていたが、4つの目標へ変更することで、学修の到達度が明確になるように、また、大学院レベルの演習の到達度となるように見直した。

8. <授業内容の説明が不十分>

教育課程全般において、大学院レベルの内容が不足している。例えば、「対人関係特論」など、実用性のみに重きを置いた内容を実施するなど、本来、学部で学修する内容の科目が散見されるため、シラバスを網羅的に確認した上で、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めるなど授業内容を適切に見直すこと。

(対応)

シラバスを網羅的に確認し、学部で学修する内容の科目について、大学院レベルの内容となるよう見直すとともに、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めた授業内容となるよう見直した。

(説明)

シラバスの内容が大学院レベルの到達目標、G I O (一般目標)、S B O s (行動目標)となるように見直した。具体的には、看護基盤科目の「対人関係特論」、「健康支援特論」、看護統合科目の「口腔医療看護特論」、「看護教育特論」、「看護倫理特論」、「看護管理特論」、「看護情報特論」の科目について内容を改めた。(説明資料18)※「対人関係特論」新旧のシラバス、(説明資料19)※「健康支援特論」新旧のシラバス、(説明資料20)※「口腔医療看護特論」新旧のシラバス、(説明資料21)※「看護教育特論」新旧のシラバス、(説明資料22)※「看護倫理特論」新旧のシラバス、(説明資料23)※「看護管理特論」新旧のシラバス、(説明資料24)※「看護情報特論」新旧のシラバス

例えば、「対人関係特論」では、到達目標1「看護実践の基盤となる人間関係理論や人間関係技法を基に概観し、患者や家族、専門職連携における人間関係を発展させる方法について探求する。」への変更に伴ってS B O sを変更した。合わせて、臨床における患者とのコミュニケーション、専門職間連携に有用な参考図書を提示し、これらの最新の書籍や国内外の学術論文を利用しながら人間関係論に関する討議が行え、人間関係を発展させる方法について考察するような大学院レベルの教育内容に見直した。

また、「看護研究方法」のシラバスにおいて、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めた授業内容となるよう教育内容を改めた。(説明資料25)※「看護研究方法」新旧のシラバス

(新旧対照表) 「対人関係特論」のシラバス

新	旧
【到達目標】 1. 看護実践の基盤となる人間関係理論や人間関係技法を基に概観し、患者や家族、専門職連携における人間関係を発展させる方法について探求する。	【到達目標】 1. 看護実践の基盤となる人と人との相互作用について、人間関係理論や人間関係技法を基に概観し、人間関係を発展させるコミュニケーションのあり方について説明でき

2. 患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について、その実態と改善方法について探求する。

3. 患者とのコミュニケーションに対する課題について、リフレクションを通して考察し、援助的人間関係の構築に向けた自己教育力を育成する方法について探求する。

【参考図書】

1. ミルトン・メイヤロフ著田村真・向野宣之訳；ケアの本質—生きることの意味—，ゆみる出版。
2. H. E. PEPLAU著，南裕子他5名；ペプロウ人間関係の看護論，医学書院，2006。

(削除)

3. World Health Organization (2010)
Framework for action on
interprofessional education and
collaborative practice.
([https://www.who.int/hrh/resources/](https://www.who.int/hrh/resources/framework_action/en/)
[framework_action/en/](https://www.who.int/hrh/resources/framework_action/en/)) accessed 2020/
08/ 05

4. 田村由美著：新しいチーム医療 改訂版
— 看護とインタープロフェッショナル・ワーク入門、看護の科学社、2018.

5. 藤井博之：臨床現場でIPを実践し学ぶ
(ラーニングシリーズ IP(インタープロフェ
ッショナル)/保健・医療・福祉専門職の連
携教育・実践)、協同医書出版社、2018.

6. 松尾太加志:コミュニケーションの心理学—認知心理学・社会心理学・認知工学からのアプローチ、ナカニシヤ出版、1999.

る。

2. 患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について、その実態と改善方法について考察できる。

3. 患者とのコミュニケーションに対する課題について、リフレクションを通して考察し、援助的人間関係の構築に向けた自己教育力を育成する方法について理解を深める。

【参考図書】

1. ミルトン・メイヤロフ著田村真・向野宣之訳；ケアの本質―生きることの意味―，ゆみる出版。
2. H. E. PEPLAU著，南裕子他5名；ペプロウ人間関係の看護論，医学書院，2006
3. アン・マリナー・トメイ，マーサ・レイラ・アリグッド著，都留伸子監訳；看護理論家とその業績 第3版，2007
4. ジュリア・B・ジョージ編，南裕子他名訳；看護理論集，日本看護協会出版会，2006

(追加)

ユニット1：人間関係形成過程 G I O：看護における人間関係形成過程について<u>応用的実践に向けて説明できる。</u> S B O s： 1) 看護実践の基盤となるコミュニケーション技法について説明できる。 2) 人間関係理論を精読し、主要概念、理論の限界について説明できる。 3) <u>看護実践を振り返り、人間関係理論に関する書籍・文献を精読し、議論を通して応用的な人間関係形成過程の課題を明らかにする。</u> (方法：講義、討議) ユニット2：人間関係理論の実践への活用 G I O：人間関係理論の実践への活用について<u>説明できる。</u> S B O s： 1) <u>患者や家族、専門職連携における対人関係を振り返り、気になる事例について人間関係理論をもとに分析し課題を明らかにする。</u> 2) <u>看護理論の実践への活用と限界について討議・提案することができる。</u> (方法：講義、討議) ユニット3：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安 G I O：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について<u>課題を明らかにする。</u> S B O s： 1) コミュニケーション障害となる対人不安の形成過程について<u>自分の考えを述べる</u>ことができる。 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が援助的人間関係に及ぼす影響について<u>探求する。</u> (方法：講義、討議) ユニット4：対人不安が影響する援助的対	ユニット1：人間関係形成過程 G I O：看護における人間関係形成過程について<u>理解を深める。</u> S B O s： 1) 看護実践の基盤となるコミュニケーション技法について説明できる。 2) 人間関係理論を精読し、主要概念、理論の限界について説明できる。 3) <u>看護実践において人間関係理論を用いた研究論文を精読し、討議・説明できる。</u> (方法：講義、討議) ユニット2：人間関係理論の実践への活用 G I O：人間関係理論の実践への活用について<u>理解を深める。</u> S B O s： 1) <u>患者や家族との対人関係を振り返り、気になる事例について人間関係理論をもとに記述・分析・説明できる。</u> 2) <u>看護理論の実践への活用と限界について討議し、自己の考えをまとめることができる。</u> (方法：講義、討議) ユニット3：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安 G I O：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について<u>理解を深める。</u> S B O s： 1) コミュニケーション障害となる対人不安の形成過程について<u>説明できる。</u> 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が援助的人間関係に及ぼす影響について<u>説明できる。</u> (方法：講義、討議) ユニット4：対人不安が影響する援助的対

人関係の改善方法 G I O：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について<u>説明できる。</u> S B O s： 1) 対人不安の改善方法について、先行研究をもとに<u>議論を通して課題を明らかにする。</u> 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について<u>討議・提案できる。</u> (方法：講義、討議) ユニット5：患者との援助的人間関係の構築に関する経験学習 G I O：リフレクションを通して、自己の課題について<u>討論を重ね、課題を明らかにできる。</u> S B O s： 1) 経験学習に基づき、患者との援助的人間関係の構築に関する失敗経験について、リフレクションを通して自己の課題に関して<u>討論し、説明することができる。</u> 2) 患者との援助的人間関係における自己の課題について自身の考えを述べる<u>ことができる。</u> 3) 患者との援助的人間関係の構築に関する自己の改善策・支援法について<u>討議し、応用的実践に向けて課題を明らかにできる。</u> (方法：講義、演習、討議)	人関係の改善方法 G I O：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について<u>理解を深める。</u> S B O s： 1) 対人不安の改善方法について、先行研究をもとに<u>考察できる。</u> 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について<u>討議、説明できる。</u> (方法：講義、討議) ユニット5：患者との援助的人間関係の構築に関する経験学習 G I O：リフレクションを通して、自己の課題について<u>討論を重ね、考察を深めることができる。</u> S B O s： 1) 経験学習に基づき、患者との援助的人間関係の構築に関する失敗経験について、リフレクションを通して自己の課題に関して<u>討論し、考察することができる。</u> 2) 患者との援助的人間関係における自己の課題について自身の考えを述べる<u>ことができる。</u> 3) 患者との援助的人間関係の構築に関する自己の改善策・支援法について<u>討議し、考察を深めることができる。</u> (方法：講義、演習、討議)

9. <学位論文の指導及び審査体制に関する説明が不十分>

学位論文の指導及び審査体制に関する以下について、修正すること。

- (1) 学位論文に係る審査体制について、どのような教員が主査を務めるかなど不明確であるため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。

(対応)

学位論文に係る審査体制について、どのような教員が主査を務めるかなどを明確にし、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることについて、明確となるよう説明した。

(説明)

審査委員の選定は、大学長が研究科委員会の意見を聴き、当該論文を指導した教員を除く教員のうちから主査1名と副査2名を選任し、主査については、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究指導教員に務めさせる。

なお、審査委員の選定に際しては、学位論文提出者の専門分野以外の研究指導教員が副査として加わり、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制の構築がなされるよう配慮する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (22～23ページ)

新	旧
10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (中略) 5) 学位論文審査体制 学位論文の審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は、学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託する。 審査委員の選定は、大学長が研究科委員会の意見を聴き、当該論文を指導した教員を除く教員のうちから主査1名と副査2名を選任し、主査については、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究指導教員に務めさせる。 なお、審査委員の選定に際しては、学位論文提出者の専門分野以外の研究指導教員が副査として加わり、幅広い視野から公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制の構築がなされるよう配慮する。	10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (中略) 5) 学位論文審査体制 学位論文の審査体制については、「学位規程」に基づき、学長は、学位授与の申請をする者から提出された学位論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしており、看護学専攻の担当教員のうちから、論文審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定する。論文審査においては、主査に加え、専門分野以外の研究指導教員が副査として加わり、幅広い視野から総合的かつ厳正な審査が行われるよう配慮する。 (追加)

9. <学位論文の指導及び審査体制に関する説明が不十分>

学位論文の指導及び審査体制に関する以下について、修正すること。

(2) 最終試験(口頭試問)に関する説明が不十分であるため、明確に説明すること。

(対応)

最終試験(口頭試問)について、明確となるよう説明した。

(説明)

最終試験(口頭試問)については、最終試験(口頭試問)のために提出された学位論文及び論文要旨と学位論文審査申請書に基づき、研究の成果が十分に認められるものであることを確認するため、当該申請者から研究の内容やそれらに関連する事項等について、直接説明を求める口頭試問として行う。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(23ページ)

新	旧
10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5) 学位論文審査体制 (中略) <u>審査委員は、修士の学位請求論文審査および最終試験(口頭試問)を行う。最終試験(口頭試問)については、提出された学位論文及び論文要旨と学位論文審査申請書に基づき、研究の成果が十分に認められるものであることを確認するため、当該申請者から研究の内容やそれらに関連する事項等について、直接説明を求める口頭試問として行う。</u> 学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。	10 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5) 学位論文審査体制 (中略) <u>審査委員は、修士の学位請求論文審査および最終試験を行う。最終試験は、学位請求論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭試問の方法によって行う。</u> 学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

9. <学位論文の指導及び審査体制に関する説明が不十分>

学位論文の指導及び審査体制に関する以下について、修正すること。

- (3) 「看護特別研究」のシラバスに記載のある評価方法が「研究計画書、提出された研究論文、口頭試問、発表におけるプレゼンテーション、質疑応答により総合的に評価する。」と不明確であるため、修正すること。

(対応)

「看護特別研究」のシラバスに記載のある評価方法について、明確となるよう修正した。

(説明)

「看護特別研究」のシラバスの評価方法については、研究計画立案10%、学位論文発表会10%、最終試験（口頭試問）20%、修士論文60%の割合により評価を行う。（説明資料26）※「看護特別研究」新旧のシラバス

(新旧対照表) 「看護特別研究」のシラバス

新	旧
【評価方法】 <u>研究計画立案10%、学位論文発表会10%、最終試験（口頭試問）20%、修士論文60%の割合により評価を行う。</u>	【評価方法】 <u>研究計画書、提出された研究論文、口頭試問、発表におけるプレゼンテーション、質疑応答により総合的に評価する。</u>

10. <図書が不十分>

図書の整備計画において、学術雑誌は39種類(うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)と説明があるが、大学院の教育研究において不十分であり、かつ詳細が不明であるため、改善を図るとともに、詳細を明確に説明すること。

(対応)

図書の整備計画における学術雑誌等について、詳細を明確に説明した。

(説明)

本学の図書館では、平成30年に看護系医療データベースであるCINAHL with full text (「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約5,500タイトル収録)、メディカルオンライン (和雑誌約1,400タイトル収録)を整備しており、多くの国内外の文献をフルテキストで閲覧することが可能となっている。その他に、令和2年3月末現在、学術雑誌39種類 (うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)を整備していることに加えて、教育デジタルコンテンツとして看護系図書を中心に電子書籍 (Maruzen e-book library) 30タイトルを整備しており、医中誌Web等のデータベースについては、併設している福岡歯科大学との相互利用が可能となっている。(説明資料27) ※図書館所蔵文献データベース、電子書籍及び学術雑誌一覧

このように、本学の図書館では、開学以来、学術雑誌の整備・充実に努めてきたことから、これらを有効的に共用することとしており、本研究科の設置にあたり、基本的には既に整備している学術雑誌等の利用で十分に教育研究が可能であると考えているが、高度な看護学分野の教育研究を行うために必要となる学術雑誌について、本研究科の開設以降、学生や教員の要望等を踏まえながら、継続的かつ経常的な整備を図るようにしている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (26ページ)

新	旧
3) 図書等の資料及び図書館の整備計画 (2) 図書の整備計画 平成31年3月末現在の図書等の整備状況は、以下のとおりである。 <u>本学の図書館では、平成30年に看護系医療データベースであるCINAHL with full text (「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約5,500タイトル収録)、メディカルオンライン (和雑誌約1,400タイトル収録)を整備しており、多くの国内外の文献をフルテキストで閲覧することが可能となってい</u>	3) 図書等の資料及び図書館の整備計画 (2) 図書の整備計画 平成31年3月末現在の図書等の整備状況は、以下のとおりである。 <u>看護(医学)系図書を中心に、図書6,695冊(内和書6,391冊、洋書304冊)、学術雑誌39種類(内和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)、電子書籍(Maruzen e-book library) 30冊、視聴覚資料360点がある。</u> <u>また、国内文献データベースである医中誌Web、メディカルオンライン、国外文献データ</u>

る。その他に、令和2年3月末現在、学術雑誌39種類（うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む）を整備していることに加えて、教育デジタルコンテンツとして看護系図書を中心に電子書籍（Maruzen e-book library）30タイトルを整備しており、医中誌Web等のデータベースについては、併設している福岡歯科大学との相互利用が可能となっている。（資料28） ※図書館所蔵文献データベース、電子書籍及び学術雑誌一覧 （省略）	ベースであるCINAHL with full textを導入しており、これらを用いて文献をフルテキストで閲覧することが可能である。 （追加資料） （省略）

11. <施設の使用計画が不明確>

大学院生共同研究室の整備計画の説明があるが、図面を見ると42.04㎡と手狭であり、かつどのような用途か不明確であるため、他の講義室、研究室等を含めた施設の利用計画を明確にした上で、学生に不利益が生じないことを説明すること。

(対応)

大学院生共同研究室の用途について明確に説明するとともに、他の講義室、研究室等を含めた施設の利用計画を明確にし、学生に不利益が生じないことについて説明した。

(説明)

大学院生共同研究室の用途については、文献検索をはじめ情報や資料の収集、論文執筆等、本研究科で学ぶ大学院生が日常において効果的な自主学習ができるスペースとして整備するものであり、収容定員に応じた書棚付き個別デスク10台、パソコン2台、ロッカー10名分、ミーティングテーブル1台を配置することにより、大学院生が学習活動に専念できる環境を整えることとしている。(説明資料28) ※大学院生の研究室(図面)(案)

2020年3月末に学部校舎の増改築が完了し、学生ロッカー室、売店を移設させて、実習室4を1室(209.16㎡)と学習室1室(57.41㎡)を新設した。講義室、研究室等を含めた施設の利用計画については、本学では、講義室4室、実習室4室、セミナー室8室、学習室1室(旧売店を改修)、図書館のグループ学習室4室、情報処理実習室1室、教員研究室27室、助教室1室、助手室1室、共同研究室1室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、学部長室、会議室、事務室、キャリア支援室、保健管理センター室、学生相談室2室、売店などを整備している。

本研究科は、基礎となる看護学部を設置しているキャンパスに設置することから、既存の校舎等施設を有効的に共用することとしているが、学部と研究科が共用して教育研究を行える環境を整えており、講義室やセミナー室については、授業等で利用する時間が重複することがないように配慮した計画としていることから、学生に不利益が生じることはないものと考えている。(説明資料29) ※学部と大学院の時間割と教室の使用状況

なお、当初計画では、大学院生共同研究室にミーティングテーブルを配置することとしていたが、「手狭である」との審査意見を踏まえて検討した結果、大学院生同士の情報交換やコミュニケーションのためのスペースについては、既に図書館に設置しているグループ学習室4室を利用する。また、修士課程の1年生が主として使用する講義室は、2020年3月に既設の売店を移設して改修した学習室1室(57.41㎡、収容人数約20人)を、修士課程の2年生が主として使用する講義室はセミナー室C(23㎡、収容人数12人)、演習科目は主として実習室4を利用することとする。(説明資料30) ※新設学習室及び図書館グループ学習室図面

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (24～25 ページ)

新	旧
1 1 施設、設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>既設の看護学部看護学科では、教育環境の充実と学生生活の利便性を高めることから、2020年3月末に学部校舎の増改築が完了し、学生ロッカー室、売店を移設させて、実習室4を1室(209.16㎡、収容人数約60人)と学習室1室(57.41㎡、収容人数約20人)を新設した。本学の校舎等施設は、延べ床面積約7,322㎡で、講義室、研究室等を含めた施設の利用計画については、講義室4室、実習室4室、セミナー室8室、学習室1室(旧売店を改修)、図書館のグループ学習室4室、情報処理実習室1室、教員研究室27室、助教室1室、助手室1室、共同研究室1室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、学部長室、会議室、事務室、キャリア支援室、保健管理センター室、学生相談室2室、売店などを整備していることから校舎等施設の利用計画における教育研究上の支障はないものと考えている。今後においても教育研究環境のさらなる充実にむけた継続的整備に努めることとしている。</u> 看護学研究科看護学専攻修士課程は、基礎となる看護学部看護学科を設置しているキャンパスに設置することから、既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、修士課程の設置に伴い、収容定員10人分の大学院生共同研究室1室を設けるとともに、大学院生研究室の設備として、<u>書棚付き個別デスク10台、共用パソコン2台、ロッカー10名分、ミーティングテーブル1台を配備し、大学院生の研究環境の整備を図ることとしている。</u> (資料25)※大学院生の研究室(図面)(案) <u>なお、大学院生同士の情報交換やコミュニケーションのためのスペースについては、既に図書館に設置しているグループ学習室4室を利用する。また、修士課程の1年生が主として使用する講義室は、2020年3月に</u>	1 1 施設、設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>(追加)</u> 本学の校舎等施設は、延べ床面積約6,950㎡で、主要な教室等の内訳としては、講義室4室、セミナー室8室、<u>グループ学習室4室</u>、情報処理実習室1室、<u>実習室3室</u>、教員研究室27室、助教室1室、助手室1室、共同研究室1室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、学部長室、会議室、事務室、キャリア支援室1室、保健管理センター1室、学生相談室2室、売店などを整備していることから、校舎等施設の利用計画における教育研究上の支障はないものと考えている。 <u>(追加)</u> 看護学研究科看護学専攻修士課程は、基礎となる看護学部看護学科を設置しているキャンパスに設置することから、既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、修士課程の設置に伴い、収容定員10人分の大学院生共同研究室1室を設けるとともに、<u>大学院生研究室の設備として、書棚付き個別デスク、共用パソコン、ロッカー、ミーティングテーブルなどを配備し、大学院生の研究環境の整備を図ることとしている。</u> <u>(追加)</u>

<u>既設の売店を移設して改修した学習室 1 室を、修士課程の 2 年生が主として使用する講義室はセミナー室 C（23 m²、収容人数 12 人）、演習科目は主として実習室 4 を利用することとする。（資料 26）※改修図面等及び新校舎図面等</u> <u>（資料 27）※新設学習室及び図書館グループ学習室図面</u> （省略）	<u>（追加資料）</u> （省略）

(説明資料 1)

福岡看護大学 看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）設置計画の概要

□計画概要 ※設置組織、学生定員、開設時期、設置場所
については予定

- * 設置組織：看護学研究科看護学専攻修士課程（2年制）
- * 学生定員：入学定員5名／収容定員10名
- * 開設時期：令和3年4月
- * 設置場所：福岡県福岡市早良区田村二丁目15番1号
- * アクセス：福岡市営地下鉄七隈線賀茂駅1番出口から
徒歩で約10分



□教育研究上の目的

* 看護学研究科では、「多様に発展する医療分野で活躍するための高度で知的な素養を養うことを目的として、看護学の専門知識や能力を基礎として、より高度な看護実践と看護教育活動を行うために、専門知識を応用する能力と課題に対する柔軟な思考力や深い洞察に基づく主体的な行動力を身に付けるための教育を行う。また、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的な資質能力の修得を前提として、**口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、看護の研究活動を遂行する能力を培う教育を行う。**」こととしています。

□養成する人材／人材養成モデル

- * 学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させ、**口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で**、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を養成します。

【人材養成モデルA（現場で指導的・管理的な役割を果たす実践的看護職の人材像）】

- * 看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開発・改善に活かすことのできる実践的な役割を果たす人材を養成します。修了後は、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定されます。

【人材養成モデルB（臨床看護や基礎教育課程の教育現場において指導的役割を果たす看護職の人材像）】

- * 医療看護に関する幅広い知識の理解のもと、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け、看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材を養成します。修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定されます。

□学費等 ※近隣の私立の大学院の学費との比較

* 福岡看護大学大学院

看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）	900,000 円（入学金 20 万円 授業料等 70 万円）
（本学出身者は入学金を半額免除する）	

* 聖マリア学院大学

大学院 看護学研究科 看護学専攻	1,300,000 円（入学金 25 万円 授業料 105 万円）

* 国際医療福祉大学

大学院 保健福祉学研究科 保健医療学専攻	1,400,000 円（入学金 30 万円 授業料 110 万円）

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書(抜粋)(在学生対象)

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（受験希望×進学希望）

福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」又は「受験先の一つとして考える」と回答した福岡看護大学の在学生のうち、看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答した本学在学生は 33 人となっている。

また、学年別では、1 年生 11 人、2 年生 17 人、3 年生 5 人が、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答している。

このような福岡看護大学の看護学部让学生在限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学希望が示されていることから、学生確保においては十分な見通しがあると考えられる。

問 3 × 問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（全体）

No.	カテゴリ	件数／人
1*1	受験を希望する×進学を希望する	12
2*1	受験先の一つとして考える×進学を希望する	21
	合計	33

問 3 × 問 4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（学年別）

No.	カテゴリ	件数／人
—	1 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	11
—	2 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	17
—	3 年生／受験を希望する or 受験先の一つとして考える×進学を希望する	5
	合計	33

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書(抜粋)(看護師等対象)

＜福岡看護大学大学院に関する質問事項＞

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（受験希望×進学希望）

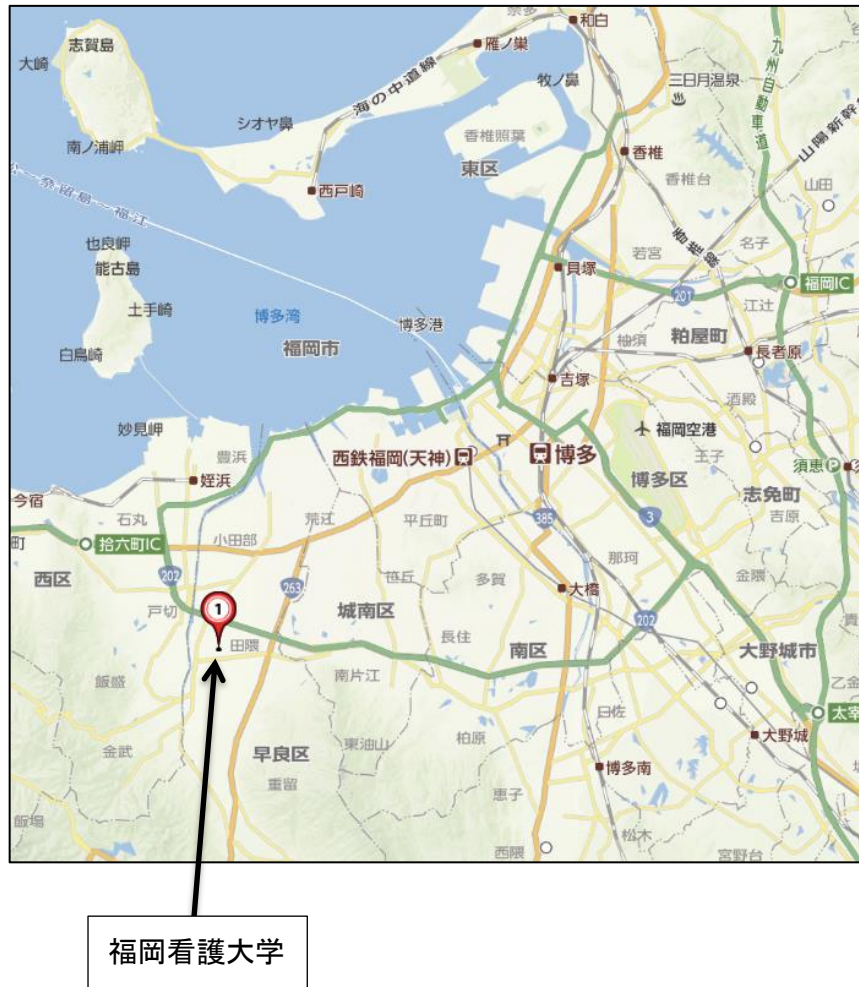
福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程が設置された場合、「受験を希望する」又は「受験先の一つとして考える」と回答した看護有職者のうち、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程に合格した場合、「進学を希望する」と回答した有職者は51人となっている。

このような福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に勤務している一部の有職者に限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程への積極的な進学希望が示されていることから、学生確保においては十分な見通しがあると考えられる。

問3×問4 看護学研究科看護学専攻修士課程への進学希望（全体）

No.	カテゴリ	件数／人
1*1	受験を希望する×進学を希望する	15
2*1	受験先の一つとして考える×進学を希望する	36
	合計	51

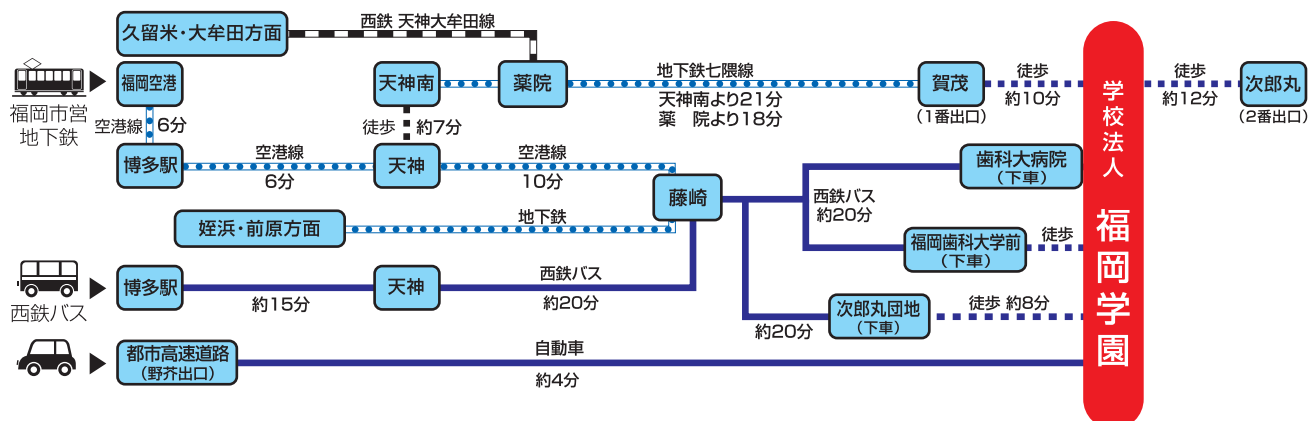
(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



交通のご案内 (主要な経路)



(説明資料 5)

福岡地域の私立看護系大学院の修士課程の定員充足状況

大学院名	修士課程 収容定員数 (人)	2018年度 在籍者数 (人)	2018年度 定員充足率 (%)	2019年度 在籍者数 (人)	2019年度 定員充足率 (%)
日本赤十字九州国際看護大学 大学院看護学専攻	20	22	110	22	110
福岡大学大学院 医学研究科看護学専攻	12	16	133	20	166
純真学園 大学大学院看護学専攻	6 (2019年4月設置)			5	83
平均定員充足率 (%)			121		119

看護学研究科 看護学専攻 修士課程（仮称）の人材需要に関するアンケート調査 （看護部長様、看護専門学校教務部長・教務主任様）

福岡看護大学では、看護基礎教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させ、口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、研究能力を備えた看護職者として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材の養成を目的として、看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）の設置を検討しております。

このアンケート調査は、医療・教育機関等の管理者様のご意見をお聞きし、看護学研究科（仮称）の設置に向けての基礎資料とするものですので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。回答は、別紙の「福岡看護大学看護学研究科（仮称）設置計画の概要」をご覧くださいというので、設問の順に、該当する番号を直接回答欄にご記入ください。

【回答欄】

【貴機関の職種について、お伺いします。】

次の中から、該当する職種を選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 医療関連機関	3 教育関連機関
2 福祉関連施設	4 その他（具体的に

問 1 現在の貴機関における看護実践や看護継続教育の質の向上に貢献できる人材の充足状況について、お尋ねいたします。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 充足している	4 非常に不足している
2 若干不足している	5 わからない
3 不足している	

問 2 あなたは、大学院で看護分野の教育を修めた人材について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 必要性を感じる	3 わからない
2 必要性を感じない	

問 3 あなたは、福岡看護大学大学院の看護学研究科の新設について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 必要性を感じる	3 わからない
2 必要性を感じない	

問 4 あなたは、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用について、どのようにお考えになりますか。

次の中から、一つだけ選んで、回答欄に番号を記入してください。

1 採用したい	4 わからない
2 採用を検討したい	5 その他（具体的に
3 採用は考えない	

看護学研究科看護学専攻修士課程（仮称）に対するご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

これで、アンケートは終わりです。ご多忙中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

<人材需要全般に関する質問事項>

2. 大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性について質問したところ、回答件数 40 件の約 87.50%にあたる 35 件が「必要性を感じる」と回答していることから、大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性の高さがうかがえる。

問2 大学院で看護分野の教育を修めた人材の必要性

No.	カテゴリ	件数／件	全体／%
1	必要性を感じる	35	87.50
2	必要性を感じない	3	7.50
3	わからない	1	2.50
	未回答・不明	1	2.50
	合計	40	100.00

<福岡看護大学大学院に関する質問事項>

3. 看護学研究科の新設の必要性

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、福岡看護大学大学院の看護研究科の新設について質問したところ、回答件数 40 件の約 65.00%にあたる 26 件が「必要性を感じる」と回答しており、福岡看護大学大学院の看護研究科の必要性の高さがうかがえる。

問3 看護学研究科の新設の必要性

No.	カテゴリ	件数／件	全体／%
1	必要性を感じる	26	65.00
2	必要性を感じない	3	7.50
3	わからない	10	25.00
	未回答・不明	1	2.50
	合計	40	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）

<福岡看護大学大学院に関する質問事項>

4. 看護学研究科で学んだ修了生の採用

福岡県を中心に所在している医療機関や教育機関等に対して、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用について質問したところ、回答件数 40 件の約 27.50%にあたる 11 件が「採用したい」と回答しており、回答件数 40 件の約 32.50%にあたる 13 件が「採用を検討したい」と回答していることから、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえる。

このような福岡県を中心に所在する一部の医療機関や教育機関等に限定した調査結果においても、福岡看護大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生への積極的な採用意向が示されていることから、修了後の進路においては十分な見通しがあると考えられる。

問 4 看護学研究科で学んだ修了生の採用

No.	カテゴリ	件数／件	全体／％
1	採用したい	11	27.50
2	採用を検討したい	13	32.50
3	採用は考えない	3	7.50
4	わからない	9	22.50
5	その他	4	10.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	40	100.00

医療機関等の看護部長が回答した自由記述内容(抜粋)

自由記述内容
教育や管理ができる人材が求められています。研究ができる看護実践者が少なくなっているため是非大学院の開設をお願いしたい。
実践的に役割を果たすことができる優秀な修了生を期待します。
臨床実践に研究的な視点に関わることのできる人材の育成教育を望みます。
看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材の育成楽しみにしております。
講義が社会人でも受講しやすい時間帯で計画されると当院職員でも学ばせることができる考える。

福岡県保健医療計画（第 7 次）（抜粋）



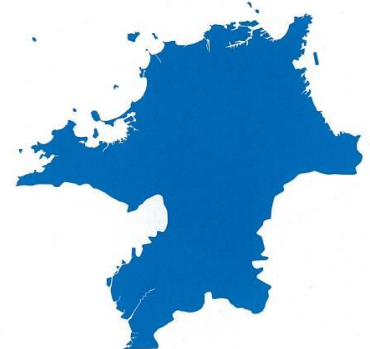
福 岡 県

福岡県保健医療計画

いつでも、どこでも、安心して

必要な保健医療サービスを

受けられる体制を目指して



平成 30(2018)年 3 月

2018 ➡ 2023

平成 30 年度

平成 35 年度

は じ め に

わが国では、少子高齢化が進展し、近い将来、国民の3人に1人が高齢者という社会を迎えます。これに伴い、認知症をはじめ、医療や介護を必要とする高齢者の増加、ひとりまたは夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加が見込まれています。

こうした中、県民の誰もが住みなれた地域で、生涯を通じて心身ともに健康で生活し、いつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスを受けられるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を整備することが求められています。

本県では、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活してよかったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指し、「福岡県総合計画」に基づき総合的に施策を展開しており、「誰もが元気で健康に暮らせること」を大きな柱の一つに位置づけています。

このため、平成29（2017）年3月に「福岡県地域医療構想」を策定し、「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向け、将来の医療需要の変化に対して、地域の実情に応じて、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築するため、病床の機能分化・連携の推進、地域包括ケアシステムの構築を進めているところです。

今回策定いたしました「福岡県保健医療計画（第7次）」においては、「福岡県地域医療構想」で示された将来の医療需要の見通しを踏まえながら、がん、脳卒中、心筋梗塞などの心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5つの疾病と、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の5つの事業および在宅医療について、医療提供体制の確保に関する取り組みを示しています。

策定にあたっては、福岡県医療審議会をはじめ各協議会や委員会などにおいて、大変ご熱心なご議論をいただきました。心から感謝申し上げます。

今後とも、県民の誰もが元気で健康に暮らせるよう、全力で取り組んでまいります。皆さまの一層のご理解とご協力をお願いします。



平成30（2018）年3月

福岡県知事 小川 洋

目 次

目 次.....	I
第 1 章 医療計画に関する基本的事項.....	- 1 -
第 1 節 医療計画策定の趣旨.....	- 1 -
第 2 節 基本理念.....	- 3 -
第 3 節 医療計画の位置づけ.....	- 4 -
第 4 節 医療計画の期間.....	- 6 -
第 2 章 保健医療提供体制の基本的事項.....	- 7 -
第 1 節 保健・医療の現状.....	- 7 -
1 地勢と交通.....	- 7 -
2 人口.....	- 7 -
3 出生.....	- 11 -
4 死亡.....	- 12 -
5 住民の健康状況.....	- 16 -
6 医療提供施設の状況.....	- 18 -
第 2 節 医療関係職種の人材の確保と資質の向上.....	- 21 -
1 医師.....	- 21 -
2 歯科医師.....	- 29 -
3 薬剤師.....	- 31 -
4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）.....	- 32 -
5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士.....	- 41 -
6 診療放射線技師.....	- 42 -
7 臨床検査技師.....	- 42 -
8 歯科技工士.....	- 43 -
9 歯科衛生士.....	- 43 -
10 管理栄養士・栄養士.....	- 44 -
11 介護サービス従事者.....	- 46 -
12 医療ソーシャルワーカー.....	- 48 -
第 3 節 保健医療圏の設定と基準病床数.....	- 49 -
1 保健医療圏の設定.....	- 49 -
2 基準病床数と既存病床数.....	- 54 -

第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築	- 55 -
第1節 医療機関の機能分化・連携の促進	- 55 -
1 かかりつけ医を中心とした地域医療連携	- 56 -
2 公的医療機関等及び独立行政法人医療機関並びに社会医療法人の役割 ...	- 61 -
3 病病連携及び病診連携の推進	- 65 -
第2節 5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築	- 67 -
1 がん	- 67 -
2 脳卒中（脳血管疾患）	- 75 -
3 心筋梗塞等の心血管疾患	- 83 -
4 糖尿病	- 93 -
5 精神疾患	- 99 -
6 救急医療	- 113 -
7 災害時における医療	- 120 -
8 へき地における医療	- 127 -
9 周産期医療	- 138 -
10 小児医療（小児救急医療を含む）	- 145 -
11 在宅医療	- 152 -
第3節 その他医療を提供する体制の確保に対し必要な事項	- 162 -
1 結核・感染症対策	- 162 -
2 臓器移植等対策	- 171 -
3 難病対策	- 174 -
4 小児慢性特定疾病対策	- 177 -
5 アレルギー疾患対策	- 179 -
6 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策	- 180 -
7 歯科保健医療対策	- 184 -
8 血液確保対策	- 189 -
9 医薬品・医療機器関係	- 191 -
第4節 医療の安全の確保	- 196 -
1 医療提供施設の医療の安全管理	- 196 -
2 医療安全支援センター（医療相談支援センター）	- 197 -
第5節 医療情報システムの整備充実	- 200 -
1 ふくおか医療情報ネット	- 200 -
2 精神科救急医療システム	- 201 -
3 福岡県薬局情報ネット	- 201 -
4 診療情報ネットワーク	- 201 -
第6節 外国人が安心して医療を受けられる環境の整備	- 203 -
1 福岡県の訪日・在留外国人の状況について	- 203 -
2 県内医療機関への「外国人の医療環境整備に関する」アンケート調査 ..	- 203 -
3 国の動向	- 203 -
4 県の取り組み	- 204 -

第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

第2節 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制の構築

1 がん

- がん診療連携拠点病院等、専門的ながん診療機能を有する医療機関は、個々のがんの種類や進行に応じた手術療法、放射線療法・薬物療法及び免疫療法またはこれらを効果的に組み合わせた集学的治療等の更なる充実を図ります。
- 在宅で療養を行うがん患者に対し、かかりつけ医を含む在宅療養支援機能を有する医療機関と、訪問看護ステーション、かかりつけ薬局等が連携し、地域の特性に応じた切れ目のない在宅医療を提供します。
- 在宅死亡割合（全死亡者数に占める在宅等でのがん死亡者数の割合）は、人口動態調査において平成 28(2016)年は 16.0%（全国平均 22.2%）となっています。
- 在宅がん患者の緊急時入院病床の確保のため、在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院等と地域の在宅医療機関によるルール作り、福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」の登録活用推進など、急変時のバックアップ体制構築を支援します。
- がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が連携し、全県下で統一された様式、手法による 5 大がん（肺・胃・肝・大腸・乳）及び前立腺がんの「地域連携クリティカルパス」の運用が行われており、この活用、拡大等を推進します。
- がんと診断された時から、治療、在宅医療等の様々な場面において、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が連携することにより、患者とその家族への精神的苦痛に対する心のケアを含めた切れ目のない緩和ケアの提供を進めます。
- 質の高いがん医療の提供、各種がん治療の副作用や合併症の予防・軽減など、患者の生活の質の維持向上を目指し、医科歯科連携による口腔ケアを、周術期等において進めるなど、多職種連携の推進を図ります。
- これらの連携体制を、予防、在宅医療については 13 の二次保健医療圏単位で、専門的な医療等については県内 4 つ（北九州、福岡、筑豊、筑後）のブロック単位で築いていきます。

【今後の方向】

（1）科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- たばこ対策や飲酒・運動等の生活習慣改善の推進を図るとともに、肝炎ウイルス無料検査等の肝炎対策、HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）等の感染予防対策等に取り組みます。

（省略）

2 脳卒中

(省略)

- 脳卒中患者が在宅等の生活の場で療養できるよう、急性期から維持期にかけての地域連携クリティカルパスの活用や、かかりつけ医等の在宅療養支援機能を有する医療機関においては、訪問看護ステーション、かかりつけ薬局等との連携を図り、在宅療養を行う患者に対する外来または訪問による診療、再発予防を行います。また、歯科との連携により、日常生活動作の改善を図るため口腔ケアを推進します。さらに、居宅介護サービス等との連携、調整を図り、最期まで在宅療養を望む患者に対する看取りを行います。
- これらの連携体制を二次保健医療圏単位で行うこととしますが、専門的な医療について十分体制が整っていない二次保健医療圏においては、近接している二次保健医療圏によって補っていきます。

【今後の方向】

(1) 予防

- 健診や保健指導実施率の向上に向けて、保健指導者育成の研修を行うなど、保険者に対する支援を行います。また、福岡県健康増進計画に沿った施策や介護予防事業を推進し、関係団体、市町村と連携した健康づくりを行います。また、症状出現時における対応などの教育や予防啓発を推進します。

(2) 症状出現時における対応などの県民への啓発

- 脳卒中に関しては、できるだけ早く治療を始めることで高い治療効果が見込まれ、さらに後遺症も少なくなります。
本人や家族等周囲にいる者は、脳卒中を疑うような症状が出現した場合には、速やかに専門の医療機関を受診できるよう、救急隊の要請を行うことが重要です。
医療機関等の協力を得ながら、脳卒中の症状や発症時の緊急受診の必要性の周知など、脳卒中に関する知識の県民への啓発を推進します。

《啓発例》

【脳卒中を疑うような症状】

脳卒中では以下のような症状が突然起こります。

- 片方の手足・顔半分の麻痺・しびれが起こる
(手足のみ、顔のみの場合もあります)
- ロレツが回らない、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- 力はあるのに、立てない、歩けない、フラフラする
- 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠ける
- 経験したことのない激しい頭痛がする

(日本脳卒中協会ホームページより引用)

(省略)

第3節 その他医療を提供する体制の確保に対し必要な事項

(省略)

6 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

【現状と課題】

(1) 概 要

○ 今後、高齢化の進展に伴い、フレイル（虚弱）³⁵、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）³⁶の増加が予想されています。また、これらが要因となって転倒に伴う大腿骨頸部骨折³⁷などを引き起こすことが想定されるとともに、口腔機能の低下等による誤嚥性肺炎³⁸の発症といった疾患の増加が予想されています。

○ これら高齢化に伴い増加する疾患等が原因となって要支援・要介護状態に至ることも多く、高齢者の生活機能の維持・向上を図り、介護が必要となるリスクを低下させるために、疾病予防・介護予防など医療・介護が連携した対策を推進していくことが必要です。

(2) 高齢者の健康等に関する状況

○ 日本人の 65 歳以上 79 歳以下の高齢者を対象とした調査では、高齢者の低体重（やせ）（BMI <18.5）は総死亡率に対する危険度が高いことが明らかになっています。また、平成 28(2016)年国民健康・栄養調査によると、75 歳以上の後期高齢者においては、加齢とともに男性女性とも低体重（やせ）の割合が増加傾向にあります。〔図 3-18〕

○ 平成 28(2016)年国民健康・栄養調査によると、65 歳以上の低栄養傾向の者（BMI <20）の割合は、17.9%です。また、性別の割合は、男性 12.8%、女性 22.0%となっており、女性における割合が男性における割合より多くなっています。この 10 年間で見ると男性では増減は少なく、女性では増加していることがわかります。〔図 3-19〕

○ 平成 28(2016)年県民健康づくり調査によると、65 歳以上の低栄養傾向の者（BMI <20）の割合は、平成 23(2011)年は 14.9%だったのが平成 28(2016)年は 15.6%とやや増加傾向にありますが、目標の 24%より少ない傾向にあります。

³⁵ フレイル（虚弱）：フレイルとは、「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」のこと。

³⁶ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：ロコモティブシンドロームとは、骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態。

³⁷ 大腿骨頸部骨折：大腿骨頸部骨折とは、加齢や運動低下にともない骨密度が減少し筋力の低下が起こり、転倒時などにより、大腿骨の足のつけね側にあたる部位が骨折した状態。

³⁸ 誤嚥性肺炎：誤嚥性肺炎とは、本来気管に入ってはいけない物や細菌などが気管に入り（誤嚥）、そのために生じる肺炎。身体機能の低下した要介護者などの誤嚥性肺炎の発症には、口腔内細菌が強く関わっていることも指摘されており、誤嚥性肺炎には口腔機能向上等の口腔ケアが重要とされている。

(省略)

- 平成 28(2016)年県民健康づくり調査では、ロコモティブシンドロームについて「言葉も意味もよく知っていた」「言葉は知っていたが意味はあまり知らなかった」「言葉は聞いたことがあるが意味は知らなかった」者を合計すると、男性が 33.9%、女性が 45.2%であり、その認知度はあまり高いとはいえない状況です。
- 日常生活における歩数の目標を、65 歳以上の男性は 7,000 歩、女性は 6,000 歩としていますが、平成 28(2016)年県民健康づくり調査では、男性では 6,280 歩、女性は 4,960 歩となっています。また、平成 23(2011)年の調査と比べても減少しています。
- 本県の平成 28(2016)年の主要死因は、がん、心疾患、肺炎の順で約半数を占め、肺炎は第 3 位で 10.1%ですが、全国と比較して多い割合となっています。(平成 28(2016)年人口動態調査(厚生労働省))
- 平成 28(2016)年度における本県の 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合は 63.6%であり、平成 23(2011)年度の 50.0%と比べ、歯の喪失状態は改善されています。(厚生労働省「歯科疾患実態調査」)

(3) かかりつけ医、地域連携クリティカルパスの普及

- 日頃の健康管理に関する医学的なアドバイスや初期診療(プライマリ・ケア)の提供など、高齢化に伴い増加する疾病等の予防や早期の診療提供の面からも、かかりつけ医(医師、歯科医師、薬剤師)を持つことは重要です。
- 「大腿骨頸部骨折」では、地域連携クリティカルパスによって、手術を担当する医療機関とリハビリテーションを担当する医療機関との間で、より緊密な医療連携をすることにより早期の離床に繋がることが期待されます。
- 平成 18(2006)年度から「大腿骨頸部骨折」に係る地域連携クリティカルパスが診療報酬の対象となっており、県では、「ふくおか医療情報ネット」などを通じて、地域連携クリティカルパスを導入している医療機関の情報を提供しています。

【今後の方向】

- 高齢化に伴い増加する疾病等を予防する観点から、以下のとおり、心身の機能や口腔機能の維持、栄養・食生活、身体活動・運動や歯と口の健康等に関する生活習慣の改善を推進します。
 - ・ 市町村が住民の生活習慣等の改善と健康増進を目的として行う健康増進事業や、保険者が生活習慣病の発症予防を目的として行う特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け、従事者の質の向上に努めます。

7 歯科保健医療対策

- 高齢化の進行に伴い、要介護者や認知症を有する者等に対する歯科保健医療対策の充実が重要となってきます。高齢者は歯の喪失が進むとともに咀嚼機能も低下することから、歯や口の健康づくりに加えて、食べて飲み込む機能の低下を予防する必要があります。

(5) 連携体制の状況

- 近年、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になること、歯周病患者に糖尿病の発症リスクが高いことなど、口腔の健康が全身の健康と深い関係を有することについて広く指摘されています。
- がん拠点病院（19 か所）における歯科専門職の配置は 14 か所であり、（一社）福岡県歯科医師会が養成したがん医療連携歯科医が所属する医療機関は県内 758 か所となっています。
- 医科と歯科の病院、診療所が連携を図り、疾患の予防、早期発見、効果的な治療へとむすびつけることが重要です。

【今後の方向】

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）」や「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成 25 年福岡県条例第 16 号）」に基づき、県民自らが歯科疾患の予防に向けた取り組みを推進するとともに、ライフステージに応じた歯科疾患の特性に応じて、歯科口腔保健支援センターを中心に推進を図ることとします。

(1) 各ライフステージにおける歯科保健対策

- 乳・幼児期においては歯磨きや食事に関する歯科保健指導を推進するとともに、フッ化物の応用やむし歯の原因菌の親子間感染を防止することで、乳・幼児期のむし歯を効果的に予防できる体制を整備します。
- 乳歯から永久歯へ生え変わる学童期は、子どもが歯や口を通じた健康づくりを意識する重要な時期です。そのため、教育委員会と連携して学校歯科医の協力のもと、教職員や保護者に対して口腔ケアの重要性の理解を深めるための啓発や歯磨き指導と併せた科学的根拠に基づくむし歯の予防法についてフッ化物洗口等の推進を図り、子ども達自らが歯と口の健康づくりに取り組むことを支援します。
- 妊娠期においては食生活やホルモンの変化により、歯と口の健康が乱れやすく



福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）

「歯つぴいすこやか推進計画」

歯と口の健康づくりから

すこやかで心豊かな

生活をめざして



は じ め に

本県では、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活してよかったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指し、「福岡県総合計画」に基づき、総合的に施策を展開しており、「誰もが元気で健康に暮らせること」はその大きな柱の一つです。

昨年からは、県民の皆さんの健康寿命のさらなる延伸を目指して、県民一人一人が改めて自らの健康について考え、具体的な健康づくりを行う「ふくおか健康づくり県民運動」を進めています。



こうした中、歯と口の健康づくりについては、平成26年度からの5年間を計画期間とする「福岡県歯科口腔保健推進計画」に基づき、「自分の歯でおいしく食べることができ、楽しく会話ができる」健やかで心豊かな社会を目指して、歯科口腔保健の推進に取り組んでまいりました。

今回、これまでの施策の成果や課題、社会状況の変化を踏まえ、平成31年度からの5年間を計画期間とする「福岡県歯科口腔保健推進計画（第2次）」を策定しました。

本計画を着実に推進するため、引き続き、関係の皆さまと力を合わせて取り組んでまいります。県民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に当たりご尽力いただきました、福岡県歯科保健医療推進協議会の委員の皆さまをはじめ、関係の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

福岡県知事 小川 洋

目 次

I 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の基本理念	2
4 計画期間	3
5 目指す姿	3
6 目標	3
7 数値目標	4
8 ライフステージにおける歯科保健施策の展開	5

II 各論

1 歯科口腔保健提供体制の現状

(1) 歯科医療従事者の現状	6
(2) 歯科医療従事者の就業状況	9
(3) 歯科医療施設の状況	10
(4) 県及び関係団体の責務と連携	13

2 歯科口腔保健の現状と課題

(1) 正しい知識の普及啓発	15
(2) 生涯にわたる科学的根拠に基づくむし歯予防	16
(3) 歯周疾患の予防	20
(4) 高齢期の歯科口腔保健	23
(5) 障がい者（児）、要介護者への歯科口腔保健	28
(6) <u>歯科口腔保健を担う人材の確保とその育成</u>	34
(7) 離島、へき地における歯科口腔保健の提供体制	37
(8) 災害時における歯科口腔保健の提供体制	40
(9) 調査研究	42
(10) 医科歯科連携	43

3 施策の方向性

(1) 正しい知識の普及啓発	49
(2) 生涯にわたる科学的根拠に基づくむし歯予防	50
(3) 歯周疾患の予防	51
(4) 高齢期の歯科口腔保健	53

(5) 障がい者（児）、要介護者への歯科口腔保健	54
(6) 歯科口腔保健を担う人材の確保とその育成	55
(7) 離島、へき地における歯科口腔保健の提供体制	56
(8) 災害時における歯科口腔保健の提供体制	57
(9) 調査研究	57
(10) 医科歯科連携	58

参考資料

(1) 平成 29 年度市町村歯周疾患検診調査結果	60
(2) 平成 28 年度乳幼児歯科健康診査結果（市町村別）	61
(3) 平成 29 年度学校歯科健康診断結果（保健所管轄別）	63
(4) 平成 29 年度市町村別歯科保健事業実施状況	67
（乳幼児、学童期、妊産婦、成人期、高齢者、心身障がい者（児）、普及啓発等）	
(5) 休日・夜間の歯科保健医療体制表（平成 29 年度）	73
(6) 関係機関一覧（歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等）	74
(7) 歯科口腔保健の推進に関する法律	77
(8) 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例	79
(9) 福岡県歯科保健医療推進協議会設置要綱	81
(10) 福岡県歯科口腔保健推進計画専門部会設置要領	83

○「健診」と「検診」の表記について

- ・「健診」は健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群。
- ・「検診」は疾患自体を確認するための検査群。

以上の考え方より、本計画においては、歯周疾患の有無を確認する検査である歯周疾患検診については「検診」とし、その他の歯科健診については「健診」としています。

(6) 歯科口腔保健を担う人材の確保とその育成

ア 歯科専門職の確保とその育成

- 県内の歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の数は全国と比較しても多く、歯科医師及び歯科衛生士のほとんどは診療所に従事しており、歯科保健対策を展開している行政への配置は少数となっています。高齢化が進展する中、様々な社会情勢を踏まえ、生涯にわたる歯科疾患の予防、早期発見・早期治療、口腔機能の維持・向上等を適切かつ効果的に推進するためには歯科専門職の役割が重要であり、その育成が必要です。
- 質の高い歯科医療を提供するためには、歯科衛生士による診療補助や予防処置、治療に伴う保健指導が常に行われることが重要となっています。
- 高齢化が進展する中、在宅や施設で療養する高齢者も増加し、在宅医療の重要性が増しています。地域において質の高い生活を送るためには、訪問による歯科診療、保健指導、口腔機能の維持・向上を図るための機能訓練等を行う歯科専門職は、チーム医療を担う一員として欠かせない職種となっています。

◆ 歯科専門職の数（人口10万対）（再掲）

	歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士
福岡県	107.3	119.7	28.8
全 国	82.4	97.6	27.3

出典：平成28年度医師・歯科医師・薬剤師調査，衛生行政報告例（厚生労働省）

イ 多職種連携を支える人材育成

- 歯科医療技術が進歩し、歯周病と生活習慣病等の全身疾患との関係等が明確にされるに従って、県民の歯科保健医療に関するニーズも多様化しています。これらのニーズに対応し、総合的に歯科口腔保健を充実していくためには、歯科専門職と、医師、看護師、保健師等の職種との連携が必要です。
- また、食習慣や生活習慣と合わせた効果的な歯科口腔保健の推進のためには、歯科衛生士と保健師や栄養士等の職種が連携し、きめ細かな歯科保健サービスを提供することが大切です。
- 本県では、地域における在宅医療を提供するために、各郡市区医師会単位で地域リーダーを育成し、多職種による在宅チーム医療を推進しており、歯科医師、歯科衛生士等は重要なチームの一員となっています。それぞれの地域で、かかりつけ医、訪問看護師、訪問薬剤師や、ケアマネージャー等の介護職との更なる連携を図る必要があります。

① 医師

- 歯周病と生活習慣病との関連が明らかになる中、医科歯科連携の重要性が増しています。また周術期等の口腔機能管理を推進する上でも更なる医科歯科連携が必要となっています。地域におけるかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮するためにも、病院と歯科診療所との病診連携や医科と歯科の診療所間の連携を図る必要があります。

② 看護職員（保健師・看護師）

<保健師>

- 市町村の保健師は、地域の歯科医師会等と連携し、住民の歯科口腔保健事業を実施するという重要な役割を担っています。このため、歯科口腔と全身疾患の関連性を理解し、住民に対する歯科口腔に関するきめ細かな保健指導を行うことが求められます。
- 産業分野における保健師は、産業医とともに従業員の健康管理に従事しています。成人期における歯科疾患の予防が生活習慣病の予防につながることから、歯科健診や歯科保健指導の機会を確保するよう取り組む必要があります。

<看護師>

- 医科歯科連携を進める中で、看護の領域も拡大し、その内容も多様化しています。保健・医療・介護サービスの施策を推進するうえで、中核的な担い手となる看護職員を育成・確保する必要があります。
- 医療ニーズが高い在宅療養者や施設入所者が増える中で、地域における訪問看護や介護施設における看護を充実していかなければなりません。そのためには、生活習慣病予防対策や重症化防止等を図るうえで、口腔機能や歯科疾患に関する知識をもった看護職員の確保とその質の向上は重要です。

③ 薬剤師

- 在宅医療を行ううえで、居宅等における調剤業務の一部の行為が可能です。薬剤師も地域におけるチーム医療の一員として他の職種と連携を図る必要があります。
- 生涯にわたって科学的根拠に基づくむし歯予防を推進するためには、正しい情報を提供するとともに、技術的支援を行う必要性があります。

④ コメディカル（管理栄養士・栄養士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士）

<管理栄養士・栄養士>

- 管理栄養士及び栄養士は、行政、医療機関、福祉施設など就業の場に応じ、健康の保持増進等に必要な栄養管理、健康づくり、介護予防等の業務を行っています。
- 在宅医療の推進を図るため、地域において他の医療関係職種とチームを構成し、栄養管理や療養支援を、個々の患者の自立度や病態に応じて適切に実施しています。

<言語聴覚士・作業療法士・理学療法士>

- 在宅療養を支援し、生活の質を高めるため、口腔機能の維持・向上は重要です。摂食・嚥下機能の回復が栄養改善や運動機能の改善に密接に関連していることから、歯科医療関係者と言語聴覚士、作業療法士、理学療法士との連携がますます重要となっています。

履修モデル A～D

□履修モデルA

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者としての能力を育成することを目指すモデルである。

修了後の進路としては、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2					4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4		看護教育特論		4		16
	看護倫理特論		4		看護管理特論		4		
看護領域科目	看護援助特論		4						6
					看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究						8		
合計単位数		4		14		2		16	36

必修

□履修モデルB

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人材を育成することを目指すモデル。

修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2					4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4						12
	看護情報特論		4		看護教育特論		4		
看護領域科目	高齢者看護特論		4						6
					看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究						8		
合計単位数		4		14		2		12	32

必修

長期履修モデル

□履修モデルC

研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者としての能力を育成することを目指すモデルである。

修了後の進路としては、現場での総合的な看護マネジメントを担う看護指導者や看護管理者として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		3年前期		3年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2									4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4		看護教育特論		4						16
	看護倫理特論		4		看護管理特論		4						
看護領域科目					看護援助特論		4						6
									看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2											10
	看護特別研究										8		
合計単位数		4		10				12		2		8	36

必修

□履修モデルD

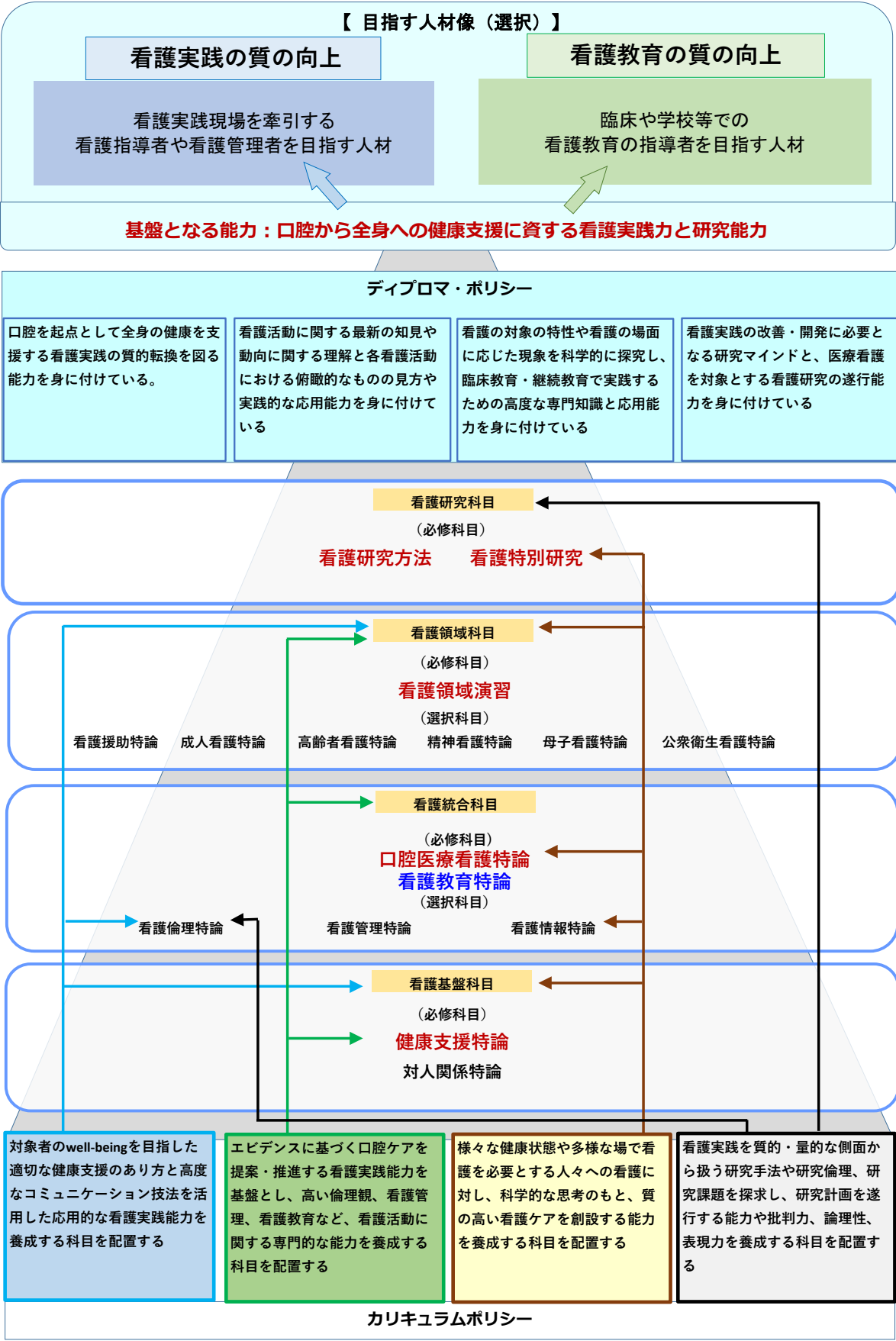
研究能力と口腔から全身への健康支援に資する看護実践力を備えた上で、臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人材を育成することを目指すモデル。

修了後は、医療機関等における人材育成のための継続教育や生涯教育の推進、看護師を目指す実習生に対する臨地実習指導、看護基礎教育機関等において看護教育・人材育成に携わることが想定される。

学年 科目区分	1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		3年前期		3年後期		合計 単位数
看護基盤科目	健康支援特論	2	対人関係論	2									4
看護統合科目	口腔医療看護特論		4										12
	看護情報特論		4		看護教育特論		4						
看護領域科目					高齢者看護特論		4						6
									看護領域演習	2			
看護研究科目	看護研究方法	2											10
	看護特別研究										8		
合計単位数		4		10				8		2		8	32

必修

人材育成に向けた教育課程の全体像



カリキュラムポリシーと各科目の関係

選択を必修
科目へ変更

関係する

目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルA）

【看護実践の質の向上を目指す人材像】

看護実践現場を牽引する看護指導者や看護管理者を目指し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力を身に付けて、看護実践に関する諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の開

科目区分	人材像に対応する科目名	配当年次	必修	選択	修得する能力の概要
看護研究科目	看護特別研究	1通 2通	○		研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。
	看護研究方法	1前	○		看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。
看護領域科目	看護領域演習	2前	○		臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。
	看護援助特論	1通		○	看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の過程についての理解を深めるとともに、適切な看護を実践するためのフィジカルアセスメントを基盤とした思考と実践の重要性について理解を深める。
看護統合科目	看護管理特論	2通		○	看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めるとともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。
	看護倫理特論	1通		○	看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。
	看護教育特論	2通	○		指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。
	口腔医療看護特論	1通	○		口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活（well-being）の向上につながることを理解を深める。
看護基盤科目	対人関係特論	1後	○		看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。
	健康支援特論	1前	○		生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。

看護教育特論の科目を追加 選択科目が必修科目へ変更

目指す人材像（キャリアパス）に応じた科目と修得する能力（モデルB）

【看護教育の質の向上を目指す人材像】

臨床や学校等での看護教育の指導的役割を担う人を目指し、医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付け、看護実践・看護教育に関する事象を学術的に調査研究し、その成果を看護教育の実践・充実に活かすことのできる指導的な役割を果たす人材

科目区分	人材像に対応する科目名	配当年次	必修	選択	修得する能力の概要
看護研究科目	看護特別研究	1通 2通	○		研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制をとるものであり、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。
	看護研究方法	1前	○		看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。
看護領域科目	看護領域演習	2前	○		臨床現場をはじめとする看護実践の諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、過去の研究結果を俯瞰する文献レビューや資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。
	高齢者看護特論	1通		○	高齢者の日常生活の中で多くみられる代表的な障害を取り上げて考察することにより、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や病状の把握の仕方や看護の方法についての理解を深める。
看護統合科目	看護教育特論	2通	○		指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、看護職者に対する継続教育のあり方についての理解を深める。
	看護情報特論	1通		○	社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。
	口腔医療看護特論	1通	○		口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活（well-being）の向上につながることを理解を深める。
看護基盤科目	対人関係特論	1後	○		看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。
	健康支援特論	1前	○		生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。

選択科目が必修科目へ変更

ディプロマポリシーと各科目の関係

区分	科目名	単位数	ディプロマポリシー			
			1	2	3	4
			に 付 け て い る 。 質 的 転 換 を 図 る 能 力 を 支 援 す	口 腔 を 起 点 と し て 全 身 の 健 康 を 支 援 す	身 的 に な す 付 け の 理 解 と 関 連 を 確 立 す る 。や 実 践 的 な 応 用 能 力 を 養 育 す	知 識 と 教 育 に 対 し て 高 い 専 門 性 を 有 す る 。た だ し 、 臨 床 に あ つ き 、 専 門 的 な 知 識 と 技 術 を 修 得 す る 。看 護 の 実 践 に あ つ き 、 専 門 性 を 有 す る 。研 究 の 遂 行 に あ つ き 、 専 門 性 を 有 す る 。マ ス タ ー の 実 践 的 能 力 を 開 発 す る 。看 護 の 研 究 の 遂 行 に あ つ き 、 専 門 性 を 有 す る 。
看護基盤 科目	健康支援特論	2				
	対人関係特論	2				
看護統合 科目	口腔医療看護特論	4				
	看護教育特論	4				
	選択)看護倫理特論	4				
	選択)看護管理特論	4				
	選択)看護情報特論	4				
看護領域 科目	選択)看護援助特論	4				
	選択)成人看護特論	4				
	選択)高齢者看護特論	4				
	選択)精神看護特論	4				
	選択)母子看護特論	4				
	選択)公衆衛生看護特論	4				
	看護領域演習	2				
看護研究 科目	看護研究方法	2				
	看護特別研究	8				

選択を必修科目へ変更



非常に関係する



関係する

学年別の教育課程表 (福岡看護大学看護学研究科看護学専攻)

[illegible]

科目名	看護領域演習					時間数	30 時間		
学年	2	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	演習	開講期	前期
評価責任者	宮園真美								
担当教員名	宮園真美, 岩本利恵, 中島富有子, 青木久恵, 永田華千代								
【授業の概要】	臨床現場をはじめとする看護実践や看護教育などの諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、具体的な事例に関する文献購読や資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。 また、講義科目において修得した専門知識の有用性について、模擬的な場面設定による体験型学習により実践的に学修するとともに、口腔ケアを含む模擬学習の結果分析や課題検討を通して、看護実践や看護教育の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から検証することにより、応用的な実践能力を高める。								
【到達目標】	1. 看護実践や看護教育における具体的な事例を取り上げ、文献検討や事例検討を行い、看護実践の質を向上させるための自己の考えを発展させ課題を明確にできる。 2. 看護実践の中で見出した看護の課題について、文献検討、ディスカッションを通して問題解決の方法について説明できる。 3. 口腔から全身の健康を目指す看護を発展させ、看護実践や看護教育場面での有効的な介入について実務的な側面から追究する。 4. 各領域の、口腔アセスメントを含むシミュレーションを通して、応用的な看護実践を追及できる。								
【授業の方法】	講義を中心に、学生がプレゼンテーション、ディスカッションを行い、学びを深め、レポートにまとめる。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☑ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☑ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☑ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 □ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	各課題に関するプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容にリンクさせた学習を行う。各テーマに関して、論理的に論じられるよう、参考文献等で準備をする。事後は、学びをレポートにまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、授業中の積極的かつ効果的な発言と態度 20%								
【教科書】	必要時に文献・資料等を提示する								
【参考図書】	必要時に文献・資料等を提示する								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代	ユニット1：高齢者看護の現状理解と実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：我が国の高齢者看護の現状を踏まえて、模擬的な場面設定による体験型学習により高齢者看護を実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）現代社会や高齢者を取り巻く医療の変化を踏まえ、高齢者の口腔ケアを含む看護健康課題および介入について先行研究結果を俯瞰する文献や討論を通して自分の考えを説明できる。 2）循環器病を持ちながら地域で生活する高齢者への看護介入方法について展開事例、ディスカッションの中で、 応用的な看護実践能力を追究し、説明することができる。 (方法：講義、討議、演習)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
4 ・ 5 ・ 6	岩本利恵 ・ 中島富子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美	ユニット2：慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の全人的看護課題と口腔に関する課題を理解し、模擬的な場面設定による体験型学習により慢性疾患、難病をもつ対象者への看護を実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の事例を通して、全人的看護課題と口腔に関する課題について先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の看護シミュレーションを実施し、全人的看護課題および口腔に関する課題と介入について、先行研究、ディスカッションを通して、 応用的な看護実践能力を追究し説明することができる。 (方法：事例検討、グループ討議、シミュレーション、全体討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7 ・ 8 ・ 9	中島富子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵	ユニット3：精神疾患を持つ対象の口腔ケアを含む看護課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：現代社会における精神医療の変化の現状を踏まえ、模擬的な場面設定による体験型学習により精神疾患を持つ対象の口腔ケアを含む看護課題と介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）現代社会や精神医療の変化を踏まえ、精神疾患を持つ対象の口腔ケアを含む看護課題について、先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）精神疾患を持つ対象の口腔ケアを含む看護課題解決に向けた看護師教育や多職種連携を含む対策について、先行研究、ディスカッションを通して、実務的、多面的に分析し述べるができる。 (方法：講義、討議、演習)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
10 ・ 11 ・ 12	青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富子	ユニット4：口腔アセスメントシミュレーションによる実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：文献等による学習とシミュレーションによる体験型学習により対象の看護課題および介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）自身の事前学習にもとに口腔アセスメントシミュレーションを実施し、シミュレーションを経験して初めて学習できる内容について具体的に説明できる。 2）看護教育におけるシミュレーションの有効な活用方法について討議し、自身の看護教育方法 における応用的な実践能力を追究し 展開できる。 (方法：講義、討議、演習)	口腔アセスメントについて、文献や書籍を活用し、口腔アセスメントが実践できる自己演習を行っておく。	授業における討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
13 ・ 14 ・ 15	永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富子 ・ 青木久恵	ユニット5：女性のライフサイクルを通しての口腔ケアを含む看護課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：非妊娠時、産褥期および高齢期に至るまでの口腔を含む看護健康課題および介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）妊娠期、産褥期、高齢期の特徴を踏まえ対象の口腔ケアを含む看護課題について、先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）女性のライフサイクルを通しての口腔ケアを事例/事象を活用して、エビデンスに基づく看護ケアについて先行研究、ディスカッションを通して、 応用的な看護実践能力を追究し説明することができる。 (方法：講義、討議、演習)	テキストを読む 各期の口腔ケアの必要性について調べる	リアクションペーパーにまとめる 非妊時から、産褥期、高齢期の口腔ケアの必要性を整理する。

(旧)

科目名	看護領域演習					時間数	30 時間		
学年	2	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	演習	開講期	前期
評価責任者	宮園真美								
担当教員名	宮園真美, 岩本利恵, 中島富有子, 青木久恵, 永田華千代								
【授業の概要】	臨床現場をはじめとする看護実践や看護教育などの諸課題に関する具体的な事例を取り上げて考察することにより、課題発見能力や問題解決能力の向上を図るとともに、具体的な事例に関する文献購読や資料分析から発表や討論などを繰り返し行うことにより、自己の考えを展開することについて学修する。 また、講義科目において修得した専門知識の有用性について、模擬的な場面設定による体験型学習により実践的に学修するとともに、口腔ケアを含む模擬学習の結果分析や課題検討を通して、看護実践や看護教育の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から検証することにより、応用的な実践能力を高める。								
【到達目標】	1. 看護実践の中で見出した看護の課題について、文献検討や事例検討を行い、看護実践の質を向上させるための課題発見や問題解決を通して自己の考えを発展させ、看護介入について追求する。 2. 各領域における口腔アセスメントを含むシミュレーションや模擬的な場面設定を通して、文献等を用いながら看護実践や看護教育の有効的なあり方について、実務的・多面的な側面から理解する。								
【授業の方法】	講義を中心に、学生がプレゼンテーション、ディスカッションを行い、学びを深め、レポートにまとめる。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☒ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な应用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と应用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	各課題に関するプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容にリンクさせた学習を行う。各テーマに関して、論理的に論じられるよう、参考文献等で準備をする。事後は、学びをレポートにまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、授業中の積極的かつ効果的な発言と態度 20%								
【教科書】	必要時に文献・資料等を提示する								
【参考図書】	必要時に文献・資料等を提示する								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富有子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代	ユニット1：高齢者看護の現状理解と実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：我が国の高齢者看護の現状を踏まえて、模擬的な場面設定による体験型学習により高齢者看護を実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）現代社会や高齢者を取り巻く医療の変化を踏まえ、高齢者の口腔ケアを含む看護健康課題および介入について先行研究結果を俯瞰する文献や討論を通して自分の考えを説明できる。 2）循環器病を持ちながら地域で生活する高齢者への看護介入方法について展開事例、ディスカッションの中で、実務的、多面的に分析し述べることができる。 (方法：講義、討議、演習)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
4 ・ 5 ・ 6	岩本利恵 ・ 中島富有子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美	ユニット2：慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の全人的看護課題と口腔に関する課題を理解し、模擬的な場面設定による体験型学習により慢性疾患、難病をもつ対象者への看護を実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の事例を通して、全人的看護課題と口腔に関する課題について先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）慢性疾患、難病をもつ対象者および家族の看護シミュレーションを実施し、全人的看護課題および口腔に関する課題と介入について、先行研究、ディスカッションを通して、実務的、多面的に分析し述べることができる。 (方法：事例検討、グループ討議、シミュレーション、全体討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7 ・ 8 ・ 9	中島富有子 ・ 青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵	ユニット3：精神疾患を持つ対象者の口腔ケアを含む看護課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：現代社会における精神医療の変化の現状を踏まえ、模擬的な場面設定による体験型学習により精神疾患を持つ対象者の口腔ケアを含む看護課題と介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）現代社会や精神医療の変化を踏まえ、精神疾患を持つ対象者の口腔ケアを含む看護課題について、先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）精神疾患を持つ対象者の口腔ケアを含む看護課題解決に向けた看護師教育や多職種連携を含む対策について、先行研究、ディスカッションを通して、実務的、多面的に分析し述べることができる。 (方法：講義、討議、演習)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
10 ・ 11 ・ 12	青木久恵 ・ 永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富有子	ユニット4：口腔アセスメントシミュレーションによる実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：文献等による学習とシミュレーションによる体験型学習により対象の看護課題および介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）自身の事前学習にもとに口腔アセスメントシミュレーションを実施し、シミュレーションを経験して初めて学習できる内容について具体的に説明できる。 2）看護教育におけるシミュレーションの有効な活用方法について討議し、自身の看護教育方法を実務的、多面的に分析し展開できる。 (方法：講義、討議、演習)	口腔アセスメントについて、文献や書籍を活用し、口腔アセスメントが実践できる自己演習を行っておく。	授業における討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
13 ・ 14 ・ 15	永田華千代 ・ 宮園真美 ・ 岩本利恵 ・ 中島富有子 ・ 青木久恵	ユニット5：女性のライフサイクルを通しての口腔ケアを含む看護課題を踏まえた実践的、応用的看護の展開と検証 G I O：非妊娠時、産褥期および高齢期に至るまでの口腔を含む看護健康課題および介入について実務的、多面的側面から検証する。 S B O s： 1）妊娠時、産褥期、高齢期の特徴を踏まえ対象の口腔ケアを含む看護課題について、先行研究結果を俯瞰する文献や討論をもとに自分の考えを説明できる。 2）女性のライフサイクルを通しての口腔ケアを事例/事象を活用して、エビデンスに基づく看護ケアについて先行研究、ディスカッションを通して、実務的、多面的に分析し述べることができる。 (方法：講義、討議、演習)	テキストを読む各期の口腔ケアの必要性について調べる	リアクションペーパーにまとめる 非妊時から、産褥期、高齢期の口腔ケアの必要性を整理する。

科目名	対人関係特論					時間数	30 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	後期
評価責任者	窪田恵子								
担当教員名	窪田恵子, 青木久恵, 中島富有子								
【授業の概要】	看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。								
【到達目標】	1. 看護実践の基盤となる人間関係理論や人間関係技法を基に概観し、患者や家族、専門職連携における人間関係を発展させる方法について探求する。 2. 患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について、その実態と改善方法について探求する。 3. 患者とのコミュニケーションに対する課題について、リフレクションを通して考察し、援助的人間関係の構築に向けた自己教育力を育成する方法について探求する。								
【授業の方法】	講義、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、看護の対象者や保健・医療・福祉等の関係者との人間関係形成に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	適宜、文献・資料を配布する。								
【参考図書】	1. ミルトン・メイヤロフ著田村真・向野宣之訳；ケアの本質—生きることの意味—、ゆみる出版。 2. H. E. PEPLAU著、南裕子他5名；ペプロウ人間関係の看護論、医学書院、2006。 3. World Health Organization (2010) Framework for action on interprofessional education and collaborative practice. (https://www.who.int/hrh/resources/framework_action/en/) accessed 2020/ 08/ 05 4. 田村由美著：新しいチーム医療 改訂版 — 看護とインタープロフェッショナル・ワーク入門、看護の科学社、2018。 5. 藤井博之：臨床現場でIPを実践し学ぶ（ラーニングシリーズ IP(インタープロフェッショナル)/保健・医療・福祉専門職の連携教育・実践）、協同医書出版社、2018。 6. 松尾太加志：コミュニケーションの心理学—認知心理学・社会心理学・認知工学からのアプローチ、ナカニシヤ出版、1999。								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	窪田恵子	ユニット1：人間関係形成過程 G I O：看護における人間関係形成過程について応用的実践に向けて説明できる。 S B O s： 1) 看護実践の基盤となるコミュニケーション技法について説明できる。 2) 人間関係理論を精読し、主要概念、理論の限界について説明できる。 3) 看護実践を振り返り、人間関係理論に関する書籍・文献を精読し、議論を通して応用的な人間関係形成過程の課題を明らかにする。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマ(コミュニケーション技法・人間関係理論など)に即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
4 ・ 5	窪田恵子	ユニット2：人間関係理論の実践への活用 G I O：人間関係理論の実践への活用について説明できる。 S B O s： 1) 患者や家族、専門職連携における対人関係を振り返り、気になる事例について人間関係理論をもとに分析し課題を明らかにする。 2) 看護理論の実践への活用と限界について討議・提案することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
6 ・ 7	中島富子	ユニット3：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安 G I O：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について課題を明らかにする。 S B O s： 1) コミュニケーション障害となる対人不安の形成過程について自分の考えを述べることができる。 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が援助的人間関係に及ぼす影響について探求する。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
8 ・ 9 ・ 10	中島富子	ユニット4：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法 G I O：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について説明できる。 S B O s： 1) 対人不安の改善方法について、先行研究をもとに議論を通して課題を明らかにする。 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について討議・提案できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15	青木久恵	ユニット5：患者との援助的人間関係の構築に関する経験学習 G I O：リフレクションを通して、自己の課題について討論を重ね、課題を明らかにできる。 S B O s： 1) 経験学習に基づき、患者との援助的人間関係の構築に関する失敗経験について、リフレクションを通して自己の課題に関して討論し、説明することができる。 2) 患者との援助的人間関係における自己の課題について自身の考えを述べることができる。 3) 患者との援助的人間関係の構築に関する自己の改善策・支援法について討議し、応用的実践に向けて課題を明らかにできる。 (方法：講義、演習、討議)	自己の教育経験を振り返り、授業で取り上げるテーマに即して、関連する文献、書籍を読み、①自身の考えをまとめる、②他者と討議できるよう準備を行う。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

(旧)

科目名	対人関係特論					時間数	30 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	後期
評価責任者	窪田恵子								
担当教員名	窪田恵子, 青木久恵, 中島富有子								
【授業の概要】	看護の対象となる人々との人間関係の特徴について理解を深めるとともに、患者やその家族との信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する知識や技法についての理解を深める。								
【到達目標】	1. 看護実践の基盤となる人と人との相互作用について、人間関係理論や人間関係技法を基に概観し、人間関係を発展させるコミュニケーションのあり方について説明できる。 2. 患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について、その実態と改善方法について考察できる。 3. 患者とのコミュニケーションに対する課題について、リフレクションを通して考察し、援助的人間関係の構築に向けた自己教育力を育成する方法について理解を深める。								
【授業の方法】	講義、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、看護の対象者や保健・医療・福祉党（など？）の関係者との人間関係形成に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	適宜、文献・資料を配布する。								
【参考図書】	1. ミルトン・メイヤロフ著田村真・向野宣之訳；ケアの本質—生きることの意味—，ゆるみ出版 2. H. E. PEPLAU著，南裕子他5名；ペプロウ人間関係の看護論，医学書院，2006 3. アン・マリナー・トメイ，マーサ・レイラ・アリグッド著，都留伸子監訳；看護理論家とその業績 第3版，2007 4. ジュリア・B・ジョージ編，南裕子他名訳；看護理論集，日本看護協会出版会，2006								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	窪田恵子	ユニット1：人間関係形成過程 G I O：看護における人間関係形成過程について理解を深める。 S B O s： 1) 看護実践の基盤となるコミュニケーション技法について説明できる。 2) 人間関係理論を精読し、主要概念、理論の限界について説明できる。 3) 看護実践において人間関係理論を用いた研究論文を精読し、討議・説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマ(コミュニケーション技法・人間関係理論など)に即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
4 ・ 5	窪田恵子	ユニット2：人間関係理論の実践への活用 G I O：人間関係理論の実践への活用について理解を深める。 S B O s： 1) 患者や家族との対人関係を振り返り、気になる事例について人間関係理論をもとに記述・分析・説明できる。 2) 看護理論の実践への活用と限界について討議し、自己の考えをまとめることができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
6 ・ 7	中島富有子	ユニット3：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安 G I O：患者や家族との援助的人間関係構築に影響を及ぼす対人不安について理解を深める。 S B O s： 1) コミュニケーション障害となる対人不安の形成過程について説明できる。 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が援助的人間関係に及ぼす影響について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
8 ・ 9 ・ 10	中島富有子	ユニット4：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法 G I O：対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について理解を深める。 S B O s： 1) 対人不安の改善方法について、先行研究をもとに考察できる。 2) 患者や家族、看護師が抱く対人不安が影響する援助的対人関係の改善方法について討議、説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15	青木久恵	ユニット5：患者との援助的人間関係の構築に関する経験学習 G I O：リフレクションを通して、自己の課題について討議を重ね、考察を深めることができる。 S B O s： 1) 経験学習に基づき、患者との援助的人間関係の構築に関する失敗経験について、リフレクションを通して自己の課題に関して討議し、考察することができる。 2) 患者との援助的人間関係における自己の課題について自身の考えを述べるができる。 3) 患者との援助的人間関係の構築に関する自己の改善策・支援法について討議し、考察を深めることができる。 (方法：講義、演習、討議)	自己の教育経験を振り返り、授業で取り上げるテーマに即して、関連する文献、書籍を読み、①自身の考えをまとめる、②他者と討議できるよう準備を行う。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

科目名	健康支援特論					時間数	30 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	前期
評価責任者	岡田賢司								
担当教員名	岡田賢司, 橋木晶子, 角森輝美, 晴佐久悟								
【授業の概要】	生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。								
【到達目標】	1. 対象者に関する医学的知識、well-beingを基盤として健康支援のあり方を 探求する 。 2. 感染症に関する医学的知識を基盤として健康支援のあり方を 探求する 。 3. 医学的知識を統合した地域の健康づくりと、生活者の視点に立ったQOL向上を目指す取り組みについて 探求する 。 4. 口腔を含む医学的知識を統合した健康支援の方法を 探求する 。								
【授業の方法】	講義を受け、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-beingを基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☒ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☐ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、健康支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	1. 水田祥代・窪田恵子監修 「授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！看護で教える最新口腔ケア」、大道学館出版部、福岡 2. ヘルスプロモーションWHO:バンコク憲章21世紀の健康戦略シリーズ:島内憲夫（訳） 3. 国民衛生の動向；一般財団法人厚生労働統計協会								
【参考図書】	1. 一般社団法人口腔ケア学会編集「口腔ケア基礎知識」、永末書店、京都市 2. Hasuie A, Iguchi S, Suzuki D, et al: Systematic review and assessment of systematic reviews examining the effect of periodontal treatment on glycemic control in patients with diabetes. Med Oral Patol Oral Cir Bucal. 22(2), e167-e176, 2017. 3. Feigin & Cherry ed: Textbook of Pediatric Infectious Diseases 6th ed 4. Plotkin's Vaccines 7th ed 5. 実践ヘルスプロモーション著:ローレンス. W. グリーン. /マーシャルW. クロイター訳:神馬 征峰 医学書院								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援1 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s：循環器疾患の診断・治療、治癒と Q O L を維持向上させる療養生活を支援する看護について意見を述べることができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめる	リアクションペーパーにまとめる。
2	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援2 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s：循環器疾患と日常生活健康支援に関する文献を読み、批判的に評価し、討議できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめる	リアクションペーパーにまとめる。
3	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援3 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s： 1) 循環器疾患の診断・治療、治癒と well-being を維持向上させる療養生活を支援する方法について意見を述べる。 2) 循環器疾患と日常生活健康支援に関する文献を読み、well-beingを支える医療や看護のあり方の課題を明らかにできる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめる	リアクションペーパーにまとめる。
4	樗木晶子	ユニット2：循環器疾患と口腔健康支援1 G I O：循環器疾患を持つ対象の口腔の健康を通して対象のQ O L を維持向上させる健康支援について説明できる。 S B O s：口腔の健康と循環器病の関連について説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、文献を読み、討論できるように意見をまとめる	ユニット1での学びを基にレポートにまとめる
5	樗木晶子	ユニット2：循環器疾患と口腔健康支援2 G I O：循環器疾患を持つ対象の口腔の健康を通して対象のQ O L を維持向上させる健康支援について説明できる。 S B O s：循環器疾患と口腔に関連した日常生活健康支援に関する文献を読み、批判的に評価し、討議できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、文献を読み、討論できるように意見をまとめる	ユニット1での学びを基にレポートにまとめる
6	岡田賢司	ユニット3：感染症の制御 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s： 1) 消毒・滅菌・無菌操作、手指衛生と感染症対策・制御について文献をもとに考察できる。 2) 医療関連感染の制御策を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめる	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7	岡田賢司	ユニット4：成人・高齢者の感染症 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s： 1) 最新の成人の感染症を例に挙げ、感染兆候、経過、薬物治療、医療処置について文献をもとに解説できる。 2) 高齢者、がん患者、糖尿病などの慢性疾患患者の感染症の特徴・予防方法について討論できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめる	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
8	岡田賢司	ユニット5：小児の感染症・免疫 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s： 1) 小児の感染症を例に挙げ、感染兆候、経過、薬物治療、医療処置について文献をもとに解説できる。 2) 母子感染症、学校保健安全法での感染症の特徴について説明できる。 3) 感染症と宿主の免疫・アレルギーとの関係について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめる	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
9	岡田賢司	ユニット6：感染症の予防 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について説明できる。 S B O s： 1) 小児の予防接種と副反応について、文献を元に医療的課題について討議できる。 2) WHOが提唱している生涯を通しての予防接種(Life course immunization)の考え方について討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
10・11	角森輝美	ユニット7：地域の健康づくり1 G I O：地域での健康支援実践と住民が抱えるニーズについて討議し、健康支援を支える社会保険制度の課題について説明できる。 S B O s： 1) 地域における健康づくりの事例を通して、住民の生活を支える社会保障制度を説明し、健康支援を支える社会保険制度の課題について考えをまとめることができる。 2) 社会保障制度の課題を含め、地域での健康づくり活動とその支援策について意見をまとめ、考察できる。 (方法：講義・論文抄読・討議)	テキスト・テーマに即した文献を読む	リアクションペーパーにまとめる
12	角森輝美	ユニット7：地域の健康づくり2 G I O：医学的知識を統合した地域における口腔保健の推進を目的とした多職種との連携について説明できる。 S B O s： 1) 地域の口腔歯科保健の向上と多職種連携の重要性について、文献をもとに考察できる。 2) 地域の口腔歯科保健計画の文献を読み、討議を通して自分の考えをまとめることができる。 (方法：講義・討議)	テキスト・テーマに即した文献を読む	リアクションペーパーにまとめる
13	晴佐久悟	ユニット8：歯周病が全身の健康に影響を及ぼすというエビデンス G I O：歯周病が全身の健康に影響を及ぼすというエビデンスについて説明できる。 S B O s： 1) 歯周病の疫学について説明できる。 2) 歯周病発生のメカニズムを説明できる。 3) 歯周病が全身の健康、Q O Lに影響を与えると報告されているシステムティックレビューを読み、内容を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14	晴佐久悟	ユニット9：エビデンスに基づいた口腔ケア1 G I O：エビデンスに基づいた最新の器質的口腔ケア、機能的口腔ケア支援法について説明できる。 S B O s： 1) 口腔ケアに関する最新の書籍、研究論文を検索し、入手することができる。 2) 口腔ケアに関する最新の書籍、研究論文を読み、多職種連携の中で看護師が実施することができる支援法を説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
15	晴佐久悟	ユニット9：エビデンスに基づいた口腔ケア2 G I O：事業所、地域での歯科保健活動における口腔ケア支援法について説明できる。 S B O s： 1) 事業所で実施されている歯周病予防事業についての書籍、報告書、論文を読み、口腔ケア支援の内容について説明することができる。 2) 地域訪問歯科診療に関する書籍、報告書、論文を読み、口腔ケア支援の内容について説明することができる。 3) 口腔ケアによるオーラルフレイル、誤嚥性肺炎等による口腔内細菌による感染予防について説明することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

(旧)

科目名	健康支援特論					時間数	30 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	前期
評価責任者	岡田賢司								
担当教員名	岡田賢司, 橋木晶子, 角森輝美, 晴佐久悟								
【授業の概要】	生活の質を高め、最適な生活（well-being）を送るための健康支援のあり方についての理解を深めるとともに、生活者の視点に立った健康づくりや健康支援についての理解を深める。								
【到達目標】	1. 対象者に関する医学的知識、well-beingを基盤として健康支援のあり方を説明できる。 2. 感染症に関する医学的知識を基盤として健康支援のあり方を説明できる。 3. 医学的知識を統合した地域の健康づくりと、生活者の視点に立ったQOL向上を目指す取り組みについて説明できる。 4. 口腔を含む医学的知識を統合した健康支援の方法を検討できる。								
【授業の方法】	講義を受け、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-beingを基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☒ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☐ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、健康支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	1. 水田祥代・窪田恵子監修 「授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！看護で教える最新口腔ケア」、大道学館出版部、福岡 2. ヘルスプロモーションWHO:バンコク憲章21世紀の健康戦略シリーズ:島内憲夫（訳） 3. 国民衛生の動向；一般財団法人厚生労働統計協会								
【参考図書】	1. 一般社団法人口腔ケア学会編集「口腔ケア基礎知識」、永末書店、京都市 2. Hasuie A, Iguchi S, Suzuki D, et al: Systematic review and assessment of systematic reviews examining the effect of periodontal treatment on glycemic control in patients with diabetes. Med Oral Patol Oral Cir Bucal. 22(2), e167-e176, 2017. 3. Feigin & Cherry ed: Textbook of Pediatric Infectious Diseases 6th ed 4. Plotkin's Vaccines 7th ed 5. 実践ヘルスプロモーション著:ローレンス. W. グリーン. /マーシャルW. クロイター訳:神馬 征峰 医学書院								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援1 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について理解を深める S B O s：循環器疾患の診断・治療、治癒と Q O L を維持向上させる療養生活を支援する看護について意見を述べるができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる。
2	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援2 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について理解を深める S B O s：循環器疾患と日常生活健康支援に関する文献を読み、批判的に評価し、討議できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめておく 則した	リアクションペーパーにまとめる。
3	樗木晶子	ユニット1：循環器疾患の健康支援3 G I O：循環器疾患の診断・治療、治癒を促進するための健康支援について理解を深める S B O s： 1) 循環器疾患の診断・治療、治癒と well-beingを維持向上させる療養生活を支援する方法について意見を述べるができる。 2) 循環器疾患と日常生活健康支援に関する文献を読み、well-beingを支える医療や看護のあり方を考えることができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、提示した文献を読み、討論できるように意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる。
4	樗木晶子	ユニット2：循環器疾患と口腔健康支援1 G I O：循環器疾患を持つ対象の口腔の健康を通して対象のQ O L を維持向上させる健康支援について理解を深める S B O s：口腔の健康と循環器病の関連について説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、文献を読み、討論できるように意見をまとめておく	ユニット1での学びを基にレポートにまとめる
5	樗木晶子	ユニット2：循環器疾患と口腔健康支援2 G I O：循環器疾患を持つ対象の口腔の健康を通して対象のQ O L を維持向上させる健康支援について理解する S B O s：循環器疾患と口腔に関連した日常生活健康支援に関する文献を読み、批判的に評価し、討議できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即した資料、文献を読み、討論できるように意見をまとめておく	ユニット1での学びを基にレポートにまとめる
6	岡田賢司	ユニット3：感染症の制御 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について理解を深める。 S B O s： 1) 消毒・滅菌・無菌操作、手指衛生と感染症対策・制御について文献をもとに考察できる。 2) 医療関連感染の制御策を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7	岡田賢司	ユニット4：成人・高齢者の感染症 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について理解を深める。 S B O s： 1) 最新の成人の感染症を例に挙げ、感染兆候、経過、薬物治療、医療処置について文献をもとに解説できる。 2) 高齢者、がん患者、糖尿病などの慢性疾患患者の感染症の特徴・予防方法について討論できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
8	岡田賢司	ユニット5：小児の感染症・免疫 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について理解を深める。 S B O s： 1) 小児の感染症を例に挙げ、感染兆候、経過、薬物治療、医療処置について文献をもとに解説できる。 2) 母子感染症、学校保健安全法での感染症の特徴について説明できる。 3) 感染症と宿主の免疫・アレルギーとの関係について理解できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
9	岡田賢司	ユニット6：感染症の予防 G I O：感染症の制御・治療・予防を促進するための健康支援について理解する。 S B O s： 1) 小児の予防接種と副反応について、文献を元に医療的課題について考察できる。 2) WHOが提唱している生涯を通しての予防接種(Life course immunization)の考え方について討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
10 ・ 11	角森輝美	ユニット7：地域の健康づくり1 G I O： 1) 地域での健康支援実践と住民が抱えるニーズについて討議し、健康支援を支える社会保険制度の課題について理解を深める。 S B O s： 1) 地域における健康づくりの事例を通して、住民の生活を支える社会保障制度を説明し、健康支援を支える社会保険制度の課題について考えをまとめることができる。 2) 社会保障制度の課題を含め、地域での健康づくり活動とその支援策について意見をまとめ、考察できる。 (方法：講義・論文抄読・討議)	テキスト・テーマに即した文献を読む	リアクションペーパーにまとめる
12	角森輝美	ユニット7：地域の健康づくり2 G I O：医学的知識を統合した地域における口腔保健の推進を目的とした多職種との連携について理解を深める。 S B O s： 1) 地域の口腔歯科保健の向上と多職種連携の重要性について、文献をもとに考察できる。 2) 地域の口腔歯科保健計画の文献を読み、討議を通して自分の考えをまとめることができる。 (方法：講義・討議)	テキスト・テーマに即した文献を読む	リアクションペーパーにまとめる
13	晴佐久悟	ユニット8：歯周病が全身の健康に影響を及ぼすというエビデンス G I O：歯周病が全身の健康に影響を及ぼすというエビデンスを理解を深めることができる。 S B O s： 1) 歯周病の疫学について説明できる。 2) 歯周病発生のメカニズムを説明できる。 3) 歯周病が全身の健康、QOLに影響を与えると報告されているシステムティックレビューを読み、内容を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14	晴佐久悟	ユニット9：エビデンスに基づいた口腔ケア1 G I O：エビデンスに基づいた最新の器質的口腔ケア、機能的口腔ケア支援法を理解を深めることができる。 S B O s： 1) 口腔ケアに関する最新の書籍、研究論文を検索し、入手することができる。 2) 口腔ケアに関する最新の書籍、研究論文を読み、多職種連携の中で看護師が実施することができる支援法を説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
15	晴佐久悟	ユニット9：エビデンスに基づいた口腔ケア2 G I O：事業所、地域での歯科保健活動における口腔ケア支援法を理解を深めることができる。 S B O s： 1) 事業所で実施されている歯周病予防事業についての書籍、報告書、論文を読み、口腔ケア支援の内容について説明することができる。 2) 地域訪問歯科診療に関する書籍、書籍、報告書、論文を読み、口腔ケア支援の内容について説明することができる。 3) 口腔ケアによるオーラルフレイル、誤嚥性肺炎等による口腔内細菌による感染予防について説明することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

科目名	口腔医療看護特論					時間数	60 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	窪田恵子								
担当教員名	窪田恵子, 中島富有子, 晴佐久悟, 内藤徹 (兼任)								
【授業の概要】	口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活 (well-being) の向上につながることを理解を深める。								
【到達目標】	1. 看護における口腔ケアの歴史的変遷や口腔ケアの実態に関する理解を深め、口腔ケアを通して対象者のwell-beingを目指した看護実践について探求する。 2. 口腔ケアの定義、オーラルフレイルの概念、オーラルフレイル予防、改善のためのケアと、看護・歯科連携について探求する。 3. 精神的な健康問題を有する対象者に応じた口腔ケアについて探求する。 4. 医学研究における研究資料の収集法、研究デザイン、研究分析法について理解し、研究計画を立案できる。								
【授業の方法】	講義、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、口腔医療および看護支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	水田祥代・窪田恵子監修：授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！看護で教える最新の口腔ケア, 大道学館出版部, 2020. 2.								
【参考図書】	適宜、文献や資料を配布する								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	晴佐久悟	ユニット1：口腔ケアの定義と意義 G I O：口腔ケアの定義について説明できる。 S B O s： 1) 口腔ケアの定義について文献を読み議論を通して説明できる。 2) 看護職が口腔ケアを行う意義について文献を読み議論を通して課題を明らかにする。 3) 多職種連携による口腔ケアの意義について文献を読み議論を通して課題を明らかにする。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
2・3	窪田恵子	ユニット2：看護分野における口腔ケアの実態 G I O：看護分野における口腔ケアのエビデンスについて説明できる。 S B O s： 1) 看護分野における口腔ケアに関する研究論文を検索し、歴史的変遷と口腔ケアの実態を説明できる。 2) 看護分野における口腔ケアに関する研究論文を検索し、健康政策・歯科口腔保健・医療動向との関連から看護職が行う口腔ケアのエビデンスについて討議し、説明できる。 3) 人々の健康の保持、増進、回復にむけた口腔ケアの意義について提案することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
4・5・6	窪田恵子	ユニット3-①：口腔ケアと対象者のwell-being G I O：口腔ケアと対象者のwell-beingとの関連について説明できる。 S B O s： 1) 口腔ケアと対象者のwell-beingとの関連についてエビデンスを探求し、説明できる。 2) 対象者の発達段階・健康障害・健康観・QOLとwell-beingに関する研究論文を精読し、討議・説明できる。 3) 口腔ケアと対象者のwell-beingに関連する研究論文を検索し、well-beingの評価方法について討議し、説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7・8	窪田恵子	ユニット3-②：口腔ケアと対象者のwell-being G I O：well-beingにつながる口腔ケアのあり方について説明できる。 S B O s： 1) 臨床事例をもとに、well-beingにつながる口腔ケアのあり方について討議し、説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
9・10	晴佐久悟	ユニット4：口腔疾患の疫学、歯科保健統計 G I O：口腔疾患の疫学、歯科保健統計について説明できる。 S B O s： 1) 口腔疾患の疫学（う蝕、歯周病、口腔癌）を説明できる。 2) 歯科保健統計（現在歯数、歯科保健行動）を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
11・12	晴佐久悟	ユニット5：口腔の健康と全身の健康との関係、歯科専門家が実施する器質的口腔ケア G I O：口腔の健康が全身の健康と密接な関連性があるエビデンス、歯科医療従事者が実施する器質的口腔ケアについて説明できる。 S B O s： 1) 口腔細菌が口腔疾患、全身疾患へ及ぼすメカニズムについて説明できる。 2) 口腔ケアの誤嚥性肺炎や術後性肺炎への予防効果に関する文献、システマティックレビュー論文を入手し、内容を説明、討議できる。 3) 歯科医療従事者が実施する専門的・器質的口腔ケア法、歯科専門家の口腔ケアの役割、多職種との連携について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
13	晴佐久悟	ユニット6－①：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：オーラルフレイルの概念、定義について説明できる。 S B O s： 1) 摂食・嚥下機能について説明できる。 2) オーラルフレイルの概念、定義について説明できる。 3) オーラルフレイルとフレイルの関連性が報告されている研究論文を読み、看護師によるオーラルフレイルケア支援の必要性について説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14	晴佐久悟	ユニット6－②：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：オーラルフレイルの公衆衛生対策について説明できる。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル1、2で実施する地域介護予防事業を説明できる。 2) 地域介護予防事業での口腔ケア支援の事例について説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
15	晴佐久悟	ユニット6－③：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：口腔機能低下症、摂食機能障害の評価法について説明できる。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル3で実施する口腔機能低下症の評価法を説明し、多職種連携の中で看護師がアセスメントすることができる評価法を討議できる。 2) オーラルフレイルのレベル4で実施する摂食機能障害の評価法を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
16	晴佐久悟	ユニット6－④：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：口腔機能低下症、摂食機能障害改善における看護師の役割、口腔ケア支援法を説明できる。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル3で実施する口腔機能低下症改善のための口腔ケア方法を説明できる。 2) オーラルフレイルのレベル4で実施する摂食機能障害の改善法と看護師の役割について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
17・18	中島富有子	ユニット7：精神的な健康問題を有する対象者に生じやすい口腔の健康問題 G I O：精神的な健康問題を有する対象者に生じやすい口腔の健康問題について説明できる。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の精神症状が、口腔の健康に与える影響について説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の治療薬の副作用が、口腔の健康に与える影響について説明できる。 3) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、口腔の健康アセスメントについて議論し、提案できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
19 ・ 20 ・ 21	中島富有子	ユニット8：精神的な健康問題を有する対象者の器質的口腔ケア G I O：精神的な健康問題を有する対象者の脱感作を含む器質的口腔ケアについて説明できる。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の脱感作を含む器質的口腔ケアについて説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、対象者に適した脱感作を含む器質的口腔ケアについて議論を通して提案することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
22 ・ 23 ・ 24	中島富有子	ユニット9：精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケア G I O：精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケアについて説明できる。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケアについて説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、対象者に適した機能的口腔ケアについて議論を通して提案することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
25	内藤 徹	ユニット10：口腔ケアに関する臨床疑問の明確化 G I O：臨床での経験を通して感じた疑問を明確にしてClinical Questionを作成する。 S B O s： 1) 臨床で感じた疑問を列挙することができる。 2) 臨床の疑問をPICO (Patient, Intervention, Comparison, Outcome) の形で示すことができる。 3) Outcomeの測定法について説明できる。 (方法：講義、討議)	これまでに臨床実習で感じた疑問点を自分の言葉で書き出しておく。	定型の書式で、臨床の疑問点をPICOとして完成させる。
26	内藤 徹	ユニット11：口腔ケアに関する関連文献の収集と分析 G I O：Clinical Questionに対応した文献を収集し分析する。 S B O s： 1) PubMed、医中誌による文献検索ができる。 2) 検索した文献の重要度が判定できる。 3) 文献を要約して、Structured abstractを作成することができる。 (方法：演習、討議)	端末を使用してPubMedを操作してみる。	テーマとなった文献のStructured abstractを完成させる。
27	内藤 徹	ユニット12：口腔ケアに関する研究デザインの理解 G I O：研究デザインを説明できる。 S B O s： 1) 観察研究の研究デザインを説明できる。 2) 介入研究の研究デザインを説明できる。 3) 研究デザインごとの長所と短所を説明できる。 (方法：講義、演習、討議)	課題論文に目を通して、summaryを自分の言葉で書き出しておく。	課題論文のOutcomeを抽出する。
28	内藤 徹	ユニット13：口腔ケア研究に関するメタアナリシス G I O：介入研究のメタアナリシスが実施できる。 S B O s： 1) 複数の文献からSummary of findingsテーブルが作成できる。 2) Review Managerに抽出データを挿入してメタアナリシスが実施できる。 3) メタアナリシスのデータの数値の意味が説明できる。 (方法：講義、演習)	課題論文からSummary of findingsテーブルを作成する。	メタアナリシスのデータを用いたプレゼンテーションを作成する。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
29	内藤 徹	ユニット14：口腔ケア研究に関する研究計画の立案（1） G I O：Clinical Questionに対応した研究計画を立案できる。 S B O s： 1) 研究計画書の構造を理解を深める。 2) 研究倫理について理解を深める。 3) Outcomeの測定方法を理解を深める。 （方法：演習、討議）	それまでの講義で抽出された課題論文を参考にして、研究計画の素案を作成する。	研究計画書を作成する。
30	内藤 徹	ユニット15：口腔ケア研究に関する研究計画の立案（2） G I O：研究計画書を作成することができる。 S B O s： 1) サンプルサイズの計算ができる。 2) Outcomeの大きさの推定ができる。 （方法：演習、討議）	研究計画書を錬成する。	研究計画書を完成させる。

(旧)

科目名	口腔医療看護特論					時間数	60 時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	窪田恵子								
担当教員名	窪田恵子, 中島富有子, 晴佐久悟, 内藤徹 (兼任)								
【授業の概要】	口腔ケアの定義や全身疾患との関連から対象者の状態に応じた口腔ケアの具体的な方法の理解とともに、口腔機能の維持向上が最適な生活 (well-being) の向上につながることを理解を深める。								
【到達目標】	1. 看護における口腔ケアの歴史的変遷や口腔ケアの実態に関する理解を深め、口腔ケアを通して対象者のwell-beingを目指した看護実践について説明できる。 2. 口腔ケアの定義、オーラルフレイルの概念、オーラルフレイル予防、改善のためのケアと、看護・歯科連携について説明できる。 3. 精神的な健康問題を有する対象者に応じた口腔ケアについて説明できる。 4. 医学研究における研究資料の収集法、研究デザイン、研究分析法について理解し、研究計画を立案できる。								
【授業の方法】	講義、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☒ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、口腔医療および看護支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	水田祥代・窪田恵子監修：授業・演習、臨床・在宅現場でも、すぐに使える！看護で教える最新の口腔ケア，大道学館出版部，2020.2.								
【参考図書】	適宜、文献や資料を配布する								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	晴佐久悟	ユニット1：口腔ケアの定義と意義 G I O：口腔ケアの定義を理解する。 S B O s： 1) 口腔ケアの定義について説明できる。 2) 看護職が口腔ケアを行う意義について説明できる。 3) 多職種連携による口腔ケアの意義について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
2・3	窪田恵子	ユニット2：看護分野における口腔ケアの実態 G I O：看護分野における口腔ケアのエビデンスについて理解する。 S B O s： 1) 看護分野における口腔ケアに関する研究論文を検索し、歴史的変遷と口腔ケアの実態を説明できる。 2) 看護分野における口腔ケアに関する研究論文を検索し、健康政策・歯科口腔保健・医療動向との関連から看護職が行う口腔ケアのエビデンスについて討議し、説明できる。 3) 人々の健康の保持、増進、回復にむけた口腔ケアの意義についてまとめることができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
4・5・6	窪田恵子	ユニット3-①：口腔ケアと対象者のwell-being G I O：口腔ケアと対象者のwell-beingとの関連について理解する。 S B O s： 1) 口腔ケアと対象者のwell-beingとの関連についてエビデンスを探索できる。 2) 対象者の発達段階・健康障害・健康観・QOLとwell-beingに関する研究論文を精読し、討議・説明できる。 3) 口腔ケアと対象者のwell-beingに関連する研究論文を検索し、well-beingの評価方法について討議し、説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
7・8	窪田恵子	ユニット3-②：口腔ケアと対象者のwell-being G I O：well-beingにつながる口腔ケアのあり方について理解する。 S B O s： 1) 臨床事例をもとに、well-beingにつながる口腔ケアのあり方について討議し、説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
9・10	晴佐久悟	ユニット4：口腔疾患の疫学、歯科保健統計 G I O：口腔疾患の疫学、歯科保健統計について理解を深める。 S B O s： 1) 口腔疾患の疫学（う蝕、歯周病、口腔癌）を説明できる。 2) 歯科保健統計（現在歯数、歯科保健行動）を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
11・12	晴佐久悟	ユニット5：口腔の健康と全身の健康との関係、歯科専門家が実施する器質的口腔ケア G I O：口腔の健康が全身の健康と密接な関連性があるエビデンス、歯科医療従事者が実施する器質的口腔ケアを理解を深める。 S B O s： 1) 口腔細菌が口腔疾患、全身疾患へ及ぼすメカニズムについて説明できる。 2) 口腔ケアの誤嚥性肺炎や術後性肺炎への予防効果に関する文献、システマティックレビュー論文を入手し、内容を説明、討議できる。 3) 歯科医療従事者が実施する専門的・器質的口腔ケア法、歯科専門家の口腔ケアの役割、多職種との連携について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
13	晴佐久悟	ユニット6－①：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：オーラルフレイルの概念、定義について理解を深める。 S B O s： 1) 摂食・嚥下機能について説明できる。 2) オーラルフレイルの概念、定義について説明できる。 3) オーラルフレイルとフレイルの関連性が報告されている研究論文を読み、看護師によるオーラルフレイルケア支援の必要性について説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14	晴佐久悟	ユニット6－②：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：オーラルフレイルの公衆衛生対策を理解を深める。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル1、2で実施する地域介護予防事業を説明できる。 2) 地域介護予防事業での口腔ケア支援の事例について説明し、討議できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
15	晴佐久悟	ユニット6－③：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：口腔機能低下症、摂食機能障害の評価法を理解を深める。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル3で実施する口腔機能低下症の評価法を説明し、多職種連携の中で看護師がアセスメントすることができる評価法を討議できる。 2) オーラルフレイルのレベル4で実施する摂食機能障害の評価法を説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
16	晴佐久悟	ユニット6－④：オーラルフレイル予防のための口腔ケア支援法 G I O：口腔機能低下症、摂食機能障害改善における看護師の役割、口腔ケア支援法を理解を深める。 S B O s： 1) オーラルフレイルのレベル3で実施する口腔機能低下症改善のための口腔ケア法を説明できる。 2) オーラルフレイルのレベル4で実施する摂食機能障害の改善法と看護師の役割について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
17・18	中島富有子	ユニット7：精神的な健康問題を有する対象者に生じやすい口腔の健康問題 G I O：精神的な健康問題を有する対象者に生じやすい口腔の健康問題について理解を深める。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の精神症状が、口腔の健康に与える影響について説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の治療薬の副作用が、口腔の健康に与える影響について説明できる。 3) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、口腔の健康アセスメントについて説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
19 ・ 20 ・ 21	中島富有子	ユニット8：精神的な健康問題を有する対象者の器質的口腔ケア G I O：精神的な健康問題を有する対象者の脱感作を含む器質的口腔ケアについて理解を深める。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の脱感作を含む器質的口腔ケアについて説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、対象者に適した脱感作を含む器質的口腔ケアについて考察することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
22 ・ 23 ・ 24	中島富有子	ユニット9：精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケア G I O：精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケアについて理解を深める。 S B O s： 1) 精神的な健康問題を有する対象者の機能的口腔ケアについて説明できる。 2) 精神的な健康問題を有する対象者の事例をもとに、対象者に適した機能的口腔ケアについて考察することができる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
25	内藤 徹	ユニット10：口腔ケアに関する臨床疑問の明確化 G I O：臨床での経験を通して感じた疑問を明確にしてClinical Questionを作成する。 S B O s： 1) 臨床で感じた疑問を列挙することができる。 2) 臨床の疑問をPICO (Patient, Intervention, Comparison, Outcome) の形で示すことができる。 3) Outcomeの測定法を理解する。 (方法：講義、討議)	これまでに臨床実習で感じた疑問点を自分の言葉で書き出しておく。	定型の書式で、臨床の疑問点をPICOとして完成させる。
26	内藤 徹	ユニット11：口腔ケアに関する関連文献の収集と分析 G I O：Clinical Questionに対応した文献を収集し分析する。 S B O s： 1) PubMed、医中誌による文献検索ができる。 2) 検索した文献の重要度が判定できる。 3) 文献を要約して、Structured abstractを作成することができる。 (方法：演習、討議)	端末を使用してPubMedを操作してみる。	テーマとなった文献のStructured abstractを完成させる。
27	内藤 徹	ユニット12：口腔ケアに関する研究デザインの理解 G I O：研究デザインを理解する。 S B O s： 1) 観察研究の研究デザインを理解する。 2) 介入研究の研究デザインを理解する。 3) 研究デザインごとの長所と短所を理解する。 (方法：講義、演習、討議)	課題論文に目を通して、summaryを自分の言葉で書き出しておく。	課題論文のOutcomeを抽出する。
28	内藤 徹	ユニット13：口腔ケア研究に関するメタアナリシス G I O：介入研究のメタアナリシスが実施できる。 S B O s： 1) 複数の文献からSummary of findingsテーブルが作成できる。 2) Review Managerに抽出データを挿入してメタアナリシスが実施できる。 3) メタアナリシスのデータの数値の意味が説明できる。 (方法：講義、演習)	課題論文からSummary of findingsテーブルを作成する。	メタアナリシスのデータを用いたプレゼンテーションを作成する。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
29	内藤 徹	ユニット14：口腔ケア研究に関する研究計画の立案（1） G I O：Clinical Questionに対応した研究計画を立案できる。 S B O s： 1) 研究計画書の構造を理解を深める。 2) 研究倫理について理解を深める。 3) Outcomeの測定方法を理解を深める。 （方法：演習、討議）	それまでの講義で抽出された課題論文を参考にして、研究計画の素案を作成する。	研究計画書を作成する。
30	内藤 徹	ユニット15：口腔ケア研究に関する研究計画の立案（2） G I O：研究計画書を作成することができる。 S B O s： 1) サンプルサイズの計算ができる。 2) Outcomeの大きさの推定ができる。 （方法：演習、討議）	研究計画書を錬成する。	研究計画書を完成させる。

科目名	看護教育特論					時間数	60 時間		
学年	2	科目区分	必修	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	窪田恵子								
担当教員名	窪田恵子, 青木久恵, 飯野英親								
【授業の概要】	指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、教育課程のあり方について理解を深める。看護職者に対する看護継続教育に関する専門的理解を深め、現代の看護継続教育について考察する。								
【到達目標】	1. 看護教育の背景を理解し、社会のニーズに沿って変化する看護教育実践方法についてグループワークの中で探求する。 2. 自立した質の高い看護職の育成を実現するための認知心理学的知見を踏まえた教育技法に関する諸理論を学び、認知カウンセリングの実践例から自己の学習や教育経験を振り返りながら、より望ましい教育方法について探求する。 3. 医療安全アセスメント力を向上させる医療安全教育について探求する。								
【授業の方法】	講義を受け、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、健康支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	特に指定しない。適宜、文献等を利用する。								
【参考図書】	1. 看護六法 2019年版 看護行政研究会 新日本法規 2. 金井壽宏・楠見孝：実践知—エキスパートの知性、有斐堂、2012 3. David A. Kolb：Experiential Learning: Experience as the Source of Learning and Development 2nd, Pearson FT Press, 2014 4. 志賀隆、武田聡、万代康弘、池山貴也：実践シミュレーション教育 医学教育における原理と応用、メディカルサイエンスインターナショナル、2014								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	窪田恵子	ユニット1：看護教育の現状 G I O：看護基礎教育、看護卒後教育、看護継続教育に求められる教育水準と課題について説明できる。 S B O s： 1) 看護基礎教育および継続教育の教授活動について現状と課題について説明できる。 2) 指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割及び看護教育の一連の展開方法について説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
4 ・ 5 ・ 6	窪田恵子	ユニット2：看護教育の課題と看護教育方法 G I O：看護教育の諸課題について説明し、看護教育方法について提案できる。 S B O s： 1) 看護教育方法について、学習指導計画、教材作成、模擬授業、授業評価など、一連の展開方法について説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
7 ・ 8 ・ 9 ・ 10	窪田恵子	ユニット3：看護教育実践方法 G I O：看護教育実践方法について説明できる。 S B O s： 1) 看護基礎教育のカリキュラム編成について説明できる。 2) 看護教育と看護学の成り立ちを踏まえた今後の教育の在り方について説明できる。 (方法：講義、グループワーク、発表)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	指定課題に関するレポート作成
11 ・ 12 ・ 13	青木久恵	ユニット4：看護師の熟達化（認知心理学的知見を踏まえた教育技法） G I O：初学者がベテランへと熟達化（成長）するプロセスについて説明できる。 S B O s： 1) 職業人の熟達化に関する文献を精読し、熟達化のプロセスについて説明できる。 2) 熟達化に関連する要因についての文献を精読し、説明できる。 3) 看護教育における熟達化を促進するための方法、自分の考えを述べるができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14 ・ 15 ・ 16	青木久恵	ユニット5：認知心理学的知見を踏まえた教育技法 G I O：人間の情報処理の観点で効果的な教育技法について説明できる。 S B O s： 1) 人間の記憶に関する特徴を理解し、その特徴を踏まえた教育技法を説明することができる。 2) 自身の教育経験を振り返り、人間の情報処理の観点で重要と考える教育技法について説明し、討議することができる。 (方法：講義、演習、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
17 ・ 18 ・ 19 ・ 20	青木久恵	ユニット6：認知カウンセリングの実践例による自立した看護職の育成 G I O：自立した質の高い看護職の育成を実現するための教育方法について説明できる。 S B O s： 1) 自立した看護職を育成するために、自己教育力・経験学習・認知カウンセリング・自己調整学習に関する文献を精読し、説明することができる。 2) 自己の教育経験を振り返り、自立した看護職の育成をテーマに、失敗経験とその要因について説明・討議ができる。 3) 自立した看護職の育成を実現するための教育方法について自己の考えをまとめ説明・討議ができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21 ・ 22 ・ 23 ・ 24	飯野英親	ユニット7：成人学習者支援 G I O：指導的立場にある看護職者が果たす、新人教育について説明できる。 S B O s： 1) 看護職者に対する現代のキャリア概念、キャリア開発、および看護継続教育システムについて説明できる。 2) クリニカルラダーシステムに対する教育的利点・課題について、論文報告をもとに説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる
25 ・ 26 ・ 27 ・ 28	飯野英親	ユニット8：医療安全アセスメント力を向上させる看護継続教育 G I O：医療安全アセスメント力を向上させる教育的利点・課題について説明できる。 S B O s： 1) 医療安全アセスメント力を向上させる教育方法について、論文報告をもとに説明できる。 2) インシデントレポートを教材として活用した実践事例を基に、医療安全アセスメント力を向上させる方法を討議の中で説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる
29 ・ 30	飯野英親	ユニット9：成人学習者の学びを支援する看護学教育の課題と展望 G I O：臨床で看護学教育を受ける対象者（看護学生・新人・中途採用の看護職者）に対するよりよい教育体制や学習環境について説明できる。 S B O s： 自己の経験や文献をもとに、看護学生に対するよりよい教育体制や学習環境について説明・提案できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる

(旧)

科目名	看護教育特論					時間数	60 時間		
学年	2	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	宮園真美								
担当教員名	宮園真美, 青木久恵, 飯野英親								
【授業の概要】	指導的立場にある看護職者が果たす教育的役割についての理解を深め、看護教育の成り立ちや質の高い看護教育を展開するための教育技法、教育課程のあり方について理解を深める。看護職者に対する看護継続教育に関する専門的理解を深め、現代の看護継続教育について考察する。								
【到達目標】	1. 看護教育の歴史および社会的背景を理解し、社会のニーズに沿って変化する看護教育実践方法についてグループワークの中で説明できる。 2. 自立した質の高い看護職の育成を実現するための認知心理学的知見を踏まえた教育技法に関する諸理論を学び、認知カウンセリングの実践例から自己の学習や教育経験を振り返りながら、より望ましい教育方法について検討する。 3. 医療安全アセスメント力を向上させる医療安全教育についての理解を深める								
【授業の方法】	講義を受け、文献を通して批判的思考による発表およびディスカッションを行い、レポートを提出する。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	毎回の講義内容に関連した内容を事前学習し、健康支援に関連する事例やプレゼンテーションに関する準備を行う。事後は、自己の学習内容と課題を明らかにし、論文作成およびその後の看護に生かせるポートフォリオとしてまとめる。								
【課題に対するフィードバック】	レポートおよび成果物へのコメントを返却する。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	特に指定しない。適宜、文献等を利用する。								
【参考図書】	1. 看護六法 2019年版 看護行政研究会 新日本法規 2. 金井壽宏・楠見孝：実践知—エキスパートの知性、有斐金、2012 3. David A. Kolb : Experiential Learning: Experience as the Source of Learning and Development 2nd, Pearson FT Press, 2014 4. 志賀隆, 武田聡, 万代康弘, 池山貴也：実践シミュレーション教育 医学教育における原理と応用, メディカルサイエンスインターナショナル, 2014								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3	宮園真美	ユニット1：看護教育の成り立ち G I O：我が国の看護教育の歴史の変遷を概観し、看護学教育の成り立ちと課題を理解する。 S B O s：看護教育の歴史の変遷を学び、今後の看護学教育の在り方について討議を通して述べるができる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
4 ・ 5 ・ 6	宮園真美	ユニット2：看護教育の現状 G I O：諸外国の看護学教育の現状を理解し、看護学教育の将来的展望について理解できる。 S B O s：看護基礎教育および継続教育の教授活動について説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	リアクションペーパーにまとめる
7 ・ 8 ・ 9 ・ 10	宮園真美	ユニット3：看護教育実践方法 G I O：看護教育実践方法について理解を深める。 S B O s： 1) 看護基礎教育のカリキュラム編成について説明できる 2) 看護教育と看護学の成り立ちを踏まえた今後の教育の在り方について発表できる。 (方法：講義、グループワーク、発表)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	指定課題に関するレポート作成
11 ・ 12 ・ 13	青木久恵	ユニット4：看護師の熟達化（認知心理学的知見を踏まえた教育技法） G I O：初学者がベテランへと熟達化（成長）するプロセスについて理解を深める。 S B O s： 1) 職業人の熟達化に関する文献を精読し、熟達化のプロセスについて説明できる。 2) 熟達化に関連する要因についての文献を精読し、その説明ができる。 3) 看護教育における熟達化を促進するための自身の考えを述べることができる (方法：講義、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
14 ・ 15 ・ 16	青木久恵	ユニット5：認知心理学的知見を踏まえた教育技法 G I O：人間の情報処理の観点で効果的な教育技法について理解を深める。 S B O s： 1) 人間の記憶に関する特徴を理解し、その特徴を踏まえた教育技法を説明することができる。 2) 自身の教育経験を振り返り、人間の情報処理の観点で重要と考える教育技法について説明し、討議することができる。 (方法：講義、演習、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。
17 ・ 18 ・ 19 ・ 20	青木久恵	ユニット6：認知カウンセリングの実践例による自立した看護職の育成 G I O：自立した質の高い看護職の育成を実現するための教育方法について理解を深める。 S B O s： 1) 自立した看護職を育成するために、自己教育力・経験学習・認知カウンセリング・自己調整学習に関する文献を精読し、説明することができる。 2) 自己の教育経験を振り返り、自立した看護職の育成をテーマに、失敗経験とその要因について説明・討議ができる。 3) 自立した看護職の育成を実現するための教育方法について、自己の考えをまとめ説明・討議ができる。 (方法：講義、抄読会、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献、書籍を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確にする。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21 ・ 22 ・ 23 ・ 24	飯野英親	ユニット7：成人学習者支援 GIO：指導的立場にある看護職者が果たす、新人教育へについて理解を深める。 SBOs： 1) 看護職者に対する現代のキャリア概念、キャリア開発、および看護継続教育システムについて説明できる。 2) クリニカルラダーシステムに対する教育的利点・課題について、論文報告をもとに説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる
25 ・ 26 ・ 27 ・ 28	飯野英親	ユニット8：医療安全アセスメント力を向上させる看護継続教育 GIO：医療安全アセスメント力を向上させる教育的利点・課題について理解を深める。 SBOs： 1) 医療安全アセスメント力を向上させる教育方法について、論文報告をもとに説明できる。 2) インシデントレポートを教材として活用した実践事例を基に、医療安全アセスメント力を向上させる方法を討議の中で説明できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる
29 ・ 30	飯野英親	ユニット9：成人学習者の学びを支援する看護学教育の課題と展望 GIO：臨床で看護学教育を受ける対象者（看護学生・新人・中途採用の看護職者）に対するよりよい教育体制や学習環境について検討することができる。 SBOs： 自己の経験や文献をもとに、看護学生に対するよりよい教育体制や学習環境について説明・提案できる。 (方法：講義、抄読会、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	修得した内容をリアクションペーパーにまとめる

科目名	看護倫理特論						時間数	60 時間			
学年	1	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年		
評価責任者	飯野英親										
担当教員名	飯野英親, 永嶋哲也										
【授業の概要】	看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。										
【到達目標】	1. 倫理的問題を分析するための、基本的な原則、概念について探求する。 2. 臨床での諸問題について、倫理的な推論に基づき、分析解釈し、態度表明、倫理的行為の実現について探求する。 3. 事例検討を用いて、看護実践場面における医療倫理的問題や看護倫理的判断について探求する。										
【授業の方法】	授業の展開：講義、事例検討、受講者がプレゼンテーション 意見交換・共有：プレゼンテーション等の内容について、全体討議を行う。										
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. 口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践への質的転換を図るためのケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☒ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。										
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の看護専門領域における倫理的課題に関する事例を想起し、毎回の講義内容とリンクさせながら学習を進めてほしい。倫理的課題について、専門用語を適切に使用して、論理的に論じられるよう、参考文献を読んで準備をすること。										
【課題に対するフィードバック】	レポートには個別にコメントをつけて返却する。レポート返却期間、日時は、学生メール・掲示にて連絡する。										
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、討議での発言の適格性、討論への積極性20%										
【教科書】	必要時に提示する。資料配布。										
【参考図書】	Dolores Dooley (著), Joan McCarthy (著), 坂川雅子 (訳) : 『看護倫理 第1巻・第2巻』、みすず書房、2006 Gregory E. Pence (著), 宮坂道夫 (訳), 長岡成夫 (訳) : 『医療倫理1・2』、みすず書房、2000 鶴若麻理・麻原きよみ編 : 『ナラティブでみる看護倫理～6つのケースで感じるちからを育む』、南江堂、2013 Sara T. Fry (著), Megan-Jane Johnstone (著), 片田 範子 (訳) 『看護実践の倫理【第3版】—倫理的意 思決定のためのガイド』日本看護協会出版会、2010 石井トク (著), 野口恭子 (著) 『看護の倫理資料集 第2版 —看護関連倫理規定/綱領/宣言の解説』丸善、2007										

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	飯野英親	ユニット1：医療倫理・看護倫理の変遷、倫理原則 G I O：倫理学を学習する意義、医療倫理・看護倫理の変遷、倫理原則について説明できる。 S B O s： 1) 倫理学を学習する意義、医療倫理・看護倫理の変遷について説明できる。 2) 倫理原則、および看護実践上重要な倫理的概念について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確化する。
2	飯野英親	ユニット2：看護実践上重要な倫理的概念 G I O：看護実践上重要な倫理的概念について説明できる。 S B O s：臨床事例を基に、看護実践上重要な倫理的概念について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確化する。
3 ・ 4	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題1：患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持 G I O：患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持に関する倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持についての倫理的課題について説明できる。 2) 患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持について、臨床事例をもとに、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持についての倫理的課題について自分の意見をまとめる。
5 ・ 6	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題2：出生前診断、遺伝子検査・治療 G I O：臨床事例を基に、出生前診断、遺伝子検査・治療に関する倫理的課題、遺伝看護の目的について説明できる。 S B O s： 1) 出生前診断、遺伝子検査・治療の倫理的課題について説明できる。 2) 遺伝看護の目的について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、出生前診断、遺伝子検査・治療に関する倫理的課題についてまとめる。
7 ・ 8	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題3：人工妊娠中絶、代理出産 G I O：人工妊娠中絶、代理出産についての倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 人工妊娠中絶、代理出産の倫理的課題について説明できる。 2) 人工妊娠中絶、代理出産事例に対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、人工妊娠中絶、代理出産について自分の意見を明確化する。
9 ・ 10	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題4：末期患者のケア、脳死 G I O：末期患者のケア、脳死に関する倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 末期患者のケア、脳死に関する倫理的課題について説明できる。 2) 末期患者のケア、脳死事例に対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリフレーションにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
11 ・ 12	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題5：遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブ G I O：遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに関する倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに関する倫理的課題について説明できる。 2) 遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
13 ・ 14	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題6：医療資源の配分、看護師の責務と内部告発 G I O：医療資源の配分、看護師の責務と内部告発に関する倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 医療資源の配分、看護師の責務と内部告発に関する倫理的課題について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、医療資源の配分、看護師の責務と内部告発について自分の意見をまとめる。
15 ・ 16	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：新型出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例に生じた倫理的課題とその看護介入について説明できる。 S B O s： 1) 討論を通して、新型出生前診断が有する臨床的意義、遺伝カウンセリングの概略、倫理的課題について明確にできる。 2) 事例の倫理的課題に対する介入について説明できる。 3) 先天異常児を有する両親に対する看護介入について説明できる。 4) 遺伝医療チームとしての介入について説明できる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、倫理的問題を含む課題をA4用紙2枚程度にまとめてくる。	グループで検討した事例をさらに深め、倫理的課題とその対応について明確化する。
17 ・ 18	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：グループで検討した事例について発表資料を作成、討議の視点を明確にし、文献情報をもとに、倫理的課題と看護者としての介入方法について説明できる。 S B O s： 1) 事例の倫理的課題に対する適切な文献を収集できる。 2) 収集した文献の主旨を適切にまとめることができる。 3) 倫理的課題とその介入に対して、討論を円滑に進めることができる。 4) 討論した内容について、個人が注目する倫理的課題に対する看護の視点について、発表資料を作成することができる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、発表資料を作成、討議の視点を挙げる。	授業での討議を振り返り、自己の課題をリアクションペーパーにまとめる。
19 ・ 20	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：グループで検討した事例について、倫理的課題と看護者としての介入についての発表資料を作成し、個人別に発表することを通して、倫理的課題について説明できる。 S B O s： 1) 事例をもとに、倫理的課題の内容と看護者としての介入内容について発表できる。 2) 他者の発表内容から、自分に不足していた視点について説明できる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、発表資料を作成、討議の視点を挙げる。	授業での討議・発表を振り返り、自己の課題をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21	永嶋哲也	ユニット5：倫理学の中の医療倫理と看護倫理 G I O：倫理学の諸領域における基本的立場と対象領域について学び、それらの中に医療倫理と看護倫理を位置づけることで看護倫理について説明できる。 S B O s： 1) 応用倫理、規範倫理、メタ倫理について説明できる。 2) 義務倫理、帰結主義、徳倫理について説明できる。 3) 医療倫理と看護倫理の、共通点と相違点について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
22	永嶋哲也	ユニット6：人権と尊厳 G I O：自律能力、人格などの倫理学的基礎概念を学ぶことにより尊厳や自己決定権などの看護倫理の基本原点的用語について説明できる。 S B O s： 1) 「尊厳」という語の意味について説明できる。 2) 尊厳＝かけがえのなさについて説明できる。 3) 尊厳の尊重＝自尊感情の尊重について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
23・24	永嶋哲也	ユニット7：生命倫理学(Bioethics)の誕生 G I O：生命倫理学が成立した歴史的事情を知ることにより、生命倫理学の基本的性格を知り、医療領域における倫理学全般について説明できる。 S B O s： 1) 神様委員会について説明できる。 2) アメリカ合衆国における中絶論争について説明できる。 3) 倫理委員会を要請する倫理学への転換について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
25	永嶋哲也	ユニット8：自己決定とインフォームドコンセント G I O：自己決定の権利との関連からインフォームドコンセントを理解することにより、インフォームドコンセントの意味を再確認する。 S B O s： 1) インフォームドコンセントと説明義務との違いについて説明できる。 2) 診療場面と研究場面とで意味が異なることを説明できる。 3) 法的責任能力について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
26	永嶋哲也	ユニット9：自己決定とプライバシー G I O：自己決定の権利との関連からプライバシーを理解することにより、プライバシーの尊重について説明できる。 S B O s： 1) プライバシー尊重と守秘義務との違いについて説明できる。 2) 新旧のプライバシーについて説明できる。 3) 自己情報コントロール権について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
27	永嶋哲也	ユニット10：人を対象する医学系研究の倫理指針とヘルシンキ宣言 G I O：研究倫理に関する歴史的経緯を学ぶことにより、現行の倫理宣言と倫理指針に関して説明できる。 S B O s： 1) ニュルンベルク綱領とヘルシンキ宣言について説明できる。 2) タスキギー事件と国家研究法、改定ヘルシンキ宣言について説明できる。 3) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
28	永嶋哲也	ユニット11：医療分野における様々な倫理委員会 G I O：医療分野における様々な倫理委員会について、各々の特徴と役割を理解することで、リソースとして適切に活用できる能力を涵養する。 S B O s： 1) 研究に関する倫理審査委員会について説明できる。 2) 臨床倫理に関する病院倫理委員会について説明できる。 3) 治験倫理審査委員会、特定臨床研究審査委員会などについて説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
29 ・ 30	永嶋哲也	ユニット12：倫理審査申請の要点 G I O：自らの研究計画に基づき倫理審査申請書を作成するという観点から倫理指針を理解することにより、研究倫理について説明できる。 S B O s： 1) プライバシー尊重と守秘義務との違いについて説明できる。 2) 新旧のプライバシーについて説明できる。 3) 自己情報コントロール権について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

(18)

科目名	看護倫理特論						時間数	60 時間	
学年	1	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	飯野英親								
担当教員名	飯野英親, 永嶋哲也								
【授業の概要】	看護職の法的責任と任務及び職業倫理など看護職としての倫理観を高めるとともに、医療看護における倫理的課題の考察を通して、医療倫理的問題や看護倫理的判断への対応能力を高める。								
【到達目標】	1. 倫理的問題を分析するための、基本的な原則、概念について理解を深めることができる。 2. 臨床での諸問題について、倫理的な推論に基づき、分析解釈し、態度表明、倫理的行為の実現について明確化できる。 3. 事例検討を用いて、看護実践場面における医療倫理的問題や看護倫理的判断について考察できる。								
【授業の方法】	授業の展開：講義、事例検討、受講者がプレゼンテーション 意見交換・共有：プレゼンテーション等の内容について、全体討議を行う。								
ディプロマ・ポリシーとの関連 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. 口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践への質的転換を図るためのケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な应用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と应用能力を身に付けている。 ☒ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の看護専門領域における倫理的課題に関する事例を想起し、毎回の講義内容とリンクさせながら学習を進めてほしい。倫理的課題について、専門用語を適切に使用して、論理的に論じられるよう、参考文献を読んで準備をすること。								
【課題に対するフィードバック】	レポートには個別にコメントをつけて返却する。レポート返却期間、日時は、学生メール・掲示にて連絡する。								
【評価方法】	レポート30%、プレゼンテーション50%、討議での発言の適格性、討論への積極性20%								
【教科書】	必要時に提示する。資料配布。								
【参考図書】	Dolores Dooley (著), Joan McCarthy (著), 坂川雅子 (訳) : 『看護倫理 第1巻. 第2巻』、みすず書房、2006 Gregory E. Pence (著), 宮坂道夫 (訳), 長岡成夫 (訳) : 『医療倫理1・2』、みすず書房、2000 鶴若麻理・麻原きよみ編 : 『ナラティヴでみる看護倫理～6つのケースで感じるちからを育む』、南江堂、2013 Sara T. Fry (著), Megan-Jane Johnstone (著), 片田 範子 (訳) 『看護実践の倫理【第3版】—倫理的意 思決定のためのガイド』日本看護協会出版会、2010 石井トク (著), 野口恭子 (著) 『看護の倫理資料集 第2版 —看護関連倫理規定/綱領/宣言の解説』丸善、2007								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	飯野英親	ユニット1：医療倫理・看護倫理の変遷、倫理原則 G I O：倫理学を学習する意義、医療倫理・看護倫理の変遷、倫理原則について理解を深める。 S B O s： 1) 倫理学を学習する意義、医療倫理・看護倫理の変遷について説明できる。 2) 倫理原則、および看護実践上重要な倫理的概念について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確化する。
2	飯野英親	ユニット2：看護実践上重要な倫理的概念 G I O：看護実践上重要な倫理的概念について理解を深める。 S B O s：臨床事例を基に、看護実践上重要な倫理的概念について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、自己の課題を明確化する。
3 ・ 4	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題1：患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持 G I O：患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持に関する倫理的課題について理解を深める。 S B O s： 1) 患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持についての倫理的課題について説明できる。 2) 患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持について、臨床事例をもとに、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：講義、討議)	授業で取り上げるテーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、患者の自律、アドボカシー、インフォームド・コンセント、機密保持についての倫理的課題について自分の意見をまとめる。
5 ・ 6	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題2：出生前診断、遺伝子検査・治療 G I O：臨床事例を基に、出生前診断、遺伝子検査・治療に関する倫理的課題、遺伝看護の目的について理解を深める。 S B O s： 1) 出生前診断、遺伝子検査・治療の倫理的課題について説明できる。 2) 遺伝看護の目的について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、出生前診断、遺伝子検査・治療に関する倫理的課題についてまとめる。
7 ・ 8	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題3：人工妊娠中絶、代理出産 G I O：人工妊娠中絶、代理出産についての倫理的課題について理解を深める。 S B O s： 1) 人工妊娠中絶、代理出産の倫理的課題について説明できる。 2) 人工妊娠中絶、代理出産事例に対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、人工妊娠中絶、代理出産について自分の意見を明確化する。
9 ・ 10	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題4：末期患者のケア、脳死 G I O：末期患者のケア、脳死に関する倫理的課題について理解を深める。 S B O s： 1) 末期患者のケア、脳死に関する倫理的課題について説明できる。 2) 末期患者のケア、脳死事例に対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリフレーションにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
11 ・ 12	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題5：遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブ G I O：遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに関する倫理的課題について理解を深める。 S B O s： 1) 遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに関する倫理的課題について説明できる。 2) 遷延性意識障害、アドバンスト・ディレクティブに対する、看護者としての介入の留意点について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
13 ・ 14	飯野英親	ユニット3：現代医療における倫理的課題6：医療資源の配分、看護師の責務と内部告発 G I O：医療資源の配分、看護師の責務と内部告発に関する倫理的課題について理解を深める。 S B O s： 1) 医療資源の配分、看護師の責務と内部告発に関する倫理的課題について説明できる。 (方法：討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業での討議を振り返り、医療資源の配分、看護師の責務と内部告発について自分の意見をまとめる。
15 ・ 16	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：新型出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例に生じた倫理的課題とその看護介入について理解を深める。 S B O s： 1) 討論を通して、新型出生前診断が有する臨床的意義、遺伝カウンセリングの概略、倫理的課題について明確にできる。 2) 討論を通して、事例の倫理的課題に対する介入について説明できる。 3) 討論を通して、先天異常児を有する両親に対する看護介入について説明できる。 4) 遺伝医療チームとしての介入について説明できる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、倫理的問題を含む課題をA4用紙2枚程度にまとめてくる。	グループで検討した事例をさらに深め、倫理的課題とその対応について明確化する。
17 ・ 18	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：グループで検討した事例について発表資料を作成、討議の視点を明確にし、文献情報をもとに、倫理的課題と看護者としての介入方法について理解を深める。 S B O s： 1) 事例の倫理的課題に対する適切な文献を収集できる。 2) 収集した文献の主旨を適切にまとめることができる。 3) 倫理的課題とその介入に対して、討論を円滑に進めることができる。 4) 討論した内容について、個人が注目する倫理的課題に対する看護の視点について、発表資料を作成することができる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、発表資料を作成、討議の視点を挙げる。	授業での討議を振り返り、自己の課題をリアクションペーパーにまとめる。
19 ・ 20	飯野英親	ユニット4：事例検討（出生前診断を受けた後に生まれた先天異常児とその家族の事例） G I O：グループで検討した事例について、倫理的課題と看護者としての介入についての発表資料を作成し、個人別に発表することを通して、倫理的課題についての理解を深める。 S B O s： 1) 事例をもとに、倫理的課題の内容と看護者としての介入内容について発表できる。 2) 他者の発表内容から、自分に不足していた視点について説明できる。 (方法：討論・発表)	授業で取り上げる事例とテーマに即して、発表資料を作成、討議の視点を挙げる。	授業での討議・発表を振り返り、自己の課題をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21	永嶋哲也	ユニット5：倫理学の中の医療倫理と看護倫理 G I O：倫理学の諸領域における基本的立場と対象領域について学び、それらの中に医療倫理と看護倫理を位置づけることで看護倫理への理解を深める。 S B O s： 1) 応用倫理、規範倫理、メタ倫理について説明できる。 2) 義務倫理、帰結主義、徳倫理について説明できる。 3) 医療倫理と看護倫理の、共通点と相違点について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
22	永嶋哲也	ユニット6：人権と尊厳 G I O：自律能力、人格などの倫理学的基礎概念を学ぶことにより尊厳や自己決定権などの看護倫理の基本原理的用語について理解を深める。 S B O s： 1) 「尊厳」という語の意味について説明できる。 2) 尊厳＝かけがえのなさについて説明できる。 3) 尊厳の尊重＝自尊感情の尊重について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
23 ・ 24	永嶋哲也	ユニット7：生命倫理学（Bioethics）の誕生 G I O：生命倫理学が成立した歴史的事情を知ることにより、生命倫理学の基本的性格を知り、医療領域における倫理学全般への理解を深める。 S B O s： 1) 神様委員会について説明できる。 2) アメリカ合衆国における中絶論争について説明できる。 3) 倫理委員会を要請する倫理学への転換について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
25	永嶋哲也	ユニット8：自己決定とインフォームドコンセント G I O：自己決定の権利との関連からインフォームドコンセントを理解することにより、インフォームドコンセントの意味を再確認する。 S B O s： 1) インフォームドコンセントと説明義務との違いについて説明できる。 2) 診療場面と研究場面とで意味が異なることを説明できる。 3) 法的責任能力について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
26	永嶋哲也	ユニット9：自己決定とプライバシー G I O：自己決定の権利との関連からプライバシーを理解することにより、プライバシーの尊重について理解を深める。 S B O s： 1) プライバシー尊重と守秘義務との違いについて説明できる。 2) 新旧のプライバシーについて説明できる。 3) 自己情報コントロール権について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
27	永嶋哲也	ユニット10：人を対象する医学系研究の倫理指針とヘルシンキ宣言 G I O：研究倫理に関する歴史的経緯を学ぶことにより、現行の倫理宣言と倫理指針に関する理解を深める。 S B O s： 1) ニュルンベルク綱領とヘルシンキ宣言について説明できる。 2) タスキギー事件と国家研究法、改定ヘルシンキ宣言について説明できる。 3) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
28	永嶋哲也	ユニット11：医療分野における様々な倫理委員会 G I O：医療分野における様々な倫理委員会について、各々の特徴と役割を理解することで、リソースとして適切に活用できる能力を涵養する。 S B O s： 1) 研究に関する倫理審査委員会について説明できる。 2) 臨床倫理に関する病院倫理委員会について説明できる。 3) 治験倫理審査委員会、特定臨床研究審査委員会などについて説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
29 ・ 30	永嶋哲也	ユニット12：倫理審査申請の要点 G I O：自らの研究計画に基づき倫理審査申請書を作成するという観点から倫理指針を理解することにより、研究倫理について理解を深める。 S B O s： 1) プライバシー尊重と守秘義務との違いについて説明できる。 2) 新旧のプライバシーについて説明できる。 3) 自己情報コントロール権について説明できる。 (方法：講義、討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

科目名	看護管理特論					時間数	60 時間		
学年	2	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	飯野英親								
担当教員名	飯野英親, 内田荘平								
【授業の概要】	看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めるとともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。								
【到達目標】	1. 看護管理の基本となる諸理論及び臨床における看護管理過程について説明できる。 2. 看護管理における人的資源活用の本質と現任教育機能を探求し、看護管理者に求められる人材資源活用における役割と責務について探究できる。 3. 医療安全の原理・原則を理解し、病院組織における医療安全管理活動について探究できる。 4. 医療安全に関わる法、倫理、制度、システムについて探究できる。 5. 人間の行動特性を理解し、医療事故とヒューマンエラーの関係性について説明できる。 6. 医療事故事例を分析し、対策について探求する。								
【授業の方法】	講義を中心にレポートの提出、ディスカッション・発表を行う								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☒ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☐ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の専門領域における安全管理に関する事例のプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容をリンクさせながら学習を進めてほしい。倫理の問題を、専門用語を適切に使用して、論理的に論じられるよう、参考文献等で準備をすること。								
【課題に対するフィードバック】	レポートのフィードバックは、その都度講義内で行う。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、討議での発言の適格性、討論への積極性20%								
【教科書】	1. 嶋森好子 任和子 編集「医療安全とリスクマネジメント」ヌーヴェルヒロカワ 2008								
【参考図書】	1. 日本看護協会 「医療安全推進のための標準テキスト」医療安全推進委員会 2013 2. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第2巻 看護サービスの質管理」日本看護協会出版会 2019 3. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第3巻 人材管理論」日本看護協会出版会 2019 4. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第4巻 組織管理論」日本看護協会出版会 2019 5. 松下 由美子 編集 「ナースング・グラフィカ 医療安全 第3版」メディカ出版 2016								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	飯野英親	ユニット1：看護管理と諸理論 G I O：看護管理と諸理論の範囲と概要について説明できる。 S B O s：看護管理者の役割、看護専門職の活動と機能、看護関連法規、組織の成り立ちと構造、ヘルスケアシステム、看護サービス提供論、看護サービスの質の管理、グループマネジメント、キャリア開発論、看護情報論の目的と機能について、議論を通して課題を明確にする。 (方法：発表と討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
5 ・ 6 ・ 7	飯野英親	ユニット2：看護における人的資源活用論1 G I O：看護専門職のキャリア開発、人材育成、活用に関する基本概念と知識、現場の課題と解決の方策について討論を通して課題を明確にする。 S B O s： 1) 看護の人的資源開発・支援に必要な基本的な概念について説明できる。 2) 看護の人材開発のためのシステムを理解し、システムの活用方法について、議論を通して課題を明確にする。 (方法：発表と討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
8 ・ 9 ・ 10	飯野英親	ユニット2：看護における人的資源活用論2 G I O：人的資源の活用、組織と知的財産、スペシャリストの支援、継続教育、施設内教育・施設外教育に関する基本概念と知識、現場の課題と解決の方策について討論を通して課題を明確にする。 S B O s： 1) 人的資源の活用、組織と知的財産について自分の経験をもとに討論を通して課題を明確にする。 2) スペシャリストへの支援、継続教育、施設内教育・施設外教育に関する基本概念について説明できる。 (方法：発表と討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15	飯野英親	ユニット3：看護人材育成の課題 G I O：臨床や保健・福祉現場における、現代の看護人材育成に関する諸課題について理解する。また、先進国との比較において、同様の課題に対する取り組みについて説明できる。 S B O s：自身の経験を通じた、看護人材育成に関する現場の課題について説明できる。また、その課題に対する諸外国の現状・課題解決策について討論を通して課題を明確にする。 (方法：発表と討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
16 ・ 17 ・ 18 ・ 19 ・ 20	飯野英親	ユニット4：ケース分析の実際 G I O：新人看護師と中堅看護師（スペシャリスト、看護管理者志望）を対象とした、クリニカルラダーシステムによる看護継続教育の教育内容・方法について事例をもとに期待できる教育効果、教育効果を高めるための教育方法・評価について検討し、キャリア開発上の課題について討論を通して課題を明確にする。 S B O s： 1) 新人看護師の事例に基づき、看護継続教育の教育内容・方法・評価について必要と考えられる教育内容について根拠をもとに説明できる。 2) 中堅看護師（スペシャリスト、看護管理者志望）の事例に基づき、看護継続教育の教育内容・方法について必要と考えられる教育内容について根拠をもとに討論を通して課題を明確にできる。 (方法：発表と討議)	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21	内田 荘平	ユニット5：医療の質と安全（原理・原則・現状） 医療環境、患者の人権尊重、危険要因、ヒヤリハット体験 G I O：医療を取り巻く社会の状況、患者の権利について説明できる。 S B O s： 1) 近年の社会の変化と医療の状況について説明できる。 2) 医の倫理と医療者の法律について説明できる。 3) 医療現場における危険因子について説明できる。 （方法：講義・討議）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
22 ・ 23 ・ 24	内田 荘平	ユニット6：医療安全確保のための政策展開と病院組織体制 G I O：看護管理者として、組織の安全対策の問題点について討論・説明できる。 S B O s： 1) 診療報酬による政策誘導、医薬品・医療機器の標準化の推進、安全文化の提唱、保障制度の推進などを説明できる。 2) 医療法と関連する法令、指針、安全管理体制について説明し、管理者としての行動について討論を通して課題を明確にできる。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
25 ・ 26 ・ 27	内田 荘平	ユニット7：看護部門におけるリスクマネジメント G I O：看護管理者として、医療安全対策の問題点について理解を深める。また、リスク評価事例を基に、医療安全に対する継続教育について討論を通して課題を明確にする。 S B O s： 1) 手術、医療機器、薬剤、検査に関連する事故と事故防止対策についての課題を説明できる。 2) 事故防止対策についての課題を説明できる。 3) 療養上の世話に関連する事故と事故防止対策について討論を通して課題を明確にする。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
28 ・ 29 ・ 30	内田 荘平	ユニット8：医療事故におけるコンフリクトマネジメント G I O：医療コンフリクト・マネジメントについて討論を通して課題を明確にできる。 S B O s： 1) 患者側と医療者側の認知齟齬（認知的コンフリクト）の予防・調整のための支援について説明できる。 2) 医療事故後の認知的齟齬に関する事例検討を通して、医療事故後の認知的齟齬の問題と課題医療安全管理の課題と看護者としての改善方法について説明できる。 3) 医療安全管理の課題と改善方法について討論を通して課題を明確にできる。 4) 他者の発表内容から、自分に不足していた視点について討論を通して課題を明確にできる。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる

(旧)

科目名	看護管理特論					時間数	60 時間		
学年	2	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	飯野英親								
担当教員名	飯野英親, 内田荘平								
【授業の概要】	看護管理における看護継続教育と人材活用や看護人材育成システムについて理解を深めるとともに、医療・看護実践の安全性を促進し、安全な医療・看護を提供するための意識を高める。								
【到達目標】	1. 看護管理の基本となる諸理論及び臨床における看護管理過程について説明できる。 2. 看護管理における人的資源活用の本質と現任教育機能を探求し、看護管理者に求められる人材資源活用における役割と責務について自分の意見を述べるができる。 3. 医療安全の原理・原則を理解し、病院組織における医療安全管理活動に活用できる。 4. 医療安全に関わる法、倫理、制度、システムを理解できる。 5. 人間の行動特性を理解し、医療事故とヒューマンエラーの関係性を説明できる。 6. 医療事故事例を分析し、対策を検討することができる。								
【授業の方法】	講義を中心にレポートの提出、ディスカッション・発表を行う								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☒ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☐ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要なとなる研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の専門領域における安全管理に関する事例のプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容をリンクさせながら学習を進めてほしい。倫理の問題を、専門用語を適切に使用して、論理的に論じられるよう、参考文献等で準備をすること。								
【課題に対するフィードバック】	レポートのフィードバックは、その都度講義内で行う。								
【評価方法】	レポート 30%、プレゼンテーション 50%、討議での発言の適格性、討論への積極性20%								
【教科書】	1. 嶋森好子 任和子 編集「医療安全とリスクマネジメント」ヌーヴェルヒロカワ 2008								
【参考図書】	1. 日本看護協会 「医療安全推進のための標準テキスト」医療安全推進委員会 2013 2. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第2巻 看護サービスの質管理」日本看護協会出版会 2019 3. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第3巻 人材管理論」日本看護協会出版会 2019 4. 井部俊子 監修「看護管理学習テキスト第3版 第4巻 組織管理論」日本看護協会出版会 2019 5. 松下 由美子 編集「ナースング・グラフィカ 医療安全 第3版」メディカ出版 2016								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	飯野英親	ユニット1：看護管理と諸理論 G I O：看護管理と諸理論の範囲と概要について理解を深める。 S B O s：看護管理者の役割、看護専門職の活動と機能、看護関連法規、組織の成り立ちと構造、ヘルスケアシステム、看護サービス提供論、看護サービスの質の管理、グループマネジメント、キャリア開発論、看護情報論の目的と機能について、自身の考えを述べることができる。 （方法：発表と討議）	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
5 ・ 6 ・ 7	飯野英親	ユニット2：看護における人的資源活用論1 G I O：看護専門職のキャリア開発、人材育成、活用に関する基本概念と知識、現場の課題と解決の方策について討論を通して習得する。 S B O s： 1) 看護の人的資源開発・支援に必要な基本的な概念・知識について説明できる。 2) 看護の人材開発のためのシステムを理解し、システムの活用方法を発表できる。 （方法：発表と討議）	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
8 ・ 9 ・ 10	飯野英親	ユニット2：看護における人的資源活用論2 G I O：人的資源の活用、組織と知的財産、スペシャリストの支援、継続教育、施設内教育・施設外教育に関する基本概念と知識、現場の課題と解決の方策について討論を通して習得する。 S B O s： 1) 人的資源の活用、組織と知的財産について自分の経験をもとに説明できる。 2) スペシャリストへの支援、継続教育、施設内教育・施設外教育に関する基本概念について説明できる。 （方法：発表と討議）	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15	飯野英親	ユニット3：看護人材育成の課題 G I O：臨床や保健・福祉現場における、現代の看護人材育成に関する諸課題について理解する。また、先進国との比較において、同様の課題に対する取り組みについて理解を深める。 S B O s：自身の経験を通じた、看護人材育成に関する現場的課題について説明できる。また、その課題に対する諸外国の現状・課題解決等を説明できる。 （方法：発表と討議）	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
16 ・ 17 ・ 18 ・ 19 ・ 20	飯野英親	ユニット4：ケース分析の実際 G I O：新人看護師と中堅看護師（スペシャリスト、看護管理者志望）を対象とした、クリニカルラダーシステムによる看護継続教育の教育内容・方法について事例をもとに期待できる教育効果、教育効果を高めるための教育方法・評価について検討し、キャリア開発上の課題について討論を通して習得する。 S B O s： 1) 新人看護師の事例に基づき、看護継続教育の教育内容・方法・評価について必要と考えられる教育内容について根拠をもとに説明できる。 2) 中堅看護師（スペシャリスト、看護管理者志望）の事例に基づき、看護継続教育の教育内容・方法について必要と考えられる教育内容について根拠をもとに説明できる。 （方法：発表と討議）	テーマに即して、文献等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
21	内田 荘平	ユニット5：医療の質と安全（原理・原則・現状） 医療環境、患者の人権尊重、危険要因、ヒヤリハット体験 G I O：医療を取り巻く社会の状況、患者の権利について理解を深める。 S B O s： 1）近年の社会の変化と医療の状況について説明できる。 2）医の倫理と医療者の法律について説明できる。 3）医療現場における危険因子について述べるができる。 （方法：講義・討議）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
22 ・ 23 ・ 24	内田 荘平	ユニット6：医療安全確保のための政策展開と病院組織体制 G I O：看護管理者として、組織の安全対策の問題点について検討し、理解を深めることができる。 S B O s： 1）診療報酬による政策誘導、医薬品・医療機器の標準化の推進、安全文化の提唱、保障制度の推進などを説明できる。 2）医療法と関連する法令、指針、安全管理体制について説明し、管理者としての行動について討論することができる。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
25 ・ 26 ・ 27	内田 荘平	ユニット7：看護部門におけるリスクマネジメント G I O：看護管理者として、医療安全対策の問題点について理解を深める。また、リスク評価事例を基に、医療安全に対する継続教育について検討できる。 S B O s： 1）手術、医療機器、薬剤、検査に関連する事故と事故防止対策についての課題を説明できる。 2）事故防止対策についての課題を説明できる。 3）療養上の世話に関連する事故と事故防止対策についての課題を説明できる。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる
28 ・ 29 ・ 30	内田 荘平	ユニット8：医療事故におけるコンフリクトマネジメント G I O：医療コンフリクト・マネジメントについて理解を深める。 S B O s： 1）患者側と医療者側の認知齟齬（認知的コンフリクト）の予防・調整ための支援について説明できる。 2）医療事故後の認知的齟齬に関する事例検討を通して、医療事故後の認知的齟齬の問題と課題医療安全管理の課題と看護者としての改善方法について説明できる。 3）医療安全管理の課題と改善方法について発表できる。 4）他者の発表内容から、自分に不足していた視点について説明できる。 （方法：講義・討議・発表）	テーマに即して、文献を読み、討議できるように疑問点をまとめておく	講義で学んだ内容をノートに整理し、講義後に出される論点について自己の考察をまとめる

科目名	看護情報特論					時間数	60 時間		
学年	1	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	吉田大悟								
担当教員名	吉田大悟 塚崎恵子（兼任）中島直樹（兼任）山下貴範（兼任）								
【授業の概要】	社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。								
【到達目標】	1. 看護実践の場における情報管理やその活用方法について実際例を通して探究する。 2. 地域住民の健康に関する情報管理やその活用方法について実践例を通して探究する。 3. 医療機関内における情報管理やその利用方法について実践例を通して探究する。								
【実務経験を生かした教育内容】	1. 看護実践における情報管理や活用方法の実際について学習する。 2. 官学連携で実施している疫学研究とその結果を活用した公衆衛生看護活動における情報管理や活用方法の実際について学習する。 3. 大学病院内の医療情報管理やその活用方法の実際について学習する。								
【授業の方法】	講義を中心にレポートの提出、ディスカッション・発表を行う								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	1. 自身の専門領域における倫理に関する事例のプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容をリンクさせながら学習を進めてほしい。 2. 課題資料に関して事前学習し、自己の意見をまとめておく。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	プレゼンテーション50%、レポート 30%、グループワーク、討論などの授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	資料、文献等はその都度提示する。								
【参考図書】									

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2	吉田大悟	ユニット1： 地域住民の健康に関する情報管理 1 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報共有化と、保健医療福祉の連携について説明できる。 S B O s： 1) 地域住民の健康に関する情報収集について、実践例を基に説明できる。 2) 地域住民の健康に関する情報共有について、実践例を基に説明できる。 3) 地域住民の健康に関する情報共有と保健医療福祉の連携について、実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
3 ・ 4	吉田大悟	ユニット1： 地域住民の健康に関する情報管理 2 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報の管理方法及び活用方法について説明できる。 S B O s： 1) 地域住民における健康に関する情報の種類とその形について説明できる。 2) 地域住民の健康に関する情報のセキュリティ管理方法について、実践例を基に課題を明確にできる。 3) 地域住民の健康に関する情報の活用方法について、実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
5 ・ 6	吉田大悟	ユニット2： 地域住民の健康情報活用 1 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報活用について具体例を通して課題を明確にできる。 S B O s： 1) 健康に関する情報活用について、住民健診やがん検診の実践例を基に説明できる。 2) 健康に関する情報活用について、住民相談の実践例を基に説明できる。 3) 健康に関する情報活用について、健康教育の実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
7 ・ 8	吉田大悟	ユニット2： 地域住民の健康情報活用 2 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報活用について具体例を通して課題を明確にできる。 S B O s： 1) 健康に関する情報活用について、将来の疾病発症予測が可能なICTツールを用いた保健指導の実践例を基に説明できる。 2) 健康に関する情報活用について、健康管理アプリを用いたポピュレーションアプローチの実践例を基に議論を通して課題を明確にできる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
9 ・ 10	吉田大悟	ユニット3： 地域住民の健康情報活用とEBM G I O： 健康支援をするためのEBMの創成について実践例を通して課題を明確にできる。 S B O s： 1) 地域住民を対象とした疫学研究におけるEBMの創成について文献を熟読し、それぞれの研究手法と結果そして研究成果の意義について議論を通して課題を明確にできる。 2) 臨床の患者を対象とした疫学研究におけるEBMの創成について文献を熟読し、それぞれの研究手法と結果そして研究成果の意義について議論を通して課題を明確にできる。 3) 健康を支援するための新たなEBMの創成について議論を通して課題を明確にできる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
11 ・ 12 ・ 13	塚崎恵子	ユニット4：看護情報と看護サービスマネジメント G I O：看護情報と看護サービスマネジメントの関係性について説明できる。 S B O s： 1) 医療・看護情報の種類と特徴について説明できる。 2) 看護情報管理における倫理的課題（情報リテラシー）について説明できる。 3) 看護サービスと記録による情報活用について説明できる。 4) 看護情報を生かした看護サービスの改善・実施について、文献や自己の経験をもとに議論を通して課題を明確にする。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
14 ・ 15 ・ 16 ・ 17	塚崎恵子	ユニット5：診療・介護報酬情報に基づく看護活動の経済 G I O：診療・介護報酬情報に基づく看護活動の経済について説明できる。 S B O s： 1) 診療・介護報酬制度の決定プロセス、報酬に看護ケアの報酬を反映させる仕組みについて説明できる。 2) 診療・介護報酬制度における看護ケアの経済的評価について説明できる。 3) 診療・介護報酬情報を適切に生かした、看護サービスの改善について議論を通して課題を明確にする。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
18 ・ 19 ・ 20	塚崎恵子	ユニット6：看護実践における情報管理 G I O：看護実践における情報管理について説明できる。 S B O s： 1) 臨床現場の看護記録（診療録）情報の管理について、留意点を説明できる。 2) 看護業務改善・臨床看護研究等における、診療情報の管理方法について説明できる。 3) 看護情報管理について、経験の浅い看護師向けの教育について議論を通して課題を明確にする。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
21 ・ 22	中島直樹	ユニット7：個人情報の取り扱いとセキュリティ管理の実践 G I O：個人情報の取り扱いとセキュリティ管理について説明できる。 S B O s： 1) 病院内における個人情報管理の範囲について説明できる。 2) 病院内における個人情報のセキュリティ管理について説明できる。 3) 諸外国における医療情報管理手法の動向について説明できる。 （方法：講義、討論）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
23	山下貴範	ユニット8：病院情報システム管理、ネットワーク管理の基本業務 1 G I O：病院情報システム管理およびネットワーク管理について説明できる。 S B O s： 1) 電子診療録システムの概要について説明できる。 2) 電子診療録ネットワークの管理業務、留意点について説明できる。 3) 看護記録の取り扱い時のセキュリティ管理の留意点について説明できる。 （方法：講義）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
24 ・ 25	山下貴範	ユニット8：病院情報システム管理、ネットワーク管理の基本業務2 G I O：病院情報システム管理およびネットワーク管理について説明できる。 S B O s： 1) 電子診療録ネットワークの管理業務を行う医療情報システムの現場における管理体制、管理方法について説明できる。 2) 臨床の看護師事例を元に、病院情報システム管理、ネットワーク管理の安全性が損なわれるリスクとその具体的対処、看護師として行える予防策について、看護の立場から議論を通して課題を明確にする。 (方法：グループワーク、討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
26	山下貴範	ユニット9：診療情報の意義・活用 G I O：診療情報の意義・活用について説明できる。 S B O s： 1) 医療・介護における診療情報の意義・活用例について説明できる。 2) 医療ビッグデータの時代における、診療情報の整備と活用の動向について説明できる。 (方法：講義)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
27	山下貴範	ユニット10：看護・医療におけるデータベース構築1 G I O：看護・医療におけるデータベース構築についてテキスト解析を通して説明できる。 S B O s： 1) 既存の看護・医療におけるデータベースについて説明できる。 2) 看護・医療におけるデータベース構築の手法について説明できる。 3) 診療録を中心とした診療情報をテキスト解析する目的・意義・方法の概要について議論を通して課題を明確にすることができる。 (方法：講義・討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
28 ・ 29	山下貴範	ユニット10：看護・医療におけるデータベース構築2 G I O：看護・医療におけるデータベース構築、テキスト解析の方法について説明できる。 S B O s： 1) 医療現場で利用している実際のデータベースを元に、データベースの仕組み、情報入力、出力、セキュリティ管理の実際を説明できる。 2) 看護活動におけるデータベース構築の意義・有用性について、自己の体験を元に討議できる。 (方法：グループワーク、討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
30	山下貴範	ユニット11：診療情報管理とデータ利用の未来 G I O：医療ビッグデータ時代の診療情報管理と看護におけるデータ利用について説明できる。 S B O s： 1) 医療ビッグデータ時代における看護情報・診療情報管理の課題について説明できる。 2) 診療・看護活動への診療情報の効果的ないかし方について説明できる。 3) 科目全体を通じた疑問点など課題を明確にすることができる。 (方法：講義、討論)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

(旧)

科目名	看護情報特論					時間数	60 時間		
学年	1	科目区分	選択	単位数	4	授業形態	講義	開講期	通年
評価責任者	吉田大悟								
担当教員名	吉田大悟 塚崎恵子（兼任）中島直樹（兼任）山下貴範（兼任）								
【授業の概要】	社会における情報化の進展と保健・医療・福祉のサービスの現場における情報の意義や役割についての理解を深めるとともに、看護・医療分野で情報や情報ツールを主体的に活用するための知識を深める。								
【到達目標】	1. 看護実践の場における情報管理やその活用方法について実際例を通して理解を深める。 2. 地域住民の健康に関する情報管理やその活用方法について実践例を通して理解を深める。 3. 医療機関内における情報管理やその活用方法について実践例を通して理解を深める。								
【実務経験を生かした教育内容】	1. 看護実践における情報管理や活用方法の実際について学習する。 2. 官学連携で実施している疫学研究とその結果を活用した公衆衛生看護活動における情報管理や活用方法の実際について学習する。 3. 大学病院内の医療情報管理やその活用方法の実際について学習する。								
【授業の方法】	講義を中心にレポートの提出、ディスカッション・発表を行う								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☐ 4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	1. 自身の専門領域における倫理に関する事例のプレゼンテーション準備と、毎回の講義内容をリンクさせながら学習を進めてほしい。 2. 課題資料に関して事前学習し、自己の意見をまとめておく。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	プレゼンテーション50%、レポート 30%、グループワーク、討論などの授業中の発言、ディスカッション時の積極性など20%								
【教科書】	資料、文献等はその都度提示する。								
【参考図書】									

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ・ 2	吉田大悟	ユニット1： 地域住民の健康に関する情報管理 1 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報共有化と、保健医療福祉の連携について理解を深める。 S B O s： 1) 地域住民の健康に関する情報収集について、実践例を基に説明できる。 2) 地域住民の健康に関する情報共有について、実践例を基に説明できる。 3) 地域住民の健康に関する情報共有と保健医療福祉の連携について、実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
3 ・ 4	吉田大悟	ユニット1： 地域住民の健康に関する情報管理 2 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報の管理方法及び活用方法について理解を深める。 S B O s： 1) 地域住民における健康に関する情報の種類とその形について説明できる。 2) 地域住民の健康に関する情報のセキュリティ管理方法について、実践例を基に説明できる。 3) 地域住民の健康に関する情報の活用方法について、実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
5 ・ 6	吉田大悟	ユニット2： 地域住民の健康情報活用 1 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報活用について具体例を通して理解を深める。 S B O s： 1) 健康に関する情報活用について、住民健診やがん検診の実践例を基に説明できる。 2) 健康に関する情報活用について、住民相談の実践例を基に説明できる。 3) 健康に関する情報活用について、健康教育の実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
7 ・ 8	吉田大悟	ユニット2： 地域住民の健康情報活用 2 G I O： 地域住民の健康、糖尿病等の慢性疾患に関する情報活用について具体例を通して理解を深める。 S B O s： 1) 健康に関する情報活用について、将来の疾病発症予測が可能なICTツールを用いた保健指導の実践例を基に説明できる。 2) 健康に関する情報活用について、健康管理アプリを用いたポピュレーションアプローチの実践例を基に説明できる。 (方法：講義、討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
9 ・ 10	吉田大悟	ユニット3： 地域住民の健康情報活用とEBM G I O： 健康支援をするためのEBMの創成について実践例を通して理解を深める。 S B O s： 1) 地域住民を対象とした疫学研究におけるEBMの創成について文献を熟読し、それぞれの研究手法と結果そして研究成果の意義について意見を述べることができる。 (方法：講義、討議) 2) 臨床の患者を対象とした疫学研究におけるEBMの創成について文献を熟読し、それぞれの研究手法と結果そして研究成果の意義について意見を述べることができる。 (方法：講義、討議) 3) 健康を支援するための新たなEBMの創成について自身の意見を述べることができる。 (方法：討議)	課題資料に関して事前学習し自己の意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
11 ・ 12 ・ 13	塚崎恵子	ユニット4：看護情報と看護サービスマネジメント G I O：看護情報と看護サービスマネジメントの関係性について理解を深める。 S B O s： 1) 医療・看護情報の種類と特徴について説明できる。 2) 看護情報管理における倫理的課題（情報リテラシー）について説明できる。 3) 看護サービスと記録による情報活用について説明できる。 4) 看護情報を生かした看護サービスの改善・実施について、文献や自己の経験をもとに発表できる。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
14 ・ 15 ・ 16 ・ 17	塚崎恵子	ユニット5：診療・介護報酬情報に基づく看護活動の経済 G I O：診療・介護報酬情報に基づく看護活動の経済について理解を深める。 S B O s： 1) 診療・介護報酬制度の決定プロセス、報酬に看護ケアの報酬を反映させる仕組みについて説明できる。 2) 診療・介護報酬制度における看護ケアの経済的評価について説明できる。 3) 診療・介護報酬情報を適切に生かした、看護サービスの改善について例を挙げて説明できる。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
18 ・ 19 ・ 20	塚崎恵子	ユニット6：看護実践における情報管理 G I O：看護実践における情報管理について理解を深める。 S B O s： 1) 臨床現場の看護記録（診療録）情報の管理について、留意点を説明できる。 2) 看護業務改善・臨床看護研究等における、診療情報の管理方法について説明できる。 3) 看護情報管理について、経験の浅い看護師向けの教育内容を発表できる。 （方法：講義、グループワーク、討議、発表）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
21 ・ 22	中島直樹	ユニット7：個人情報の取り扱いとセキュリティ管理の実践 G I O：個人情報の取り扱いとセキュリティ管理について理解を深める。 S B O s： 1) 病院内における個人情報管理の範囲について説明できる。 2) 病院内における個人情報のセキュリティ管理について説明できる。 3) 諸外国における医療情報管理手法の動向について説明できる。 （方法：講義、討論）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
23	山下貴範	ユニット8：病院情報システム管理、ネットワーク管理の基本業務 1 G I O：病院情報システム管理およびネットワーク管理について理解を深める。 S B O s： 1) 電子診療録システムの概要について説明できる。 2) 電子診療録ネットワークの管理業務、留意点について説明できる。 3) 看護記録の取り扱い時のセキュリティ管理の留意点について説明できる。 （方法：講義）	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
24 ・ 25	山下貴範	ユニット8：病院情報システム管理、ネットワーク管理の基本業務2 G I O：病院情報システム管理およびネットワーク管理について理解を深める。 S B O s： 1) 電子診療録ネットワークの管理業務を行う医療情報システムの現場における管理体制、管理方法について説明できる。 2) 臨床の看護師事例を元に、病院情報システム管理、ネットワーク管理の安全性が損なわれるリスクとその具体的対処、看護師として行える予防策について、看護の立場から討議することができる。 (方法：グループワーク、討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
26	山下貴範	ユニット9：診療情報の意義・活用 G I O：診療情報の意義・活用について理解を深める。 S B O s： 1) 医療・介護における診療情報の意義・活用例について説明できる。 2) 医療ビッグデータの時代における、診療情報の整備と活用の動向について説明できる。 (方法：講義)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
27	山下貴範	ユニット10：看護・医療におけるデータベース構築1 G I O：看護・医療におけるデータベース構築についてテキスト解析を通して理解を深める。 S B O s： 1) 既存の看護・医療におけるデータベースについて説明できる。 2) 看護・医療におけるデータベース構築の手法について、概要を説明できる。 3) 診療録を中心とした診療情報をテキスト解析する目的・意義・方法の概要について説明できる。 (方法：講義・討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
28 ・ 29	山下貴範	ユニット10：看護・医療におけるデータベース構築2 G I O：看護・医療におけるデータベース構築、テキスト解析の方法について理解を深める。 S B O s： 1) 医療現場で利用している実際のデータベースを元に、データベースの仕組み、情報入力、出力、セキュリティ管理の実際を説明できる。 2) 看護活動におけるデータベース構築の意義・有用性について、自己の体験を元に討議できる。 (方法：グループワーク、討議)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。
30	山下貴範	ユニット11：診療情報管理とデータ利用の未来 G I O：医療ビッグデータ時代の診療情報管理と看護におけるデータ利用について理解を深める。 S B O s： 1) 医療ビッグデータ時代における看護情報・診療情報管理の課題について説明できる。 2) 診療・看護活動への診療情報の効果的ないかし方について説明できる。 3) 科目全体を通した疑問点などを解消できる。 (方法：講義、討論)	提示した資料、文献を読み、自己の経験を振り返り、討論できるように意見をまとめておく	学修した内容をリアクションペーパーにまとめる。

(新)

(説明資料25)

科目名	看護研究方法					時間数	30時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	前期
評価責任者	飯野英親								
担当教員名	飯野英親								
【授業の概要】	看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。 具体的には、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修する。合わせて、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修する。								
【到達目標】	1. 基本的な看護研究方法と、方法に合わせた研究プロセスが説明できる。 2. 看護研究者の責任や使命、倫理的配慮について説明できる。 3. 看護系文献のクリティークの方法について説明できる。								
【授業の方法】	講義、グループワーク、討議を中心に、発表を行う。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	□1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 □2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 □3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 □4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の専門領域における研究論文について、研究方法の異なる論文を複数準備し精読しておくこと。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	授業内での取り組み（ディスカッションへの参加度を含む）（20%）、プレゼンテーション（30%）、課題レポート（50%）								
【教科書】	1. 黒田裕子、中木高夫、逸見功（監訳）（2015）. パーンズ&グローブ 看護研究入門 原著第7版：評価・統合・エビデンスの生成. Elsevier Japan. 2. 山川みやえ・牧本清子（編著）よくわかる看護研究論文のクリティーク. 日本看護協会出版会								
【参考図書】	1. 坂下玲子ほか：看護研究、医学書院、2016. 2. Denise F Polit Cheryl Tatano Beck, Nursing Research: Generating and Assessing Evidence for Nursing, Practice Lippincott Williams & Wilkins, 2007. その他の参考文献は、授業中に、適宜、紹介する。								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	飯野英親	ユニット1：授業概要、授業課題、オリエンテーション G I O：看護研究方法の概要、本科目の学修内容を理解することを通して、自己の関心のある研究テーマに対する研究のアプローチ方法について説明できる。また、論文のクリティーク等の課題を実施する方法について説明できる。 S B O s： 1) 看護研究方法の全体的な概要について説明できる。 2) 関心のある研究課題に対する研究方法論について討議できる。 3) 論文のクリティークとそのまとめ方について説明できる。 (方法：講義、グループワーク、討論)	事前配布資料を読んでおく	特にない
2	飯野英親	ユニット2：研究倫理 G I O：人を対象とした医学系研究に関して、研究のための倫理的配慮、研究者としての責任、論文公表時の使命について説明できる。 S B O s： 1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針における、目的、基本方針、研究計画書、インフォームドコンセント、個人情報保護、守秘義務、データ収集と保管・管理等について、留意点を説明できる。 2) 研究者が論文を公表する責務、研究代表者の責務について、留意事項を説明できる。 3) 研究不正行為の内容とその防止策、論文公表にあたってのオーサリング、信頼性・再現性の保証、利益相反、著作権、知的財産権について討議し、説明できる。 (方法：講義、グループワーク、討論)	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
3	飯野英親	ユニット3：修士論文の書き方と倫理審査 G I O：本学が定める修士論文の審査基準に基づく修士論文の書き方を理解する。また、本学園の研究倫理審査の申請・審査プロセスを含む留意点と研究における国際ルールについて説明できる。 S B O s： 1) 修士論文の構成、書き方上の留意点について説明できる。 2) 研究倫理審査の手続き、利益相反事項について具体例を説明できる。 3) CONSORT声明、コクラン計画、システマティック・レビュー、メタアナリシス、SQUIRE ガイドラインについて説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	本学の修士論文の審査基準、倫理審査委員会規則等の資料を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
4	飯野英親	ユニット4：量的研究方法1 調査研究法、調査のプロセス G I O：研究デザインとして量的研究の探索的調査研究の手法について説明できる。 S B O s： 1) 質問紙調査方法の標準的なプロセスについて説明できる。 2) 質問紙調査方法における対象への倫理的配慮の留意点について説明できる。 3) 結果の分析方法として、記述統計的手法、検定について、例題を元を実施できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、統計分析の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
5	飯野英親	ユニット4：量的研究方法2 研究デザイン（関連検証、因果関係検証、実態調査・因子探索） G I O：研究デザインとして量的研究の因果関係、探索的因子分析の手法について説明できる。 S B O s： 1) 大規模調査方法の標準的なプロセスについて説明できる。 2) 大規模調査における対象への倫理的配慮の留意点について説明できる。 3) 結果の分析方法として、因子分析法、コレスポンデンス分析等について、例題を元を実施できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、統計分析の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
6	飯野英親	ユニット4：量的研究方法3 実験研究法。実験のプロセス G I O：論文報告をもとに、被験者や生体材料を設定した実験研究の手法・プロセス・留意点について説明できる。 S B O s： 1) 被験者の選定方法、侵襲を伴う場合の倫理的配慮について留意点を説明できる。 2) 論文をもとに、実験研究における実験計画について解説できる。 3) 研究成果の臨床へのトランスレーションまでの課題について説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、実験研究手法の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
7・8	飯野英親	ユニット4：量的研究方法4 量的研究における文献クリティークの方法 G I O：論文クリティークとクリティカル・シンキングを通して量的研究プロセスを学修し、臨床実践における量的研究の論文クリティークの意義を説明できる。 S B O s： 1) 量的研究を対象としたクリティークの視点について説明できる。 2) 理解しやすいわかりやすい研究結果の見せ方について説明できる。 3) 考察に必要な要素を踏まえて、考察のクリティークについて説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	クリティークに関する事前学習を行い、指定された量的研究の論文についての論点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
9	飯野英親	ユニット5：質的研究方法1 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ G I O：修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチで用いる「概念」「カテゴリー」「コード」、コーディング、サンプリング等の理解に基づき、階層的関係づけ、分析方法を理解し、グラウンデッド・セオリー・アプローチの基本について説明できる。 S B O s： 1) 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの論文報告を元に、一連の研究プロセス、用語の意味、使われ方について説明できる。 2) 論文をもとに、分析方法の事例の比較とカテゴリーの比較、それによって導かれた結果の意味について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	指定した論文をもとに、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの概要をまとめ、討論できるように準備する。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
10	飯野英親	ユニット5：質的研究方法2 解釈的現象的アプローチ G I O：現象に対する「解釈」のもつ意味、実証主義に対する現象学的存在論の概念について理解し、解釈的現象に基づく研究プロセスについて説明できる。 S B O s： 1) 解釈的現象的アプローチの論文報告を元に、一連の研究プロセス、用語の意味、使われ方について説明できる。 2) 論文をもとに、データの解釈の方法、導かれた結果の意味について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	指定した論文をもとに、解釈的現象的アプローチの概要をまとめ、討論できるように準備する。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
11	飯野英親	ユニット5：質的研究方法3 アクション・リサーチ G I O：看護活動の中での問題点や関心事をトピックとしたアクション・リサーチの研究プロセスについて説明できる。 S B O s： 1) アクション・リサーチの研究プロセスについて概要を説明できる。 2) 論文をもとに、方法論として、研究者によるアクションと討議の展開に関する重点について説明できる。 3) アクション・リサーチによる結果と、対象現場で生じた変化の関係性について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	テキストを読む	リアクションペーパーにまとめる
12・13	飯野英親	ユニット5：質的研究のクリティーク G I O：論文クリティークとクリティカル・シンキングを通して質的研究プロセスを学修し、臨床実践における質的研究の論文クリティークの意義を説明できる。 S B O s： 1) 質的研究を対象としたクリティークの視点について説明できる。 2) 理解しやすいわかりやすい研究結果の見せ方について説明できる。 3) 考察に必要な要素を踏まえて、考察のクリティークについて説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	クリティークに関する事前学習を行い、指定された質的研究の論文についての論点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
14	飯野英親	ユニット5：質的研究のクリティーク G I O：論文クリティークとクリティカル・シンキングを通して、自ら関心の高い看護の質的研究論文をクリティークした結果を報告することを通し、クリティークする視点の定着を図る。 S B O s： 1) 質的研究をクリティークした結果をまとめ報告する。 2) とくに、質的研究の考察のクリティークについては、論文の価値を決める考察のポイントに重点を定め、その内容を発表で説明できる。 (方法：討論、発表)	クリティークに関する事前学習を行い、自ら関心の高い質的研究の論文について、クリティークした内容をまとめて、パワーポイントで発表できる準備をしておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
15	飯野英親	ユニット6：まとめ G I O：看護研究方法論を復習し、自身に取り組もうとしている特別研究の研究課題に対して、どの研究手法が適しているのかについて、研究手法の特徴を比較・検討できる。 S B O s： 1) 看護研究方法論を復習して、量的・質的研究手法の概要を説明できる。 2) 取り組もうとしている特別研究の研究課題と現段階で考えている研究手法とそれによって得られる研究成果について発表できる。 (方法：討論、発表)	授業で使用了文献、資料等を読み、討議できるように疑問点をまとめる	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

(旧)

科目名	看護研究方法					時間数	30時間		
学年	1	科目区分	必修	単位数	2	授業形態	講義	開講期	前期
評価責任者	飯野英親								
担当教員名	飯野英親								
【授業の概要】	看護師が専門的な知識と技術の向上や開発を図り、看護師として高度な看護実践の展開やより良い看護を探究するための課題解決に必要な研究活動に関する能力を高めるとともに、看護研究における倫理の必要性和倫理的配慮や研究者倫理についての理解を深めることを目的とする。 具体的には、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な文献研究・事例研究・実験研究から、面接法、参加観察法、質問紙法、データ分析法など、研究デザインや研究手法について学修する。合わせて、対象者の人権擁護や研究不正の回避など、看護研究における倫理について学修する。								
【到達目標】	1. 基本的な看護研究方法と、方法に合わせた研究プロセスが説明できる。 2. 看護研究者の責任や倫理的配慮について説明できる。 3. 看護系文献のクリティークの方法について説明できる。								
【授業の方法】	講義、グループワーク、討議を中心に、発表を行う。								
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	□1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 □2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 □3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 □4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。								
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	自身の専門領域における研究論文について、研究方法の異なる論文を複数準備し精読しておくこと。								
【課題に対するフィードバック】	レポートにコメントをつけて返却する。								
【評価方法】	授業内での取り組み（ディスカッションへの参加度を含む）（20%）、プレゼンテーション（30%）、課題レポート（50%）								
【教科書】	1. 黒田裕子、中木高夫、逸見功（監訳）（2015）. パーンズ&グローブ 看護研究入門 原著第7版：評価・統合・エビデンスの生成. Elsevier Japan. 2. 山川みやえ・牧本清子（編著）よくわかる看護研究論文のクリティーク. 日本看護協会出版会								
【参考図書】	1. 坂下玲子ほか：看護研究、医学書院、2016. 2. Denise F Polit Cheryl Tatano Beck, Nursing Research: Generating and Assessing Evidence for Nursing, Practice Lippincott Williams & Wilkins, 2007. その他の参考文献は、授業中に、適宜、紹介する。								

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1	飯野英親	ユニット1：授業概要、授業課題、オリエンテーション G I O：看護研究方法の概要、本科目の学修内容を理解することを通して、自己の関心のある研究テーマに対する研究のアプローチ方法について理解を深める。また、論文のクリティーク等の課題を実施する方法について理解を深める。 S B O s： 1) 看護研究方法の全体的な概要について説明できる。 2) 関心のある研究課題に対する研究方法論について討議できる。 3) 論文のクリティークとそのまとめ方について説明できる。 (方法：講義、グループワーク、討論)	事前配布資料を読んでおく	特になし
2	飯野英親	ユニット2：研究倫理 G I O：人を対象とした医学系研究に関して、研究のための倫理的配慮、研究者としての責任について理解を深める。 S B O s： 1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針における、目的、基本方針、研究計画書、インフォームドコンセント、利益相反等について、留意点を説明できる。 2) 中でも、研究者の責務、研究代表者の責務について、留意事項を説明できる。 (方法：講義、グループワーク、討論)	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
3	飯野英親	ユニット3：修士論文の書き方と倫理審査 G I O：本学が定める修士論文の審査基準に基づく修士論文の書き方を理解する。また、本学園の研究倫理審査の申請・審査プロセスを含む留意点について理解を深める。 S B O s： 1) 修士論文の構成、書き方上の留意点について説明できる。 2) 研究倫理審査の手続き、利益相反事項について具体例を説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	本学の修士論文の審査基準、倫理審査委員会規則等の資料を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
4	飯野英親	ユニット4：量的研究方法1 調査研究法、調査のプロセス G I O：研究デザインとして量的研究の探索的調査研究の手法に関する理解を深める。 S B O s： 1) 質問紙調査方法の標準的なプロセスについて説明できる。 2) 質問紙調査方法における対象への倫理的配慮の留意点について説明できる。 3) 結果の分析方法として、記述統計的手法、検定について、例題を元を実施できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、統計分析の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
5	飯野英親	ユニット4：量的研究方法2 研究デザイン（関連検証、因果関係検証、実態調査・因子探索） G I O：研究デザインとして量的研究の因果関係、探索的因子分析の手法に関する理解を深める。 S B O s： 1) 大規模調査方法の標準的なプロセスについて説明できる。 2) 大規模調査における対象への倫理的配慮の留意点について説明できる。 3) 結果の分析方法として、因子分析法、コレスポンデンス分析等について、例題を元を実施できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、統計分析の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
6	飯野英親	ユニット4：量的研究方法3 実験研究法。実験のプロセス G I O：論文報告をもとに、被験者や生体材料を設定した実験研究の手法・プロセス・留意点について理解を深める。 S B O s： 1) 被験者の選定方法、侵襲を伴う場合の倫理的配慮について留意点を説明できる。 2) 論文をもとに、実験研究における実験計画について解説できる。 3) 研究成果の臨床へのトランスレーションまでの課題について説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	例題を元に、実験研究手法の該当箇所について自己学習し、討議できるように疑問点をまとめておく	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
7 ・ 8	飯野英親	ユニット4：量的研究方法4 量的研究における文献クリティックの方法 G I O：論文クリティックとクリティカル・シンキングを通して量的研究プロセスを学修し、臨床実践における量的研究の論文クリティックの意義を理解を深める。 S B O s： 1) 量的研究を対象としたクリティックの視点について発表で説明できる。 2) 理解しやすいわかりやすい研究結果の見せ方について発表で説明できる。 3) 考察に必要な要素を踏まえて、考察のクリティックについて発表で説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	クリティックに関する事前学習を行い、指定された量的研究の論文についての論点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
9	飯野英親	ユニット5：質的研究方法1 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ G I O：修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチで用いる「概念」「カテゴリー」「コード」、コーディング、サンプリング等の理解に基づき、階層的関係づけ、分析方法を理解し、グラウンデッド・セオリー・アプローチの基本について理解を深める。 S B O s： 1) 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの論文報告を元に、一連の研究プロセス、用語の意味、使われ方について説明できる。 2) 論文をもとに、分析方法の事例の比較とカテゴリーの比較、それによって導かれた結果の意味について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	指定した論文をもとに、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの概要をまとめ、討論できるように準備する。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
10	飯野英親	ユニット5：質的研究方法2 解釈的現象的アプローチ G I O：現象に対する「解釈」のもつ意味、実証主義に対する現象学的存在論の概念について理解し、解釈的現象に基づく研究プロセスについて理解を深める。 S B O s： 1) 解釈的現象的アプローチの論文報告を元に、一連の研究プロセス、用語の意味、使われ方について説明できる。 2) 論文をもとに、データの解釈の方法、導かれた結果の意味について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	指定した論文をもとに、解釈的現象的アプローチの概要をまとめ、討論できるように準備する。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
11	飯野英親	ユニット5：質的研究方法3 アクション・リサーチ G I O：看護活動の中での問題点や関心事をトピックとしたアクション・リサーチの研究プロセスについて理解を深める。 S B O s： 1) アクション・リサーチの研究プロセスについて概要を説明できる。 2) 論文をもとに、方法論として、研究者によるアクションと討議の展開に関する重点について説明できる。 3) アクション・リサーチによる結果と、対象現場で生じた変化の関係性について説明できる。 (方法：グループワーク、討論)	テキストを読む	リアクションペーパーにまとめる
12 ・ 13	飯野英親	ユニット5：質的研究のクリティック G I O：論文クリティックとクリティカル・シンキングを通して質的研究プロセスを学修し、臨床実践における質的研究の論文クリティックの意義を理解を深める。 S B O s： 1) 質的研究を対象としたクリティックの視点について説明できる。 2) 理解しやすいわかりやすい研究結果の見せ方について説明できる。 3) 考察に必要な要素を踏まえて、考察のクリティックについて説明できる。 (方法：講義、討論、発表)	クリティックに関する事前学習を行い、指定された質的研究の論文についての論点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
14	飯野英親	ユニット5：質的研究のクリティーク G I O：論文クリティークとクリティカル・シンキングを通して、自ら関心の高い看護の質的研究論文をクリティークした結果を報告することを通し、クリティークする視点の定着を図る。 S B O s： 1) 質的研究をクリティークした結果をまとめ報告する。 2) とくに、質的研究の考察のクリティークについては、論文の価値を決める考察のポイントに重点を定め、その内容を発表で説明できる。 (方法：討論、発表)	クリティークに関する事前学習を行い、自ら関心の高い質的研究の論文について、クリティークした内容をまとめて、パワーポイントで発表できる準備をしておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる
15	飯野英親	ユニット6：まとめ G I O：看護研究方法論を復習し、自身が取り組もうとしている特別研究の研究課題に対して、どの研究手法が適しているのかについて、研究手法の特徴を比較・検討できる。 S B O s： 1) 看護研究方法論を復習して、量的・質的研究手法の概要を説明できる。 2) 取り組もうとしている特別研究の研究課題と現段階で考えている研究手法とそれによって得られる研究成果について発表できる。 (方法：討論、発表)	授業で使用した文献、資料等を読み、討議できるように疑問点をまとめておく。	授業内容を振り返り、リアクションペーパーにまとめる

科目名	看護特別研究					時間数	120時間		
学年	1・2	科目区分	必修	単位数	8	授業形態	演習	開講期	通年
評価責任者									
担当教員名	窪田恵子、飯野英親、青木久恵、岩本利恵、岡田賢司、角森輝美、宮園真美、樗木晶子、中島富有子、村田節子、大城知子、梶原江美、永田華千代、晴佐久悟、吉田大悟								
【授業の概要】	学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。具体的には、自己の研究課題の設定にはじまり、研究計画の立案・調査・分析から論文の作成、研究成果の発表へと結び付けていくことにより、基礎的な研究能力が修得できるように指導する。 【基礎看護分野】 (窪田恵子) 循環機能障害をもつ人の観察とアセスメント及び循環器系に機能障害をもつ人に対する看護など循環器病の診断と治療について研究指導を行う。 (青木久恵) 認知カウンセリング技法を活用した関連図を用いた学習支援法及び学習者の思考過程を支援するチャートを活用した教授法の有用性について研究指導を行う。 (晴佐久悟) 口腔機能の低下と食欲・体力低下との関係及び器質的口腔ケアと機能的口腔ケアによるオーラルフレイル予防効果や誤嚥性肺炎をはじめとする口腔内細菌による感染予防について研究指導を行う。 (梶原江美) 多様な健康問題を持つ対象者の身体状況の診査や診査に基づく臨床判断をするためのフィジカルアセスメント技術について研究指導を行う。 【感染看護分野】 (岡田賢司) 病原微生物に関する知識を感染症に対する対応及び感染予防や感染症患者の看護の実際へ応用・発展させることについて研究指導を行う。 【小児看護分野】 (飯野英親) 先天異常や染色体異常など遺伝性疾患による健康障害をもつ子どもとその家族がより良い療養生活を送るための看護援助の方法について研究指導を行う。 【慢性期看護分野】 (岩本利恵) 難病を抱える患者における自己超越性が高まる要因及び自己超越性と主観的健康観や主体的幸福感との相関関係について研究指導を行う。 (樗木晶子) 心不全患者の身体と認知や精神機能の的確なアセスメント及び心不全増悪因子の評価と症状緩和のための看護ケアについて研究指導を行う。 (大城知子) 感染症の感染過程や感染経路などの感染症の特徴に基づいた感染症患者への対応と感染症患者のための看護ケアについて研究指導を行う。 【公衆衛生看護分野】 (角森輝美) 地域で生活する人々や働く人々の健康障害の予防から健康づくりや健康生活を支援するための活動計画や実践活動に関する問題について研究指導を行う。 (吉田大悟) 地域一般住民における認知症発症リスクについて、認知症の危険因子とされる糖尿病・高血圧・喫煙と防御因子とされる食習慣や運動習慣との関連について研究指導を行う。 【高齢者看護分野】 (宮園真美) 高齢者や心疾患患者などの血管機能が低下した対象への温熱刺激による生理的・心理反応と看護への応用について研究指導を行う。 【精神看護分野】 (中島富有子) 精神疾患を有する人の社会参加に向けた精神科看護師の意欲の向上を高めるための方法論及び社会参加支援を促進するリーダー育成の取組みと課題について研究指導を行う。 【急性期看護分野】 (村田節子) がんの治療や症状に対する援助方法及び終末期や緩和ケアなど看護実践に活用するためのがん看護のあり方について研究指導を行う。 【母性看護分野】 (永田華千代) 褥婦にみられる肩こりや下肢浮腫などの不快症状に対する看護介入方法として背部マッサージを用いた看護ケアについて研究指導を行う。								

【到達目標】	1. 問題意識や関心のある現象に関し系統的な文献レビュー等を行い、その現象についての知識や経験を整理し、研究課題を明確化することができる。 2. 研究課題に合った研究デザインを組み、系統的で論理的な方法を用い研究を進めることができる。 3. 図表等を用い、研究結果をわかりやすく記述することができる。 4. 研究データを適切に読み取ったり解釈できる。 5. 研究結果の意味や意義について、得られたデータや先行研究との比較等を通して論理的に考察し、結論に結び付ける。 6. 研究の限界や課題を述べることができる。 7. 研究における倫理的な問題について理解し、適切な配慮ができる。 8. 研究論文を明快かつ論理的に記述し、作成できる。 9. 研究成果の概要を簡潔にまとめて、発表できる。
【授業の方法】	研究課題の設定から修士論文作成に至るまでの以下の研究活動の局面において、指導教員が定期的にグループまたは個別に指導する。 また、学生相互の討論の場、現場研修等、論文の質的向上がはかれるような機会を設ける。
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☒ 4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	研究の在り方、研究者としての倫理、看護学研究的理論と実際を理解し、研究活動を行う。担当教員の指導を受け、研究計画に沿って主体的に実施する。 研究指導時間は120時間（8単位科目）、事前事後学習は240時間以上。
【課題に対するフィードバック】	個別な課題が多いため、個人にフィードバックする。 中間発表会での成果を個別にフィードバックする。 最終学年では、作成した修士論文について、複数の研究指導教員による論文審査、および、口頭試問による最終試験を課す。
【評価方法】	研究計画立案10%、学位論文発表会10%、最終試験(口頭試問)20%、修士論文60%の割合により評価を行う。
【教科書】	必要時に提示する
【参考図書】	1 D.F. ポーリット他：看護研究 原理と方法 第2版、医学書院、2012 2 古谷野宣他：実証研究の手引き 調査と実験の進め方・まとめ方、(株)ワールドプランニング、2000など その他、適宜、紹介する

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ～ 6		ユニット： G I O：問題意識から文献レビューを進めながら研究テーマを絞り込む	関連論文の収集と精読	関連論文のまとめ
7 ～ 11		ユニット： G I O：研究計画の立案と研究倫理申請の準備	研究倫理申請書の準備	研究倫理申請書の作成
12 ～ 15		ユニット： G I O：調査用紙作成・インタビュー訓練等のデータ収集の事前準備	研究デザインに合わせたデータ収集法の学習	
16 ～ 20		ユニット： G I O：データ収集の依頼とデータ整理	データ収集の依頼先の候補リストを作成	データ整理
21 ～ 28		ユニット： G I O：データ整理と結果のまとめ案の作成	結果のまとめ方	図表の作成 結果のまとめ案の作成
29 ～ 33		ユニット： G I O：データ分析計画の立案とデータ分析	研究デザインに合わせたデータ分析方法	データ分析と検証
34 ～ 42		ユニット： G I O：分析結果の解釈と既報論文との比較検討	既報論文と結果の比較検討	既報論文と結果の比較検討
43 ～ 48		ユニット： G I O：考察のストーリー、結論の予想	考察と新規性・独創性の検討	結論の作成
49 ～ 60		ユニット： G I O：論文執筆・口頭試問・論文発表会	修士論文規定に沿った論文の書き方	論文執筆

(旧)

科目名	看護特別研究					時間数	120時間		
学年	1・2	科目区分	必修	単位数	8	授業形態	演習	開講期	通年
評価責任者									
担当教員名	窪田恵子、飯野英親、青木久恵、岩本利恵、岡田賢司、角森輝美、宮園真美、樗木晶子、中島富有子、村田節子、大城知子、梶原江美、永田華千代、晴佐久悟、吉田大悟								
【授業の概要】	学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるよう研究指導を行う。具体的には、自己の研究課題の設定にはじまり、研究計画の立案・調査・分析から論文の作成、研究成果の発表へと結び付けていくことにより、基礎的な研究能力が修得できるように指導する。 【基礎看護分野】 (窪田恵子) 循環機能障害をもつ人の観察とアセスメント及び循環器系に機能障害をもつ人に対する看護など循環器病の診断と治療について研究指導を行う。 (青木久恵) 認知カウンセリング技法を活用した関連図を用いた学習支援法及び学習者の思考過程を支援するチャートを活用した教授法の有用性について研究指導を行う。 (晴佐久悟) 口腔機能の低下と食欲・体力低下との関係及び器質的口腔ケアと機能的口腔ケアによるオーラルフレイル予防効果や誤嚥性肺炎をはじめとする口腔内細菌による感染予防について研究指導を行う。 (梶原江美) 多様な健康問題を持つ対象者の身体状況の診査や診査に基づく臨床判断をするためのフィジカルアセスメント技術について研究指導を行う。 【感染看護分野】 (岡田賢司) 病原微生物に関する知識を感染症に対する対応及び感染予防や感染症患者の看護の実際へ応用・発展させることについて研究指導を行う。 【小児看護分野】 (飯野英親) 先天異常や染色体異常など遺伝性疾患による健康障害をもつ子どもとその家族がより良い療養生活を送るための看護援助の方法について研究指導を行う。 【慢性期看護分野】 (岩本利恵) 難病を抱える患者における自己超越性が高まる要因及び自己超越性と主観的健康観や主体的幸福感との相関関係について研究指導を行う。 (樗木晶子) 心不全患者の身体と認知や精神機能の的確なアセスメント及び心不全増悪因子の評価と症状緩和のための看護ケアについて研究指導を行う。 (大城知子) 感染症の感染過程や感染経路などの感染症の特徴に基づいた感染症患者への対応と感染症患者のための看護ケアについて研究指導を行う。 【公衆衛生看護分野】 (角森輝美) 地域で生活する人々や働く人々の健康障害の予防から健康づくりや健康生活を支援するための活動計画や実践活動に関する問題について研究指導を行う。 (吉田大悟) 地域一般住民における認知症発症リスクについて、認知症の危険因子とされる糖尿病・高血圧・喫煙と防御因子とされる食習慣や運動習慣との関連について研究指導を行う。 【高齢者看護分野】 (宮園真美) 高齢者や心疾患患者などの血管機能が低下した対象への温熱刺激による生理的・心理反応と看護への応用について研究指導を行う。 【精神看護分野】 (中島富有子) 精神疾患を有する人の社会参加に向けた精神科看護師の意欲の向上を高めるための方法論及び社会参加支援を促進するリーダー育成の取組みと課題について研究指導を行う。 【急性期看護分野】 (村田節子) がんの治療や症状に対する援助方法及び終末期や緩和ケアなど看護実践に活用するためのがん看護のあり方について研究指導を行う。 【母性看護分野】 (永田華千代) 褥婦にみられる肩こりや下肢浮腫などの不快症状に対する看護介入方法として背部マッサージを用いた看護ケアについて研究指導を行う。								

【到達目標】	1. 問題意識や関心のある現象に関し系統的な文献レビュー等を行い、その現象についての知識や経験を整理し、研究課題を明確化することができる。 2. 研究課題に合った研究デザインを組み、系統的で論理的な方法を用い研究を進めることができる。 3. 図表等を用い、研究結果をわかりやすく記述することができる。 4. 研究データを適切に読み取ったり解釈できる。 5. 研究結果の意味や意義について、得られたデータや先行研究との比較等を通して論理的に考察し、結論に結び付ける。 6. 研究の限界や課題を述べることができる。 7. 研究における倫理的な問題について理解し、適切な配慮ができる。 8. 研究論文を明快かつ論理的に記述し、作成できる。 9. 研究成果の概要を簡潔にまとめて、発表できる。
【授業の方法】	研究課題の設定から修士論文作成に至るまでの以下の研究活動の局面において、指導教員が定期的にグループまたは個別に指導する。 また、学生相互の討論の場、現場研修等、論文の質的向上がはかれるような機会を設ける。
【ディプロマ・ポリシーとの関連】 □に✓する ※複数選択可	☐ 1. well-being を基盤にした健康支援と口腔に対する看護実践の質的向上に貢献するケアを提案・推進する能力を身に付けている。 ☐ 2. 看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている。 ☒ 3. 看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究し、臨床教育・継続教育で実践するための高度な専門知識と応用能力を身に付けている。 ☒ 4. 看護実践の改善・開発に必要な研究マインドと、医療看護を対象とする看護研究の遂行能力を身に付けている。
【授業時間外の学習】 (事前・事後学習)	研究の在り方、研究者としての倫理、看護学研究的理論と実際を理解し、研究活動を行う。担当教員の指導を受け、研究計画に沿って主体的に実施する。 研究指導時間は120時間（8単位科目）、事前事後学習は240時間以上。
【課題に対するフィードバック】	個別な課題が多いため、個人にフィードバックする。 中間発表会での成果を個別にフィードバックする。 最終学年では、作成した修士論文について、複数の研究指導教員による論文審査、および、口頭試問による最終試験を課す。
【評価方法】	研究計画書、提出された研究論文、口頭試問、発表におけるプレゼンテーション、質疑応答により総合的に評価する。
【教科書】	必要時に提示する
【参考図書】	1 D.F. ポーリット他：看護研究 原理と方法 第2版、医学書院、2012 2 古谷野宣他：実証研究の手引き 調査と実験の進め方・まとめ方、（株）ワールドプランニング、2000など その他、適宜、紹介する

【授業計画】

回数	担当教員	授業内容	事前学習	事後学習
1 ～ 6		ユニット： G I O : 問題意識から文献レビューを進めながら研究テーマを絞り込む	関連論文の収集と精読	関連論文のまとめ
7 ～ 11		ユニット： G I O : 研究計画の立案と研究倫理申請の準備	研究倫理申請書の準備	研究倫理申請書の作成
12 ～ 15		ユニット： G I O : 調査用紙作成・インタビュー訓練等のデータ収集の事前準備	研究デザインに合わせたデータ収集法の学習	
16 ～ 20		ユニット： G I O : データ収集の依頼とデータ整理	データ収集の依頼先の候補リストを作成	データ整理
21 ～ 28		ユニット： G I O : データ整理と結果のまとめ案の作成	結果のまとめ方	図表の作成 結果のまとめ案の作成
29 ～ 33		ユニット： G I O : データ分析計画の立案とデータ分析	研究デザインに合わせたデータ分析方法	データ分析と検証
34 ～ 42		ユニット： G I O : 分析結果の解釈と既報論文との比較検討	既報論文と結果の比較検討	既報論文と結果の比較検討
43 ～ 48		ユニット： G I O : 考察のストーリー、結論の予想	考察と新規性・独創性の検討	結論の作成
49 ～ 60		ユニット： G I O : 論文執筆・口頭試問・論文発表会	修士論文規定に沿った論文の書き方	論文執筆

図書館所蔵文献データベース、電子書籍及び学術雑誌一覧

1. データベース一覧

No.	データベースタイトル	出版社	備考
1	CINAHL with Full Text	EBSCO	洋雑誌 約5,500タイトル収録 「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」な どを含む看護分野のデータベース。 雑誌以外にも訴訟事例・医薬品デー タ・調査測定手段なども閲覧可能
2	医中誌Web	医学中央雑 誌刊行会	和雑誌 約7,500タイトル収録 国内発行の医歯薬・看護学及び関連 分野 約1,400万件の論文が検索可能な 国内医学論文情報WEB検索サービス 福岡歯科大学と相互利用
3	メディカルオンライン	メテオ	和雑誌 約1,400タイトル収録 日本国内の学会・出版社発行の雑誌 に掲載された医歯薬学、看護学、医 療技術、栄養学、衛生・保健などの 医学文献を検索、ダウンロード可能
4	PubMed		医学文献データベースMEDLINEを中 心とした世界中の医学文献を検索可 能
5	Cochrane Library	コクラン共 同計画	ヘルスケアの効果に関して信頼のお けるエビデンスを検索できるデー タベースを集めたもの。症例のみでは なくけがの予防、代替医療、症状を 緩和する自然療法など、多岐に渡る トピックスが閲覧可能 福岡歯科大学と相互利用

2. 学術洋雑誌

No.	学術雑誌タイトル（洋雑誌）	発行頻度	出版社
1	Amerian Journal of Nursing（Print+Online）	12numbers	Lippincott Williams & Wilkins
2	International Nursing Review（Print+Online）	4numbers	Wiley
3	Journal of Clinical Nursing（Print）	24numbers	Wiley
4	Journal of Nursing Care Quality（Print+Online）	4numbers	Lippincott Williams & Wilkins
5	Nursing Research（Print+Online）	6numbers	Lippincott Williams & Wilkins
6	Research in Nursing and Health（Print）	10numbers	Wiley

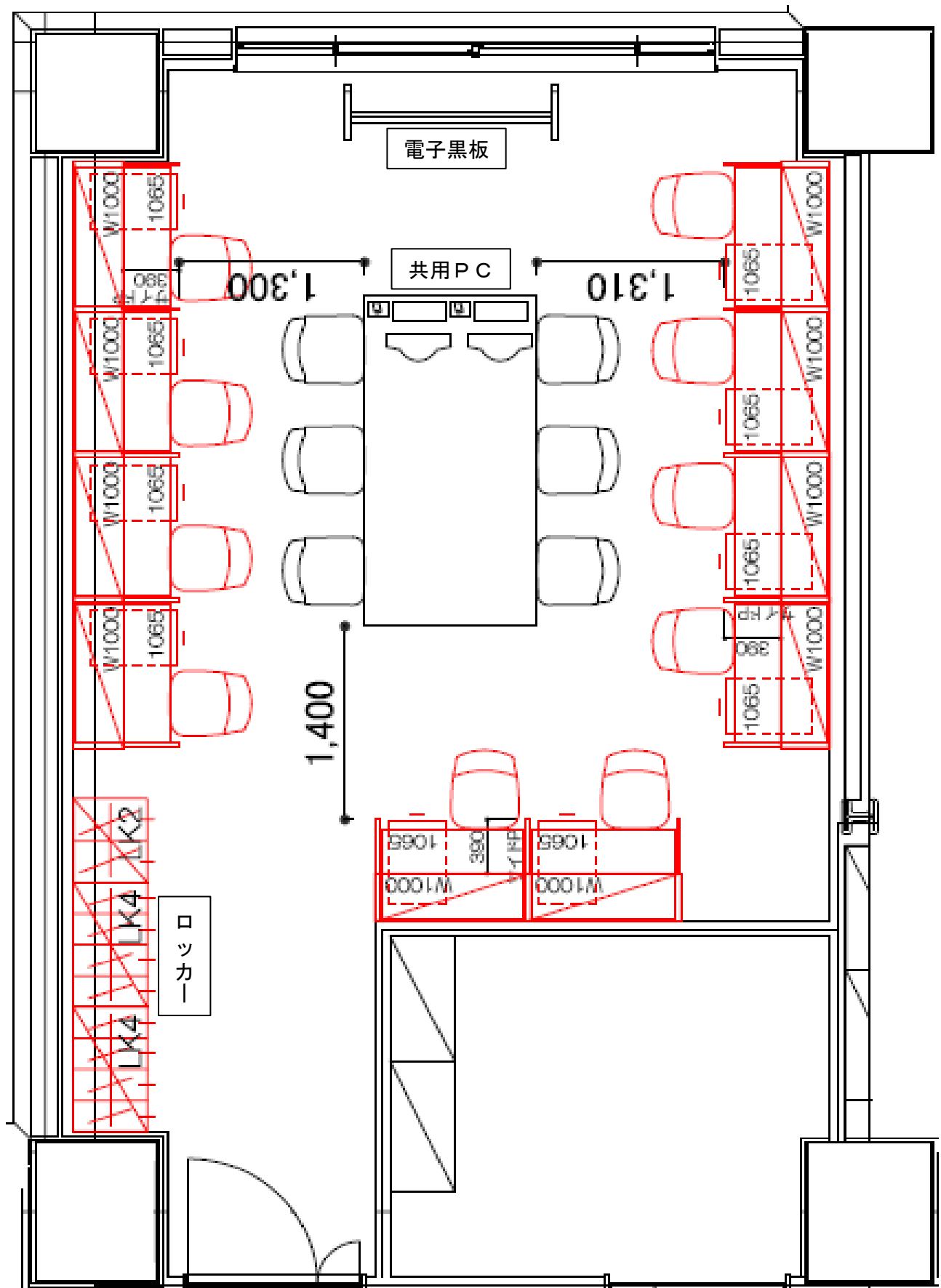
3. 電子書籍

No.	電子書籍タイトル	出版社名
1	写真でわかる介護職のための医療的ケア	インターメディカ
2	よくわかる!口腔ケア	メヂカルフレンド社
3	看護学大辞典 第6版	メヂカルフレンド社
4	基礎看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
5	老年看護技術 第3版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
6	精神看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
7	在宅看護技術 第3版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
8	成人看護技術 一急性・クリティカルケア看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
9	成人看護技術 一慢性看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
10	成人看護技術 一リハビリテーション看護一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
11	成人看護技術 一がん・ターミナルケア一第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
12	小児看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
13	母性看護技術 第2版 (看護実践のための根拠がわかる)	メヂカルフレンド社
14	看護学生のための臨床検査 第2版 (看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社
15	看護学生のためのバイタルサイン 第2版 (看護学生のためのよくわかるBOOKs)	メヂカルフレンド社
16	症状別アセスメント ーナースが症状をマネジメントする!ー	メヂカルフレンド社
17	最新医学大辞典 第3版	医歯薬出版
18	看護技術プラクティス ー医療安全と感染管理をふまえた一第3版	学研メディカル秀潤社
19	新解剖学 新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
20	新病理学 新装版 第5版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
21	多職種協働ケアで必要とされる共通言語の基礎知識	日本医事新報社
22	新衛生・公衆衛生学 新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
23	新発生学 改訂第4版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
24	新薬理学 フルカラー新装版 改訂第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
25	新微生物学 (Qシリーズ)	日本医事新報社
26	新組織学 フルカラー新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
27	新生理学 フルカラー新装版 第6版 (Qシリーズ)	日本医事新報社
28	エキスパートの臨床知による検査値ハンドブック 第2版	総合医学社
29	看護現場ですぐに役立つファシリテーションの秘訣	総合医学社
30	バイタルサインからの臨床診断 ー豊富な症例演習で、病態を見抜く力がつく!ー改訂版	羊土社

4. 学術和雑誌

No.	学術雑誌タイトル（和雑誌）	発行頻度	出版社
1	ブレインナーシング	月刊	メディカ出版
2	クリニカルスタディ	月刊	メヂカルフレンド社
3	コミュニティケア	月刊	日本看護協会出版会
4	エキスパートナース	月刊	照林社
5	がん看護	隔月刊	南江堂
6	月刊ナーシング	月刊	学研メディカル秀潤社
7	ハートナーシング	月刊	メディカ出版
8	保健師ジャーナル	月刊	医学書院
9	訪問看護と介護	月刊	医学書院
10	ICNR (Intensive Care Nursing Review)	季刊	学研メディカル秀潤社
11	インфекションコントロール	月刊	メディカ出版
12	看護	月刊	日本看護協会出版会
13	看護技術	月刊	メヂカルフレンド社
14	看護実践の科学	月刊	看護の科学社
15	看護展望	月刊	メヂカルフレンド社
16	緩和ケア	隔月刊	青海社
17	厚生指標	月刊	厚生統計協会
18	看護管理	月刊	医学書院
19	看護教育	月刊	医学書院
20	看護研究	隔月刊	医学書院
21	公衆衛生	月刊	医学書院
22	ナーシング・キャンパス	月刊	学研メディカル秀潤社
23	プチナース	月刊	照林社
24	ペリネイタルケア	月刊	メディカ出版
25	臨床老年看護	隔月刊	日総研出版
26	老年看護学	年2回	ワールドプランニング
27	消化器ナーシング	月刊	メディカ出版
28	小児看護	月刊	へるす出版
29	整形外科看護	月刊	メディカ出版
30	精神科看護	月刊	精神看護出版
31	精神看護	隔月刊	医学書院
32	糖尿病ケア	月刊	メディカ出版
33	YORi-SOUがんナーシング	隔月刊	メディカ出版

大学院生の研究室(図面) (案)



学部と大学院の時間割と教室の使用状況（前期）

教室	収容人数	主に使用する学年	備考	前 期												大学院2年の時間割				
				月			火			水			木			金				
				1限	2限	3限	1限	2限	3限	1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限	6限
101	255	4年	使用学年	4年			看護管理	4年	災害看護						4年	国際看護				
			講義名	看護管理	包括的情報システム論															
201	120	1年	使用学年	1年	1年	1年	健康と食生活	1年	まちづくり概論	1年	福祉とデザイン	1年	看護教育のための生物学		1年	看護教育のための数学	1年	形態機能学(解剖1)	1年	基礎看護技術論演習
			講義名	情報リテラシー	基礎ゼミナールI	日本語表現法(伝達表現)	健康と食生活	well-being	ライフサイエンスと成長発達											
202	120	3年	使用学年			3年											3年			
			講義名			小児看護論											看護研究方法論			
203	120	2年	使用学年	2年	2年	2年	栄養・代謝機能(生化学)	2年	急性期・回復期看護論I	2年	慢性期・回復期看護論I	2年	精神看護学概論	2年	2年	在宅看護概論			2年	看護過程論
			講義名	統計分析手法	英語コミュニケーションIII	国際と協力	栄養・代謝機能(生化学)	病態疾病論III												
学習室	20	大学院1年	使用学年												大学院1年	在宅看護概論		大学院1年	高齢者看護学概論	大学院1年
			講義名																	
セミナーC	12	大学院2年	使用学年																	
			講義名																	
実習室1	120		使用学年																	
			講義名																	
実習室2	60		使用学年		3年		小児看護論演習								3年	在宅看護論演習				
			講義名		母性看護論演習															
実習室3	60		使用学年		3年		小児看護論演習								3年	在宅看護論演習				
			講義名		母性看護論演習															
実習室4	60		使用学年	3年																
			講義名	健康回復支援論演習																

学部と大学院の時間割と教室の使用状況（後期）

大学院生が主に使用する教室

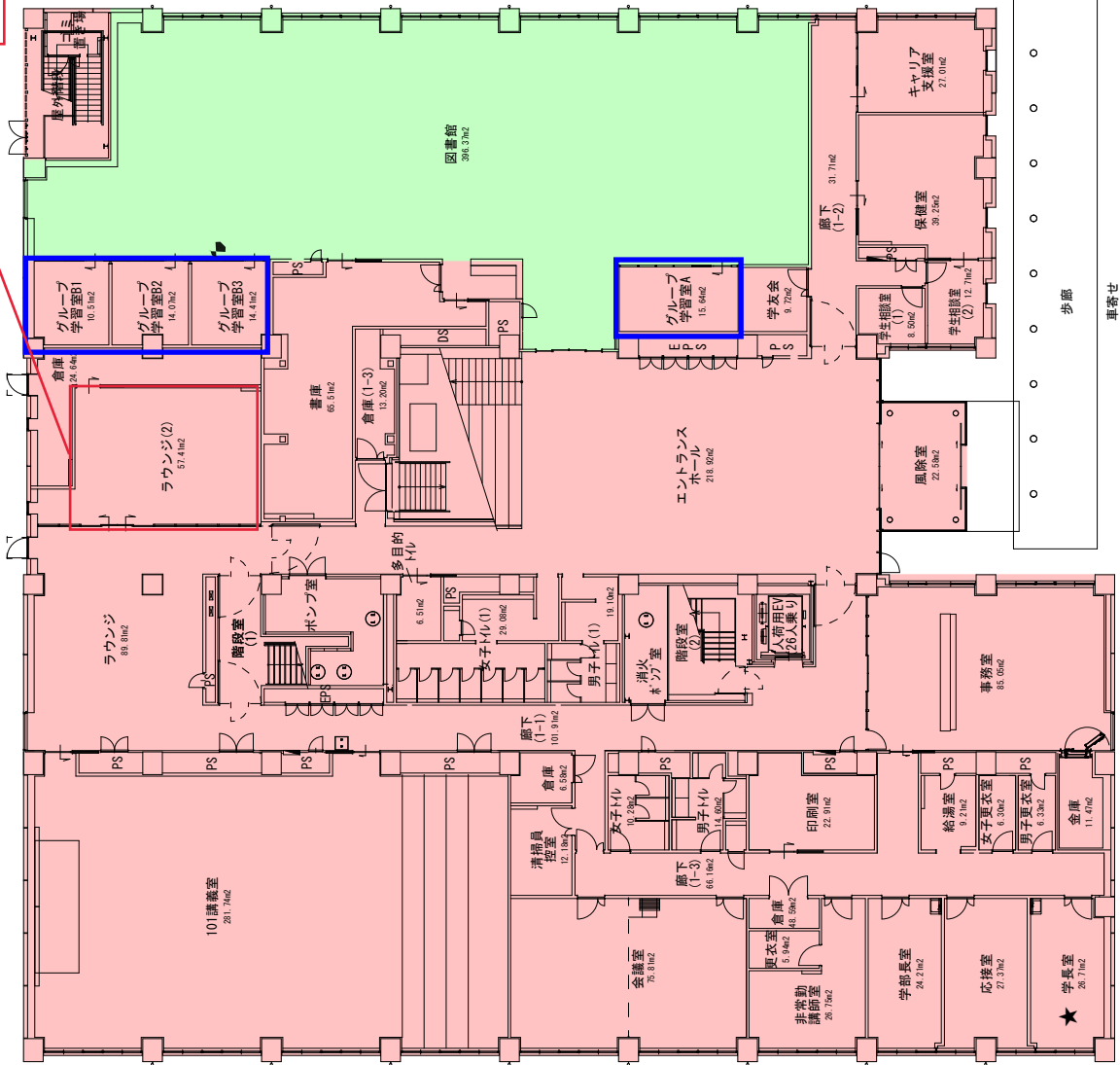
大学院1年の時間割

大学院2年の時間割

教室		収容人数	主に使用する学年	備考	月										火										水					木					金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限	1限	2限	3限	4限	5限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
101	教 室	255	4 年	使用学年	公衆衛生看護活動論Ⅳ	4年	公衆衛生看護活動論Ⅴ	4年	看護管理	4年	包括的情報システム論	4年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

新設学習室及び図書館グループ学習室図面

2020年3月末に売店を別棟に移設し、2020年4月から学習室等多目的に利用



(説明資料30)

※大学院生の授業については、学部授業と調整しながら、講義室、実習室等を有効利用する。